

昭和二十四年建設省令第十四号

建設業法施行規則

建設業法（昭和二十四年法律第百号）に基き、建設業法施行規則を次のように制定する。

第一条 建設業法（以下「法」という。）第七條第二号イに規定する学科は、次の表の上欄に掲げる許可（一般建設業の許可をいう。第四條第四項を除き、以下の条から第十條までにおいて同じ。）を受けようとする建設業に於て同表の下欄に掲げる学科とする。

土木工事業 舗装工事業	土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。以下この表において同じ。） 、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科
建築工事業 大工工事業 ガラス工事業 内装仕上工事業	建築学又は都市工学に関する学科
左官工事業 とび・土工工事業 石工事業 屋根工事業 タイル・れんが・ブロック工事業 塗装工事業 解体工事業	土木工学又は建築学に関する学科
電気工事業 電気通信工事業	電気工学又は電気通信工学に関する学科
管工事業 水道施設工事業 清掃施設工事業	土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科
鋼構造物工事業 鉄筋工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
しゅんせつ工事業	土木工学又は機械工学に関する学科
板金工事業	建築学又は機械工学に関する学科
防水工事業	土木工学又は建築学に関する学科
機械器具設置工事業 消防施設工事業	建築学、機械工学又は電気工学に関する学科
熱絶縁工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
造園工事業	土木工学、建築学、都市工学又は林学に関する学科
さく井工事業	土木工学、鉱山学、機械工学又は衛生工学に関する学科
建具工事業	建築学又は機械工学に関する学科

第二条（許可申請書及び添付書類の様式）

法第五條の許可申請書及び法第六條第一項の許可申請書の添付書類のうち同條第一項第一号から第四号までに掲げるもの様式は、次に掲げるものとする。

- 一 許可申請書 別記様式第一号
- 二 法第六條第一項第一号に掲げる書面 別記様式第二号
- 三 法第六條第一項第二号に掲げる書面 別記様式第三号
- 四 法第六條第一項第三号に掲げる書面 別記様式第四号
- 五 削除

六 法第六條第一項第四号に掲げる書面 別記様式第六号

（法第六條第一項第五号の書面）

第三條 法第六條第一項第五号の書面のうち法第七條第一号に掲げる基準を満たしていることを証する書面は、次に掲げる書面その他当該事項を証するに足りる書面とする。

- 一 次に掲げる基準に於て、それぞれ次に定める書面
 - イ 第七條第一号イに掲げる基準 別記様式第七号による証明書及び常勤役員等（法人である場合においてはその役員のうち常勤であるもの、個人である場合においてはその者又はその支配人をいう。以下同じ。）が当該イ（1）から（3）までのいずれかに規定する経験を有することを証する別記様式第七号による使用者の証明書書
 - ロ 第七條第一号ロに掲げる基準 次に掲げる書面
 - （1） 別記様式第七号の二による証明書
 - （2） 常勤役員等が第七條第一号ロ（1）又は（2）に規定する経験を有することを証する別記様式第七号の二による使用者の証明書
 - （3） 第七條第一号ロ（1）又は（2）に規定する経験を有する常勤役員等を直接に補佐する者が当該ロ柱書に規定する経験を有することを証する別記様式第七号の二による証明書
 - （4） 組織図（全社的なものを含む。かつ、（3）の常勤役員等を直接に補佐する当該ロ柱書に規定する経験を有する者の位置付けを明確にすること。）
- ハ 第七條第一号ハに掲げる基準 当該ハの規定により同号イ又はロに掲げるものと同等以上の経営体制を有すると認定された者であることを証する証明書
- ニ 別記様式第七号の三による第七條第二号イからハまでに規定する届書の内容を記載した書面及び当該届書を提出したことを証する書面

- 2 法第六條第一項第五号の書面のうち法第七條第二号に掲げる基準を満たしていることを証する書面は、別記様式第八号による証明書並びに第一号及び第二号又は第二号から第四号までのいずれかに掲げる書面その他当該事項を証するに足りる書面とする。
 - 一 学校を卒業したこと及び学科を修めたことを証する学校の証明書
 - 二 実務の経験を証する別記様式第九号による使用者の証明書
 - 三 法第七條第二号ハの規定により知識及び技術又は技能を有すると認定された者であることを証する証明書
 - 四 監理技術者資格者証の写し
- 3 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下「情報通信技術活用法」という。）第六條第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して許可を申請する者（許可の更新を申請する者を除く。）は、前項の規定にかかわらず、法第七條第二号に掲げる基準を満たしていることを証する書面（別記様式第八号による証明書を除き、国土交通大臣が定める書面に限る。）の提出を省略することができる。
- 4 許可の更新を申請する者は、第二項の規定にかかわらず、法第七條第二号に掲げる基準を満たしていることを証する書面の提出を省略することができる。

第四条（法第六條第一項第六号の書類）

法第六條第一項第六号の国土交通省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

- 一 別記様式第十一号による建設業法施行令（以下「令」という。）第三條に規定する使用人の一覧表
- 二 削除
- 三 別記様式第十二号による許可申請者（法人である場合においてはその役員等をいい、営業に關し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合においてはその法定代理人（法人である場合においては、その役員等）を含む。次号において同じ。）の住所、生年月日等に關する調査

四 別記様式第十三号による令第三条に規定する使用人（当該使用人に許可申請者が含まれる場合には、当該許可申請者を除く。）の住所、生年月日等に関する調査

五 許可申請者（法人である場合においてはその役員をいい、営業に関し成年者と同じの行為能力を有しない未成年者である場合においてはその法定代理人（法人である場合においては、その役員）を含む。）及び令第三条に規定する使用人が、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書

六 法人である場合においては、定款

七 法人である場合においては、別記様式第十四号による総株主の議決権の百分の五以上を有する株主又は出資の総額の百分の五以上に相当する出資をしている者の氏名又は名称、住所及びその有する株式の数又はその者のない上に出資の価額を記載した書面

八 株式会社（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第八十七号）第三条第二項に規定する特例有限会社を除く。以下同じ。）以外の法人又は小会社（資本金の額が一億円以下であり、かつ、最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が二百億円以上でない株式会社をいう。以下同じ。）である場合においては別記様式第十五号から第十七号の二までによる直前一年の各事業年度の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表、株式会社（小会社を除く。）である場合においてはこれらの書類及び別記様式第十七号の三による附属明細表

九 個人である場合においては、別記様式第十八号及び第十九号による直前一年の各事業年度の貸借対照表及び損益計算書

十 商業登記がなされている場合においては、登記事項証明書

十一 個人である場合（第三号の未成年者であつて、その法定代理人が法人である場合に限る。）においては、その法定代理人の登記事項証明書

十二 別記様式第二十号による営業の沿革を記載した書面

十三 法第二十七条の三十七に規定する建設業者団体に所属する場合には、別記様式第二十号の二による当該建設業者団体の名称及び当該建設業者団体に所属した年月日を記載した書面

十四 国土交通大臣の許可を申請する者については、法人にあつては法人税、個人にあつては所得税のそれぞれ直前一年の各年度における納付すべき額及び納付済額を証する書面

十五 都道府県知事の許可を申請する者については、事業税の直前一年の各年度における納付すべき額及び納付済額を証する書面

十六 別記様式第二十号の三による主要取引金融機関名を記載した書面

十七 国土交通大臣又は都道府県知事は、許可申請者に対し、前項に掲げるもののほか、必要と認められる書類を提出させることができる。

十八 情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して許可を申請する者（許可の更新を申請する者を除く。）は、第一項の規定にかかわらず、同項第六号から第十一号まで、第十四号及び第十五号に掲げる書類のうち国土交通大臣が定める書類の提出を省略することができる。

十九 一般建設業の許可を申請する者（一般建設業の許可の更新を申請する者を除く。）が、特定建設業の許可又は当該申請に係る建設業以外の建設業の一般建設業の許可を受けているときは、第一項の規定にかかわらず、同項第六号から第十六号までに掲げる書類の提出を省略することができる。ただし、法第九条第一項各号のいずれかに該当して新たに一般建設業の許可を申請する場合は、この限りでない。

二十 許可の更新を申請する者は、第一項の規定にかかわらず、同項第六号から第十一号まで及び第十三号から第十六号までに掲げる書類の提出を省略することができる。ただし、同項第六号、第七号、第十号、第十一号、第十三号及び第十六号に掲げる書類については、その記載事項に変更がない場合に限る。

（許可の更新の申請）

第二十五条 法第三条第三項の規定により、許可の更新を受けようとする者は、有効期間満了の日の三十日前までに許可申請書を提出しなければならない。

（提出すべき書類の部数）

第六条 法第五条の規定により提出すべき許可申請書及びその添付書類の部数は、次のとおりとする。

一 国土交通大臣の許可を受けようとする者にあつては、正本及び副本各一通

二 都道府県知事の許可を受けようとする者にあつては、当該都道府県知事の定める数（法第七条第一号の基準）

第七条 法第七条第一号の国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 次のいずれかに該当するものであること。

イ 常勤役員等のうち一人が次のいずれかに該当する者であること。

(1) 建設業に關し五年以上経營業務の管理責任者としての経験を有する者

(2) 建設業に關し五年以上経營業務の管理責任者に準ずる地位にある者（経營業務を執行する権限の委任を受けた者に限る。）として経營業務を管理した経験を有する者

(3) 建設業に關し六年以上経營業務の管理責任者に準ずる地位にある者として経營業務の管理責任者を補佐する業務に従事した経験を有する者

ロ 常勤役員等のうち一人が次のいずれかに該当する者であつて、かつ、財務管理の業務経験（許可を受けている建設業者にあつては当該建設業者、許可を受けようとする建設業者を営む者にあつては当該建設業者を営む者における五年以上の建設業の業務経験に限る。以下このロにおいて同じ。）を有する者、労務管理の業務経験を有する者及び業務運営の業務経験を有する者を当該常勤役員等を直接に補佐する者としてそれぞれ置くものであること。

(1) 建設業に關し、二年以上役員等としての経験を有し、かつ、五年以上役員等又は役員等に次ぐ職制上の地位にある者（財務管理、労務管理又は業務運営の業務を担当するものに限る。）としての経験を有する者

(2) 五年以上役員等としての経験を有し、かつ、建設業に關し、二年以上役員等としての経験を有する者

ハ 国土交通大臣がイ又はロに掲げるものと同等以上の経営体制を有すると認定したものと。

二 次のいずれにも該当する者であること。

イ 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第三条第三項に規定する適用事業所に該当する全ての営業所に關し、健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）第十九条第一項の規定による届書を提出した者であること。

ロ 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第十五号）第六条第一項に規定する適用事業所に該当する全ての営業所に關し、厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第二十七号）第十三条第一項の規定による届書を提出した者であること。

ハ 雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）第五条第一項に規定する適用事業の事業所に該当する全ての営業所に關し、雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第四百四十一条第一項の規定による届書を提出した者であること。

（変更の届出）

第七條の二 建設業者は、営業所に置く法第七條第二号イ、ロ若しくはハに該当する者として証明された者又は第七條第一号イ若しくはロ柱書に規定する経験を有する者として証明された者若しくは同号ロ（一）若しくは（二）に該当する者として証明された者が氏名を変更したときは、二週間以内に、国土交通大臣又は都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

二十 建設業者は、前条第一項第一号イ若しくはロ（一）若しくは（二）に該当する者として証明された者が常勤役員等でなくなつた場合、同号ロ柱書に規定する経験を有する者として証明された者が同号ロ（一）若しくは（二）に該当する常勤役員等を直接に補佐する者でなくなつた場合又は同号ハに該当しなくなつた場合において、これらに代わるべき者又は経営体制があるときは、

二週間以内に、その者又は経営体制について、第三条第一項第一号に掲げる書面その他当該事項を証するに足る書面を国土交通大臣又は都道府県知事に提出しなければならぬ。

3 建設業者は、別記様式第七号の三の記載事項に変更を生じたときは、二週間（当該変更が従業員数のみである場合においては、毎事業年度経過後四月）以内に、別記様式第七号の三による変更後の内容を記載した書面に、当該変更の内容を証する書類を添えて（当該変更が従業員数のみである場合を除く）、国土交通大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。

4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項の氏名の変更に係る本人確認情報（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の六第一項に規定する本人確認情報をいう。以下同じ。）のうち住民票コード（同法第七号第三十三号に規定する住民票コードをいう。以下同じ。）以外のものについて、同法第三十条の九若しくは第三十条の十一第一項（同項第一号に係る部分に限る。）の規定によるその提供を受けることができないとき、又は同法第三十条の十五第一項（同項第一号に係る部分に限る。）の規定によるその利用ができないときは、当該建設業者に対し、戸籍抄本又は住民票の抄本を提出させることができる。

（法第七号第二号への知識及び技術又は技能を有するものと認められる者）

第七条の三 法第七号第二号への知識及び技術又は技能を有するものと認められる者

又は技能を有するものとして国土交通大臣が認定する者は、次に掲げる者とする。

一 許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関し、旧実業学校卒業程度検定規程（大正十四年文部省令第三十号）による検定で第一条に規定する学科に合格した後五年以上又は旧専門学校卒業程度検定規程（昭和十八年文部省令第四十六号）による検定で同条に規定する学科に合格した後三年以上実務の経験を有する者

二 前号に掲げる者のほか、次の表の上欄に掲げる許可を受けようとする建設業の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる者

土木工事業	建築工事業	大工工事業
<p>一 技術検定のうち建設機械施工管理又は土木施工管理に係る一級又は二級の第二次検定（土木施工管理に係る二級の第二次検定にあつては検定種別を「土木」とするものに限る。）に合格した者</p> <p>二 技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）第四条第一項の規定による第二試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業農村工学」とするものに限る）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、「農業農村工学」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。）とするものに合格した者</p>	<p>一 技術検定のうち建築施工管理に係る一級又は二級の第二次検定（二級の第二次検定にあつては検定種別を「建築」とするものに限る。）に合格した者</p> <p>二 建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第四条の規定による一級建築士又は二級建築士の免許を受けた者</p>	<p>一 技術検定のうち建築施工管理に係る一級又は二級の第二次検定（二級の第二次検定にあつては検定種別を「躯体」又は「仕上げ」とするものに限る。）に合格した者</p> <p>二 技術検定のうち建築施工管理に係る一級の第一次検定に合格した後大工工事に関し三年以上実務の経験を有する者</p> <p>三 技術検定のうち建築施工管理に係る二級の第一次検定又は第二次検定（二級の第二次検定にあつては検定種別を「建築」とするものに限る。）に合格した後大工工事に関し五年以上実務の経験を有する者</p> <p>四 建築士法第四条の規定による一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を受けた者</p> <p>五 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第四十四条第一項の規定による技能検定のうち検定職種を一級の建築大工若しくは型枠施工とするものに合</p>

格した者又は検定職種を二級の建築大工若しくは型枠施工とするものに合格した後大工工事に関し三年以上実務の経験を有する者

六 建築一式工及び大工工事に関し十二年以上実務の経験を有する者のうち、大工工事に関し八年を超える実務の経験を有する者

七 大工工及び内装仕上工事に関し十二年以上実務の経験を有する者のうち、大工工事に関し八年を超える実務の経験を有する者

一 技術検定のうち建築施工管理に係る一級又は二級の第二次検定（二級の第二次検定にあつては検定種別を「仕上げ」とするものに限る。）に合格した者

二 技術検定のうち土木施工管理、建築施工管理若しくは造園施工管理に係る一級の第一次検定又は土木施工管理若しくは造園施工管理に係る一級の第二次検定に合格した後左官工事に関し三年以上実務の経験を有する者

三 技術検定のうち土木施工管理、建築施工管理又は造園施工管理に係る二級の第一次検定又は第二次検定（建築施工管理に係る二級の第二次検定にあつては検定種別を「建築」又は「躯体」とするものに限る。）に合格した後左官工事に関し五年以上実務の経験を有する者

四 職業能力開発促進法第四十四条第一項の規定による技能検定のうち検定職種を一級の左官とするものに合格した者又は検定職種を二級の左官とするものに合格した後左官工事に関し三年以上実務の経験を有する者

一 技術検定のうち建設機械施工管理、土木施工管理又は建築施工管理に係る一級又は二級の第二次検定（土木施工管理に係る二級の第二次検定にあつては検定種別を「土木」又は「葉液注入」とするものに限る）、建築施工管理に係る二級の第二次検定にあつては検定種別を「躯体」とするものに限る。）に合格した者

二 技術検定のうち土木施工管理、建築施工管理若しくは造園施工管理に係る一級の第一次検定又は造園施工管理に係る一級の第二次検定に合格した後とび・土工・コンクリート工事に関し三年以上実務の経験を有する者

三 技術検定のうち土木施工管理、建築施工管理又は造園施工管理に係る二級の第一次検定又は第二次検定（土木施工管理に係る二級の第二次検定にあつては検定種別を「鋼構造物塗装」とするものに限る）、建築施工管理に係る二級の第二次検定にあつては検定種別を「建築」又は「仕上げ」とするものに限る。）に合格した後とび・土工・コンクリート工事に関し五年以上実務の経験を有する者

四 技術士法第四条第一項の規定による第二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業農村工学」とするものに限る）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、「農業農村工学」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。）とするものに合格した者

五 職業能力開発促進法第四十四条第一項の規定による技能検定のうち検定職種を一級のとび、型枠施工、コンクリート圧送施工若しくはウエルポイント施工とするものに合格した者又は検定職種を二級のとびとするものに合格した後とび工事に関し三年以上実務の経験を有する者、検定職種を二級の型枠施工若しくはコンクリート圧送施工とするものに合格した後コンクリート工事に関し三年以上実務の経験を有する者

六 地すべり防止工事に必要な知識及び技術を確保するための試験であつて次条から第七条の六までの規定により国土交通大臣の登録を受けたもの（以下「登録地すべり防止工事試験」という。）に合格した後土工工事に関し一年以上実務の経験を有する者

左官工事業	とび・土工工事業
<p>一 技術検定のうち土木施工管理、建築施工管理若しくは造園施工管理に係る一級の第一次検定又は土木施工管理若しくは造園施工管理に係る一級の第二次検定に合格した後左官工事に関し三年以上実務の経験を有する者</p> <p>二 技術検定のうち土木施工管理、建築施工管理又は造園施工管理に係る二級の第一次検定又は第二次検定（建築施工管理に係る二級の第二次検定にあつては検定種別を「建築」又は「躯体」とするものに限る。）に合格した後左官工事に関し五年以上実務の経験を有する者</p> <p>三 技術検定のうち土木施工管理、建築施工管理又は造園施工管理に係る二級の第一次検定又は第二次検定（土木施工管理に係る二級の第二次検定にあつては検定種別を「鋼構造物塗装」とするものに限る）、建築施工管理に係る二級の第二次検定にあつては検定種別を「建築」又は「仕上げ」とするものに限る。）に合格した後とび・土工・コンクリート工事に関し五年以上実務の経験を有する者</p> <p>四 技術士法第四条第一項の規定による第二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業農村工学」とするものに限る）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、「農業農村工学」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>五 職業能力開発促進法第四十四条第一項の規定による技能検定のうち検定職種を一級のとび、型枠施工、コンクリート圧送施工若しくはウエルポイント施工とするものに合格した者又は検定職種を二級のとびとするものに合格した後とび工事に関し三年以上実務の経験を有する者、検定職種を二級の型枠施工若しくはコンクリート圧送施工とするものに合格した後コンクリート工事に関し三年以上実務の経験を有する者</p> <p>六 地すべり防止工事に必要な知識及び技術を確保するための試験であつて次条から第七条の六までの規定により国土交通大臣の登録を受けたもの（以下「登録地すべり防止工事試験」という。）に合格した後土工工事に関し一年以上実務の経験を有する者</p>	<p>一 技術検定のうち土木施工管理、建築施工管理又は造園施工管理に係る一級又は二級の第二次検定（土木施工管理に係る二級の第二次検定にあつては検定種別を「土木」又は「葉液注入」とするものに限る）、建築施工管理に係る二級の第二次検定にあつては検定種別を「躯体」とするものに限る。）に合格した者</p> <p>二 技術検定のうち土木施工管理、建築施工管理若しくは造園施工管理に係る一級の第一次検定又は造園施工管理に係る一級の第二次検定に合格した後とび・土工・コンクリート工事に関し三年以上実務の経験を有する者</p> <p>三 技術検定のうち土木施工管理、建築施工管理又は造園施工管理に係る二級の第一次検定又は第二次検定（土木施工管理に係る二級の第二次検定にあつては検定種別を「鋼構造物塗装」とするものに限る）、建築施工管理に係る二級の第二次検定にあつては検定種別を「建築」又は「仕上げ」とするものに限る。）に合格した後とび・土工・コンクリート工事に関し五年以上実務の経験を有する者</p> <p>四 技術士法第四条第一項の規定による第二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業農村工学」とするものに限る）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、「農業農村工学」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>五 職業能力開発促進法第四十四条第一項の規定による技能検定のうち検定職種を一級のとび、型枠施工、コンクリート圧送施工若しくはウエルポイント施工とするものに合格した者又は検定職種を二級のとびとするものに合格した後とび工事に関し三年以上実務の経験を有する者、検定職種を二級の型枠施工若しくはコンクリート圧送施工とするものに合格した後コンクリート工事に関し三年以上実務の経験を有する者</p> <p>六 地すべり防止工事に必要な知識及び技術を確保するための試験であつて次条から第七条の六までの規定により国土交通大臣の登録を受けたもの（以下「登録地すべり防止工事試験」という。）に合格した後土工工事に関し一年以上実務の経験を有する者</p>

<p>電気工 事業</p> <p>一 技術検定のうち電気工事施工管理に係る一級又は二級の第二次検定に合格した者</p> <p>二 技術士法第四条第一項の規定による第二次試験のうち技術部門を電気電子部門、建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を電気電子部門又は建設部門に係るものとするものに限る。）とするものに合格した者</p>	<p>屋根工 事業</p> <p>一 技術検定のうち建築施工管理に係る一級又は二級の第二次検定（二級の第二次検定にあつては検定種別を「仕上げ」とするものに限る。）に合格した者</p> <p>二 技術検定のうち土木施工管理、建築施工管理若しくは造園施工管理に係る一級の第一次検定又は土木施工管理若しくは造園施工管理に係る一級の第二次検定に合格した後屋根工事に關し三年以上実務の経験を有する者</p> <p>三 技術検定のうち土木施工管理、建築施工管理又は造園施工管理に係る二級の第一次検定又は第二次検定（建築施工管理に係る二級の第二次検定にあつては検定種別を「建築」又は「躯体」とするものに限る。）に合格した後屋根工事に關し五年以上実務の経験を有する者</p> <p>四 建築士法第四条の規定による一級建築士又は二級建築士の免許を受けた者</p> <p>五 職業能力開発促進法第四十四条第一項の規定による技能検定のうち検定職種を一級の建築板金若しくはかわらぶきとするものに合格した者又は検定職種を二級の建築板金若しくはかわらぶきとするものに合格した後屋根工事に關し三年以上実務の経験を有する者</p> <p>六 建築一式工事及び屋根工事に關し十二年以上実務の経験を有する者のうち、屋根工事に關し八年を超える実務の経験を有する者</p>	<p>石工 業</p> <p>一 技術検定のうち土木施工管理又は建築施工管理に係る一級又は二級の第二次検定（土木施工管理に係る二級の第二次検定にあつては検定種別を「土木」とするものに限る。）、建築施工管理に係る二級の第二次検定にあつては検定種別を「仕上げ」とするものに限る。）に合格した者</p> <p>二 技術検定のうち土木施工管理、建築施工管理若しくは造園施工管理に係る一級の第一次検定又は造園施工管理に係る一級の第二次検定に合格した後石工事に關し三年以上実務の経験を有する者</p> <p>三 技術検定のうち土木施工管理、建築施工管理又は造園施工管理に係る二級の第一次検定又は第二次検定（土木施工管理に係る二級の第二次検定にあつては検定種別を「鋼構造物塗装」又は「薬液注入」とするものに限る。）、建築施工管理に係る二級の第二次検定にあつては検定種別を「建築」又は「躯体」とするものに限る。）に合格した後石工事に關し五年以上実務の経験を有する者</p> <p>四 職業能力開発促進法第四十四条第一項の規定による技能検定のうち検定職種を一級のブロック建築若しくは石材施工とするものに合格した者又は検定職種を二級のブロック建築若しくは石材施工とするものに合格した後石工事に關し三年以上実務の経験を有する者</p>	<p>七 基礎ぐい工事に必要な知識及び技術を確認するための試験であつて次条から第七条の六までの規定により国土交通大臣の登録を受けたもの（以下「登録基礎ぐい工事試験」という。）に合格した者</p> <p>八 土木一式工事及びび・土工・コンクリート工事に關し十二年以上実務の経験を有する者のうち、とび・土工・コンクリート工事に關し八年を超える実務の経験を有する者</p> <p>九 とび・土工・コンクリート工事及び解体工事に關し十二年以上実務の経験を有する者のうち、とび・土工・コンクリート工事に關し八年を超える実務の経験を有する者</p>
---	--	--	--

<p>電気工 事業</p> <p>一 技術検定のうち電気工事施工管理に係る一級又は二級の第二次検定に合格した者</p> <p>二 技術士法第四条第一項の規定による第二次試験のうち技術部門を電気電子部門、建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を電気電子部門又は建設部門に係るものとするものに限る。）とするものに合格した者</p>	<p>管工 業</p> <p>一 技術検定のうち管工事施工管理に係る一級又は二級の第二次検定に合格した者</p> <p>二 技術士法第四条第一項の規定による第二次試験のうち技術部門を機械部門（選択科目を「熱・動力エネルギー機器」又は「流体機器」とするものに限る。）、下水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門（選択科目を「熱・動力エネルギー機器」、「流体機器」又は「上下水道部門若しくは衛生工学部門に係るものとするものに限る。）」とするものに限る。）に合格した者</p> <p>三 職業能力開発促進法第四十四条第一項の規定による技能検定のうち検定職種を一級の建築板金（選択科目を「ダクト板金作業」とするものに限る。以下この欄において同じ。）、冷凍空気調和機器施工若しくは配管（選択科目を「建築配管作業」とするものに限る。以下同じ。）」とするものに合格した者又は検定職種を二級の建築板金、冷凍空気調和機器施工若しくは配管とするものに合格した後管工事に關し三年以上実務の経験を有する者</p> <p>四 建築士法第二条第五項に規定する建築設備士となつた後管工事に關し一年以上実務の経験を有する者</p> <p>五 水道法（昭和三十三年法律第七十七号）第二十五条の五第一項の規定による給水装置工事主任技術者免状の交付を受けた後管工事に關し一年以上実務の経験を有する者</p> <p>六 登録計装試験に合格した後管工事に關し一年以上実務の経験を有する者</p>	<p>管工 業</p> <p>一 技術検定のうち管工事施工管理に係る一級又は二級の第二次検定に合格した者</p> <p>二 技術士法第四条第一項の規定による第二次試験のうち技術部門を機械部門（選択科目を「熱・動力エネルギー機器」又は「流体機器」とするものに限る。）、下水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門（選択科目を「熱・動力エネルギー機器」、「流体機器」又は「上下水道部門若しくは衛生工学部門に係るものとするものに限る。）」とするものに限る。）に合格した者</p> <p>三 職業能力開発促進法第四十四条第一項の規定による技能検定のうち検定職種を一級の建築板金（選択科目を「ダクト板金作業」とするものに限る。以下この欄において同じ。）、冷凍空気調和機器施工若しくは配管（選択科目を「建築配管作業」とするものに限る。以下同じ。）」とするものに合格した者又は検定職種を二級の建築板金、冷凍空気調和機器施工若しくは配管とするものに合格した後管工事に關し三年以上実務の経験を有する者</p> <p>四 建築士法第二条第五項に規定する建築設備士となつた後管工事に關し一年以上実務の経験を有する者</p> <p>五 水道法（昭和三十三年法律第七十七号）第二十五条の五第一項の規定による給水装置工事主任技術者免状の交付を受けた後管工事に關し一年以上実務の経験を有する者</p> <p>六 登録計装試験に合格した後管工事に關し一年以上実務の経験を有する者</p>	<p>三 電気工事士法（昭和三十五年法律第三十九号）第四条第一項の規定による第一種電気工事士免状の交付を受けた者又は同項の規定による第二種電気工事士免状の交付を受けた後電気工事に關し三年以上実務の経験を有する者</p> <p>四 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第四十四条第一項の規定による第一種電気主任技術者免状、第二種電気主任技術者免状又は第三種電気主任技術者免状の交付を受けた者（同法附則第七項の規定によりこれらの免状の交付を受けている者とみなされた者を含む。）であつて、その免状の交付を受けた後電気工事に關し五年以上実務の経験を有する者</p> <p>五 建築士法第二条第五項に規定する建築設備士となつた後電気工事に關し一年以上実務の経験を有する者</p> <p>六 建築物その他の工作物若しくはその設備に計測装置、制御装置等を装備する工事又はこれらの装置の維持管理を行う業務に必要な知識及び技術を確認するための試験であつて次条から第七条の六までの規定により国土交通大臣の登録を受けたもの（以下「登録計装試験」という。）に合格した後電気工事に關し一年以上実務の経験を有する者</p>
---	---	---	--

鋼構造 物工事	<p>種を二級のタイル張り、築炉若しくはブロック建築とするものに合格した後タイ ル・れんが・ブロック工事にし三年以上実務の経験を有する者</p> <p>一 技術検定のうち土木施工管理又は建築施工管理に係る一級又は二級の第二次検 定（土木施工管理に係る二級の第二次検定にあつては検定種別を「土木」とするも のに限り、建築施工管理に係る二級の第二次検定にあつては検定種別を「躯体」と するものに限る。）に合格した者</p> <p>二 建築士法第四条の規定による一級建築士の免許を受けた者</p> <p>三 技術士法第四条第一項の規定による第二次試験のうち技術部門を建設部門（選 択科目を「鋼構造及びコンクリート」とするものに限る。）又は総合技術監理部門 （選択科目を「鋼構造及びコンクリート」とするものに限る。）とするものに合格し た者</p> <p>四 職業能力開発促進法第四十四条第一項の規定による技能検定のうち検定職種を 一級の鉄工（選択科目を「製缶作業」又は「構造物鉄工作業」とするものに限る。 以下同じ。）とするものに合格した者又は検定職種を二級の鉄工とするものに合格 した後鋼構造物工事にし三年以上実務の経験を有する者</p>
鉄筋工 事業	<p>一 技術検定のうち建築施工管理に係る一級又は二級の第二次検定（二級の第二次 検定にあつては検定種別を「躯体」とするものに限る。）に合格した者</p> <p>二 技術検定のうち土木施工管理、建築施工管理、管工事施工管理若しくは造園施 工管理に係る一級の第一次検定又は土木施工管理、管工事施工管理若しくは造園施 工管理に係る一級の第二次検定に合格した後鉄筋工事にし三年以上実務の経験を 有する者</p> <p>三 技術検定のうち土木施工管理、建築施工管理、管工事施工管理又は造園施工管 理に係る二級の第一次検定又は第二次検定（建築施工管理に係る二級の第二次検定 にあつては検定種別を「建築」又は「仕上げ」とするものに限る。）に合格した後 鉄筋工事にし五年以上実務の経験を有する者</p> <p>四 職業能力開発促進法第四十四条第一項の規定による技能検定のうち検定職種を 鉄筋施工とするものであつて選択科目を「鉄筋施工図作成作業」とするもの及び検 定職種を鉄筋施工とするものであつて選択科目を「鉄筋組立て作業」とするものに 合格した後鉄筋工事にし三年以上実務の経験を有する者（検定職種を一級の鉄筋 施工とするものであつて選択科目を「鉄筋施工図作成作業」とするもの及び検定職 種を一級の鉄筋施工とするものであつて選択科目を「鉄筋組立て作業」とするもの に合格した者については、実務の経験を要しない。）</p>
舗装工 事業	<p>一 技術検定のうち建設機械施工管理又は土木施工管理に係る一級又は二級の第二 次検定（土木施工管理に係る二級の第二次検定にあつては検定種別を「土木」とす るものに限る。）に合格した者</p> <p>二 技術士法第四条第一項の規定による第二次試験のうち技術部門を建設部門又は 総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るものとするものに限る。）とするも のに合格した者</p>
しゅん せつ工 事業	<p>一 技術検定のうち土木施工管理に係る一級又は二級の第二次検定（二級の第二 次検定にあつては検定種別を「土木」とするものに限る。）に合格した者</p> <p>二 技術検定のうち土木施工管理、管工事施工管理若しくは造園施工管理に係る一 級の第一次検定又は管工事施工管理若しくは造園施工管理に係る一級の第二次検定 に合格した後しゅんせつ工事にし三年以上実務の経験を有する者</p> <p>三 技術検定のうち土木施工管理、管工事施工管理又は造園施工管理に係る二級の 第一次検定又は第二次検定（土木施工管理に係る二級の第二次検定にあつては検定 種別を「鋼構造物塗装」又は「薬液注入」とするものに限る。）に合格した後しゅ んせつ工事にし五年以上実務の経験を有する者</p>

板金工 事業	<p>四 技術士法第四条第一項の規定による第二次試験のうち技術部門を建設部門、水 産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選 択科目を建設部門に係るもの又は「水産土木」とするものに限る。）とするものに 合格した者</p> <p>五 土木一式工事及びしゅんせつ工事にし十二年以上実務の経験を有する者のう ち、しゅんせつ工事にし八年を超える実務の経験を有する者</p> <p>一 技術検定のうち建築施工管理に係る一級又は二級の第二次検定（二級の第二 次検定にあつては検定種別を「仕上げ」とするものに限る。）に合格した者</p> <p>二 技術検定のうち建築施工管理若しくは管工事施工管理に係る一級の第一次検定 又は管工事施工管理に係る一級の第二次検定に合格した後板金工事にし三年以上 実務の経験を有する者</p> <p>三 技術検定のうち建築施工管理又は管工事施工管理に係る二級の第一次検定又は 第二次検定（建築施工管理に係る二級の第二次検定にあつては検定種別を「建築」 又は「躯体」とするものに限る。）に合格した後板金工事にし五年以上実務の経 験を有する者</p> <p>四 職業能力開発促進法第四十四条第一項の規定による技能検定のうち検定職種を 一級の工場板金若しくは建築板金とするものに合格した者又は検定職種を二級の工 場板金若しくは建築板金とするものに合格した後板金工事にし三年以上実務の経 験を有する者</p>
ガラス 工事	<p>一 技術検定のうち建築施工管理に係る一級又は二級の第二次検定（二級の第二 次検定にあつては検定種別を「仕上げ」とするものに限る。）に合格した者</p> <p>二 技術検定のうち建築施工管理に係る一級の第一次検定に合格した後ガラス工事 にし三年以上実務の経験を有する者</p> <p>三 技術検定のうち建築施工管理に係る二級の第一次検定又は第二次検定（二級の 第二次検定にあつては検定種別を「建築」又は「躯体」とするものに限る。）に合 格した後ガラス工事にし五年以上実務の経験を有する者</p> <p>四 職業能力開発促進法第四十四条第一項の規定による技能検定のうち検定職種を 一級のガラス施工とするものに合格した者又は検定職種を二級のガラス施工とする ものに合格した後ガラス工事にし三年以上実務の経験を有する者</p> <p>五 建築一式工事及びガラス工事にし十二年以上実務の経験を有する者のうち、 ガラス工事にし八年を超える実務の経験を有する者</p>
塗装工 事業	<p>一 技術検定のうち土木施工管理又は建築施工管理に係る一級又は二級の第二次検 定（土木施工管理に係る二級の第二次検定にあつては検定種別を「鋼構造物塗装」 とするものに限り、建築施工管理に係る二級の第二次検定にあつては検定種別を 「仕上げ」とするものに限る。）に合格した者</p> <p>二 技術検定のうち土木施工管理、建築施工管理若しくは造園施工管理に係る一級 の第一次検定又は造園施工管理に係る一級の第二次検定に合格した後塗装工事にし 三年以上実務の経験を有する者</p> <p>三 技術検定のうち土木施工管理、建築施工管理又は造園施工管理に係る二級の第 一次検定又は第二次検定（土木施工管理に係る二級の第二次検定にあつては検定種 別を「土木」又は「薬液注入」とするものに限り、建築施工管理に係る二級の第二 次検定にあつては検定種別を「建築」又は「躯体」とするものに限る。）に合格し た後塗装工事にし五年以上実務の経験を有する者</p> <p>四 職業能力開発促進法第四十四条第一項の規定による技能検定のうち検定職種を 一級の塗装とするものに合格した者若しくは検定職種を路面標示施工とするものに</p>

防水工 事業	<p>合格した者又は検定職種を二級の塗装とするものに合格した後塗装工事に関し三年以上実務の経験を有する者</p> <p>一 技術検定のうち建築施工管理に係る一級又は二級の第二次検定（二級の第二次検定にあつては検定種別を「仕上げ」とするものに限る。）に合格した者</p> <p>二 技術検定のうち土木施工管理、建築施工管理若しくは造園施工管理に係る一級の第一次検定又は土木施工管理若しくは造園施工管理に係る一級の第二次検定に合格した後防水工事に関し三年以上実務の経験を有する者</p> <p>三 技術検定のうち土木施工管理、建築施工管理又は造園施工管理に係る二級の第一次検定又は第二次検定（建築施工管理に係る二級の第二次検定にあつては検定種別を「建築」又は「躯体」とするものに限る。）に合格した後防水工事に関し五年以上実務の経験を有する者</p> <p>四 職業能力開発促進法第四十四条第一項の規定による技能検定のうち検定職種を一級の防水施工とするものに合格した者又は検定職種を二級の防水施工とするものに合格した後防水工事に関し三年以上実務の経験を有する者</p> <p>五 建築一式工事及び防水工事に関し十二年以上実務の経験を有する者のうち、防水工事に関し八年を超える実務の経験を有する者</p>
内装仕 上工事 業	<p>一 技術検定のうち建築施工管理に係る一級又は二級の第二次検定（二級の第二次検定にあつては検定種別を「仕上げ」とするものに限る。）に合格した者</p> <p>二 技術検定のうち建築施工管理に係る一級の第一次検定に合格した後内装仕上工事に関し三年以上実務の経験を有する者</p> <p>三 技術検定のうち建築施工管理に係る二級の第一次検定又は第二次検定（二級の第二次検定にあつては検定種別を「建築」又は「躯体」とするものに限る。）に合格した後内装仕上工事に関し五年以上実務の経験を有する者</p> <p>四 建築士法第四十四条の規定による一級建築士又は二級建築士の免許を受けた者</p> <p>五 職業能力開発促進法第四十四条第一項の規定による技能検定のうち検定職種を一級の畳製作、内装仕上げ施工若しくは表装とするものに合格した者又は検定職種を二級の畳製作、内装仕上げ施工若しくは表装とするものに合格した後内装仕上工事に関し三年以上実務の経験を有する者</p> <p>六 建築一式工事及び内装仕上工事に関し十二年以上実務の経験を有する者のうち、内装仕上工事に関し八年を超える実務の経験を有する者</p> <p>七 大工事及び内装仕上工事に関し十二年以上実務の経験を有する者のうち、内装仕上工事に関し八年を超える実務の経験を有する者</p>
機械器 具設置 工事業	<p>一 技術検定のうち建築施工管理、電気工事施工管理又は管工事施工管理に係る一級の第一次検定又は第二次検定に合格した後機械器具設置工事に関し三年以上実務の経験を有する者</p> <p>二 技術検定のうち建築施工管理、電気工事施工管理又は管工事施工管理に係る二級の第一次検定又は第二次検定に合格した後機械器具設置工事に関し五年以上実務の経験を有する者</p> <p>三 技術士法第四十四条第一項の規定による第二次試験のうち技術部門を機械部門又は総合技術監理部門（選択科目を機械部門に係るものとするものに限る。）とするものに合格した者</p>
熱絶縁 工事業	<p>一 技術検定のうち建築施工管理に係る一級又は二級の第二次検定（二級の第二次検定にあつては検定種別を「仕上げ」とするものに限る。）に合格した者</p> <p>二 技術検定のうち土木施工管理、建築施工管理、管工事施工管理若しくは造園施工管理に係る一級の第一次検定又は土木施工管理、管工事施工管理若しくは造園施</p>

電気通 信工事 業	<p>一 技術検定のうち電気通信工事施工管理に係る一級又は二級の第二次検定に合格した者</p> <p>二 技術士法第四十四条第一項の規定による第二次試験のうち技術部門を電気電子部門又は総合技術監理部門（選択科目を電気電子部門に係るものとするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>三 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第四十六条第三項の規定による電気通信主任技術者資格者証の交付を受けた者であつてその資格者証の交付を受けた後電気通信工事に関し五年以上実務の経験を有する者又は同法第七十二条第二項において準用する同法第四十六条第三項の規定による工事担任者資格者証の交付を受けた者（第一級アナログ通信及び第一級デジタル通信の工事担任者資格者証の交付を受けた者又は総合通信の工事担任者資格者証の交付を受けた者に限る。）であつてその資格者証の交付を受けた後電気通信工事に関し三年以上実務の経験を有する者</p>
造園工 事業	<p>一 技術検定のうち造園施工管理に係る一級又は二級の第二次検定に合格した者</p> <p>二 技術士法第四十四条第一項の規定による第二次試験のうち技術部門を建設部門、森林部門（選択科目を「林業・林産」又は「森林土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、「林業・林産」又は「森林土木」とするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>三 職業能力開発促進法第四十四条第一項の規定による技能検定のうち検定職種を一級の造園とするものに合格した者又は検定職種を二級の造園とするものに合格した後造園工事に関し三年以上実務の経験を有する者</p>
さく井 工事業	<p>一 技術検定のうち土木施工管理、管工事施工管理又は造園施工管理に係る一級の第一次検定又は第二次検定に合格した後さく井工事に関し三年以上実務の経験を有する者</p> <p>二 技術検定のうち土木施工管理、管工事施工管理又は造園施工管理に係る二級の第一次検定又は第二次検定に合格した後さく井工事に関し五年以上実務の経験を有する者</p> <p>三 技術士法第四十四条第一項の規定による第二次試験のうち技術部門を上下水道部門（選択科目を「上水道及び工業用水道」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「上水道及び工業用水道」とするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>四 職業能力開発促進法第四十四条第一項の規定による技能検定のうち検定職種を一級のさく井とするものに合格した者又は検定職種を二級のさく井とするものに合格した後さく井工事に関し三年以上実務の経験を有する者</p>

<p>五 登録地すべり防止工事試験に合格した後さく井工事に關し一年以上実務の経験を有する者</p> <p>一 技術検定のうち建築施工管理に係る一級又は二級の第二次検定（二級の第二次検定にあつては検定種別を「仕上げ」とするものに限る。）に合格した者</p> <p>二 技術検定のうち建築施工管理若しくは管工事施工管理に係る一級の第一次検定又は管工事施工管理に係る一級の第二次検定に合格した後建具工事に關し三年以上実務の経験を有する者</p> <p>三 技術検定のうち建築施工管理又は管工事施工管理に係る二級の第一次検定又は第二次検定（建築施工管理に係る二級の第二次検定にあつては検定種別を「建築」又は「躯体」とするものに限る。）に合格した後建具工事に關し五年以上実務の経験を有する者</p> <p>四 職業能力開発促進法第四十四条第一項の規定による技能検定のうち検定職種を一級の建具製作、カーテンウォール施工若しくはサッシ施工とするものに合格した者又は検定職種を二級の建具製作、カーテンウォール施工若しくはサッシ施工とするものに合格した後建具工事に關し三年以上実務の経験を有する者</p>	<p>水道施 業 設 工 事</p> <p>一 技術検定のうち土木施工管理に係る一級又は二級の第二次検定（二級の第二次検定にあつては検定種別を「土木」とするものに限る。）に合格した者</p> <p>二 技術検定のうち土木施工管理、建築施工管理、管工事施工管理若しくは造園施工管理に係る一級の第一次検定又は建築施工管理、管工事施工管理若しくは造園施工管理に係る一級の第二次検定に合格した後水道施設工事に關し三年以上実務の経験を有する者</p> <p>三 技術検定のうち土木施工管理、建築施工管理、管工事施工管理又は造園施工管理に係る二級の第一次検定又は第二次検定（土木施工管理に係る二級の第二次検定にあつては検定種別を「鋼構造物塗装」又は「薬液注入」とするものに限る。）に合格した後水道施設工事に關し五年以上実務の経験を有する者</p> <p>四 技術士法第四十一条の規定による第二次試験のうち技術部門を上下水道部門、衛生工部門（選択科目を「水質管理」又は「廃棄物・資源循環」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を上下水道部門に係るもの、「水質管理」又は「廃棄物・資源循環」とするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>五 土木一式工事及び水道施設工事に關し十二年以上実務の経験を有する者のうち、水道施設工事に關し八年を超える実務の経験を有する者</p>	<p>消 防 施 業 設 工 事</p> <p>一 技術検定のうち建築施工管理、電気工事施工管理又は管工事施工管理に係る一級の第一次検定又は第二次検定に合格した後消防施設工事に關し三年以上実務の経験を有する者</p> <p>二 技術検定のうち建築施工管理、電気工事施工管理又は管工事施工管理に係る二級の第一次検定又は第二次検定に合格した後消防施設工事に關し五年以上実務の経験を有する者</p> <p>三 消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第十七条の七第一項の規定による甲種消防設備士免状又は乙種消防設備士免状の交付を受けた者</p> <p>一 技術検定のうち土木施工管理、建築施工管理、管工事施工管理又は造園施工管理に係る一級の第一次検定又は第二次検定に合格した後清掃施設工事に關し三年以上実務の経験を有する者</p> <p>二 技術検定のうち土木施工管理、建築施工管理、管工事施工管理又は造園施工管理に係る二級の第一次検定又は第二次検定に合格した後清掃施設工事に關し五年以上実務の経験を有する者</p>	<p>清 掃 施 業 設 工 事</p> <p>一 技術検定のうち土木施工管理、建築施工管理、管工事施工管理又は造園施工管理に係る一級の第一次検定又は第二次検定に合格した後清掃施設工事に關し三年以上実務の経験を有する者</p> <p>二 技術検定のうち土木施工管理、建築施工管理、管工事施工管理又は造園施工管理に係る二級の第一次検定又は第二次検定に合格した後清掃施設工事に關し五年以上実務の経験を有する者</p>
---	---	---	--

<p>三 技術士法第四十一条の規定による第二次試験のうち技術部門を衛生工部門（選択科目を「廃棄物・資源循環」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「廃棄物・資源循環」とするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>一 技術検定のうち土木施工管理又は建築施工管理に係る一級又は二級の第二次検定（土木施工管理に係る二級の第二次検定にあつては検定種別を「土木」とするものに限る。）、建築施工管理に係る二級の第二次検定にあつては検定種別を「建築」又は「躯体」とするものに限る。）に合格した者</p> <p>二 技術検定のうち土木施工管理、建築施工管理若しくは造園施工管理に係る一級の第一次検定又は造園施工管理に係る一級の第二次検定に合格した後解体工事に關し三年以上実務の経験を有する者</p> <p>三 技術検定のうち土木施工管理、建築施工管理又は造園施工管理に係る二級の第一次検定又は第二次検定（土木施工管理に係る二級の第二次検定にあつては検定種別を「鋼構造物塗装」又は「薬液注入」とするものに限る。）、建築施工管理に係る二級の第二次検定にあつては検定種別を「仕上げ」とするものに限る。）に合格した者</p> <p>四 技術士法第四十一条の規定による第二次試験のうち技術部門を建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るものとするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>五 職業能力開発促進法第四十四条第一項の規定による技能検定のうち検定職種を一級のとびとするものに合格した者又は検定職種を二級のとびとするものに合格した後解体工事に關し三年以上実務の経験を有する者</p> <p>六 解体工事に必要な知識及び技術を確認するための試験であつて次条から第七条の六までの規定により国土交通大臣の登録を受けたもの（以下「登録解体工事業試験」という。）に合格した者</p> <p>七 土木一式工事及び解体工事に關し十二年以上実務の経験を有する者のうち、解体工事に關し八年を超える実務の経験を有する者</p> <p>八 建築一式工事及び解体工事に關し十二年以上実務の経験を有する者のうち、解体工事に關し八年を超える実務の経験を有する者</p> <p>九 とのび・土工・コンクリート工事及び解体工事に關し十二年以上実務の経験を有する者のうち、解体工事に關し八年を超える実務の経験を有する者</p>	<p>三 前二号に掲げる者のほか、第十八条の三第二項第二号に規定する登録基幹技能者講習（許可を受けようとする建設業の種類に応じ、国土交通大臣が認めるものに限る。）を修了した者</p> <p>四 国土交通大臣が前三号に掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものと認める者</p> <p>（登録の申請）</p> <p>第七条の四 前条第二号の表とび・土工工事業の項第六号若しくは第七号、同表電気工事業の項第六号又は同表解体工事業の項第六号の登録（以下この条から第七条の七まで、第七条の十五及び第七条の十八において「登録」という。）は、それぞれ登録地すべり防止工事試験、登録基礎及び工事試験、登録計装試験又は登録解体工事業試験（以下「登録技術試験」という。）の実施に関する事務（以下「登録技術試験事務」という。）を行おうとする者の申請により行う。</p> <p>2 登録を受けようとする者（以下この項及び次項において「登録技術試験事務申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 登録技術試験事務申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>二 登録技術試験事務を行おうとする事務所の名称及び所在地</p> <p>三 登録技術試験事務を開始しようとする年月日</p> <p>四 登録技術試験委員（第七条の六第一項第二号に規定する合議制の機関を構成する者をいう。以下同じ。）となるべき者の氏名及び略歴並びに同号の表地すべり防止工事の項イ若しくはロ、</p>
---	--

同表計装の項イ若しくはロ又は同表解体工事の項イ若しくはロに該当する者にあつては、その旨

五 申請に係る試験の種目

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 個人である場合においては、次に掲げる書類
- イ 住民票の抄本又はこれに代わる書面
- ロ 略歴を記載した書類

二 法人である場合においては、次に掲げる書類

- イ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- ロ 株主名簿若しくは社員名簿の写し又はこれらに代わる書面
- ハ 申請に係る意思の決定を証する書類
- ニ 役員（持分会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）にあつては、業務を執行する社員をいう。以下同じ。）の氏名及び略歴を記載した書類

三 登録技術試験委員のうち、第七条の六第一項第二号の表地すべり防止工事の項イ若しくはロ、同表計装の項イ若しくはロ又は同表解体工事の項イ若しくはロに該当する者にあつては、その資格等を有することを証する書類

四 登録技術試験事務以外の業務を行おうとするときは、その業務の種類及び概要を記載した書類

五 登録技術試験事務申請者が次条各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面

六 その他参考となる事項を記載した書類

（欠格条項）

第七条の五 次の各号のいずれかに該当する者が行う試験は、登録を受けることができない。

- 一 法の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者
- 二 登録を受けようとする試験と種目を同じくする試験について第七条の十五の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者
- 三 法人であつて、登録技術試験事務を行う役員のうち前に二号のいずれかに該当する者があるもの

（登録の要件等）

第七条の六 国土交通大臣は、第七条の四の規定による登録の申請が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

- 一 第七条の八第一号の表の第一欄に掲げる種目に応じ、それぞれ同表第二欄に掲げる科目について試験が行われるものであること。
- 二 次の表の上欄に掲げる種目に応じ、それぞれ同表下欄に掲げる者を二名以上含む十名以上の者によつて構成される合議制の機関により試験問題の作成及び合否判定が行われるものであること。

地すべり 次

地すべり	次のいずれかに該当する者
防止	イ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学を含む。以下同じ。）若しくはこれに相当する外国の学校において砂防学、地すべり学その他の登録地すべり防止工事試験の実施に関する事務に関する科目を担当する教授若しくは准教授の職にあり、若しくはこれらの職にあつた者又は砂防学、地すべり学その他の登録地すべり防止工事試験の実施に関する事務に関する科目の研究により博士の学位を授与された者
工事	ロ 国土交通大臣がイに掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者

基礎 次

基礎	次のいずれかに該当する者
ぐい	イ 学校教育法による大学若しくはこれに相当する外国の学校において地盤工学その他の登録基礎ぐい工事試験の実施に関する事務を担当する科目を担当する教授若しくは准教授の職にあり、若しくはこれらの職にあつた者又は地盤工学その他の登録基礎ぐい工事試験の実施に関する事務に関する科目の研究により博士の学位を授与された者
工事	ロ 国土交通大臣がイに掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者

計装 次

計装	次のいずれかに該当する者
	イ 学校教育法による大学若しくはこれに相当する外国の学校において計測制御工学その他の登録計装試験の実施に関する事務を担当する科目を担当する教授若しくは准教授の職にあり、若しくはこれらの職にあつた者又は計測制御工学その他の登録計装試験の実施に関する事務に関する科目の研究により博士の学位を授与された者
	ロ 国土交通大臣がイに掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者

解体 次

解体	次のいずれかに該当する者
工事	イ 学校教育法による大学若しくはこれに相当する外国の学校において土木工学、建築工学その他の登録解体工事試験の実施に関する事務を担当する科目を担当する教授若しくは准教授の職にあり、若しくはこれらの職にあつた者又は土木工学、建築工学その他の登録解体工事試験の実施に関する事務に関する科目の研究により博士の学位を授与された者
	ロ 国土交通大臣がイに掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者

2 登録は、登録技術試験登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

- 一 登録年月日及び登録番号
- 二 登録技術試験事務を行う者（以下「登録技術試験実施機関」という。）の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 三 登録技術試験事務を行う事務所の名称及び所在地
- 四 登録技術試験事務を開始する年月日
- 五 登録に係る試験の種目

（登録の更新）

第七条の七 登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前三条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

（登録技術試験事務の実施に係る義務）

第七条の八 登録技術試験実施機関は、公正に、かつ、第七条の六第一項各号に掲げる要件及び次に掲げる基準に適合する方法により登録技術試験事務を行わなければならない。

- 一 次の表の第一欄に掲げる種目ごとに、同表の第二欄に掲げる科目の区分に応じ、それぞれ同表の第三欄に掲げる内容について、同表の第四欄に掲げる時間を標準として試験を行うこと。

種目	科目	内容	時間
地すべり	一 地すべり一般知識に関する科目	砂防学、地すべり学、土質力学、構造力学、地形・地質学及び地下水学に関する事項	四時間
防止			三時間
工事			十分

事 工 体 解		装 計					事 工 い ぐ 礎 基									
二 土木工学及び建築工 学に関する科目	一 解体工事の関係法令 に関する科目	五 計装設備設計図に關 する科目	四 計装設備計画に關す る科目	三 計装関係法令に關す る科目	二 計装設備及び施工管 理に関する科目	一 計装一般知識に關す る科目	五 技術者倫理に關する 科目	四 基礎ぐい工事の關係 法令に関する科目	三 基礎ぐい工事の技術 上の管理に関する科目	二 基礎ぐい工事の施工 方法に関する科目	一 基礎ぐい工事の一般 知識に関する科目	二 地すべり関係法令に 関する科目	三 地すべり調査に關す る科目	四 地すべり対策計画に 関する科目	五 地すべり対策施設設 計に関する科目	
構造力学、材料学その他の基礎的な土木工学及び建 築工学に関する事項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年 法律第百三十七号）、建設工事に係る資材の再資源化 等に関する法律（平成十二年法律第百四号）その他 関係法令に関する事項	プラント設備又はビル設備における計装施工設計図 の作成に関する事項	計装設備に係る基本計画及び施工計画に関する事項	計装設備又はビル設備における計装設計、工事 積算、検査、調整及び工事施工法に関する事項 労働安全衛生法その他関係法令に関する事項	計装一般及び計器に関する事項	計装一般及び計器に関する事項	労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）そ の他関係法令に関する事項 技術者倫理に関する事項	労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）そ の他関係法令に関する事項 技術者倫理に関する事項	労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）そ の他関係法令に関する事項 技術者倫理に関する事項	労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）そ の他関係法令に関する事項 技術者倫理に関する事項	労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）そ の他関係法令に関する事項 技術者倫理に関する事項	地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）、災 害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）、土 砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推 進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）その 他関係法令に関する事項	地形判読技術、計測技術及び地すべり機構に関する 事項	砂防及び地すべりの技術基準に関する事項	杭及びアンカーの設計及び施工、地下水排水工並び に土工に関する事項 地盤工学、土質力学、構造力学、材料学その他基礎 ぐい工事一般に関する事項	場所打ちぐい工事及び既製ぐい工事の施工方法に關 する事項 場所打ちぐい工事及び既製ぐい工事の施工計画、施 工管理、安全管理その他の技術上の管理に関する事 項
三 時 間 三 十分		八 時 間					三 時 間									

三 解体工事の技術上の 管理に関する科目	解体工事の施工計画、施工管理、安全管理その他の 技術上の管理に関する事項
四 解体工事の施工方法 に関する科目	解体工事に係る木造、鉄筋コンクリート造その他の 構造に応じた解体工事の施工方法に関する事項
五 解体工事の工法及び 機器に関する科目	解体工事の工法及び機器の種類及び選定に関する事 項
六 解体工事の実務に關 する科目	解体工事の実務に関する事項

二 登録技術試験を実施する日時、場所その他登録技術試験の実施に関し必要な事項をあらかじめ公示すること。

三 登録技術試験に関する不正行為を防止するための措置を講ずること。

四 終了した登録技術試験の問題及び合格基準を公表すること。

五 登録技術試験に合格した者に対し、別様式第二十一号による合格証明書（以下「登録技術試験合格証明書」という。）を交付すること。

（登録事項の変更の届出）

第七条の九 登録技術試験実施機関は、第七条の六第二項第二号から第四号までに掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

（規程）

第七条の十 登録技術試験実施機関は、次に掲げる事項を記載した登録技術試験事務に関する規程を定め、当該事務の開始前に、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 一 登録技術試験事務を行う時間及び休日に関する事項
- 二 登録技術試験事務を行う事務所及び試験地に関する事項
- 三 登録技術試験の日程、公示方法その他の登録技術試験事務の実施の方法に関する事項
- 四 登録技術試験の受験の申込みに関する事項
- 五 登録技術試験の受験手数料の額及び収納の方法に関する事項
- 六 登録技術試験委員の選任及び解任に関する事項
- 七 登録技術試験の問題の作成及び合否判定の方法に関する事項
- 八 終了した登録技術試験の問題及び合格基準の公表に関する事項
- 九 登録技術試験合格証明書の交付及び再交付に関する事項
- 十 登録技術試験事務に関する秘密の保持に関する事項
- 十一 登録技術試験事務に関する公正の確保に関する事項
- 十二 不正受験者の処分に関する事項
- 十三 第七条の十六第三項の帳簿その他の登録技術試験事務に関する書類の管理に関する事項
- 十四 その他登録技術試験事務に関し必要な事項

（登録技術試験事務の休廃止）

第七条の十一 登録技術試験実施機関は、登録技術試験事務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 休止し、又は廃止しようとする登録技術試験事務の範囲
- 二 休止し、又は廃止しようとする年月日及び休止しようとする場合にあつては、その期間
- 三 休止又は廃止の理由

（財務諸表等の備付け及び閲覧等）

第七条の十二 登録技術試験実施機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる

記録）を定め、当該事務の開始前に、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（規程）

第七条の十 登録技術試験実施機関は、次に掲げる事項を記載した登録技術試験事務に関する規程を定め、当該事務の開始前に、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。

2 登録技術試験を受験しようとする者その他の利害関係人は、登録技術試験実施機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録技術試験実施機関の定めた費用を支払わなければならない。

一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示したものの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて、次に掲げるもののうち登録技術試験実施機関が定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

ロ 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

3 前項第四号イ又はロに掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

（適合命令）

第七条の十三 国土交通大臣は、登録技術試験実施機関の実施する登録技術試験が第七条の六第一項の規定に適合しなくなつたと認めるときは、当該登録技術試験実施機関に対し、同項の規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（改善命令）

第七条の十四 国土交通大臣は、登録技術試験実施機関が第七条の八の規定に違反しているとき、当該登録技術試験実施機関に対し、同条の規定による登録技術試験事務を行うべきこと又は登録技術試験事務の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（登録の取消し等）

第七条の十五 国土交通大臣は、登録技術試験実施機関が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録技術試験実施機関が行う試験の登録を取り消し、又は期間を定めて登録技術試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第七条の五第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

二 第七条の九から第七条の十一まで、第七条の十二第一項又は次条の規定に違反したとき。

三 正当な理由がないのに第七条の十二第二項各号の規定による請求を拒んだとき。

四 前二条の規定による命令に違反したとき。

五 第七条の十七の規定による報告を求められて、報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

六 不正の手段により登録を受けたとき。

（帳簿の記載等）

第七条の十六 登録技術試験実施機関は、登録技術試験に関する次に掲げる事項を記載した帳簿を備えなければならない。

一 試験年月日

二 試験地

三 受験者の受験番号、氏名、生年月日及び可否の別

四 合格年月日

2 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ登録技術試験実施機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面又は出力

装置の映像面に表示されるときは、当該記録をもつて同項に規定する帳簿への記載に代えることができる。

3 登録技術試験実施機関は、第一項に規定する帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。）を、登録技術試験事務の全部を廃止するまで保存しなければならない。

4 登録技術試験実施機関は、次に掲げる書類を備え、登録技術試験を実施した日から三年間保存しなければならない。

一 登録技術試験の受験申込書及び添付書類

二 終了した登録技術試験の問題及び答案用紙

（報告の徴収）

第七条の十七 国土交通大臣は、登録技術試験事務の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、登録技術試験実施機関に対し、登録技術試験事務の状況に関し必要な報告を求めるとができる。

（公示）

第七条の十八 国土交通大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 登録をしたとき。

二 第七条の九の規定による届出があつたとき。

三 第七条の十一の規定による届出があつたとき。

四 第七条の十五の規定により登録を取り消し、又は登録技術試験事務の停止を命じたとき。

（使用人の変更の届出）

第八条 建設業者は、新たに令第三条に規定する使用人になつた者がある場合には、二週間以内、当該使用人に係る法第六条第一項第四号並びに第四条第一項第四号及び第五号に掲げる書面その他国土交通大臣又は都道府県知事が必要と認める書類を添付した別記様式第二十二号の二による変更届出書により、国土交通大臣又は都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

（心身の故障により建設業を適正に営むことができない者）

第八条の二 法第八条第十号の国土交通省令で定める者は、精神の機能の障害により建設業を適正に営むに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（法第十一条第一項の変更の届出）

第九条 法第十一条第一項の規定による変更届出書は、別記様式第二十二号の二によるものとする。

2 法第十一条第一項の規定により変更届出書を提出する場合において当該変更が次に掲げるものであるときは、当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 法第五条第一号から第四号までに掲げる事項の変更（商業登記の変更を必要とする場合に限る。）当該変更に係る登記事項を記載した登記事項証明書

二 法第五条第二号に掲げる事項のうち営業所の新設に係る変更 当該営業所に係る法第六条第一項第四号及び第五号の書面

三 法第五条第三号に掲げる事項のうち役員等の新任に係る変更及び同条第四号に掲げる事項のうち支配人の新任に係る変更 当該役員等又は支配人に係る法第六条第一項第四号の書面並びに

四 法第一条第一項第三号又は第四号及び第五号に掲げる書面その他国土交通大臣又は都道府県知事に必要と認める書類

（情報通信技術活用）

3 情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して変更届出書を提出する者は、前項の規定にかかわらず、同項第一号に掲げる書類（第四条第三項の国土交通大臣の定める書類に該当するものに限る。）及び同項第二号に掲げる書面（第三条第三項の国土交通大臣が定める書面に限る。）の提出を省略することができる。

（毎事業年度経過後に届出を必要とする書類）

第十条 法第十一条第二項の国土交通省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 株式会社以外の法人である場合において別記様式第十五号から第十七号の二までによる貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表、小会社である場合においてはこれ

らの書類及び事業報告書、株式会社（小会社を除く。）である場合においては別記様式第十五号から第十七号の三までによる貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、注記表及び附属明細表並びに事業報告書

二 個人である場合においては、別記様式第十八号及び第十九号による貸借対照表及び損益計算書

三 国土交通大臣の許可を受けている者については、法人にあつては法人税、個人にあつては所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書面

四 都道府県知事の許可を受けている者については、事業税の納付すべき額及び納付済額を証する書面

2 法第十一条第三項の国土交通省令で定める書類は、第四条第一項第一号及び第六号に掲げる書面とする。

(法第十一条第五項の書面の様式)

第十條の二 法第十一条第五項の規定による届出は、別記様式第二十二号の三による届出書により行うものとする。

(廃業等の届出の様式)

第十條の三 法第十二条の規定による届出は、別記様式第二十二号の四による廃業届により行うものとする。

(届出書の部数)

第十一條 法第十一条又は第七条の二若しくは第八条の規定により提出すべき届出書及びその添付書類の部数については、第六条の規定を準用する。

(閲覧に供する書類)

第十二條 法第十三条第六号の国土交通省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 第三条第一項第二号に掲げる書面（届出書を提出したことを証する書面を除く。）

二 第四条第一項第一号、第六号、第八号、第九号、第十二号、第十三号及び第十六号に掲げる書類

三 第九条第二項第二号及び第三号に掲げる法第六条第一項第四号の書面

四 第十条第一項第一号及び第二号に掲げる書類

五 第十三条の二第二項柱書の認可申請書及び同項第一号から第五号までに掲げる書類

六 第十三条の二第二項柱書の認可申請書及び同項第二号から第五号までに掲げる書類

七 第十三条の二第三項柱書の認可申請書及び同項第二号から第五号までに掲げる書類

八 第十三条の三第一項柱書の認可申請書及び同項第二号から第五号までに掲げる書類

(特定建設業についての準用)

第十三條 第一条から第六条まで（第三条第二項から第四項までを除く。）、第七条の二及び第八条から前条までの規定は、特定建設業の許可及び特定建設業者についての準用する。この場合において、第四条第四項中「一般建設業の許可」とあるのは「特定建設業の許可」と、「特定建設業の許可」とあるのは「一般建設業の許可」と、第七条の二第一項中「第七条第二号イ、ロ若しくはハ」とあるのは「第十五条第二号イ、ロ若しくはハ」と読み替えるものとする。

2 法第十七条において準用する法第六条第一項第五号の書面のうち、法第十五条第二号に掲げる基準を満たしていることを証する書面は、別記様式第八号による証明書及び次の各号のいずれかに掲げる書面（指定建設業の許可を受けようとする者にあつては、第一号、第三号又は第四号に掲げる書面）その他当該事項を証するに足りる書面とする。

一 法第十五条第二号イの規定により国土交通大臣が定める試験に合格したこと又は国土交通大臣が定める免許を受けたことを証する証明書

二 第三条第二項第一号から第三号までのいづれかに掲げる書面及び指導監督的な実務の経験を証する別記様式第十号による使用者の証明書

三 法第十五条第二号ハの規定により能力を有すると認定された者であることを証する証明書

四 監理技術者資格者証の写し

3 情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して特定建設業の許可を申請する者（特定建設業の許可の更新を申請する者を除く。）は、前項の規定にかかわらず、法第十五条第二号に掲げる基準を満たしていることを証する書面（別記様式第八号による証明書を除き、国土交通大臣が定める書面に限る。）の提出を省略することができる。

4 特定建設業の許可の更新を申請する者は、第二項の規定にかかわらず、法第十五条第二号に掲げる基準を満たしていることを証する書面のうち別記様式第八号による証明書以外の書面の提出を省略することができる。

(譲渡及び譲受け並びに合併及び分割の認可の申請等)

第十三條の二 譲渡人（法第十七条の二第二項に規定する「譲渡人」をいう。以下この条において同じ。）及び譲受人（同項に規定する「譲受人」をいう。以下この条及び第三十條第一項において同じ。）は、同項の規定により譲渡及び譲受けの認可を受けようとするときは、当該譲渡人及び譲受人の氏名又は名称を記載した別記様式第二十二号の五による認可申請書に、次に掲げる書類を添付して、同項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者に提出しなければならない。

一 別記様式第二号による譲受人に係る工事経歴書

二 別記様式第三号による譲受人に係る直前三年の各事業年度における工事施工金額を記載した書面

三 別記様式第四号による譲受人に係る使用人数を記載した書面

四 別記様式第六号による譲受人（法人である場合においては当該法人、その役員等及び令第三条に規定する使用人、個人である場合においてはその者及び同条に規定する使用人）及び法定代理人（法人である場合においては、当該法人及びその役員等）が法第八条各号に掲げる欠格要件に該当しない者であることを誓約する書面

五 譲受人に係る第三条第一項第一号に掲げる書面その他第七条第一号に掲げる基準を満たすことを証するに足りる書面

六 譲受人に係る第四条第一項各号に掲げる書類（この場合において、同項第三号から第五号まで中「許可申請者」とあるのは、「譲受人」と、同項第十四号及び第十五号中「許可」とあるのは、「認可」と読み替えるものとする。）

七 別記様式第二十二号の六による譲受人に係る第八項の規定により読み替えて準用される第七條第二号イからハまでに規定する届出書を提出することを誓約する書面

八 譲渡及び譲受けに関する契約書の写し

九 譲渡人又は譲受人が法人である場合は、譲渡若しくは譲受けに関する株主総会若しくは社員総会の決議録、無限責任社員若しくは総社員の同意書又は譲渡若しくは譲受けに関する意思の決定を証する書類

2 合併消滅法人等（法第十七条の二第二項に規定する「合併消滅法人等」をいう。以下この項において同じ。）は、同項の規定により合併の認可を受けようとするときは、当該合併消滅法人等の氏名又は名称を記載した別記様式第二十二号の七による認可申請書に、次に掲げる書類を添付して、同項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者に提出しなければならない。

一 合併の方法及び条件が記載された書類

二 建設業者としての地位を承継する者が合併消滅法人（法第十七条の二第二項に規定する「合併消滅法人」をいう。以下この条において同じ。）である場合においては、別記様式第二号による当該合併消滅法人に係る工事経歴書

三 建設業者としての地位を承継する者が合併消滅法人である場合においては、別記様式第三号による当該合併消滅法人に係る直前三年の各事業年度における工事施工金額を記載した書面

四 別記様式第四号による合併消滅法人又は合併により設立される法人（以下この項及び第三十條第一項において「合併消滅法人等」という。）に係る使用人数を記載した書面

五 別記様式第六号による合併消滅法人等並びにその法人の役員等及び令第三条に規定する使用人が法第八条各号に掲げる欠格要件に該当しない者であることを誓約する書面

- 六 合併存続法人等に係る第三条第一項第一号に掲げる書面その他第七条第一号に掲げる基準を満たすことを証するに足りる書面
- 七 合併存続法人等に係る第四条第一項各号（同項第九号及び第十一号を除き、当該合併存続法人等が合併により設立される法人である場合においては、同項第一号から第七号まで及び第十六号に限る。）に掲げる書類（この場合において、同項第三号から第五号まで中「許可申請者」とあるのは「合併存続法人等」と、同項第十四号及び第十五号中「許可」とあるのは「認可」と読み替えるものとする。）
- 八 別記様式第二十二号の六による合併存続法人等に係る第八項の規定により読み替えて準用される第七条第二号イからハまでに規定する届書を提出することを誓約する書面
- 九 合併契約書の写し及び合併比率説明書
- 十 合併に関する意思の決定を証する書類
- 三 分割被承継法人等（法第十七条の二第三項に規定する「分割被承継法人等」をいう。以下この項において同じ。）は、同項の規定により分割の認可を受けようとするときは、当該分割被承継法人等の氏名又は名称を記載した別記様式第二十二号の八による認可申請書に、次に掲げる書類を添付して、同項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者に提出しなければならない。
 - 一 分割の方法及び条件が記載された書類
 - 二 別記様式第二号による分割承継法人（法第十七条の二第三項に規定する「分割承継法人」をいう。以下この条及び第三十条第一項において同じ。）に係る工事経歴書（分割承継法人が新設分割により設立される法人である場合を除く。）
 - 三 別記様式第三号による分割承継法人に係る直前三年の各事業年度における工事施工金額を記載した書面（分割承継法人が新設分割により設立される法人である場合を除く。）
 - 四 別記様式第四号による分割承継法人に係る使用人数を記載した書面
 - 五 別記様式第六号による分割承継法人並びにその法人の役員等及び令第三条に規定する使用人が法第八号各号に掲げる欠格要件に該当しないことを誓約する書面
 - 六 分割承継法人に係る第三条第一項第一号に掲げる書面その他第七条第一号に掲げる基準を満たすことを証するに足りる書面
 - 七 分割承継法人に係る第四条第一項各号（同項第九号及び第十一号を除き、当該分割承継法人が新設分割により設立される法人である場合においては、同項第一号から第七号まで及び第十六号に限る。）に掲げる書類（この場合において、同項第三号から第五号まで中「許可申請者」とあるのは「分割承継法人」と、同項第十四号及び第十五号中「許可」とあるのは「認可」と読み替えるものとする。）
 - 八 別記様式第二十二号の六による分割承継法人に係る第八項の規定により読み替えて準用される第七条第二号イからハまでに規定する届書を提出することを誓約する書面
 - 九 分割契約書（新設分割の場合においては、分割計画書）の写し及び分割比率説明書
 - 十 分割に関する株主総会若しくは社員総会の決議録、無限責任社員若しくは総社員の同意書又は分割に関する意思の決定を証する書類
- 四 前三項のいずれかの規定により認可申請書を国土交通大臣に提出した譲渡人若しくは譲受人、合併消滅法人（法第十七条の二第二項に規定する「合併消滅法人」をいう。第八項において同じ。）若しくは合併存続法人又は分割被承継法人（同条第三項に規定する「分割被承継法人」をいう。第八項において同じ。）若しくは分割承継法人のうち、都道府県知事の許可を受けている者（次項において「知事許可建設業者」という。）は、別記様式第二十二号の九による届出書を当該都道府県知事に提出しなければならない。
- 五 国土交通大臣は、前項の都道府県知事に提出した書類の送付その他必要な協力を求めることができる。

- 六 国土交通大臣又は都道府県知事は、法第十七条の二第一項から第三項までのいずれかの規定により譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割の認可を申請した者（次項において「認可申請者」という。）に対し、第一項から第三項までに掲げるもののほか、必要と認める書類を提出させることができる。
 - 七 認可申請者は、次の各号に掲げる場合においては、第一項から第三項までの規定にかかわらず、当該各号に定める書類の提出を省略することができる。
 - 一 譲受人が建設業者である場合 当該譲受人に係る第四条第一項第三号から第十一号まで及び第十三号から第十六号まで並びに第一項第一号、第二号、第四号及び第五号に掲げる書類。ただし、第四条第一項第三号から第七号まで、第十号、第十一号、第十三号及び第十六号並びに第一項第四号及び第五号に掲げる書類については、当該譲受人が法第三条第一項の許可（同条第三項の許可の更新を含む。次号及び第三号において同じ。）の申請又は法第十一条第一項若しくは第三項の規定による変更の届出の際に国土交通大臣又は都道府県知事に提出したものからその記載事項に変更がない場合に限る。
 - 二 合併存続法人が建設業者である場合 当該合併存続法人に係る第四条第一項第三号から第八号まで、第十号及び第十三号から第十六号まで並びに第二項第二号、第三号、第五号及び第六号に掲げる書類。ただし、第四条第一項第三号から第七号まで、第十号、第十三号及び第十六号並びに第二項第五号及び第六号に掲げる書類については、当該合併存続法人が法第三条第一項の許可の申請又は法第十一条第一項若しくは第三項の規定による変更の届出の際に国土交通大臣又は都道府県知事に提出したものからその記載事項に変更がない場合に限る。
 - 三 分割承継法人が建設業者である場合 当該分割承継法人に係る第四条第一項第三号から第八号まで、第十号及び第十三号から第十六号まで並びに第七号まで、第十号、第十三号及び第十六号に掲げる書類。ただし、第四条第一項第三号から第七号まで、第十号、第十三号及び第十六号並びに第三項第五号及び第六号に掲げる書類については、当該分割承継法人が法第三条第一項の許可の申請又は法第十一条第一項若しくは第三項の規定による変更の届出の際に国土交通大臣又は都道府県知事に提出したものからその記載事項に変更がない場合に限る。
 - 八 第七条の規定は、法第十七条の二第一項から第三項までの認可について準用する。この場合において、第七条第二号中「提出した」とあるのは、「提出することが確実に見込まれる」と読み替えるものとする。
 - 九 法第十七条の二第一項から第三項までのいずれかの規定を受けて建設業者としての地位を承継した次の表の上欄に掲げる者は、同表の中欄に掲げる期間内に同表の下欄に掲げる書類を当該認可をした国土交通大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。

譲受人、合併存続法人又は分割承継法人（新設分割により設立された法人を除く。）	当該承継の日から二週間以内	第三条第一項第二号に掲げる書面
	当該承継の日から三週間以内	第三条第一項第二号に掲げる書面
	当該承継の日から三十日以内	第四条第一項第十号、第十二号及び第十三号に掲げる書類
 - 十 第一項から第三項までの規定により提出すべき認可申請書及びその添付書類並びに前項の規定により提出すべき書類の部数については、第六条の規定を準用する。
- 第十三条の三 相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により被相続人（法第十七条の三第一項に規定する「被相続人」をいう。以下この条において同じ。）の営んでいた建設業の全部を承継すべき相続人を選定したときは、その者）は、同項の規定により相続の認可を受けようとするときは、別記様式第二十二号の十による認可申請書に、次に掲げる書類を添付して、同項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者に提出しなければならない。
 - 一 申請者と被相続人との続柄を証する書類

- 二 別記様式第二号による申請者に係る工事経歴書
 - 三 別記様式第三号による申請者に係る直前三年の各事業年度における工事施工金額を記載した書面
 - 四 別記様式第四号による申請者に係る使用人数を記載した書面
 - 五 別記様式第六号による申請者、その者の令第三条に規定する使用人及び法定代理人（法人である場合においては、当該法人及びその役員等）が法第八条各号に掲げる欠格要件に該当しない者であることを誓約する書面
 - 六 申請者に係る第三条第一号に掲げる書面その他第七条第一号に掲げる基準を満たすことを証するに足りる書面
 - 七 申請者に係る第三条第二号に掲げる書面又は別記様式第二号第二十二号の十一による第六項の規定により読み替えて準用される第七号イからハまでに規定する届書を提出することを誓約する書面（第七項において「誓約書」という。）
 - 八 申請者に係る第四条第一項各号（同項第六号から第八号までを除く。）に掲げる書類（この場合において、同項第三号から第五号まで中「許可申請中」とあるのは「申請者」と、同項第十四号及び第十五号中「許可」とあるのは「認可」と読み替えるものとする。）
 - 九 申請者以外に相続人がある場合においては、当該建設業を申請者が継続して営業することに對する当該申請者以外の相続人の同意書
 - 2 前項の規定により認可申請書を国土交通大臣に提出した申請者は、自ら又は被相続人が都道府県知事の許可を受けているときは、別記様式第二十二号の十二による届出書を当該都道府県知事に提出しなければならない。
 - 3 国土交通大臣は、前項の都道府県知事に対し、当該都道府県知事の許可を受けた同項の申請者又は被相続人が法第五条、法第六条及び法第十一条の規定により当該都道府県知事に提出した書類の送付その他必要な協力を求めることができる。
 - 4 国土交通大臣又は都道府県知事は、申請者に対し、第一項に掲げるもののほか、必要と認める書類を提出させることができる。
 - 5 建設業者である申請者は、第一項の規定にかかわらず、第四条第一項第三号から第五号まで、第九号から第十一号まで及び第十三号から第十六号まで並びに第一項第二号、第三号、第五号及び第六号に掲げる書類の提出を省略することができる。ただし、第四条第一項第三号から第五号まで、第十号、第十一号、第十三号及び第十六号並びに第一項第五号及び第六号に掲げる書類については、当該申請者が法第三条第一項の許可（同条第三項の許可の更新を含む。）の申請又は法第十一条第一項若しくは第三項の規定による変更の届出の際に国土交通大臣又は都道府県知事に提出したものであるからその記載事項に変更がない場合に限る。
 - 6 第七条の規定は、法第十七条の三第一項の認可について準用する。この場合において、第七条第二号中「提出した」とあるのは、「提出した者又は提出することが確実に見込まれる」と読み替えるものとする。
 - 7 法第十七条の三第一項の規定により認可を受けて建設業者としての地位を承継した申請者（第一項第八号に掲げる誓約書を提出した者に限る。）は、当該認可を受けた日から二週間以内に第三条第一項第二号に掲げる書面を当該認可をした国土交通大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。
 - 8 第一項の規定により提出すべき認可申請書及びその添付書類並びに前項の規定により提出すべき書類の部数については、第六条の規定を準用する。
- 第十三条の四 法第十九条第三項の国土交通省令で定める措置は、次に掲げるものとする。**
- 一 電子情報処理組織を使用する措置のうち次に掲げるもの
 - イ 建設工事の請負契約の当事者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と当該契約の相手方の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて法第十九条第一項に掲げる事項又は請負契約の内容で同項に掲げる事項に該当するもの変更の内容

- （以下「契約事項等」という。）を送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられた受信者ファイル（専ら当該契約の相手方の用に供されるファイルを用い。以下この条において同じ。）に記録する措置
- ロ 建設工事の請負契約の当事者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された契約事項等を電気通信回線を通じて当該契約の相手方の閲覧に供し、当該契約の相手方の使用に係る電子計算機に備えられた当該契約の相手方の受信者ファイルに当該契約事項等を記録する措置
 - ハ 建設工事の請負契約の当事者の使用に係る電子計算機に備えられた受信者ファイルに記録された契約事項等を電気通信回線を通じて当該契約の相手方の閲覧に供する措置
 - 二 電磁的記録媒体をもつて調整するファイルに契約事項等を記録したものを交付する措置
- 2 前項各号に掲げる措置は、次に掲げる技術的基準に適合するものでなければならない。
 - 一 当該契約の相手方がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものであること。
 - 二 ファイルに記録された契約事項等について、改変が行われていないかどうかを確認することができる措置を講じていること。
 - 三 当該契約の相手方が本人であることを確認することができる措置を講じていること。
 - 3 第一項各号に掲げる措置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
 - 一 第一項第一号ロに掲げる措置にあつては、契約事項等を建設工事の請負契約の当事者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する旨又は記録した旨を当該契約の相手方に対し通知するものであること。ただし、当該契約の相手方が当該契約事項等を閲覧していたことを確認したときはこの限りでない。
 - 二 第一項第一号ハに掲げる措置にあつては、契約事項等を建設工事の請負契約の当事者の使用に係る電子計算機に備えられた受信者ファイルに記録する旨又は記録した旨を当該契約の相手方に対し通知するものであること。ただし、当該契約の相手方が当該契約事項等を閲覧していたことを確認したときはこの限りでない。
 - 4 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、建設工事の請負契約の当事者の使用に係る電子計算機と、当該契約の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。
- 第十三条の五 令第五条の五第一項の規定により示すべき措置の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。**
- 一 前条第一項に規定する措置のうち建設工事の請負契約の当事者が講じるもの
 - 二 ファイルへの記録の方法
- 第十三条の六 令第五条の五第一項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げるものとする。**
- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
 - イ 建設工事の請負契約の相手方の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて建設工事の請負契約の当事者の使用に係る電子計算機に令第五条の五第一項の承諾又は同条第二項の申出（以下この項において「承諾等」という。）をする旨を送信し、当該電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
 - ロ 建設工事の請負契約の当事者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前条に規定する電磁的記録媒体の種類及び内容を電気通信回線を通じて当該契約の相手方の閲覧に供し、当該電子計算機に備えられたファイルに承諾等をする旨を記録する方法
 - 二 電磁的記録媒体をもつて調整するファイルに承諾等をする旨を記録したものを交付する方法
 - 2 前項各号に掲げる方法は、建設工事の請負契約の当事者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

3 前項第一号の「電子情報処理組織」とは、建設工事の請負契約の当事者の使用に係る電子計算機と、当該契約の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

(現場代理人の選任等に関する通知に係る情報通信の技術を利用する方法)

第十三条の七 法第十九条の二第三項の国土交通省令で定める方法は、法第十九条の二第三項前段に規定する方法による通知を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出(以下この項において「承諾等」という。)をする場合にあっては第一号又は第二号に、現場代理人に関する事項を通知する場合にあっては第三号又は第四号に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 注文者の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて請負人の使用に係る電子計算機に承諾等をする旨を送信し、当該電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 請負人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された次条に規定する電磁的方法の種類及び内容を電気通信回線を通じて注文者の閲覧に供し、当該電子計算機に備えられたファイルに承諾等をする旨を記録する方法

二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに承諾等をする旨を記録したものを交付する方法

三 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

イ 請負人の使用に係る電子計算機と注文者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて書面に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を送信し、注文者の使用に係る電子計算機に備えられた受信者ファイル(専ら注文者の用に供されるファイル)をいう。以下この条において同じ。)に記録する方法

ロ 請負人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて注文者の閲覧に供し、注文者の使用に係る電子計算機に備えられた当該注文者の受信者ファイルに当該記載事項を記録する方法

ハ 請負人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて注文者の閲覧に供し、注文者の使用に係る電子計算機に備えられた当該注文者の受信者ファイルに当該記載事項を記録する方法

四 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

2 前項第一号及び第二号に掲げる方法は、請負人がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

3 第一項第三号及び第四号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 注文者が受信者ファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものであること。

二 第一項第三号ロに掲げる方法にあっては、記載事項を請負人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する旨又は記録した旨を注文者に対し通知することであること。ただし、注文者が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときはこの限りではない。

三 第一項第三号ハに掲げる方法にあっては、記載事項を請負人の使用に係る電子計算機に備えられた受信者ファイルに記録する旨又は記録した旨を注文者に対し通知することであること。ただし、注文者が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときはこの限りでない。

4 第一項第一号及び第三号の「電子情報処理組織」とは、請負人の使用に係る電子計算機と、注文者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

(現場代理人の選任等に関する通知に係る電磁的方法の種類及び内容)

第十三条の八 令第五条の六第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一 前条第一項第三号及び第四号に規定する方法のうち請負人が使用するもの

二 ファイルへの記録の方法

等)という。)をする場合にあっては第一号又は第二号に、監督員に関する事項を通知する場合にあっては第三号又は第四号に掲げるものとする。

(建設工事の見積書に係る情報通信の技術を利用する方法)

第十三条の十一 法第二十条第三項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 請負人の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて注文者の使用に係る電子計算機に承諾等をする旨を送信し、当該電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 注文者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された次条に規定する電磁的方法の種類及び内容を電気通信回線を通じて請負人の閲覧に供し、当該電子計算機に備えられたファイルに承諾等をする旨を記録する方法

二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに承諾等をする旨を記録したものを交付する方法

三 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

イ 注文者の使用に係る電子計算機と請負人の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて書面に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を送信し、請負人の使用に係る電子計算機に備えられた受信者ファイル(専ら請負人の用に供されるファイル)をいう。以下この条において同じ。)に記録する方法

ロ 注文者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて請負人の閲覧に供し、請負人の使用に係る電子計算機に備えられた当該請負人の受信者ファイルに当該記載事項を記録する方法

四 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

2 前項第一号及び第二号に掲げる方法は、注文者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

3 第一項第三号及び第四号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 請負人が受信者ファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものであること。

二 第一項第一号ロに掲げる方法にあっては、記載事項を注文者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する旨又は記録した旨を請負人に対し通知することであること。ただし、請負人が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときはこの限りではない。

三 第一項第一号ハに掲げる方法にあっては、記載事項を注文者の使用に係る電子計算機に備えられた受信者ファイルに記録する旨又は記録した旨を請負人に対し通知することであること。ただし、請負人が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときはこの限りでない。

4 第一項第一号及び第三号の「電子情報処理組織」とは、注文者の使用に係る電子計算機と、請負人の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

(監督員の選任等に関する通知に係る電磁的方法の種類及び内容)

第十三条の十 令第五条の七第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一 前条第一項第三号及び第四号に規定する方法のうち注文者が使用するもの

二 ファイルへの記録の方法

一 建設業者の使用に係る電子計算機と建設工事の注文者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて書面に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を送信し、建設工事の注文者の使用に係る電子計算機に備えられた受信者ファイル(専ら注文者の用に供されるファイル)をいう。以下この条において同じ。)に記録する方法

ロ 建設業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて建設工事の注文者の閲覧に供し、建設工事の注文者の使用に係る電子計算機に備えられた当該建設工事の注文者の受信者ファイルに当該記載事項を記録する方法

ハ 建設業者の使用に係る電子計算機に備えられた受信者ファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて建設工事の注文者の閲覧に供する方法

二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。

一 建設工事の注文者が受信者ファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものであること

二 前項第一号ロに掲げる方法にあつては、記載事項を建設業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する旨又は記録した旨を建設工事の注文者に対し通知するものであること。ただし、建設工事の注文者が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときはこの限りではない。

三 前項第一号ハに掲げる方法にあつては、記載事項を建設業者の使用に係る電子計算機に備えられた受信者ファイルに記録する旨又は記録した旨を建設工事の注文者に対し通知するものであること。ただし、建設工事の注文者が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときはこの限りではない。

(建設工事の見積書に係る電磁的方法の種類及び内容)

第十三条の十二 令第五条の九第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一 前条第一項各号に規定する方法のうち建設業者が使用するもの

二 ファイルへの記録の方法

(建設工事の見積書に係る情報通信の技術の利用した承諾の取得)

第十三条の十三 令第五条の九第一項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 建設工事の注文者を使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて建設業者の使用に係る電子計算機に令第五条の九第一項の承諾又は同条第二項の申出(以下この項において「承諾等」という。)をする旨を送信し、当該電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 建設業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前条に規定する電磁的方法の種類及び内容を電気通信回線を通じて建設工事の注文者の閲覧に供し、当該電子計算機に備えられたファイルに承諾等をする旨を記録する方法

二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに承諾等をする旨を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、建設業者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならぬ。

(工期等に影響を及ぼす事象)

第十三条の十四 法第二十条の二の国土交通省令で定める事象は、次に掲げる事象とする。

一 地盤の沈下、地下埋設物による土壌の汚染その他の地中の状態に起因する事象

二 騒音、振動その他の周辺の環境に配慮が必要な事象

(一括下請負の承諾に係る情報通信の技術を利用する方法)

第十三条の十五 法第二十二條第四項の国土交通省令で定める方法は、法第二十二條第四項前段に規定する方法による通知を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出(以下この項において「承諾等」という。)をする場合にあつては第一号又は第二号に、法第二十二條第三項の承諾をする場合にあつては第三号又は第四号に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 元請負人の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて発注者の使用に係る電子計算機に承諾等をする旨を送信し、当該電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 発注者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された次条に規定する電磁的方法の種類及び内容を電気通信回線を通じて元請負人の閲覧に供し、当該電子計算機に備えられたファイルに承諾等をする旨を記録する方法

二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに承諾等をする旨を記録したものを交付する方法

三 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

イ 発注者の使用に係る電子計算機と元請負人の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて書面に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を送信し、元請負人の使用に係る電子計算機に備えられた受信者ファイル(専ら元請負人の用に供されるファイル)をいう。以下この条において同じ。)に記録する方法

ロ 発注者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて元請負人の閲覧に供し、元請負人の使用に係る電子計算機に備えられた当該元請負人の受信者ファイルに当該記載事項を記録する方法

ハ 発注者の使用に係る電子計算機に備えられた受信者ファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて元請負人の閲覧に供する方法

四 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

2 前項第一号及び第二号に掲げる方法は、発注者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならぬ。

3 第一項第三号及び第四号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。

一 元請負人が受信者ファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものであること

二 第一項第三号ロに掲げる方法にあつては、記載事項を発注者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する旨又は記録した旨を元請負人に対し通知するものであること。ただし、元請負人が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときはこの限りではない。

三 第一項第三号ハに掲げる方法にあつては、記載事項を発注者の使用に係る電子計算機に備えられた受信者ファイルに記録する旨又は記録した旨を元請負人に対し通知するものであること。ただし、元請負人が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときはこの限りではない。

4 第一項第一号及び第三号の「電子情報処理組織」とは、発注者の使用に係る電子計算機と、元請負人の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

(一括下請負の承諾に係る電磁的方法の種類及び内容)

第十三条の十六 令第六条の四第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一 前条第一項第三号及び第四号に規定する方法のうち発注者が使用するもの

二 ファイルへの記録の方法

(下請負人の選定の承諾に係る情報通信の技術を利用する方法)

第十三条の十七 法第二十三條第二項の国土交通省令で定める方法は、法第二十三條第二項前段に規定する方法による通知を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出(以下この項において「承諾等」という。)をする場合にあつては第一号又は第二号に、法第二十三條第一項ただし書の承諾をする場合にあつては第三号又は第四号に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 下請負人選定者の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて注文者の使用に係る電子計算機に承諾等をする旨を送信し、当該電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 注文者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された次条に規定する電磁的方法の種類及び内容を電気通信回線を通じて下請負人選定者の閲覧に供し、当該電子計算機に備えられたファイルに承諾等をする旨を記録する方法

二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに承諾等をする旨を記録したものを交付する方法

三 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

イ 注文者の使用に係る電子計算機と法第二十三條第一項ただし書の規定により下請負人を選定する者(以下この条において「下請負人選定者」という。)の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて書面に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」と

いう。)を送信し、下請負人選定者の使用に係る電子計算機に備えられた受信者ファイル(専ら下請負人選定者の用に供されるファイルを用い。以下この条において同じ。)に記録する方法

ロ 注文者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて下請負人選定者の閲覧に供し、下請負人選定者の使用に係る電子計算機に備えられた当該下請負人選定者の受信者ファイルに当該記載事項を記録する方法

ハ 注文者の使用に係る電子計算機に備えられた下請負人選定者ファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて下請負人選定者の閲覧に供する方法

四 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

二 前項第一号及び第二号に掲げる方法は、注文者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

三 第一項第三号及び第四号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。

一 下請負人選定者が受信者ファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものであること。

二 第一項第一号ロに掲げる方法にあつては、記載事項を注文者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する旨又は記録した旨を下請負人選定者に対し通知するものであること。ただし、下請負人選定者が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときはこの限りではない。

三 第一項第一号ハに掲げる方法にあつては、記載事項を注文者の使用に係る電子計算機に備えられた受信者ファイルに記録する旨又は記録した旨を下請負人選定者に対し通知するものであること。ただし、下請負人選定者が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときはこの限りでない。

四 第一項第一号及び第三号の「電子情報処理組織」とは、注文者の使用に係る電子計算機と、下請負人選定者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。(下請負人の選定の承諾に係る電磁的方法の種類及び内容)

第十三条の十八 令第七条第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一 前条第一項第三号及び第四号に規定する方法のうち注文者が使用するもの

二 ファイルへの記録の方法

(法第二十四条の六第四項の率)

第十四条 法第二十四条の六第四項の国土交通省令で定める率は、年十四・六パーセントとする。(施工体制台帳の記載事項等)

第十四条の二 法第二十四条の八第一項の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 作成建設業者(法第二十四条の八第一項の規定(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成十二年法律第百二十七号。次項第一号において「入札契約適正化法」という。))第十五条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)により施工体制台帳を作成する場合における当該建設業者をいう。以下同じ。)に関する次に掲げる事項

イ 許可を受けて営む建設業の種類

ロ 健康保険法第四十八条の規定による被保険者の資格の取得の届出、厚生年金保険法第二十七条の規定による被保険者の資格の取得の届出及び雇用保険法第七条の規定による被保険者となつたことの届出の状況(第三号ハにおいて「健康保険等の加入状況」という。)

二 作成建設業者が請け負つた建設工事に関する次に掲げる事項

イ 建設工事の名称、内容及び工期

ロ 発注者と請負契約を締結した年月日、当該発注者の商号、名称又は氏名及び住所並びに当該請負契約を締結した営業所の名称及び所在地

ハ 発注者が監督員を置くときは、当該監督員の氏名及び法第十九条の二第二項に規定する通知事項

二 作成建設業者が現場代理人を置くときは、当該現場代理人の氏名及び法第十九条の二第二項に規定する通知事項

ホ 主任技術者又は監理技術者の氏名、その者が有する主任技術者資格(建設業の種類に応じ、法第七条第二号イ若しくはロに規定する実務の経験若しくは学科の修得又は同号ハの規定による国土交通大臣の認定があることをいう。以下同じ。)又は監理技術者資格及びその者が専任の主任技術者又は監理技術者であるか否かの別

ヘ 法第二十六条第三項ただし書の規定により監理技術者の行うべき法第二十六条の四第一項に規定する職務を補佐する者(以下「監理技術者補佐」という。)を置くときは、その者の氏名及びその者が有する監理技術者補佐資格(主任技術者資格を有し、かつ、令第二十八条第一号に規定する国土交通大臣が定める要件に該当すること、又は同条第二号の規定による国土交通大臣の認定があることをいう。次項第三号及び第二十六条第二項第三号イにおいて同じ。)

ト 法第二十六条の二第二項又は第二項の規定により建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者ホの主任技術者若しくは監理技術者又はへの監理技術者補佐以外のものを置くときは、その者の氏名、その者が管理をつかさどる建設工事の内容及びその者が有する主任技術者資格

チ 建設工事に従事する者に関する次に掲げる事項(建設工事に従事する者が希望しない場合においては、(6)に掲げるものを除く。)

(1) 氏名、生年月日及び年齢

(2) 職種

(3) 健康保険法又は国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)による医療保険、国民年金法(昭和三十四年法律第四十一号)又は厚生年金保険法による年金及び雇用保険法による雇用保険(第四号チ(3)において「社会保険」という。)の加入等の状況

(4) 中小企業退職金共済法(昭和三十四年法律第六十号)第二条第七項に規定する被共済者に該当する者(第四号チ(4)において単に「被共済者」という。)であるか否かの別

(5) 安全衛生に関する教育を受けているときは、その内容

(6) 建設工事に係る知識及び技術又は技能に関する資格

リ 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)別表第一の二の表の特定技能の在留資格(同表の特定技能の項の下欄第一号に係るものに限る。)を決定された者(第四号リにおいて「一号特定技能外国人」という。)及び同表の技能実習の在留資格を決定された者(第四号リにおいて「外国人技能実習生」という。)の従事者の状況

三 前号の建設工事の下請負人に関する次に掲げる事項

イ 商号又は名称及び住所

ロ 当該下請負人が建設業者であるときは、その者の許可番号及びその請け負つた建設工事に係る許可を受けた建設業の種類

ハ 健康保険等の加入状況

四 前号の下請負人が請け負つた建設工事に関する次に掲げる事項

イ 建設工事の名称、内容及び工期

ロ 当該下請負人が注文者と下請契約を締結した年月日

ハ 注文者が監督員を置くときは、当該監督員の氏名及び法第十九条の二第二項に規定する通知事項

二 当該下請負人が現場代理人を置くときは、当該現場代理人の氏名及び法第十九条の二第二項に規定する通知事項

ホ 当該下請負人が建設業者であるときは、その者が置く主任技術者の氏名、当該主任技術者が有する主任技術者資格及び当該主任技術者が専任の者であるか否かの別

へ 当該下請負人が法第二十六条の二第一項又は第二項の規定により建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる建設工事の内容及びその有する主任技術者資格
 ト 当該建設工事が作成建設業者の請け負わせたものであるときは、当該建設工事について請負契約を締結した作成建設業者の営業所の名称及び所在地
 チ 建設工事に従事する者に関する次に掲げる事項（建設工事に従事する者が希望しない場合において、（6）に掲げるものを除く。）

(1) 氏名、生年月日及び年齢

職種

(2) 社会保険の加入等の状況

(3) 被共済者であるか否かの別

(4) 安全衛生に関する教育を受けているときは、その内容

(5) 建設工事に係る知識及び技術又は技能に関する資格

(6) 建設工事に係る知識及び技術又は技能に関する資格

2 施工体制台帳には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 前項第二号ロの請負契約及び同項第四号ロの下請契約に係る法第十九条第一項及び第二項の規定による書面の写し（作成建設業者が注文者となつた下請契約以外の下請契約であつて、公共工事（入札契約適正化法第二条第二項に規定する公共工事をいう。以下同じ。）以外の建設工事について締結されるものに係るものにあつては、請負代金の額に係る部分を除く。）

二 前項第二号ホの主任技術者又は監理技術者が主任技術者資格又は監理技術者資格を有することを証する書面（当該監理技術者が法第二十六条第五項の規定により選任しなければならない者であるときは、監理技術者資格者証の写しに限る。）及び当該主任技術者又は監理技術者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し

三 監理技術者補佐を置くときは、その者が監理技術者補佐資格を有することを証する書面及びその者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し

四 前項第二号トに規定する者を置くときは、その者が主任技術者資格を有することを証する書面及びその者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し

3 第一項各号に掲げる事項が電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ当該工事現場において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面又は出力装置の映像面に表示されるときは、当該記録をもつて法第二十四条の八第一項に規定する施工体制台帳への記載に代えることができる。

4 第二項各号に掲げる添付書類の記載事項がスキヤナにより読み取る方法その他これに類する方法により、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ当該工事現場において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面又は出力装置の映像面に表示されるときは、当該記録をもつて当該添付書類に代えることができる。

（下請負人に対する通知等）

第十四条の三 建設業者は、作成建設業者に該当することとなつたときは、遅滞なく、その請け負つた建設工事を請け負わせた下請負人に対し次に掲げる事項を書面により通知するとともに、当該事項を記載した書面を当該工事現場の見やすい場所に掲げ、又は当該事項を記録した電磁的記録を当該工事現場の見やすい場所に備え置く出力装置の映像面に表示する方法により当該下請負人の閲覧に供しなければならない。

一 作成建設業者の商号又は名称

二 当該下請負人の請け負つた建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせたときは法第二十四条の八第二項の規定による通知（以下「再下請負通知」という。）を行わなければならない旨及び当該再下請負通知に係る書類を提出すべき場所

2 建設業者は、前項の規定による書面による通知に代えて、第五項で定めるところにより、当該下請負人の承諾を得て、前項各号に掲げる事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により通知することができる。この場合において、当該建設業者は、当該書面による通知をしたものとみなす。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 建設業者の使用に係る電子計算機と下請負人の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 建設業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項各号に掲げる事項を電気通信回線を通じて下請負人の閲覧に供し、当該下請負人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法（電磁的方法による通知を受ける旨の承諾又は受けたくない旨の申出をする場合にあつては、建設業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

二 電磁的記録媒体をもつて複製するファイルに前項各号に掲げる事項を記録したものを交付する方法

3 前項に掲げる方法は、下請負人がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならない。

4 第二項第一号の「電子情報処理組織」とは、建設業者の使用に係る電子計算機と、下請負人の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 建設業者は、第二項の規定により第一項各号に掲げる事項を通知しようとするときは、あらかじめ、当該下請負人に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一 第二項各号に規定する方法のうち建設業者が使用するもの

二 ファイルへの記録の方式

6 前項の規定による承諾を得た建設業者は、当該下請負人から書面又は電磁的方法により電磁的方法による通知を受けない旨の申出があつたときは、当該下請負人に対し、第一項各号に掲げる事項の通知を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該下請負人が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（再下請負通知を行うべき事項等）

第十四条の四 法第二十四条の八第二項の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 再下請負通知人（再下請負通知を行う場合における当該下請負人をいう。以下同じ。）の商号又は名称及び住所並びに当該再下請負通知人が建設業者であるときは、その者の許可番号

二 再下請負通知人が請け負つた建設工事の名称及び注文者の商号又は名称並びに当該建設工事について注文者と下請契約を締結した年月日

三 再下請負通知人が前号の建設工事を請け負わせた他の建設業を営む者に関する第十四条の二第一項第三号イからハまでに掲げる事項並びに当該者が請け負つた建設工事に関する同項第四号イからヘまで、チ及びリに掲げる事項

2 再下請負通知人に該当することとなつた建設業を営む者（以下この条において「再下請負通知人該当者」という。）は、その請け負つた建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせる都度、遅滞なく、前項各号に掲げる事項を記載した書面（以下「再下請負通知書」という。）により再下請負通知を行うとともに、当該他の建設業を営む者に対し、前条第一項各号に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

3 再下請負通知書には、再下請負通知人が第一項第三号に規定する他の建設業を営む者と締結した請負契約に係る法第十九条第一項及び第二項の規定による書面の写し（公共工事以外の建設工事について締結される請負契約の請負代金の額に係る部分を除く。）を添付しなければならない。この場合において、「再下請負通知人」として、第二項の規定による書面に代えて、第七項で定めるところにより、作成建設業者又は第二項に規定する他の建設業を営む者（以下この条において「再下請負人」という。）の承諾を得て、第一項各号に掲げる事項又は前条第一項各号に掲げる事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により通知することができる。この場合において、当該再下請負通知人該当者は、当該書面による通知をしたものとみなす。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 再下請負通知人該当者の使用に係る電子計算機と作成建設業者又は再下請負人の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 再下請負通知人該当者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第一項各号に掲げる事項又は前条第一項各号に掲げる事項を電気通信回線を通じて作成建設業者又は再下請負人の閲覧に供し、当該作成建設業者又は当該再下請負人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法（電磁的方法による通知を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、再下請負通知人該当者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに第一項各号に掲げる事項又は前条第一項各号に掲げる事項を記録したものを交付する方法

5 前項に掲げる方法は、作成建設業者又は再下請負人がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならない。

6 第四項第一号の「電子情報処理組織」とは、再下請負通知人該当者の使用に係る電子計算機と、作成建設業者又は再下請負人の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

7 再下請負通知人該当者は、第四項の規定により第一項各号に掲げる事項又は前条第一項各号に掲げる事項を通知しようとするときは、あらかじめ、当該作成建設業者又は当該再下請負人に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一 第四項各号に規定する方法のうち再下請負通知人該当者が使用するもの

二 ファイルへの記録の方式

8 前項の規定による承諾を得た再下請負通知人該当者は、当該作成建設業者又は当該再下請負人から書面又は電磁的方法により電磁的方法による通知を受けたい旨の申出があつたときは、当該作成建設業者又は当該再下請負人に対し、第一項各号に掲げる事項又は前条第一項各号に掲げる事項の通知を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該作成建設業者又は当該再下請負人が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

9 第三項に規定する書面の写しの記載事項がスキヤナにより読み取る方法その他これに類する方法により、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面又は出力装置の映像面に表示されるときは、当該記録をもつて第三項に規定する添付書類に代えることができる。

（施工体制台帳の記載方法等）

第十四条の五 第十四条の二第二項の規定により添付された書類に同条第一項各号に掲げる事項が記載されるときは、同項の規定にかかわらず、施工体制台帳の当該事項を記載すべき箇所と当該書類との関係を明らかにして、当該事項の記載を省略することができる。この項前段に規定する書類以外の書類で同条第一項各号に掲げる事項が記載されたものを施工体制台帳に添付するときも、同様とする。

2 第十四条の二第一項第三号及び第四号に掲げる事項の記載並びに同条第二項第一号に掲げる書類（同条第一項第四号ロの下請契約に係るものに限る。）及び前項後段に規定する書類（同条第一項第三号又は第四号に掲げる事項が記載されたものに限る。）の添付は、下請負人ごとに、かつ、各下請負人の施工の分担関係が明らかとなるように行わなければならない。

3 作成建設業者は、第十四条の二第一項各号に掲げる事項の記載並びに同条第二項各号に掲げる書類及び第一項後段に規定する書類の添付を、それぞれの事項又は書類に係る事実が生じ、又は明らかとなつたとき（同条第一項第一号に掲げる事項にあつては、作成建設業者に該当することとなつたとき）に、遅滞なく、当該事項又は書類について行い、その見やすいところに商号又は名称、許可番号及び施工体制台帳である旨を明示して、施工体制台帳を作成しなければならない。

4 第十四条の二第一項各号に掲げる事項又は同条第二項第二号から第四号までに掲げる書類について変更があつたときは、遅滞なく、当該変更があつた年月日を付記して、変更後の当該事項を記載し、又は変更後の当該書類を添付しなければならない。

5 第一項の規定は再下請負通知書における前条第一項各号に掲げる事項の記載について、前項の規定は当該事項に変更があつたときについて準用する。この場合において、第一項中「第十四条の二第二項」とあるのは「前条第三項」と、前項中「記載し、又は変更後の当該書類を添付しなければならない」とあるのは「書面により作成建設業者に通知しなければならない」と読み替へるものとする。

6 再下請負通知人は、前項において準用する第四項の規定による書面による通知に代えて、第九項で定めるところにより、作成建設業者の承諾を得て、前条第一項各号に掲げる事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により通知することができる。この場合において、当該再下請負通知人は、当該書面による通知をしたものとみなす。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 再下請負通知人の使用に係る電子計算機と作成建設業者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 再下請負通知人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前条第一項各号に掲げる事項を電気通信回線を通じて作成建設業者の閲覧に供し、当該作成建設業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに同項各号に掲げる事項を記録する方法（電磁的方法による通知を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、再下請負通知人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに前条第一項各号に掲げる事項を記録したものを交付する方法

7 前項に掲げる方法は、作成建設業者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならない。

8 第六項第一号の「電子情報処理組織」とは、再下請負通知人の使用に係る電子計算機と、作成建設業者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

9 再下請負通知人は、第六項の規定により前条第一項各号に掲げる事項を通知しようとするときは、あらかじめ、当該作成建設業者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一 第六項各号に規定する方法のうち再下請負通知人が使用するもの

二 ファイルへの記録の方式

10 前項の規定による承諾を得た再下請負通知人は、当該作成建設業者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による通知を受けたい旨の申出があつたときは、当該作成建設業者に対し、前条第一項各号に掲げる事項の通知を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該作成建設業者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(施工体系図)

第十四条の六 施工体系図は、第一号及び第二号に掲げる事項を表示するほか、第三号及び第四号に掲げる事項を第三号の下請負人ごとに、かつ、各下請負人の施工の分担関係が明らかとなるよう系統的に表示して作成しておかなければならない。

一 作成建設業者の商号又は名称
二 作成建設業者が請け負った建設工事に関する次に掲げる事項

イ 建設工事の名称及び工期

ロ 発注者の商号、名称又は氏名

ハ 当該作成建設業者が置く主任技術者又は監理技術者の氏名

ニ 監理技術者補佐を置くときは、その者の氏名

ホ 第十四条の二第一項第二号トに規定する者を置くときは、その者の氏名及びその者が管理をつかさどる建設工事の内容

三 前号の建設工事の下請負人で現にその請け負った建設工事を施工しているものに関する次に掲げる事項（下請負人が建設業者でない場合においては、イ及びロに掲げる事項に限る。）

イ 商号又は名称

ロ 代表者の氏名

ハ 一般建設業又は特定建設業の別

ニ 許可番号

四 前号の請け負った建設工事に関する次に掲げる事項（下請負人が建設業者でない場合においては、イに掲げる事項に限る。）

イ 建設工事の内容及び工期

ロ 特定専門工事（法第二十六条の三第二項に規定する「特定専門工事」をいう。第十七条の六において同じ。）の該当の有無

ハ 下請負人が置く主任技術者の氏名

ニ 第十四条の二第一項第四号へに規定する者を置くときは、その者の氏名及びその者が管理をつかさどる建設工事の内容

（施工体制台帳の備置き等）

第十四条の七 法第二十四条の八第一項の規定による施工体制台帳（施工体制台帳に添付された第十四条の二第二項各号に掲げる書類及び第十四条の五第一項後段に規定する書類を含む。）の備置き及び法第二十四条の八第四項の規定による施工体系図の揭示は、第十四条の二第一項第二号の建設工事の目的物の引渡しをするまで（同号ロの請負契約に基づく債権債務が消滅した場合にあつては、当該債権債務の消滅するまで）行わなければならない。

（紛争処理状況の報告）

第十五条 法第二十五条の二十五の規定による報告は、毎四半期経過後十五日以内に、当該四半期中における次の各号に掲げる事項につきしなければならない。

一 あつせん、調停又は仲裁の申請の件数

二 職権に基きあつせん又は調停を行う必要があると決議した事件の件数

三 あつせん若しくは調停をしないものとした事件又はあつせん若しくは調停を打ち切った事件の件数

四 あつせん又は調停により解決した事件の件数

五 仲裁判断をした事件の件数

六 その他審査会の事務に関し重要な事項

（名簿の記載事項）

第十六条 令第八条第一項の委員又は特別委員の名簿には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 氏名及び職業

二 経歴及び弁護士となる資格を有する者にあつてはその旨

三 任命及び任期満了の年月日

（調書）

第十七条 令第二十三条の調書は、別記様式第二十三号、第二十四号及び第二十五号により作成しなければならない。

第十七条の二 削除

第十七条の三 削除

（講習の登録の申請）

第十七条の四 法第二十六条第五項の登録（以下この条において「登録」という。）を受けようとする者は、別記様式第二十五号の二による申請書に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

一 法人である場合においては、次に掲げる書類

イ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書

ロ 株主名簿又は社員名簿の写し

ハ 申請に係る意思の決定を証する書類

ニ 役員の名簿及び略歴を記載した書類

三 法第二十六条の七第一項第一号ロ又はハに掲げる科目を担当する講師が監理技術者となつた経験を有する場合においては、その者が有する監理技術者資格及び監理技術者となつた建設工事に係る経歴を記載した書類

四 法第二十六条の七第一項第一号ロ又はハに掲げる科目を担当する講師が教員となつた経歴を有する場合においては、その経歴を証する書類

五 登録を受けようとする者が法第二十六条の六各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面

六 その他参考となる事項を記載した書類

2 国土交通大臣は、登録を受けようとする者（個人である場合に限る。）に係る機構保存本人確認情報（住民基本台帳法第三十条の七第四項に規定する機構保存本人確認情報という。以下同じ。）のうち住民票コード以外のものについて、同法第三十条の九の規定によるその提供を受けることができるときは、その者に対し、住民票の抄本又はこれに代わる書面を提出させることができる。

（登録の更新）

第十七条の五 前条の規定は、法第二十六条の八第一項の登録の更新について準用する。

（特定専門工事の合意の内容等）

第十七条の六 法第二十六条の三第三項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 当該特定専門工事の内容

二 当該特定専門工事の元請負人がこれを施工するために締結した下請契約の請負代金の額（当該下請契約が二以上あるときは、それらの請負代金の額の総額。次号において同じ。）

三 当該特定専門工事が元請負人が発注者から直接請け負った建設工事に係るものであるときは、当該元請負人が当該発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額

四 元請負人が置く主任技術者の氏名及びその者が有する資格

2 法第二十六条の三第三項の書面には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 前項第四号の主任技術者が法第二十六条の三第七項第一号に掲げる要件を満たしていることを証する書面

二 前項第四号の主任技術者が当該特定専門工事の工事現場に専任で置かれることを元請負人が誓約する書面

（特定専門工事の元請負人及び下請負人の合意に係る情報通信の技術を利用する方法）

第十七条の七 法第二十六条の三第四項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの
 - イ 特定専門工事を施工するために締結した下請契約の当事者の使用に係る電子計算機と当該契約の相手方の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて書面に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられた受信者ファイル（専ら受信者の用に供されるファイルという。以下この条において同じ。）に記録する方法
 - ロ 特定専門工事を施工するために締結した下請契約の当事者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて当該契約の相手方の閲覧に供し、当該契約の相手方の使用に係る電子計算機に備えられた当該契約の相手方の受信者ファイルに当該記載事項を記録する方法
 - ハ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられた受信者ファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて受信者の閲覧に供する方法
 - ニ 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法
 - 二 前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
 - 一 当該契約の相手方が受信者ファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものであること。
 - 二 前項第一号ロに掲げる方法にあつては、記載事項を特定専門工事を施工するために締結した下請契約の当事者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する旨又は記録した旨を当該契約の相手方に対し通知するものであること。ただし、当該契約の相手方が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときはこの限りではない。
 - 三 前項第一号ハに掲げる方法にあつては、記載事項を特定専門工事を施工するために締結した下請契約の当事者の使用に係る電子計算機に備えられた受信者ファイルに記録する旨又は記録した旨を当該契約の相手方に対し通知するものであること。ただし、当該契約の相手方が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときはこの限りでない。
- （特定専門工事の注文者の承諾に係る情報通信の技術を利用する方法）
- 第十七条の八** 法第二十六条の三第六項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げるものとする。
- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの
 - イ 注文者の使用に係る電子計算機と元請負人の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて書面に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を送信し、元請負人の使用に係る電子計算機に備えられた受信者ファイル（専ら元請負人の用に供されるファイルという。以下この条において同じ。）に記録する方法
 - ロ 注文者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて元請負人の閲覧に供し、元請負人の使用に係る電子計算機に備えられた当該元請負人の受信者ファイルに当該記載事項を記録する方法
 - ハ 注文者の使用に係る電子計算機に備えられた受信者ファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて元請負人の閲覧に供する方法
 - ニ 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法
 - 二 前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
 - 一 元請負人が受信者ファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものであること。
 - 二 前項第一号ロに掲げる方法にあつては、記載事項を注文者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する旨又は記録した旨を元請負人に対し通知するものであること。ただし、元請負人が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときはこの限りではない。
 - 三 前項第一号ハに掲げる方法にあつては、記載事項を注文者の使用に係る電子計算機に備えられた受信者ファイルに記録する旨又は記録した旨を元請負人に対し通知するものであること。ただし、元請負人が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときはこの限りでない。
- 3 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、注文者の使用に係る電子計算機と、元請負人の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

- （特定専門工事の注文者の承諾に係る電磁的方法の種類及び内容）
- 第十七条の九** 令第三十一条第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。
- 一 前条第一項各号に規定する方法のうち注文者が使用するもの
 - 二 ファイルへの記録の方式
- （特定専門工事の注文者の承諾に係る情報通信の技術を利用した承諾の取得）
- 第十七条の十** 令第三十一条第一項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げるものとする。
- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうち、イ又はロに掲げるもの
 - イ 元請負人の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて注文者の使用に係る電子計算機に令第三十一条第一項の承諾又は同条第二項の申出（以下この項において「承諾等」という。）を送信する旨を送信し、当該電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
 - ロ 注文者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前条に規定する電磁的方法の種類及び内容を電気通信回線を通じて元請負人の閲覧に供し、当該電子計算機に備えられたファイルに承諾等をする旨を記録する方法
 - 二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに承諾等をする旨を記録したものを交付する方法
- 2 前項各号に掲げる方法は、注文者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。
- （講習の実施基準）
- 第十七条の十一** 法第二十六条の九の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。
- 一 講習は、講義及び試験により行うものであること。
 - 二 受講者があらかじめ受講を申請した者本人であることを確認すること。
 - 三 講習は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる内容について、同表の下欄に掲げる時間以上行うこと。
- | 科目 | 内容 | 時間 |
|-----|--|-------|
| (一) | 建設工事に関する法律
イ 法及び法に基づく命令並びに関係法令等
ロ 建設工事の適正な施工に係る施策 | 一・五時間 |
| (二) | 建設工事の施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理
イ 建設工事の施工計画の作成に関する事項
ロ 工程管理に関する事項
ハ 品質管理に関する事項
ニ 安全管理に関する事項 | 二・五時間 |
| (三) | 建設工事に関する最新の材料、資機材及び施工方法
イ 最新の材料及び資機材の特性に関する事項
ロ 施工の合理化に係る方法に関する事項
ハ 材料、資機材及び施工方法に係る技術基準に関する事項
ニ その他材料、資機材及び施工方法に関する必要な事項 | 二時間 |
- 備考 (二)及び(三)に掲げる科目は、最新の事例を用いて講習を行うこと。
- 四 前号の表の上欄に掲げる科目及び同表の中欄に掲げる内容に応じ、教本等必要な教材を用いて実施されること。
 - 五 講師は、講義の内容に関する受講者の質問に対し、講義中に適切に回答すること。
 - 六 試験は、受講者が講義の内容を十分に理解しているかどうかの確に把握できるものであること。
 - 七 講習の課程を修了した者（以下「修了者」という。）の法第二十七条の十八第一項に規定する資格者証（修了者が資格者証の交付を受けていない場合にあつては、別記様式第二十五号の三によるラベル）に修了した旨を記載すること。

八 講習を実施する日時、場所その他講習の実施に関し必要な事項及び当該講習が国土交通大臣の登録を受けた講習である旨を公示すること。

九 講習以外の業務を行う場合にあつては、当該業務が国土交通大臣の登録を受けた講習であると誤認されるおそれがある表示その他の行為をしないこと。

(講習規程の記載事項)

第十七条の十二 法第二十六条の十一第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 講習に係る業務(以下「講習業務」という。)を行う時間及び休日に関する事項
- 二 講習業務を行う事務所及び講習の実施場所に関する事項
- 三 講習の実施に係る公示の方法に関する事項
- 四 講習の受講の申請に関する事項
- 五 講習の実施方法に関する事項
- 六 講習の内容及び時間に関する事項
- 七 講義に用いる教材に関する事項
- 八 試験の方法に関する事項
- 九 修了した旨の記載に関する事項
- 十 講習に関する料金の額及びその収納の方法に関する事項
- 十一 第十七条の十六第三項の帳簿その他の講習業務に関する書類の管理に関する事項
- 十二 その他講習業務の実施に關し必要な事項

(登録講習実施機関に係る業務の廃止の届出)

第十七条の十三 登録講習実施機関は、法第二十六条の十二の規定により講習業務の全部又は一部を廃止し、又は休止しようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 休止し、又は廃止しようとする講習業務の範囲
- 二 休止し、又は廃止しようとする年月日及び休止しようとする場合にあつては、その期間
- 三 休止又は廃止の理由

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)

第十七条の十四 法第二十六条の十三第二項第三号の国土交通省令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

第十七条の十五 法第二十六条の十三第二項第四号の国土交通省令で定める方法は、次に掲げるもののうち、登録講習実施機関が定めるものとする。

- 一 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
 - 二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法
- 2 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができらるものでなければならない。

(帳簿)

第十七条の十六 法第二十六条の十七の講習に関し国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 講習の実施年月日
 - 二 講習の実施場所
 - 三 講習を行った講師の氏名並びに講習において担当した科目及びその時間
 - 四 修了者の氏名、本籍(日本の国籍を有しない者にあつては、その者の有する国籍。以下同じ。)及び住所、生年月日並びに修了した旨を記載した年月日及び修了番号
- 2 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ登録講習実施機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面又は出力装置

の映像面に表示されるときは、当該記録をもつて法第二十六条の十七に規定する帳簿への記載に代えることができる。

3 登録講習実施機関は、法第二十六条の十七に規定する帳簿(前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。)を、講習を実施した日から五年間保存しなければならない。

4 登録講習実施機関は、講義に用いた教材並びに試験に用いた問題用紙及び答案用紙を講習を実施した日から三年間保存しなければならない。

(講習業務の引継ぎ)

第十七条の十七 登録講習実施機関は、法第二十六条の十八第二項に規定する場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。

- 一 講習業務を国土交通大臣に引き継ぐこと。
- 二 前条第三項の帳簿その他の講習業務に関する書類を国土交通大臣に引き継ぐこと。
- 三 その他国土交通大臣が必要と認める事項

(講習の実施結果の報告)

第十七条の十八 登録講習実施機関は、講習を行ったときは、国土交通大臣の定める期日までに次に掲げる事項を記載した報告書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 講習の実施年月日
- 二 講習の実施場所
- 三 修了者数

2 前項の報告書には、第十七条の十六第一項第四号に掲げる事項を記載した修了者一覧表並びに講義に用いた教材及び試験に用いた問題用紙を添えなければならない。

3 報告書等(第一項の報告書及び前項の添付書類をいう。以下この項において同じ。)の提出については、当該報告書等が電磁的記録で作成されている場合には、次に掲げる電磁的方法をもつて行うことができる。

- 一 登録講習実施機関の使用に係る電子計算機と国土交通大臣の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、国土交通大臣の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
- 二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

(講習の受講)

第十七条の十九 法第二十六条第五項の規定により選任されている監理技術者は、当該選任の期間中のいずれの日においても同項の登録を受けた講習を受講した日の属する年の翌年から起算して五年を経過しない者でなければならない。

(検定等の指定)

第十七条の二十 令第三十六条の表の他の法令の規定による免許で国土交通大臣の定めるものを受けた者又は国土交通大臣の定める検定若しくは試験に合格した者の項の規定により国土交通大臣が指定する検定又は試験(以下この条において「検定等」という。)は、次のすべてに該当するものでなければならない。

- 一 一般社団法人又は一般財団法人で、検定等を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有するものが実施する検定等であること。
 - 二 正当な理由なく受験又は受験を制限する検定等でないこと。
 - 三 国土交通大臣が定める検定等の実施要領に従つて実施される検定等であること。
- 2 前項に規定するもののほか、令第三十六条の表の他の法令の規定による免許で国土交通大臣の定めるものを受けた者又は国土交通大臣の定める検定若しくは試験に合格した者の項の検定等の指定に関し必要な事項は、国土交通大臣が定める。

3 令第三十六条の表の他の法令の規定による免許で国土交通大臣の定めるものを受けた者又は国土交通大臣の定める検定若しくは試験に合格した者の項の規定による指定を受けた検定等を実施する者の名称及び主たる事務所所在地並びに検定等の名称は、次のとおりとする。

名称	主たる事務所の所在地	検定等の名称
一般社団法人日本建設機械施工協会	東京都港区芝公園三丁目五番八号	二級建設機械施工技術研修の修了試験
一般財団法人全国建設研修センター	東京都小平市喜平町二丁目一番二	二級土木施工管理技術研修の修了試験
一般財団法人全国建設研修センター	東京都小平市喜平町二丁目一番二	土木施工技術者試験
一般財団法人建設業振興基金	東京都港区虎ノ門四丁目二番十二号	二級建築施工管理技術研修の修了試験
一般財団法人建設業振興基金	東京都港区虎ノ門四丁目二番十二号	建築施工技術者試験
一般財団法人建設業振興基金	東京都港区虎ノ門四丁目二番十二号	電気工事施工技術者試験
一般財団法人全国建設研修センター	東京都小平市喜平町二丁目一番二	二級管工事施工管理技術研修の修了試験
一般財団法人全国建設研修センター	東京都小平市喜平町二丁目一番二	管工事施工技術者試験
一般財団法人全国建設研修センター	東京都小平市喜平町二丁目一番二	造園施工技術者試験

(指定試験機関の指定)
第十七条の二十一 法第二十七条の二第一項に規定する指定試験機関の名称及び主たる事務所所在地並びに指定をした日は、次の表の検定種目の欄に掲げる検定種目に応じて、次のとおりとする。

検定種目	指定試験機関	主たる事務所の所在地	指定をした日
建設機械施工管理	一般社団法人日本建設機械施工協会	東京都港区芝公園三丁目五番八号	昭和六十三年十月十七日
土木施工管理	一般財団法人全国建設研修センター	東京都小平市喜平町二丁目一番二	昭和六十三年十月十七日
建築施工管理	一般財団法人建設業振興基金	東京都港区虎ノ門四丁目二番十二号	昭和六十三年十月十七日
電気工事施工管理	一般財団法人建設業振興基金	東京都港区虎ノ門四丁目二番十二号	昭和六十三年十月十七日
管工事施工管理	一般財団法人全国建設研修センター	東京都小平市喜平町二丁目一番二	昭和六十三年十月十七日
電気通信工事施工管理	一般財団法人全国建設研修センター	東京都小平市喜平町二丁目一番二	平成三十年四月十七日
造園施工管理	一般財団法人全国建設研修センター	東京都小平市喜平町二丁目一番二	昭和六十三年十月十七日

(指定試験機関の指定の申請)
第十七条の二十二 法第二十七条の二第二項に規定する指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 名称及び住所
- 二 試験事務を行うとする事務所の名称及び所在地
- 三 行おうとする試験事務の範囲
- 四 試験事務を開始しようとする年月日

- 一 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
 - 一 定款及び登記事項証明書
 - 二 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表(申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録)
 - 三 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書
 - 四 申請に係る意思の決定を証する書類
 - 五 役員の名及び略歴を記載した書類
 - 六 組織及び運営に関する事項を記載した書類
 - 七 試験事務を行うとする事務所ごとの試験用設備の概要及び整備計画を記載した書類
 - 八 現に行っている業務の概要を記載した書類
 - 九 試験事務の実施の方法に関する計画を記載した書類
 - 十 法第二十七条の六第一項に規定する試験委員の選任に関する事項を記載した書類
 - 十一 法第二十七条の三第二項第四号イ又はロの規定に関する役員誓約書
 - 十二 その他参考となる事項を記載した書類

(名称等の変更の届出)
第十七条の二十三 指定試験機関は、法第二十七条の四第二項の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 変更後の指定試験機関の名称又は主たる事務所の所在地
- 二 変更しようとする年月日
- 三 変更の理由

(役員を選任又は解任の認可の申請)
第十七条の二十四 指定試験機関は、法第二十七条の五第一項の規定により認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 役員として選任しようとする者又は解任しようとする役員の名
- 二 選任又は解任の理由
- 三 選任の場合にあつては、その者の略歴
- 四 前項の場合において、選任の認可を受けようとするときは、同項の申請書に、当該選任に係る者の就任承諾書及び法第二十七条の三第二項第四号イ又はロの規定に関する誓約書を添えなければならない。

(試験委員の要件)
第十七条の二十五 法第二十七条の六第一項の国土交通省令で定める要件は、技術検定に関し識見を有する者であつて、担当する検定種目について専門的な技術又は学識経験を有するものであることとする。

(試験委員の選任又は解任の届出)
第十七条の二十六 指定試験機関は、法第二十七条の六第二項の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 試験委員の名
- 二 選任又は解任の理由
- 三 選任の場合にあつては、その者の略歴

(試験事務規程の記載事項)
第十七条の二十七 法第二十七条の八第一項の国土交通省令で定める試験事務の実施に関する事項は、次のとおりとする。

- 一 試験事務を行う時間及び休日に関する事項

- 二 試験事務を行う事務所及び試験地に関する事項
- 三 試験事務の実施の方法に関する事項
- 四 受検手数料の収納の方法に関する事項
- 五 試験委員の選任又は解任に関する事項
- 六 試験事務に関する秘密の保持に関する事項
- 七 試験事務に関する帳簿及び書類の管理に関する事項
- 八 その他試験事務の実施に関し必要な事項

(試験事務規程の認可の申請)

第十七条の二十八 指定試験機関は、法第二十七条の八第一項前段の規定により認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に、当該認可に係る試験事務規程を添え、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

2 指定試験機関は、法第二十七条の八第一項後段の規定により認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 変更しようとする事項
- 二 変更しようとする年月日
- 三 変更の理由

(事業計画等の認可の申請)

第十七条の二十九 指定試験機関は、法第二十七条の九第一項前段の規定により認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に、当該認可に係る事業計画書及び収支予算書を添え、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

2 指定試験機関は、法第二十七条の九第一項後段の規定により認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 変更しようとする事項
- 二 変更しようとする年月日
- 三 変更の理由

(帳簿)

第十七条の三十 法第二十七条の十の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 試験の区分
- 二 試験年月日
- 三 試験地
- 四 受検者の受検番号、氏名、生年月日及び可否の別
- 五 合格した者に書面でその旨を通知した日(以下「合格通知日」という。)
- 2 法第二十七条の十に規定する帳簿には、施工技術検定規則(昭和三十五年建設省令第十七号)第七條第一項第二号及び第八條第一号第七号の規定により提出された写真を添付しなければならない。

3 第一項各号に掲げる事項が電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面又は出力装置の映像面に表示されるときは、当該記録をもつて同項の写真に代えることができる。

4 第二項に規定する写真が電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面又は出力装置の映像面に表示されるときは、当該記録をもつて同項の写真に代えることができる。

5 法第二十七条の十に規定する帳簿(第三項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。)及び第二項の規定により添付された写真(前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。)は、試験の区分ごとに備え、試験事務を廃止するまで保存しなければならない。

(試験事務の実施結果の報告)

第十七条の三十一 指定試験機関は、試験事務を実施したときは、遅滞なく次に掲げる事項を試験の区分ごとに記載した報告書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 試験年月日
- 二 試験地
- 三 受検申請者数
- 四 受検者数
- 五 合格者数
- 六 合格者数

2 前項の報告書には、合格者の受検番号、氏名及び生年月日を記載した合格者一覧表並びに前条第二項に規定する写真のうち合格者に係るものを記録した電磁的記録媒体を添付しなければならない。

(試験事務の休廃止の許可)

第十七条の三十二 指定試験機関は、法第二十七条の十三第一項の規定により許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 休止し、又は廃止しようとする試験事務の範囲
- 二 休止し、又は廃止しようとする年月日及び休止しようとする場合にあつては、その期間
- 三 休止又は廃止の理由

(試験事務の引継ぎ)

第十七条の三十三 指定試験機関は、法第二十七条の十五第三項に規定する場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。

- 一 試験事務を国土交通大臣に引き継ぐこと。
- 二 試験事務に関する帳簿及び書類を国土交通大臣に引き継ぐこと。
- 三 その他国土交通大臣が必要と認める事項

(資格者証の交付の申請)

第十七条の三十四 法第二十七条の十八第一項の規定による資格者証の交付を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した資格者証交付申請書に交付の申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真でその裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの(以下「資格者証用写真」という。)を添えて、これを国土交通大臣(指定資格者証交付機関が交付等事務を行う場合にあつては、指定資格者証交付機関。第三項、第十七条の三十六第一項及び第三項並びに第十七条の三十七第一項及び第四項において同じ。)に提出しなければならない。

- 一 申請者の氏名、生年月日、本籍及び住所
- 二 申請者が有する監理技術者資格
- 三 建設業者の業務に従事している場合にあつては、当該建設業者の商号又は名称及び許可番号
- 2 前項の資格者証交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 監理技術者資格を有することを証する書面
- 二 建設業者の業務に従事している場合にあつては、当該建設業者の業務に従事している旨を証する書面

3 国土交通大臣は、資格者証の交付を受けようとする者に係る機構保存本人確認情報のうち住民票コード以外のものについて、住民基本台帳法第三十条の九の規定によるその提供を受けることができないうときは、その者に対し、住民票の抄本又はこれに代わる書面を提出させることができる。

4 資格者証交付申請書の様式は、別記様式第二十五号の四によるものとする。

5 資格者証の交付の申請が既に交付された資格者証に記載されている監理技術者資格以外の監理技術者資格の記載に係るものである場合には、当該申請により行う資格者証の交付は、その既に交付された資格者証と引換えに行うものとする。

(資格者証の記載事項及び様式)

第十七条の三十五 法第二十七条の十八第二項の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 交付を受ける者の氏名、生年月日及び住所
 - 二 最初に資格者証の交付を受けた年月日
 - 三 現に所有する資格者証の交付を受けた年月日
 - 四 交付を受ける者が有する監理技術者資格
 - 五 建設業の種類
 - 六 資格者証交付番号
 - 七 資格者証の有効期間の満了する日
 - 八 交付を受ける者が建設業者の業務に従事している場合にあつては、前条第一項第三号に掲げる事項
 - 九 交付を受ける者が法第二十六条第五項の講習を修了した場合にあつては、修了した旨
- 資格者証の様式は、別記様式第二十五号の五によるものとする。
- 資格者証の記載に用いる略語は、国土交通大臣が定めるところによるものとする。
- 第十七条の三十六** 資格者証の交付を受けている者は、次の各号のいずれかに該当することとなつた場合においては、三十日以内に、国土交通大臣に届け出て資格者証に変更に係る事項の記載を受け、又は新たな資格者証の交付を申請しなければならぬ。
- 一 氏名又は住所を変更したとき。
 - 二 資格者証に記載されている監理技術者資格を有しなくなつたとき。
 - 三 資格者証の交付を受けている者が建設業者の業務に従事している場合にあつては、第十七条の三十四第一項第三号に掲げる事項について変更があつたとき。
 - 四 前項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第二十五号の六による資格者証変更届出書を、前項第三号に該当することとなつた場合においてはこれに第十七条の三十四第二項第二号に掲げる書面を添えて、これを提出しなければならない。
 - 五 国土交通大臣は、第一項の規定による届出をしようとする者に係る機構保存本人確認情報のうち住民票コード以外のものについて、住民基本台帳法第三十条の九の規定によるその提供を受けることができないときは、その者に対し、住民票の抄本又はこれに代わる書面を提出させることができる。
 - 六 第十七条の三十四第一項から第四項までの規定は、第一項の交付申請について準用する。
 - 七 第一項の新たな資格者証の交付は、当該申請者が現に有する資格者証と引換えに行うものとする。
 - 八 第一項の規定により交付を受けた新たな資格者証の有効期間は、その交付を受けた日から起算するものとする。
- 第十七条の三十七** 資格者証の交付を受けている者は、資格者証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、国土交通大臣に資格者証の再交付又は新たな資格者証の交付を申請することができる。
- 一 前項の規定による再交付を申請しようとする者は、資格者証用写真を添付した別記様式第二十五号の七による資格者証再交付申請書を提出しなければならない。
 - 二 第十七条の三十四第一項から第四項までの規定は、第一項の交付申請について準用する。
 - 三 資格者証を亡失してその再交付又は新たな資格者証の交付を受けた者は、亡失した資格者証を発見したときは、遅滞なく、発見した資格者証を国土交通大臣に返納しなければならない。
 - 四 汚損又は破損を理由とする資格者証の再交付又は新たな資格者証の交付は、汚損し、又は破損した資格者証と引換えに行うものとする。
 - 五 第一項の規定により交付を受けた新たな資格者証の有効期間は、その交付を受けた日から起算するものとする。
- 第十七条の三十八** 法第二十七条の十八第五項の規定による資格者証の有効期間の更新の申請は、当該資格者証の有効期間の満了の日の三十日前までに新たな資格者証の交付を申請することにより行うものとする。

- 一 名称及び住所
 - 二 交付等事務を行う事務所の名称及び所在地
 - 三 交付等事務を開始しようとする年月日
 - 四 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
 - 一 定款及び登記事項証明書
 - 二 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録）
 - 三 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書
 - 四 申請に係る意思の決定を証する書類
 - 五 役員の名及び略歴を記載した書類
 - 六 組織及び運営に関する事項を記載した書類
 - 七 交付等事務を行うおととする事務所ごとの交付等に用いる設備の概要及び整備計画を記載した書類
 - 八 現に行つてゐる業務の概要を記載した書類
 - 九 交付等事務の実施の方法に関する計画を記載した書類
 - 十 その他参考となる事項を記載した書類
- 第十七条の四十一** 法第二十七条の十九第五項において準用する法第二十七条の八第一項の国土交通省令で定める交付等事務の実施に関する事項は、次のとおりとする。
- 一 交付等事務を行う時間及び休日に関する事項
 - 二 交付等事務を行う事務所に関する事項
 - 三 交付等事務の実施の方法に関する事項
 - 四 手数料の収納の方法に関する事項
 - 五 交付等事務に関する書類の管理に関する事項
 - 六 その他交付等事務の実施に関し必要な事項
- 第十七条の四十二** 指定資格者証交付機関は、法第二十七条の二十第一項前段の規定による届出をしようとするときは、事業計画及び収支予算を記載した届出書を当該事業年度の開始前に国土交通大臣に提出しなければならない。
- 指定資格者証交付機関は、法第二十七条の二十第一項後段の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。
- 一 変更しようとする事項
 - 二 変更しようとする年月日
 - 三 変更の理由

指定資格者証交付機関	主たる事務所の所在地	指定をした日
名称	東京都千代田区二番町三番地	昭和六十三年七月十一日
一般財団法人建設業技術者センター		

- 第十七条の三十九** 法第二十七条の十九第一項に規定する指定資格者証交付機関の名称及び主たる事務所の所在地並びに指定をした日は、次のとおりとする。

（事業報告書等の提出）

第十七条の四十三 指定資格者証交付機関は、事業年度の終了後遅滞なく、当該事業年度における資格者証の交付等の件数、当該事業年度の末日において当該指定資格者証交付機関から資格者証の交付を受けている者の人数その他の事項を記載した事業報告書及び収支決算書を国土交通大臣に提出しなければならない。

（準用）

第十七条の四十四 第十七条の二十三、第十七条の二十八、第十七条の三十二及び第十七条の三十三の規定は、指定資格者証交付機関について準用する。この場合において、第十七条の二十三中「法第二十七条の四第二項」とあるのは「法第二十七条の十九第五項において準用する法第二十七條の四第二項」と、第十七条の二十八中「法第二十七條の八第一項前段」とあるのは「法第二十七條の八第一項前段」と、第十七条の三十二中「法第二十七條の十三第一項」とあるのは「法第二十七條の十九第五項において準用する法第二十七條の十三第一項」と、同条第一号並びに第十七条の三十三第一号及び第二号中「試験事務」とあるのは「交付等事務」と、同条中「法第二十七條の十五第三項」とあるのは「法第二十七條の十九第五項において準用する法第二十七條の十五第三項」と読み替えるものとする。

（令第四十二条の法人）

第十八条 令第四十二条の国土交通省令で定める法人は、地方競馬全国協会、消防団員等公務災害補償共済基金、農林漁業団体職員共済組合、独立行政法人勤労者退職金共済機構、日本たばこ産業株式会社、日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社、東京湾横断道路の建設に関する特別措置法（昭和六十一年法律第四十五号）第二条第一項に規定する東京湾横断道路建設事業者、北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、日本私立学校振興・共済事業団、独立行政法人農業者年金基金、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、国立研究開発法人理化学研究所、東京地下鉄株式会社、独立行政法人環境再生保全機構、中間貯蔵・環境安全事業株式会社、成田国際空港株式会社、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、新聞国際空港株式会社及び公益財団法人JKA（平成十九年八月二十三日に財団法人JKAという名称で設立された法人をいう。）とする。

（経営事項審査の受審）

第十八条の二 法第二十七条の二十三第一項の建設業者は、同項の建設工事について発注者と請負契約を締結する日の一年七月前の日の直後の事業年度終了の日以降に経営事項審査を受けていなければならない。

（経営事項審査の客観的事項）

第十八条の三 法第二十七条の二十三第二項第二号に規定する客観的事項は、経営規模、技術的能力及び次の各号に掲げる事項とする。

- 一 建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況
 - 二 建設業の営業継続の状況
 - 三 法令遵守の状況
 - 四 建設業の経理に関する状況
 - 五 研究開発の状況
 - 六 防災活動への貢献の状況
 - 七 建設機械の保有状況
 - 八 国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況
- 2 前項に規定する技術的能力は、次の各号に掲げる事項により評価することにより審査するものとする。

- 一 法第七条第二号イ、ロ若しくはハ又は法第十五条第二号イ、ロ若しくはハに該当する者の数
- 二 工事現場において基幹的な役割を担うために必要な技能に関する講習であつて、次条から第十八条の六までの規定により国土交通大臣の登録を受けたもの（以下「登録基幹技能者講習」という。）を修了した者の数
- 三 前号に掲げる者に準ずる者として国土交通大臣が定める者の数
- 四 元請完成工事高

3 第一項第四号に規定する事項は、次の各号に掲げる事項により評価することにより審査するものとする。

- 一 会計監査人又は会計参与の設置の有無
- 二 建設業の経理に関する業務の責任者のうち次に掲げる者による建設業の経理が適正に行われたことの確認の有無
- イ 公認会計士又は税理士であつて、国土交通大臣の定めるところにより、建設業の経理に必要な知識を習得させるものとして国土交通大臣が指定する研修を受けたもの
- ロ 登録経理試験（建設業の経理に必要な知識を確認するための試験であつて、第十八条の九、第十八条の二十及び第十八条の二十二において準用する第七条の五の規定により国土交通大臣の登録を受けたものをいう。以下同じ。）に合格した者であつて、合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して五年を経過しないもの
- ハ 登録経理講習（登録経理試験に合格した者に対する建設業の経理に必要な知識を確認するための講習であつて、第十八条の二十三、第十八条の二十四及び第十九条において準用する第十八条の五の規定により国土交通大臣の登録を受けたものをいう。以下同じ。）を受講した者であつて、受講した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して五年を経過しないもの

二 国土交通大臣がイからハまでに掲げる者と同等以上の建設業の経理に必要な知識を有すると認める者

三 建設業に従事する職員のうち前号イからニまでに掲げる者の数

（登録の申請）

第十八条の四 前条第二項第二号の登録は、登録基幹技能者講習の実施に関する事務（以下「登録基幹技能者講習事務」という。）を行おうとする者の申請により行う。

2 前条第二項第二号の登録を受けようとする者（以下「登録基幹技能者講習申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 登録基幹技能者講習申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。以下この条から第十八条の六までにおいて同じ。）にあつては、その代表者の氏名
- 二 登録基幹技能者講習事務を行おうとする事務所の名称及び所在地
- 三 登録基幹技能者講習事務を開始しようとする年月日
- 四 登録基幹技能者講習委員（第十八条の六第一項第二号に規定する合議制の機関を構成する者をいう。次項第四号及び第十八条の十第六号において同じ。）となるべき者の氏名及び略歴並びに同号イ又はロに該当する者にあつては、その旨
- 五 登録基幹技能者講習の種類

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 個人である場合においては、次に掲げる書類
 - イ 住民票の抄本又はこれに代わる書面
 - ロ 略歴を記載した書類
- 二 法人である場合においては、次に掲げる書類
 - イ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書
 - ロ 株主名簿若しくは社員名簿の写し又はこれらに代わる書面
- ハ 申請に係る意思の決定を証する書類

- 二 役員の氏名及び略歴を記載した書類
- 三 登録基幹技能者講習事務の概要を記載した書類
- 四 登録基幹技能者講習委員のうち、第十八条の六第一項第二号イ又はロに該当する者にあつては、その資格等を有することを証する書類
- 五 登録基幹技能者講習事務以外の業務を行おうとするときは、その業務の種類及び概要を記載した書類
- 六 登録基幹技能者講習事務申請者が次条各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面
- 七 その他参考となる事項を記載した書類

第十八条の五 (欠格条項)

次の各号のいずれかに該当する者が行う講習は、第十八条の三第二項第二号の登録を受けることができない。

- 一 法の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者
- 二 第十八条の十五の規定により第十八条の三第二項第二号の登録を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者
- 三 法人であつて、登録基幹技能者講習事務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

(登録の要件等)

第十八条の六 国土交通大臣は、第十八条の四の規定による登録の申請が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

- 一 第十八条の八第三号の表の上欄に掲げる科目について講習が行われるものであること。
- 二 次のいずれかに該当する者を二名以上含む五名以上の者によつて構成される合議制の機関により試験問題の作成及び合否判定が行われるものであること。
 - イ 学校教育法による大学若しくはこれに相当する外国の学校において登録基幹技能者講習の科目に関する科目を担当する教授若しくは准教授の職にあり、若しくはこれらの職にあつた者又は登録基幹技能者講習の科目に関する科目の研究により博士の学位を授与された者
 - ロ 国土交通大臣がイに掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者

2 第十八条の三第二項第二号の登録は、登録基幹技能者講習登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

- 一 登録年月日及び登録番号
- 二 登録基幹技能者講習事務を行う者(以下「登録基幹技能者講習実施機関」という。)の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 三 登録基幹技能者講習事務を行う事務所の名称及び所在地
- 四 登録基幹技能者講習事務を開始する年月日
- 五 登録基幹技能者講習の種目

(登録の更新)

第十八条の七 第十八条の三第二項第二号の登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前三条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

(登録基幹技能者講習事務の実施に係る義務)

第十八条の八 登録基幹技能者講習実施機関は、公正に、かつ、第十八条の六第一項各号に掲げる要件及び次に掲げる基準に適合する方法により登録基幹技能者講習事務を行わなければならない。

- 一 講習は、講義及び試験により行うものであること。
- 二 受講者があらかじめ受講を申請した者本人であることを確認すること。
- 三 講義は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる内容について、合計十時間以上行うこと。

科目	内容
基幹技能一般知識に関する科目	工事現場における基幹的な役割及び当該役割を担うために必要な技能に関する事項
基幹技能関係法令に関する科目	労働安全衛生法その他関係法令に関する事項
建設工事の施工管理、工程管理、資材管理その他の技術上の管理に関する科目	イ 施工管理に関する事項 ロ 工程管理に関する事項 ハ 資材管理に関する事項 ニ 原価管理に関する事項 ホ 品質管理に関する事項 ヘ 安全管理に関する事項

- 四 前号の表の上欄に掲げる科目及び同表の下欄に掲げる内容に応じ、教本等必要な教材を用いて実施されること。
- 五 講師は、講義の内容に関する受講者の質問に対し、講義中に適切に応答すること。
- 六 試験は、第三号の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる内容について、一時間以上行うこと。
- 七 終了した試験の問題及び合格基準を公表すること。
- 八 講習の課程を修了した者に対して、別記様式第二十五号の八による登録基幹技能者講習修了証を交付すること。
- 九 講習を実施する日時、場所その他講習の実施に関し必要な事項及び当該講習が国土交通大臣の登録を受けた講習である旨を公示すること。
- 十 講習以外の業務を行う場合にあつては、当該業務が国土交通大臣の登録を受けた講習であると誤認されるおそれがある表示その他の行為をしないこと。

(登録事項の変更の届出)

第十八条の九 登録基幹技能者講習実施機関は、第十八条の六第二項第二号から第四号までに掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(規程)

第十八条の十 登録基幹技能者講習実施機関は、次に掲げる事項を記載した登録基幹技能者講習事務に関する規程を定め、当該事務の開始前に、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 一 登録基幹技能者講習事務を行う時間及び休日に関する事項
- 二 登録基幹技能者講習事務を行う事務所及び講習の実施場所に関する事項
- 三 登録基幹技能者講習の日程、公示方法その他の登録基幹技能者講習事務の実施の方法に関する事項
- 四 登録基幹技能者講習の受講の申込みに関する事項
- 五 登録基幹技能者講習の受講手数料の額及び収納の方法に関する事項
- 六 登録基幹技能者講習委員の選任及び解任に関する事項
- 七 登録基幹技能者講習試験の問題の作成及び合否判定の方法に関する事項
- 八 終了した登録基幹技能者講習試験の問題及び合格基準の公表に関する事項
- 九 登録基幹技能者講習修了証の交付及び再交付に関する事項
- 十 登録基幹技能者講習事務に関する秘密の保持に関する事項
- 十一 登録基幹技能者講習事務に関する公正の確保に関する事項
- 十二 不正受講者の処分に関する事項
- 十三 第十八条の十六第三項の帳簿その他の登録基幹技能者講習事務に関する書類の管理に関する事項
- 十四 その他登録基幹技能者講習事務に関し必要な事項

(登録基幹技能者講習事務の休廃止)

第十八条の十一 登録基幹技能者講習実施機関は、登録基幹技能者講習事務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 休止し、又は廃止しようとする登録基幹技能者講習事務の範囲
- 二 休止し、又は廃止しようとする年月日及び休止しようとする場合にあつては、その期間
- 三 休止又は廃止の理由

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第十八条の十二 登録基幹技能者講習実施機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書(その作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項において「財務諸表等」という。)を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。

2 登録基幹技能者講習を受講しようとする者その他の利害関係人は、登録基幹技能者講習実施機関の業務時間内には、登録基幹技能者講習実施機関の定めた費用を支払わなければならない。

- 一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
- 二 前号の書面の謄本又は抄本の請求
- 三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示したものの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて、次に掲げるもののうち登録基幹技能者講習実施機関が定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

ロ 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

3 前項第四号イ又はロに掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

(適合命令)

第十八条の十三 国土交通大臣は、登録基幹技能者講習実施機関の実施する登録基幹技能者講習が第十八条の六第一項の規定に適合しなくなつたと認めるときは、当該登録基幹技能者講習実施機関に対し、同項の規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第十八条の十四 国土交通大臣は、登録基幹技能者講習実施機関が第十八条の八の規定に違反しているとき認めるときは、当該登録基幹技能者講習実施機関に対し、同条の規定による登録基幹技能者講習事務を行うべきこと又は登録基幹技能者講習事務の方法その他の業務の方法の改善に關し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録の取消し等)

第十八条の十五 国土交通大臣は、登録基幹技能者講習実施機関が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録基幹技能者講習実施機関が行う講習の登録を取り消し、又は期間を定めて登録基幹技能者講習事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 第十八条の五第一号又は第三号に該当するに至つたとき
- 二 第十八条の九から第十八条の十一まで、第十八条の十二第一項又は次条の規定に違反したとき
- 三 正当な理由がないのに第十八条の十二第二項各号の規定による請求を拒んだとき
- 四 前二条の規定による命令に違反したとき
- 五 第十八条の十七の規定による報告を求められて、報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき

六 不正の手段により第十八条の三第二項第二号の登録を受けたとき。

(帳簿の記載等)

第十八条の十六 登録基幹技能者講習実施機関は、登録基幹技能者講習に関する次に掲げる事項を記載した帳簿を備えなければならない。

- 一 講習の実施年月日
- 二 講習の実施場所
- 三 受講者の受講番号、氏名、生年月日及び可否の別
- 四 登録基幹技能者講習修了証の交付年月日

2 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ登録基幹技能者講習実施機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面又は出力装置の映像面に表示されるときは、当該記録をもつて同項に規定する帳簿への記載に代えることができる。

3 登録基幹技能者講習実施機関は、第一項に規定する帳簿(前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。)を、登録基幹技能者講習事務の全部を廃止するまで保存しなければならない。

4 登録基幹技能者講習実施機関は、次に掲げる書類を備え、登録基幹技能者講習を実施した日から三年間保存しなければならない。

- 一 登録基幹技能者講習の受講申込書及び添付書類
- 二 終了した登録基幹技能者講習の試験問題及び答案用紙

(報告の徴収)

第十八条の十七 国土交通大臣は、登録基幹技能者講習事務の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、登録基幹技能者講習実施機関に対し、登録基幹技能者講習事務の状況に關し必要な報告を求めることができる。

(公示)

第十八条の十八 国土交通大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

- 一 第十八条の三第二項第二号の登録をしたとき
- 二 第十八条の九の規定による届出があつたとき
- 三 第十八条の十一の規定による届出があつたとき
- 四 第十八条の十五の規定により登録を取り消し、又は登録基幹技能者講習事務の停止を命じたとき

(登録の申請)

第十八条の十九 第十八条の三第三項第二号ロの登録は、登録経理試験の実施に関する事務(以下「登録経理試験事務」という。)を行おうとする者の申請により行う。

2 第十八条の三第三項第二号ロの登録を受けようとする者(以下「登録経理試験事務申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 登録経理試験事務申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 登録経理試験事務を行うとする事務所の名称及び所在地
- 三 登録経理試験事務を開始しようとする年月日
- 四 登録経理試験委員(次条第一項第二号に規定する合議制の機関を構成する者をいう。以下同じ。)となるべき者の氏名及び略歴並びに同号イからニまでのいずれかに該当する者にあつては、その旨

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 個人である場合においては、次に掲げる書類
- イ 住民票の抄本又はこれに代わる書類
- ロ 略歴を記載した書類
- 二 法人である場合においては、次に掲げる書類

- イ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書
 - ロ 株主名簿若しくは社員名簿の写し又はこれらに代わる書面
 - ハ 申請に係る意思の決定を証する書類
 - ニ 役員の名簿及び略歴を記載した書類
 - 三 登録経理試験委員のうち、次条第二項第二号イからニまでのいずれかに該当する者にあつては、その資格等を有することを証する書類
 - 四 登録経理試験事務以外の業務を行おうとするときは、その業務の種類及び概要を記載した書類
 - 五 登録経理試験事務申請者が第十八条の二十二において準用する第七条の五各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面
 - 六 その他参考となる事項を記載した書類
- (登録の要件等)

第十八条の二十 国土交通大臣は、前条の規定による登録の申請が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

- 一 次に掲げる内容について試験が行われるものであること。
 - イ 会計学
 - ロ 会社法その他会計に関する法令
 - ハ 建設業に関する法令(会計に関する部分に限る。)
 - ニ その他建設業会計に関する知識
 - 二 次のいずれかに該当する者を二名以上含む十名以上の者によつて構成される合議制の機関により試験問題の作成及び合否判定が行われるものであること。
 - イ 学校教育法による大学若しくはこれに相当する外国の学校において会計学その他の登録経理試験事務に関する科目を担当する教授若しくは准教授の職にあり、若しくはこれらの職にあつた者又は会計学その他の登録経理試験事務に関する科目の研究により博士の学位を授与された者
 - ロ 建設業者のうち株式会社であつて総売上高のうち建設業に係る売上高の割合が五割を超えているものに対し、金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第百九十三条の二に規定する監査証明又は会社法第三百九十六条に規定する監査に係る業務(ハ並びに第十八条の二十四第一項第二号ロ及びハにおいて「建設業監査等」という。)に五年以上従事した者
 - ハ 監査法人の行う建設業監査等とその社員として五年以上関与した公認会計士
 - ニ 国土交通大臣がイからハまでに掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者
- 2 第十八条の三第三項第二号ロの登録は、登録経理試験登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

- 一 登録年月日及び登録番号
 - 二 登録経理試験事務を行う者(以下「登録経理試験実施機関」という。)の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 三 登録経理試験事務を行う事務所の名称及び所在地
 - 四 登録経理試験事務を開始する年月日
- (登録経理試験事務の実施に係る義務)
- 第十八条の二十一 登録経理試験実施機関は、公正に、かつ、前条第一項各号に掲げる要件及び次に掲げる基準に適合する方法により登録経理試験事務を行わなければならない。
- 一 次の表の第一欄に掲げる級ごとに、同表の第二欄に掲げる科目の区分に応じ、それぞれ同表の第三欄に掲げる内容について、同表の第四欄に掲げる時間を標準として試験を行うこと。

級	科目	内容	時間
---	----	----	----

級一		級二	
一 建設業の原価計算に関する科目	建設工事の施工前における見積り、積算段階における工事原価予測並びに発生原価の把握及び測定による工事原価管理に関する一般的事項	一 建設業の原価計算に関する科目	建設工事の施工前における見積り、積算段階における工事原価予測並びに発生原価の把握及び測定による工事原価管理に関する概略的事項
二 建設業の財務諸表に関する科目	会計理論、会計基準及び建設業の計算書類の作成に関する一般的事項	二 建設業の財務諸表に関する科目	建設工事の施工前における見積り、積算段階における工事原価予測並びに発生原価の把握及び測定による工事原価管理に関する概略的事項
三 建設業の財務分析に関する科目	財務諸表等を用いた建設業の経営分析に関する一般的事項	三 建設業の財務分析に関する科目	建設工事の施工前における見積り、積算段階における工事原価予測並びに発生原価の把握及び測定による工事原価管理に関する概略的事項
四 建設業の不正行為の防止に関する科目	建設工事の不正行為の防止に関する一般的事項	四 建設業の不正行為の防止に関する科目	建設工事の不正行為の防止に関する概略的事項

二 登録経理試験を実施する日時、場所その他登録経理試験の実施に関し必要な事項をあらかじめ公示すること。

三 登録経理試験に関する不正行為を防止するための措置を講じること。

四 終了した登録経理試験の問題及び合格基準を公表すること。

五 登録経理試験に合格した者に対し、別記様式第二十五号の九による合格証明書(以下「登録経理試験合格証明書」という。)を交付すること。

(準用)

第十八条の二十二 第七条の五、第七条の七及び第七条の九から第七条の十八までの規定は、登録経理試験実施機関について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替るものとする。

級	科目	内容	時間
級一	建設業の原価計算に関する科目	建設工事の施工前における見積り、積算段階における工事原価予測並びに発生原価の把握及び測定による工事原価管理に関する一般的事項	四時十分
級二	建設業の財務諸表に関する科目	建設工事の不正行為の防止に関する一般的事項	二時
級一	建設業の財務諸表に関する科目	建設工事の不正行為の防止に関する一般的事項	二時
級二	建設業の財務分析に関する科目	建設工事の不正行為の防止に関する一般的事項	二時
級一	建設業の不正行為の防止に関する科目	建設工事の不正行為の防止に関する一般的事項	二時
級二	建設業の不正行為の防止に関する科目	建設工事の不正行為の防止に関する一般的事項	二時

第七條の十四	第七條の八	第十八條の二十一
第七條の十六第一項	登録技術試験に	登録経理試験に

(登録の申請)

第十八條の二十三 第十八條の第三項第二号ハの登録は、登録経理講習の実施に関する事務（以下「登録経理講習事務」という。）を行おうとする者の申請により行う。

2 第十八條の第三項第二号ハの登録を受けようとする者（以下「登録経理講習申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 登録経理講習事務申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 登録経理講習事務を行おうとする事務所の名称及び所在地
- 三 登録経理講習事務を開始しようとする年月日
- 四 登録経理講習委員（次条第一項第二号に規定する合議制の機関を構成する者をいう。次項第四号及び第十九條において読み替えて準用する第十八條の十第六号において同じ。）となるべき者の氏名及び略歴並びに次条第一項第二号イからニまでのいずれかに該当する者にあつては、その旨

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 個人である場合においては、次に掲げる書類
 - イ 住民票の抄本又はこれに代わる書面
 - ロ 略歴を記載した書類
- 二 法人である場合においては、次に掲げる書類
 - イ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書
 - ロ 株主名簿若しくは社員名簿の写し又はこれらに代わる書面
 - ハ 申請に係る意思の決定を証する書類
 - ニ 役員の名簿及び略歴を記載した書類
- 三 登録経理講習事務の概要を記載した書類
- 四 登録経理講習委員のうち、次条第一項第二号イからニまでのいずれかに該当する者にあつては、その資格等を有することを証する書類
- 五 登録経理講習事務以外の業務を行おうとするときは、その業務の種類及び概要を記載した書類
- 六 登録経理講習事務申請者が第十九條において読み替えて準用する第十八條の五各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面
- 七 その他参考となる事項を記載した書類

(登録の要件等)

第十八條の二十四 国土交通大臣は、前条の規定による登録の申請が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一 次条第三号の表の上欄に掲げる級ごとに中欄に掲げる科目について講習が行われるものであること。

二 次のいずれかに該当する者を二名以上含む五名以上の者によつて構成される合議制の機関により試験問題の作成及び合否判定が行われるものであること。

イ 学校教育法による大学若しくはこれに相当する外国の学校において登録経理講習事務に関する科目を担当する教授若しくは准教授の職にあり、若しくはこれらの職にあつた者又は登録経理講習事務に関する科目の研究により博士の学位を授与された者

ロ 建設業者のうち株式会社であつて総売上高のうち建設業に係る売上高の割合が五割を超えているものに対し、建設業監査等に五年以上従事した者

ハ 監査法人の行う建設業監査等にその社員として五年以上関与した公認会計士

ニ 国土交通大臣がイからハまでに掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者

2 第十八條の第三項第二号ハの登録は、登録経理講習登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

- 一 登録年月日及び登録番号
- 二 登録経理講習事務を行う者（以下「登録経理講習実施機関」という。）の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 三 登録経理講習事務を行う事務所の名称及び所在地
- 四 登録経理講習事務を開始する年月日

(登録経理講習事務の実施に係る義務)

第十八條の二十五 登録経理講習実施機関は、公正に、かつ、前条第一項各号に掲げる要件及び次に掲げる基準に適合する方法により登録経理講習事務を行わなければならない。

- 一 講習は、講義及び試験により行うものであること。
- 二 受講者があらかじめ受講を申請した者本人であることを確認すること。
- 三 講義は、次の表の上欄に掲げる級ごとに、同表の中欄に掲げる科目の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる内容について、合計六時間以上行うこと。

級	科目	内容
一	建設業の原価計算に関する科目	建設工事の施工前における見積り、積算段階における工事原価予測並びに発生原価の把握及び測定による工事原価管理に関する一般的事項
	建設業の財務諸表に関する科目	会計理論、会計基準及び建設業の計算書類の作成に関する一般的事項
	建設業の財務分析に関する科目	財務諸表等を用いた建設業の経営分析に関する一般的事項
二	建設業の原価計算に関する科目	建設工事の施工前における見積り、積算段階における工事原価予測並びに発生原価の把握及び測定による工事原価管理に関する概略的事項
	建設業の財務諸表に関する科目	会計理論、会計基準及び建設業の計算書類の作成に関する概略的事項
四	前号の表の上欄に掲げる級ごとに、同表の中欄に掲げる科目の区分及び同表の下欄に掲げる内容に応じ、教本等必要な教材を用いて実施されること。	
五	講師は、講義の内容に関する受講者の質問に対し、講義中に適切に回答すること。	
六	試験は、第三号の表の上欄に掲げる級ごとに、同表の中欄に掲げる科目の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる内容について、一時間以上行うこと。	
七	終了した試験の問題及び合格基準を公表すること。	
八	講習の課程を修了した者に対して、別記様式第二十五号の十による登録経理講習修了証を交付すること。	
九	講習を実施する日時、場所その他講習の実施に関し必要な事項及び当該講習が国土交通大臣の登録を受けた講習である旨を公示すること。	
十	講習以外の業務を行う場合にあつては、当該業務が国土交通大臣の登録を受けた講習であると誤認されるおそれがある表示その他の行為をしないこと。	

(準用)

第十九條 第十八條の五、第十八條の七及び第十八條の九から第十八條の十八までの規定は、登録経理講習実施機関について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

第十八條の五、第十八條の七第一項、第十八條の十	第十八條の第三項第二号	第十八條の三第三項第二号
第十八條の五、第十八條の七第一項、第十八條の十	第二号	号ハ

第十八条の五第三号、第十八条の十、第十八条の十一（見出しを含む）、第十八条の十四、第十八条の十五、第十八条の十六第三項、第十八条の十七及び第十八条の十八第四号	登録基幹技能者講習事務	登録基幹技能者講習に	登録基幹技能者講習が第十八条の二十四第一項
第十八条の七第二項	前三条	登録基幹技能者講習に	登録基幹技能者講習が第十八条の二十四第一項
第十八条の九	第十八条の六第二項第二号	登録基幹技能者講習の	登録基幹技能者講習が第十八条の二十四第二項第二号
第十八条の十及び第十八条の十六第四項	登録基幹技能者講習の	登録基幹技能者講習委員	登録基幹技能者講習委員
第十八条の十第六号	登録基幹技能者講習委員	登録基幹技能者講習試験	登録基幹技能者講習試験
第十八条の十第七号及び第八号	登録基幹技能者講習試験	登録基幹技能者講習修了証	登録基幹技能者講習修了証
第十八条の十第九号及び第十八条の十六第六号	登録基幹技能者講習修了証	登録基幹技能者講習を	登録基幹技能者講習を
第十八条の十二第二項及び第十八条の十六第四項	登録基幹技能者講習を	登録基幹技能者講習が第十八条の二十四第一項	登録基幹技能者講習が第十八条の二十四第一項
第十八条の十三	登録基幹技能者講習が第十八条の二十四第一項	登録基幹技能者講習に	登録基幹技能者講習に
第十八条の十四	登録基幹技能者講習に	登録基幹技能者講習に	登録基幹技能者講習に
第十八条の十六第一項	登録基幹技能者講習に	登録基幹技能者講習に	登録基幹技能者講習に

（経営状況分析の申請）
第十九条の二 登録経営状況分析機関は、経営状況分析の申請の時期及び方法を定め、その内容を公示するものとする。

2 法第二十七条の二十四第二項及び第三項の規定により提出すべき経営状況分析申請書及びその添付書類は、前項の規定に基づき公示されたところにより、提出しなければならない。
 （経営状況分析申請書の記載事項及び様式）
第十九条の三 法第二十七条の二十四第二項の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 商号又は名称
 - 二 主たる営業所の所在地
 - 三 許可番号
- 2 経営状況分析申請書の様式は、別記様式第二十五号の十一によるものとする。
 （経営状況分析申請書の添付書類）
第十九条の四 法第二十七条の二十四第三項の国土交通省令で定める書類は、次のとおりとする。

- 一 会社法第二条第六号に規定する大会社であつて有価証券報告書提出会社（金融商品取引法第二十四条第一項の規定による有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない株式会社をいう。）である場合においては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成された連結会社の直前三年の各事業年度の連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書
- 二 前号の会社以外の法人である場合においては、別記様式第十五号から第十七号の二までによる直前三年の各事業年度の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表
- 三 個人である場合においては、別記様式第十八号及び第十九号による直前三年の各事業年度の貸借対照表及び損益計算書

四 建設業以外の事業を併せて営む者にあつては、別記様式第二十五号の十二による直前三年の各事業年度の当該建設業以外の事業に係る売上原価報告書

五 その他経営状況分析に必要な書類

2 前項第一号から第四号までに掲げる書類のうち、既に提出され、かつ、その内容に変更がないものについては、同項の規定にかかわらず、その添付を省略することができる。
 （経営状況分析の結果の通知）
第十九条の五 法第二十七条の二十五の通知は、別記様式第二十五号の十三による通知書により行うものとする。

（経営規模等評価の申請）
第十九条の六 国土交通大臣又は都道府県知事は、経営規模等評価の申請の時期及び方法を定め、その内容を公示するものとする。

2 法第二十七条の二十六第二項及び第三項の規定により提出すべき経営規模等評価申請書及びその添付書類は、前項の規定に基づき公示されたところにより、国土交通大臣の許可を受けた者にあつては国土交通大臣に、都道府県知事の許可を受けた者にあつては当該都道府県知事に提出しなければならない。
 （経営規模等評価申請書の記載事項及び様式）
第十九条の七 法第二十七条の二十六第二項の国土交通省令で定める事項は、第十九条の三第一項各号に掲げる事項及び審査の対象とする建設業の種類とする。

2 経営規模等評価申請書の様式は、別記様式第二十五号の十四によるものとする。
 （経営規模等評価申請書の添付書類）
第十九条の八 法第二十七条の二十六第三項の国土交通省令で定める書類は、別記様式第二号による工事経歴書とする。

2 法第六条第一項又は第十一条第二項（法第十七条において準用する場合を含む。）の規定により、経営規模等評価の申請をする日の属する事業年度の開始の日の直前一年間についての別記様式第二号による工事経歴書を国土交通大臣又は都道府県知事に既に提出している者は、前項の規定にかかわらず、その添付を省略することができる。
 （経営規模等評価の結果の通知）
第十九条の九 法第二十七条の二十七の通知は、別記様式第二十五号の十五による通知書により行うものとする。

（再審査の申立て）
第二十條 法第二十七条の二十八に規定する再審査（以下「再審査」という。）の申立ては、法第二十七条の二十七の規定による審査の結果の通知を受けた日から三十日以内に行ななければならない。

2 法第二十七条の二十三第三項の経営事項審査の基準その他の評価方法（経営規模等評価に係るものに限る。）が改正された場合において、当該改正前の評価方法に基づく法第二十七条の二十七日の規定による審査の結果の通知を受けた者は、前項の規定にかかわらず、当該改正の日から百二十日以内限り、再審査（当該改正に係る事項についての再審査に限る。）を申し立てることができる。

3 再審査の申立ては、別記様式第二十五号の十四による申立書を経営規模等評価を行った国土交通大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。
 4 第二項の規定による再審査の申立てにおいては、前項の申立書に、再審査のために必要な書類を添付するものとする。

5 第二項の規定により再審査の申立てをする場合において提出する第三項の申立書及びその添付書類は、同項の規定にかかわらず、国土交通大臣の許可を受けた者にあつては国土交通大臣に、都道府県知事の許可を受けた者にあつては当該都道府県知事に提出しなければならない。
 （再審査の結果の通知）
第二十一条 国土交通大臣又は都道府県知事は、法第二十七条の二十八の規定による再審査を行ったときは、再審査の申立てをした者に、再審査の結果を通知するものとし、再審査の結果が法第

二十七条の二十六第一項の規定による評価の結果と異なることとなつた場合において、法第二十七條の二十九第三項の規定による通知を受けた発注者があるときは、当該発注者に、再審査の結果を通知するものとする。

(総合評定値の請求)

第二十一条の二 国土交通大臣又は都道府県知事は、総合評定値の請求（建設業者からの請求に限る。次項において同じ。）の時期及び方法を定め、その内容を公示するものとする。

2 総合評定値の請求は、別記様式第二十五号の十四による請求書により行うものとし、当該請求書には、第十九条の五に規定する通知書を添付するものとする。

3 前項の規定により提出すべき請求書及び通知書は、第一項の規定に基づき公示されたところにより、国土交通大臣の許可を受けた者にあつては国土交通大臣に、都道府県知事の許可を受けた者にあつては当該都道府県知事に提出しなければならない。

(総合評定値の算出)

第二十一条の三 法第二十七條の二十九第一項の総合評定値は、次の式によつて算出するものとする。

$$P \parallel 0.25X_1 + 0.15X_2 + 0.2Y + 0.25Z + 0.15W$$

(この式において、P、X₁、X₂、Y及びWは、それぞれ次の数値を表すものとする。

P 総合評定値

X₁ 経営規模等評価の結果に係る数値のうち、完成工事に係るもの

X₂ 経営規模等評価の結果に係る数値のうち、自己資本額及び利益額に係るもの

Y 経営状況分析の結果に係る数値

Z 経営規模等評価の結果に係る数値のうち、技術職員数及び元請完成工事に係るもの

W 経営規模等評価の結果に係る数値のうち、X₁、X₂、Y及びZ以外に係るもの

(総合評定値の通知)

第二十一条の四 法第二十七條の二十九第一項及び第三項の規定による通知は、別記様式第二十五号の十五による通知書により行うものとする。

(登録経営状況分析機関の登録の申請)

第二十一条の五 法第二十七條の二十四第一項の登録（以下この条において「登録」という。）を受けようとする者は、別記様式第二十五号の十六の登録経営状況分析機関登録申請書に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

一 法人である場合においては、次に掲げる書類

イ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書

ロ 株主名簿又は社員名簿の写し

ハ 申請に係る意思の決定を証する書類

ニ 役員の名及び略歴を記載した書類

三 電子計算機及び経営状況分析に必要なプログラムの概要を記載した書類

四 登録を受けようとする者が法第二十七條の三十二において準用する法第二十六條の六各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面

五 その他参考となる事項を記載した書類

2 国土交通大臣は、登録を受けようとする者（個人である場合に限る。）に係る機構保存本人確認情報のうち住民票コード以外のものについて、住民基本台帳法第三十條の九の規定によるその提供を受けることができなるときは、その者に対し、住民票の抄本又はこれに代わる書面を提出させることができる。

(経営状況分析の実施基準)

第二十一条の六 法第二十七條の三十二において準用する法第二十六條の九の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 法第二十七條の二十三第三項の規定により国土交通大臣が定める経営事項審査の項目及び基準に従い、電子計算機及びプログラムを用いて経営状況分析を行い、数値を算出すること。

二 経営状況分析申請書及び第十九條の四第一項各号に掲げる書類（以下「経営状況分析申請書等」という。）に記載された内容が、国土交通大臣が定める各勘定科目間の関係、各勘定科目に計上された金額等に関する確認基準に該当する場合においては、国土交通大臣が定める方法によりその内容を確認すること。

三 経営状況分析申請書等に記載された内容が、適正でないと思われる場合においては、申請をした建設業者から理由を聴取し、又はその補正を求めること。

四 経営状況分析申請書等に記載された内容（前号の規定により補正が行われた場合においては、当該補正後の内容）が、国土交通大臣が定める各勘定科目間の関係、各勘定科目に計上された金額等に関する報告基準に該当する場合においては、国土交通大臣の定めるところにより、別記様式第二十五号の十七による報告書を国土交通大臣又は都道府県知事に提出すること。

五 登録経営状況分析機関が経営状況分析の申請を自ら行つた場合、申請に係る経営状況分析申請書等の作成に関与した場合その他の場合であつて、経営状況分析の公正な実施に支障を及ぼすおそれがあるものとして国土交通大臣が定める場合においては、これらの申請に係る経営状況分析を行わないこと。

六 第四号の報告書の提出については、当該報告書が電磁的記録で作成されている場合には、次に掲げる電磁的方法をもつて行うことができる。

イ 登録経営状況分析機関の使用に係る電子計算機と国土交通大臣又は都道府県知事の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、国土交通大臣又は都道府県知事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

ロ 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

(経営状況分析規程の記載事項)

第二十一条の七 法第二十七條の三十二において準用する法第二十六條の十一第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 経営状況分析を行う時間及び休日に関する事項

二 経営状況分析を行う事務所に関する事項

三 経営状況分析の実施に係る公示の方法に関する事項

四 経営状況分析の実施方法に関する事項

五 経営状況分析の業務に関する料金の額及び収納の方法に関する事項

六 経営状況分析に関する秘密の保持に関する事項

七 電子計算機その他の設備の維持管理に関する事項

八 次条第三項の帳簿その他の経営状況分析に関する書類の管理に関する事項

九 その他経営状況分析の実施に関し必要な事項

(帳簿)

第二十一条の八 法第二十七條の三十二において準用する法第二十六條の十七の経営状況分析に關し国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 経営状況分析を受けた建設業者の商号又は名称

二 経営状況分析を受けた建設業者の主たる営業所の所在地

三 経営状況分析を受けた建設業者の許可番号

四 経営状況分析を行つた年月日

五 経営状況分析の結果

2 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ登録経営状況分析機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面又は出力

装置の映像面に表示されるときは、当該記録をもって法第二十七条の三十二において準用する法第二十六条の十七に規定する帳簿への記載に代えることができる。

3 登録経営状況分析機関は、法第二十七条の三十二において準用する法第二十六条の十七に規定する帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。）を、経営状況分析を行った日から五年間保存しなければならない。

4 登録経営状況分析機関は、経営状況分析申請書等を経営状況分析を行った日から三年間保存しなければならない。

（経営状況分析結果の報告）

第二十一条の九 登録経営状況分析機関は、経営状況分析を行ったときは、国土交通大臣の定める期日までに別記様式第二十五号の十八による報告書を国土交通大臣に提出しなければならない。

2 前項の報告書の提出については、当該報告書が電磁的記録で作成されている場合には、次に掲げる電磁的方法をもって行うことができる。

一 登録経営状況分析機関の使用に係る電子計算機と国土交通大臣の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、国土交通大臣の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

（準用）

第二十一条の十 第十七条の五、第十七条の十三から第十七条の十五まで及び第十七条の十七の規定は登録経営状況分析機関について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

第十七条の五	前条	第二十一条の五
第十七条の八第一項	法第二十六条の八第一項	法第二十七条の三十二において準用する法第二十六条の八第一項
第十七条の十二	法第二十六条の十二	法第二十七条の三十二において準用する法第二十六条の十二
第十七条の十三及び第十七条の十七（見出しを含む。）	講習業務	経営状況分析の業務
第十七条の十四	法第二十六条の十三第二項第三号	法第二十七条の三十二において準用する法第二十六条の十三第二項第三号
第十七条の十五第一項	法第二十六条の十三第二項第四号	法第二十七条の三十二において準用する法第二十六条の十三第二項第四号
第十七条の十七	法第二十六条の十八第二項	法第二十七条の三十五第三項
前条第三項	第二十一条の八第三項	

（建設業者団体）

第二十二條 法第二十七条の三十七に規定する国土交通省令で定める社団又は財団は、同条に規定する事業を行う社団又は財団のうち、その事業が一の都道府県（指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定するものをいう。）の存する道府県にあつては、指定都市）の区域の全域に及ぶもの及びこれらの区域の全域を超えるものとする。（建設業者団体の届出）

第二十三條 建設業者団体は、その設立の日から三十日以内に、次の各号に掲げる事項を書面であつて、その事業が二以上の都道府県にわたるものにあつては国土交通大臣に、その他のものにあつてはその事務所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

一 目的

- 二 名称
- 三 設立年月日
- 四 法人の設立について認可を受けている場合においては、その年月日及び主務官庁の名称
- 五 事務所の所在地
- 六 役員又は代表者若しくは管理人の氏名及び住所
- 七 社団である場合においては、構成員の氏名（構成員が社団又は財団である場合においては、その名称及び役員又は代表者若しくは管理人の氏名）
- 八 国土交通大臣又は都道府県知事の認可に係る法人以外の社団又は財団にあつては、定款若しくは寄附行為又は規約

2 建設業者団体は、前項各号に掲げる事項について変更があつたときは、遅滞なく、その旨を書面であつて国土交通大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

3 国土交通大臣又は都道府県知事の認可に係る法人以外の社団又は財団である建設業者団体が解散した場合においては、当該建設業者団体の役員又は代表者若しくは管理人であつた者は、解散の日から三十日以内に、その旨を書面であつて国土交通大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

4 第一項の規定により国土交通大臣に届出をした建設業者団体は、同項に掲げる事項のほか、次の各号のいずれかに該当する場合には、その内容を国土交通大臣に届け出ることができる。

- 一 建設工事の担い手の育成及び確保その他の施工技術の確保に関する取組を実施している場合（次号に該当する場合を除く。）
- 二 建設工事に従事する者の建設工事を適正に実施するために必要な知識及び技術又は技能の向上並びに処遇の改善に関する取組を支援する事業を実施している場合
- 三 災害が発生した場合における当該災害を受けた地域の公共施設その他の施設の復旧工事の円滑かつ迅速な実施を図るために必要な措置を講じている場合
- 5 国土交通大臣は、前項の届出があつた場合において、その内容が建設工事の適正な施工の確保及び建設業の健全な発達に特に資するものであり、かつ、法令に違反しないと認めるときは、当該取組が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。（監督処分（公告））

第二十三條の二 法第二十九条の五第一項の規定による公告は、次に掲げる事項について、国土交通大臣にあつては官報で、都道府県知事にあつては当該都道府県の公報又はウェブサイトへの掲載その他の適切な方法で行うものとする。

- 一 処分をした年月日
 - 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名並びに当該処分を受けた者が建設業者であるときは、その者の許可番号
 - 三 処分の内容
 - 四 処分の原因となつた事実
- （建設業者監督処分簿）
- 第二十三條の三 法第二十九条の五第三項の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 処分を行った者
 - 二 処分を受けた建設業者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名、当該建設業者が許可を受けて営む建設業の種類及び許可番号
 - 三 処分の根拠となる法令の条項
 - 四 処分の原因となつた事実
 - 五 その他参考となる事項
- 2 建設業者監督処分簿は、法第二十九条の五第三項に規定する処分一件ごとに作成するものとし、その保存期間は、それぞれ当該処分の日から五年間とする。
- 3 次項の場合を除き、建設業者監督処分簿の様式は、別記様式第二十六号によるものとする。

4 国土交通大臣又は都道府県知事は、建設業者監督処分簿を国土交通省又は都道府県の使用に係る電子計算機に備えられたファイルをもって調製することができる。

(証明書の様式)

第二十四条 法第三十一条第二項において準用する法第二十六条の二十一第二項に規定する証明書(国の職員が携帯するものを除く。)の様式は、別記様式第二十七号によるものとする。

第二十五条 法第四十条の規定により建設業者が掲げる標識の記載事項は、店舗にあつては第一号から第四号までに掲げる事項、建設工事の現場にあつては第一号から第五号までに掲げる事項とする。

一 一般建設業又は特定建設業の別

二 許可年月日、許可番号及び許可を受けた建設業

三 商号又は名称

四 代表者の氏名

五 主任技術者又は監理技術者の氏名

2 法第四十条の規定により建設業者の掲げる標識は店舗にあつては別記様式第二十八号、建設工事の現場にあつては別記様式第二十九号による。

(帳簿の記載事項等)

第二十六条 法第四十条の三の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 営業所の代表者の氏名及びその者が当該営業所の代表者となつた年月日

二 注文者と締結した建設工事の請負契約に関する次に掲げる事項

イ 請け負つた建設工事の名称及び工事現場の所在地

ロ イの建設工事について注文者と請負契約を締結した年月日、当該注文者(その法定代理人を含む。)の商号、名称又は氏名及び住所並びに当該注文者が建設業者であるときは、その者の許可番号

ハ イの建設工事の完成を確認するための検査が完了した年月日及び当該建設工事の目的物の引渡しをした年月日

三 発注者(宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百七十六号)第二条第三号に規定する宅地建物取引業者を除く。以下この号及び第二十八条において同じ。)と締結した住宅を新築する建設工事の請負契約に関する次に掲げる事項

イ 当該住宅の床面積

ロ 当該住宅が特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行令(平成十九年政令第

三百九十五号)第三条第一項の建設新築住宅であるときは、同項の書面に記載された二以上の建設業者それぞれの建設瑕疵負担割合(同項に規定する建設瑕疵負担割合をいう。以下この号において同じ。)の合計に対する当該建設業者の建設瑕疵負担割合の割合

ハ 当該住宅について、住宅瑕疵担保責任保険法人(特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(平成十九年法律第六十六号)第十七条第一項に規定する住宅瑕疵担保責任保険法人をいう。)と住宅建設瑕疵担保責任保険契約(同法第二条第五項に規定する住宅建設瑕疵担保責任保険契約をいう。)を締結し、保険証券又はこれに代わるべき書面を発注者に交付

しているときは、当該住宅瑕疵担保責任保険法人の名称

四 下請負人と締結した建設工事の下請契約に関する次に掲げる事項

イ 下請負人に請け負わせた建設工事の名称及び工事現場の所在地

ロ イの建設工事について下請負人と下請契約を締結した年月日、当該下請負人(その法定代理人を含む。)の商号又は名称及び住所並びに当該下請負人が建設業者であるときは、その者の許可番号

ハ イの建設工事の完成を確認するための検査を完了した年月日及び当該建設工事の目的物の引渡しを受けた年月日

二 ロの下請契約が法第二十四条の六第一項に規定する下請契約であるときは、当該下請契約に関する次に掲げる事項

(1) 支払つた下請代金の額、支払つた年月日及び支払手段

(2) 下請代金の全部又は一部の支払につき手形を交付したときは、その手形の金額、手形を交付した年月日及び手形の満期

(3) 下請代金の一部を支払つたときは、その後の下請代金の残額

(4) 遅延利息を支払つたときは、その遅延利息の額及び遅延利息を支払つた年月日

2 法第四十条の三に規定する帳簿には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 法第十九条第一項及び第二十四条の規定による書面又はその写し

二 前項第四号ロの下請契約が法第二十四条の六第一項に規定する下請契約であるときは、当該下請契約に関する同号ニ(一)に掲げる事項を証する書面又はその写し

三 前項第二号イの建設工事について施工体制台帳を作成しなければならないときは、当該施工体制台帳のうち次に掲げる事項が記載された部分(第十四条の五第一項の規定により次に掲げる事項の記載が省略されているときは、当該事項が記載された同項の書類を含む。)

イ 主任技術者又は監理技術者の氏名及びその有する主任技術者資格又は監理技術者資格、監理技術者補佐を置くときは、その者の氏名及びその者が有する監理技術者補佐資格並びに第十四条の二第一項第二号トに規定する者を置くときは、その者の氏名、その者が管理をつかさどる建設工事の内容及びその者が有する主任技術者資格

ロ 当該建設工事の下請負人の商号又は名称及び当該下請負人が建設業者であるときは、その者の許可番号

ハ ロの下請負人が請け負つた建設工事の内容及び工期

二 ロの下請負人が置いた主任技術者の氏名及びその有する主任技術者資格並びにロの下請負人が第十四条の二第一項第四号へに規定する者を置くときは、その者の氏名、その者が管理をつかさどる建設工事の内容及びその有する主任技術者資格

三 第十四条の七に規定する時までの間は、前項第三号に掲げる書類を法第四十条の三に規定する帳簿に添付することを要しない。

4 第二項の規定により添付された書類に第一項各号に掲げる事項が記載されているときは、同項の規定にかかわらず、法第四十条の三に規定する帳簿の当該事項を記載すべき箇所と当該書類との関係を明らかにして、当該事項の記載を省略することができる。

5 法第四十条の三の国土交通省令で定める図書は、発注者から直接建設工事を請け負つた建設業者(作成建設業者を除く。)にあつては第一号及び第二号に掲げるもの又はその写し、作成建設業者にあつては第一号から第三号までに掲げるもの又はその写しとする。

一 建設工事の施工上の必要に応じ作成し、又は発注者から受領した完成図(建設工事の目的物の完成時の状況を表した図をいう。)

二 建設工事の施工上の必要に応じ作成した工事内容に関する発注者との打合せ記録(請負契約の当事者が相互に交付したものに限る。)

三 施工体系図

6 第一項各号に掲げる事項が電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ当該営業所において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面又は出力装置の映像面に表示されるときは、当該記録をもつて法第四十条の三に規定する帳簿への記載に代えることができる。

7 第二項各号に掲げる書類がスキヤナにより読み取る方法その他これに類する方法により、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ当該営業所において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面又は出力装置の映像面に表示されるときは、当該記録をもつて同項各号に規定する添付書類に代えることができる。

8 第五項各号に掲げる図書が電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ当該営業所において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面又は出力装置の映像面に表示されるときは、当該記録をもつて同項各号の図書に代えることができる。

(帳簿の記載方法等)

第二十七条 前条第一項各号に掲げる事項の記載(同条第六項の規定による記録を含む。次項において同じ。)及び同条第二項各号に掲げる書類の添付は、請け負った建設工事ごとに、それぞれの事項又は書類に係る事実が生じ、又は明らかになつたとき(同条第一項第一号に掲げる事項にあつては、当該建設工事を請け負つたとき)に、遅滞なく、当該事項又は書類について行わなければならない。

2 前条第一項各号に掲げる事項について変更があつたときは、遅滞なく、当該変更があつた年月日を付記して変更後の当該事項を記載しなければならない。

(帳簿及び図書の保存期間)

第二十八条 法第四十条の三に規定する帳簿(第二十六条第六項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。)及び第二十六条第二項の規定により添付された書類の保存期間は、請け負つた建設工事ごとに、当該建設工事の目的物の引渡しをしたとき(当該建設工事について注文者と締結した請負契約に基づく債権債務が消滅した場合にあつては、当該債権債務の消滅したとき)から五年間(発注者と締結した住宅を新築する建設工事に係るものにあつては、十年間)とする。

2 第二十六条第五項に規定する図書(同条第八項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。)の保存期間は、請け負つた建設工事ごとに、当該建設工事の目的物の引渡しをしたときから十年間とする。

(証明書の様式)

第二十九条 法第四十一条の二第五項において準用する法第二十六条の二十一第二項に規定する証明書(国の職員が携帯するものを除く。)の様式は、別記様式第三十号によるものとする。

(権限の委任)

第三十条 法、令及びこの省令に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるもの以外のものは、建設業者、法第三条第一項の許可を受けようとする者、譲受人、合併存続法人等、分副承継法人若しくは相続人の主たる営業所の所在地、法第七条第二号ハ、法第十五条第二号ハ若しくは第七条第一号ハの認定若しくは法第二十七条第五項の合格証明書の交付を受けようとする者若しくは令第三十八条第一項の規定により合格を取り消された者の住所地又は建設業者団体の主たる事務所の所在地を管轄する地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、法第十九条の六第二項から第四項まで(同項については、同条第二項の勧告に関する部分に限る。)、法第二十五条の二十七第三項、法第二十七条の三十八、法第二十七条の三十九第二項、法第二十八条第一項、第三項及び第七項、法第二十九条、法第二十九条の二第二項、法第二十九条の三第三項、法第二十九条の四、法第三十一条第一項、法第四十一条並びに法第四十一条の二(第五項を除く。)並びに第二十三条第五項の規定に基づく権限については、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

一 法第七条第二号ハの規定により認定すること(外国における学歴又は実務経験に関するものに限る。)

二 法第十五条第二号イの規定により試験及び免許を定め、並びに同号ハの規定により認定すること(外国における学歴、資格又は実務経験に関するものに限る。)

三 中央建設工事紛争審査会に関する法第二十五条の二第二項並びに法第二十五条の五第一項及び第二項(法第二十五条の七第三項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)、法第二十五条の十並びに法第二十五条の二十五の規定による権限

四 登録講習実施機関及び登録経営状況分析機関に関する法第二十六条の七(法第二十六条の八第二項において準用する場合を含む。)、法第二十六条の十から法第二十六条の十二まで(法第二十六条の十一第二項を除く。)、並びに法第二十六条の十四から法第二十六条の十六まで(法

第二十七条の三十二においてこれらの規定を準用する場合を含む。)、法第二十六条の十八第一項、法第二十六条の二十、法第二十六条の二十一第一項並びに法第二十六条の二十二(法第二十七条の三十二においてこれらの規定を準用する場合を含む。)、法第二十七条の三十一第二項及び第三項(法第二十七条の三十二において準用する法第二十六条の八第二項において準用する場合を含む。))並びに法第二十七条の三十五第一項及び第二項の規定による権限

五 法第二十七条第一項の規定により技術検定を行うこと。

六 指定試験機関及び指定資格者証交付機関に関する法第二十七条の二第一項及び第三項、法第二十七条の三、法第二十七条の四(法第二十七条の六第三項において準用する場合を含む。)、法第二十七条の五第一項、同条第二項(法第二十七条の六第三項において準用する場合を含む。)、法第二十七条の六第二項、法第二十七条の八(法第二十七条の九第五項において準用する場合を含む。)、法第二十七条の九、法第二十七条の十一、法第二十七条の十二第一項(法第二十七条の十九第五項において準用する場合を含む。)、法第二十七条の十三から法第二十七条の十五まで(同条第三項を除く。))並びに法第二十七条の十七(法第二十七条の十九第五項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)、法第二十七条の十九第一項、第三項及び第四項並びに法第二十七条の二十の規定による権限

七 法第二十七条の十八第一項の規定により監理技術者資格者証を交付すること。

八 法第二十七条の二十三第三項の規定により経営事項審査の項目及び基準を定めること。

九 法第二十九条の五第一項の規定により公告すること(国土交通大臣の処分に係るものに限る。)

十 法第三十二条第二項において準用する同条第一項の規定により意見を聴くこと(国土交通大臣の処分に係るものに限る。)

十一 法第三十五条第二項(法第三十七条第三項において準用する場合を含む。)の規定により任命すること。

十二 法第三十九条の三第一項の規定による諮問をすること。

十三 中央建設工事紛争審査会に関する令第十二条、令第十五条第四号並びに令第二十五条第二号及び第三号の規定による権限

十四 令第二十八条第二号の規定により認定すること。

十五 技術検定に関する令第三十六条、令第三十八条第一項及び令第三十九条第一項の規定による権限

十六 令第四十二条第二号の規定により指定すること。

十七 第七条第一号ハの規定により認定すること(外国における経験に関するものに限る。)

十八 登録技術試験実施機関及び登録経理試験実施機関に関する第七条の四第二項及び第七条の六第一項(第七条の七第二項(第十八条の二十二において準用する場合を含む。))においてこれらの規定を準用する場合を含む。)、第七条の九から第七条の十一まで及び第七条の十三から第七条の十五まで(第十八条の二十二においてこれらの規定を準用する場合を含む。)、第七条の十七及び第七条の十八(第十八条の二十二においてこれらの規定を準用する場合を含む。)、第十八条の十九第二項並びに第十八条の二十第一項の規定による権限

十九 登録講習実施機関及び登録経営状況分析機関に関する第十七条の四(第十七条の五(第二十一条の十において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)、第十七条の十三及び第十七条の十七(第二十一条の十においてこれらの規定を準用する場合を含む。)、第十七条の十八第一項、第二十一条の六第二号並びに第二十一条の九第一項の規定による権限

二十 指定試験機関及び指定資格者証交付機関に関する第十七条の二十二第二項、第十七条の二十三(第十七条の四十四において準用する場合を含む。)、第十七条の二十四第一項、第十七条の二十六、第十七条の二十八(第十七条の四十四において準用する場合を含む。)、第十七条の二十九、第十七条の三十一第一項、第十七条の三十二及び第十七条の三十三(第十七条の四十四においてこれらの規定を準用する場合を含む。)、第十七条の四十一第一項、第十七条の四十二並びに第十七条の四十三の規定による権限

二十一 資格者証に関する第十七条の三十四第一項及び第三項（第十七条の三十六第四項、第七条の三十七第三項及び第十七条の三十八第二項において準用する場合を含む。）、第十七条の三十五第三項、第十七条の三十六第一項及び第三項並びに第十七条の三十七第一項及び第四項の規定による権限

二十二 登録基幹技能者講習機関及び登録経理講習実施機関に関する第十八条の四第二項、第十八条の六第一項、第十八条の九から第十八条の十一まで（第十九条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第十八条の十三から第十八条の十五まで（第十九条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第十八条の十七及び第十八条の十八（第十九条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第十八条の二十三第二項並びに第十八条の二十四の規定による権限

二十三 別記様式第十五号及び第十六号の規定により勘定科目の分類を定めること。

二十四 別記様式第二十五号の十一及び第二十五号の十四の規定により認定すること。

2 法第三十一条第一項及び法第四十一条の規定に基づく権限で建設業者の従たる営業所その他営業に係る場所（以下「従たる営業所等」という。）に関するものについては、前項に規定する地方整備局長及び北海道開発局長のほか、当該従たる営業所等の所在地を管轄する地方整備局長及び北海道開発局長も当該権限を行うことができる。

附 則 この省令は、建設業法施行の日から施行する。

附 則（昭和二十六年二月六日建設省令第二号）抄

1 この省令は、公布の日から施行する。但し、第六条及び別記様式第二号中添附書類（ホ）及び（ハ）の改正規定は、昭和二十六年七月一日から施行する。

附 則（昭和二十六年七月二日建設省令第二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二十七年四月二日建設省令第一三三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二十八年八月一七日建設省令第一九号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三十一年八月二十九日建設省令第二八号）

この省令は、昭和三十一年八月三十日から施行する。

附 則（昭和三十六年一〇月三十一日建設省令第二九号）抄

この省令は、昭和三十六年十一月一日から施行する。

附 則（昭和三十七年二月九日建設省令第二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三十九年九月一〇日建設省令第二三三号）抄

この省令は、昭和三十九年十一月一日から施行する。

附 則（昭和四十二年八月一日建設省令第二〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四十七年二月一八日建設省令第一号）抄

（施行期日）

1 この省令は、建設業法の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第三十一号）の施行の日（昭和四十七年四月一日）から施行する。

（経過措置）

2 建設業法の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第三十一号）附則第六項の規定により建設業法の許可を申請する場合には、別記様式第一号中「申請時においてすでに許可を受けている建設業」とあるのは「申請時の登録」と、「建設大臣／知事／許可（ ）第 号／工事業昭和年月日許可」とあるのは「建設大臣／知事／登録第 号／昭和 年 月 日登録」とし、別記様式第二十号中「許可申請直前の過去3年間で許可を受けて継続して営業した期間」とあるのは「許可申請直前の過去3年間で許可又は登録を受けて継続して営業した期間」とするものとする。

附 則（昭和五〇年四月二五日建設省令第一号）抄

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十四年三月三〇日建設省令第五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十六年九月二八日建設省令第二二号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、附則第二条から第二十条までの規定は、昭和五十六年十月一日から施行する。

附 則（昭和五十七年九月二〇日建設省令第二二号）

（施行期日）

1 この省令は、昭和五十七年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行前に到来した最終の決算期に作成された貸借対照表に記載されている商法等の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第七十四号。以下「改正法」という。）による改正前の商法第二百八十七条ノ二に規定する引当金で改正法による改正後の同条の規定により引当金として計上することができないものは、取り崩したものを除き、この省令の施行後最初に到来する決算期に作成すべき貸借対照表においては、資本の部中剰余金の部にその目的のための任意積立金として記載しなければならない。

附 則（昭和五十八年二月一〇日建設省令第一八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十九年四月二七日建設省令第六号）

この省令は、昭和五十九年十月一日から施行する。

附 則（昭和五十九年六月一日建設省令第一〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

1 この省令の施行の日の前日までに決算期の到来した営業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の様式については、なお従前の例によることができる。

附 則（昭和六十二年一月二八日建設省令第一号）

この省令は、昭和六十二年四月一日から施行する。

2 改正後の第三条第三項及び第十三条第三項の規定は、この省令の施行の際現に建設業の許可を受けている者でこの省令の施行後初めて当該建設業の許可の更新を申請するものについては、適用しない。

3 改正後の第四条第二項及び第三項の規定は、この省令の施行後初めて許可を申請する者については、適用しない。

4 この省令の施行の際現に提出されている許可申請書の添付書類並びに許可申請書及びその添付書類の様式は、なお従前の例による。

附 則（昭和六三年六月六日建設省令第一〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六三年一月三〇日建設省令第二四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年三月二七日建設省令第三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年四月一日建設省令第九号）

この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令の施行の日の前日までに決算期の到来した営業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の様式については、なお従前の例によることができる。

附 則 (平成三年六月二〇日建設省令第一一〇号)

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の日の前日までに決算期の到来した営業年度に係る利益処分に関する書類の様式については、なお従前の例によることができる。

附 則 (平成五年四月二六日建設省令第五号)

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 別記様式第二十二号の三による変更届出書の様式については、平成五年六月三十日までの間は、なお従前の例によることのできる。

附 則 (平成六年二月二三日建設省令第四号) 抄

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令による改正前の建設業法施行規則、建築士法施行規則、建築動態統計調査規則、建設機械抵当法施行規則、河川法施行規則、道の区域内の建設大臣が管理する河川に係る流水占用料等に関する省令、都市再開発法施行規則、浄化槽設備士に関する省令、浄化槽工業に係る登録等に関する省令、浄化槽の型式の認定に関する省令及び建設省関係研究交流促進法施行規則に規定する様式による書面は、平成六年三月三十一日までの間は、これを使用することができる。

附 則 (平成六年六月八日建設省令第一六号)

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第十八条及び第十九条の九の改正規定は、平成七年一月十五日から施行する。

附 則 (平成六年九月二九日建設省令第二八号)

この省令は、公布の日から施行する。ただし、別記様式第十五号の改正規定は、平成六年十月一日から施行する。

附 則 (平成六年二月一六日建設省令第三三三号)

(施行期日)

1 この省令は、建設業法の一部を改正する法律の施行の日(平成六年十二月二十八日)から施行する。ただし、第十七条の十五から第十七条の十七まで及び第十七条の十九の改正規定、第十七条の二十四から第十七条の二十五とし、第十七条の二十から第十七条の二十三までを一条ずつ繰り下げ、第十七条の十九の次に一条を加える改正規定、別表を削る改正規定並びに別記様式第二十五号の二から別記様式第二十五号の六までの改正規定は、平成七年六月二十九日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行前に注文者と締結した建設工事の請負契約又はこの省令の施行前に下請負人と締結した建設工事の下請契約に関する事項については、建設業法第四十条の三の規定は、適用しない。

3 平成七年十二月三十一日までの間に注文者と締結した建設工事の請負契約又は同日までの間に下請負人と締結した建設工事の下請契約に関する事項については、この省令による改正後の第二十六条の規定にかかわらず、同条第一項第二号ハ及び第三号ハに掲げる事項の記載並びに同条第二項に規定する書類の添付を省略することができる。

4 この省令の施行の際現に提出されている許可申請書の添付書類並びに附則第一項ただし書に規定する改正規定の施行の際現に提出されている資格者証交付申請書、資格者証変更届出書、資格者証再交付申請書及び経営事項審査申請書並びにこれらの書類(経営事項審査申請書を除く。)により行われた申請に対して交付した資格者証の様式は、なお従前の例による。

附 則 (平成七年六月一三日建設省令第一六号)

(施行期日)

1 この省令は、平成七年六月二十九日から施行する。ただし、第一条、第四条第二項、第十条第二項及び第三項、第十三条第一項、別記様式第七号及び別記様式第八号(1)の改正規定、別記様式第八号(2)を削る改正規定、別記様式第八号(3)の改正規定、同様式を別記様式第八号(2)とする改正規定並びに別記様式第九号から別記様式第十一号の二まで、別記様式第二十二号の三及び別記様式第二十二号の四の改正規定並びに次項及び附則第三項の規定は、平成八年六月二十九日から施行する。

(経過措置)

2 前項ただし書に規定する改正規定の施行後初めて特定建設業の許可(その更新を除く。)を申請する者で当該申請に係る建設業以外の建設業の特定建設業の許可を受けているもの又は当該改正規定の施行後初めて特定建設業の許可の更新を申請する者は、改正後の建設業法施行規則(以下「新規則」という。)第十三条第一項において準用する新規則第四項第二項及び第三項の規定にかかわらず、建設業法第十五条第二号ロに該当する者及び同号ハの規定により建設大臣が同号ロに掲げる者と同号以上の能力を有するものと認定した者に係る新規則第十三条第一項において準用する新規則第四項第一号に掲げる書類を提出しななければならない。ただし、当該改正規定の施行後同条又はこの項本文の定めるところにより既に当該書類を提出した者については、この限りでない。

3 附則第一項ただし書に規定する改正規定の施行の際現に提出されている許可申請書の添付書類及びその様式は、なお従前の例による。

4 この省令の施行前に特定建設業者が発注者と締結した請負契約に係る建設工事については、建設業法第二十四条の七の規定は、適用しない。

5 平成七年十二月三十一日までの間に注文者と締結した建設工事の請負契約又は同日までの間に下請負人と締結した建設工事の下請契約に関する事項については、新規則第二十六条の規定にかかわらず、同条第一項第三号ニに掲げる事項の記載及び同条第二項各号に掲げる書類の添付を省略することができる。

附 則 (平成八年七月二五日建設省令第一〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成九年三月二六日建設省令第四号)

(施行期日)

1 この省令は、平成九年四月一日から施行する。ただし、第十八条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の日の前日までに決算期の到来した営業年度に係る別記様式第十五号及び第十八号の書類の様式については、なお従前の例によることのできる。

附 則 (平成九年二月五日建設省令第二二号)

この省令は、平成十年二月二日から施行する。

附 則 (平成一〇年六月一八日建設省令第二七号)

この省令は、平成十年七月一日から施行する。

1 この省令の施行の日の前日までに決算期の到来した営業年度に係る工事経歴書、貸借対照表及び損益計算書の様式については、なお従前の例によることのできる。

2 この省令の施行の日の前日までに決算期の到来した営業年度については、建設業者は、附属明細書を添付又は提出することを要しない。

3 この省令の施行の日以後経営事項審査の申請をする者であつて、法第六条第一項又は第十一条第二項(法第十七条において準用する場合を含む。)の規定により、経営事項審査の申請をする日の属する営業年度の開始の日の直前一年間についての別記様式第二号による工事経歴書(この省令の施行の日の前日までに決算期の到来した営業年度に係るものに限る。)を国土交通大臣又

は都道府県知事に既に提出しているものは、第十九条の三第一項の規定にかかわらず、同項第一号に掲げる書の提出を省略することができる。

附則（平成一〇年九月三〇日建設省令第三六号）

この省令は、平成十年十月一日から施行する。

附則（平成一一年三月三〇日建設省令第五号）

1 この省令中、第一条の規定は平成十一年三月三十一日から、第二条の規定は平成十一年四月一日から、第三条の規定は平成十一年七月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の建設業法施行規則別記様式第十五号及び第十六号は、平成十一年三月三十一日以後に決算期の到来した営業年度に係る貸借対照表及び損益計算書について適用し、同日前に決算期の到来した営業年度に係るものについては、なお従前の例による。

3 第二条の規定による改正後の建設業法施行規則別記様式第十五号及び第十六号は、平成十一年四月一日以後に開始した営業年度に係る決算期に関して作成すべき貸借対照表、損益計算書及び完成工事原価報告書について適用し、同日前に開始した営業年度に係る決算期に関して作成すべきものについては、なお従前の例による。ただし、平成十一年一月一日以後に決算期の到来した営業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び完成工事原価報告書について適用することができる。

4 第二条の規定による改正後の建設業法施行規則別記様式第十五号及び第十六号を適用して貸借対照表、損益計算書及び完成工事原価報告書を作成する最初の営業年度においては、当該営業年度よりも前の営業年度に係る法人税等（法人税、住民税及び利益に関連する金額を課税標準として課される事業税をいう。次項において同じ。）の調整額は、前期繰越利益又は前期繰越損失の調整項目として処理するものとする。

5 第二条の規定による改正後の建設業法施行規則別記様式第十五号及び第十六号を適用して貸借対照表、損益計算書及び完成工事原価報告書を作成する最初の営業年度の期間中において法人税等の税率が変更された場合には、当該営業年度の期首及び期末における繰延税金資産、長期繰延税金資産、繰延税金負債及び長期繰延税金負債は、変更後の法人税等の税率により計算するものとする。

附則（平成一二年七月一日建設省令第三七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一二年一月三十一日建設省令第一〇号）

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附則（平成一二年一月二〇日建設省令第四一号）抄

（施行期日）

1 この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附則（平成一二年一月二四日建設省令第四六号）

この省令は、平成十三年一月四日から施行する。

附則（平成一三年三月二六日国土交通省令第四二二号）

この省令は、書面の交付等に関する情報通信の技術の利用のための関係法律の整備に関する法律の施行の日（平成十三年四月一日）から施行する。

附則（平成一三年三月三〇日国土交通省令第七二七号）

この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

附則（平成一三年三月三〇日国土交通省令第七六号）

1 この省令は、平成十三年十月一日から施行する。

2 この省令の施行前に特定建設業者が発注者と締結した請負契約に係る建設工事については、なお従前の例による。

附則（平成一三年三月三〇日国土交通省令第七七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一三年一月三〇日国土交通省令第一四二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一四年三月二九日国土交通省令第三二一号）

この省令は、平成十四年四月一日から施行する。

附則（平成一四年三月二九日国土交通省令第三二二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一四年六月二八日国土交通省令第八一〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

1 この省令による改正後の建設業法施行規則別記様式第十五号及び第十七号は、平成十五年三月三十一日以後に決算期の到来した営業年度に係る貸借対照表及び利益処分に関する書類について適用し、同日前に決算期の到来した営業年度に係るものについては、なお従前の例による。ただし、施行日前に開始する事業年度に係る貸借対照表及び利益処分に関する書類のうち、施行日以後に終了する事業年度に係るものについては、改正後の建設業法施行規則を適用して作成することができる。

附則（平成一四年八月二日国土交通省令第九三三号）

この省令は、住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行の日（平成十四年八月五日）から施行する。

附則（平成一四年一〇月一日国土交通省令第一〇六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一五年二月二〇日国土交通省令第一四四号）

この省令は、平成十五年三月一日から施行する。

附則（平成一五年三月二〇日国土交通省令第二六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一五年五月二三日国土交通省令第六五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一五年五月二九日国土交通省令第七一七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一五年七月二五日国土交通省令第八六号）

この省令は、公布の日から施行する。

1 この省令による改正後の建設業法施行規則別記様式第三号及び第十五号から第十九号までは、平成十六年三月三十一日以後に決算期の到来した事業年度に係る書類について適用し、同日前に決算期の到来した事業年度に係るものについては、なお従前の例による。ただし、施行日以後に決算期の到来した事業年度に係るものについては、改正後の建設業法施行規則を適用して作成することができる。

3 建設業法施行規則別記様式第二十五号の六から第二十五号の八までは、平成十五年九月三十日までの間は、なお従前の例によることができる。

附則（平成一五年一〇月一日国土交通省令第一〇九号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一五年一〇月六日国土交通省令第一一〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

2 経営事項審査申請書の様式については、この省令による改正後の建設業法施行規則別記様式第二十五号の六別紙二の様式にかかわらず、平成十五年十月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。

附則（平成一六年一月二九日国土交通省令第一号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十六年三月一日から施行する。

(建設業法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第二十七条の規定の施行の際現に法第二条の規定による改正前の建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十七条の二十四第一項の指定を受けている指定経営状況分析機関に対して経営状況分析を申請する場合には、第十九条の四第一項第一号から第三号までに掲げる書類のうち、既に当該指定経営状況分析機関に対して提出され、かつ、その内容に変更がないものについては、同項の規定にかかわらず、その添付を省略することができる。

附則 (平成一六年三月一六日国土交通省令第一七号)

- 1 この省令は、平成十六年四月一日から施行する。
2 この省令による改正後の建設業法施行規則、測量法施行規則、公共工事の前払金保証事業に関する法律施行規則、宅地建物取引業法施行規則、自動車道事業会計規則、積立式宅地建物販売業法施行規則、港湾運送事業会計規則及び東京湾横断道路事業会計規則の規定は、平成十六年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る会計の整理又は書類について適用し、同日前に終了した事業年度に係るものについては、なお従前の例による。

附則 (平成一六年三月三一日国土交通省令第三四号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成一六年四月九日国土交通省令第五六号)

- 1 この省令は、公布の日から施行する。(経過措置)

- 2 この省令による改正後の建設業法施行規則(以下「新規則」という。)別記様式第一号から第二十二号の二まで並びに新規則第十条の二の届出書及び新規則第十条の三の廃業届の様式については、平成十六年六月三十日までの間は、なお従前の例によることができる。

附則 (平成一六年六月三〇日国土交通省令第七四号) 抄

(施行期日) 第一条 この省令は、独立行政法人中小企業基盤整備機構の成立の時から施行する。

附則 (平成一六年二月一五日国土交通省令第一〇三号)

- 1 この省令は、平成十六年十二月十七日から施行する。(経過措置)
2 この省令による改正後の建設業法施行規則別記様式第二十五号の三、第二十五号の四、第二十五号の六、第二十五号の七、第二十五号の九及び第二十五号の十四については、平成十七年三月三十一日までの間は、なお従前の例によることことができる。

附則 (平成一七年三月七日国土交通省令第一二二号) 抄

(施行期日) 第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成一七年三月二八日国土交通省令第二二二号)

この省令は、民法の一部を改正する法律の施行の日(平成十七年四月一日)から施行する。

附則 (平成一七年六月一日国土交通省令第六六号) 抄

この省令は、法の施行の日(平成十七年十月一日)から施行する。
附則 (平成一七年九月二二日国土交通省令第九〇号)
この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成一七年九月三〇日国土交通省令第九九号)

この省令は、平成十七年十月一日から施行する。

附則 (平成一七年二月一六日国土交通省令第一一三三号)

この省令は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、第十八条の二の次に五条を加える改正規定(第十八条の三第一項第五号に係る部分に限る。)、別記様式第二十五号の十一別紙三の改正規定及び別記様式第二十五号の十二の改正規定は、平成十八年五月一日から施行する。

附則 (平成一八年四月二八日国土交通省令第六〇号)

- (施行期日) 1 この省令は、会社法の施行の日(平成十八年五月一日)から施行する。(経過措置)
2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式又は書式による申請書その他の文書は、この省令による改正後のそれぞれの様式又は書式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。
3 この省令の施行前にこの省令による改正前のそれぞれの省令の規定によってした処分、手続その他の行為であつて、この省令による改正後のそれぞれの省令の規定に相当の規定があるものは、これらの規定によつてした処分、手続その他の行為とみなす。

附則 (平成一八年七月七日国土交通省令第七六号)

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
2 この省令による改正後の建設業法施行規則の規定は、平成十八年五月一日以後に決算期の到来した事業年度に係る書類について適用する。ただし、平成十九年三月三十一日までに決算期の到来した事業年度に係るものについては、なお従前の例によることことができる。

附則 (平成一九年三月三〇日国土交通省令第二七号) 抄

- (施行期日) 1 この省令は、平成十九年四月一日から施行する。(助教授の在職に関する経過措置)
2 この省令の規定による改正後の次に掲げる省令の規定の適用については、この省令の施行前における助教授としての在職は、准教授としての在職とみなす。
一 略
二 建設業法施行規則第七条の六、第七条の二十及び第十八条の五

附則 (平成一九年六月一九日国土交通省令第六七号)

この省令は、建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律の施行の日(平成十九年六月二十日)から施行する。

附則 (平成二〇年一月三一日国土交通省令第三三三号)

- 1 この省令は、平成二十年四月一日から施行する。
2 この省令による改正後の建設業法施行規則別記様式第十五号から別記様式第十七号の三までは、平成十八年九月一日以後に決算期の到来した事業年度に係る書類について適用する。ただし、平成二十年三月三十一日までに決算期の到来した事業年度に係るものについては、なお従前の例によることことができる。

附則 (平成二〇年三月二四日国土交通省令第一〇号) 抄

(施行期日) 第一条 この省令は、法の施行の日(平成二十年四月一日)から施行する。ただし、第二章、第三章及び第四十二条第一項並びに附則第三条及び附則第四条の規定は、法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日(平成二十一年十月一日)から施行する。

附則 (平成二〇年九月三〇日国土交通省令第八〇号)

この省令は、平成二十年十月一日から施行する。

附則 (平成二〇年一〇月八日国土交通省令第八四号)

この省令は、平成二十年十一月二十八日から施行する。ただし、別記様式第一号の改正規定、別記様式第三号の改正規定、別記様式第四号の改正規定、別記様式第六号から別記様式第十一号の二の改正規定、別記様式第十三号の改正規定、別記様式第十七号の二記載要領3及び6の改正規定、別記様式第十七号の三記載要領第2の4の改正規定、別記様式第二十号の改正規定、別記様式第二十二号の二から別記様式第二十二号の四の改正規定、別記様式第二十五号の二備考1の改正規定、別記様式第二十五号の四の改正規定、別記様式第二十五号の六の改正規定、別記様式第二十五号の八記載要領1から3まで、5から10まで及び13から21までの改正規定、別記

様式第二十五号の十一の改正規定、別記様式第二十五号の十三備考1の改正規定、並びに別記様式第二十五号の十四の改正規定は、平成二十一年四月一日から施行する。

附則（平成二〇年二月一日国土交通省令第九七号）抄

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二二年四月一日国土交通省令第三〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二二年七月七日国土交通省令第四五号）抄

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二二年二月三日国土交通省令第二号）

（施行期日）

1 この省令は、平成二二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令による改正後の建設業法施行規則別記様式第十七号の二は、平成二十一年四月一日以後に開始した営業年度に係る決算期に関して作成すべき注記表について適用し、同日前に開始した営業年度に係る決算期に関して作成すべきものについては、なお従前の例によることのできる。

附則（平成二二年一〇月一五日国土交通省令第五一〇号）

この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、第二十一条の六の改正規定、第二十一条の九の改正規定、別記様式第二十五号の十四の改正規定及び別記様式第二十五号の十四の次に一様式を加える改正規定は、平成二十三年一月一日から施行する。

附則（平成二三年二月二七日国土交通省令第一〇六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二四年三月二三日国土交通省令第二〇号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、法の施行の日（平成二十四年七月一日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第九条、第十条、第十一条第一項、第十二条第一項、第十三条第一項、第十四条から第十九条まで及び第二十条（法第二十八条第一項の規定に基づく立入検査に係る部分に限る。）の規定並びに次条から附則第八条まで及び附則第十一条の規定（建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条の改正規定中「消防団員等公務災害補償等共済基金」の下に「新関西国際空港株式会社」を加える部分に限る。）法附則第一条第二号に掲げる規定の日（平成二十四年四月一日）

附則（平成二四年三月三〇日国土交通省令第三三三三号）

この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附則（平成二四年三月三〇日国土交通省令第三三四号）

この省令は、民法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十四年四月一日）から施行する。

附則（平成二四年五月一日国土交通省令第五二〇号）

1 この省令は、平成二十四年十一月一日から施行する。ただし、別記様式第二十五号の十一の改正規定及び別記様式第二十五号の十二の改正規定は、平成二十四年七月一日から施行する。

2 この省令の施行前に特定建設業者が発注者と締結した請負契約に係る建設工事については、この省令による改正後の第十四条の二第一項及び第十四条の四第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則（平成二四年一〇月一日国土交通省令第八一〇号）

この省令は、平成二十四年十月一日から施行する。ただし、第十七条の十五第三項及び第十七条の十六の改正規定は、公布の日から施行する。

附則（平成二五年二月二三日国土交通省令第四四号）

（施行期日）

1 この省令は、平成二五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令による改正後の建設業法施行規則の規定は、平成二十四年四月一日以後に開始した事業年度に係る決算期に関して作成すべき株主資本等変動計算書及び注記表について適用し、同日前に開始した事業年度に係る決算期に関して作成すべき株主資本等変動計算書及び注記表については、なお従前の例によることのできる。

附則（平成二五年九月三日国土交通省令第七六号）

この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二五年九月十四日）から施行する。

附則（平成二六年一〇月三一日国土交通省令第八五号）

この省令は、建設業法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

附則（平成二六年二月二四日国土交通省令第九四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二七年二月一〇日国土交通省令第八八号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、建築士法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年六月二十五日。以下「施行日」という。）から施行する。

附則（平成二七年三月三一日国土交通省令第一九号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

附則（平成二七年二月九日国土交通省令第八二号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第三条、第八条、第十七条、第二十四条及び第二十五条の規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年一月一日）から施行する。

（建設業法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条 当分の間、第二十四条及び第二十五条の規定による改正後の建設業法施行規則第七条の二第二項、第十七条の四第二項、第十七条の二十九第三項、第十七条の三十一第三項及び第二十一条の五第二項の規定の適用については、同令第七条の二第二項中「のうち住民票コード（同法第七條第十三号に規定する住民票コードをいう。以下同じ。）以外のものであるのは」「について」と、同令第十七条の四第二項、第十七条の二十九第三項、第十七条の三十一第三項及び第二十一条の五第二項中「のうち住民票コード以外のものであるのは」「について」とする。

附則（平成二七年二月一六日国土交通省令第八三三三号）

（施行期日）

第一条 この省令は、建設業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五十五号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成二十七年年度までに実施された建設業法第二十七條第一項の規定による技術検定のうち検定種目を一級の土木施工管理若しくは二級の土木施工管理（種別を「土木」とするもの）に限

第十八条の五、第十八条の六、第二項、第十八条の七、第一項、第十八条の十、第五号及び第十八条の八第一号	第十八条の三第二項第二号の登録	二 次のいずれかに該当する者を二名以上含む五名以上の者によつて構成される合議制の機関により試験問題の作成及び合否判定が行われるものであること。 イ 学校教育法による大学若しくはこれに相当する外国の学校において登録基幹技能者講習の種目に関する科目を担当する教授若しくは准教授の職にあり、若しくはこれらの職にあつた者又は登録基幹技能者講習の種目に関する科目の研究により博士の学位を授与された者 ロ 国土交通大臣がイに掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者	登録基幹技能者講習実施機関
改正規則附則第二条第一項の規定により読み替えて適用される第七条の三第二号の表解体工事業の項第一号の登録	二 次のいずれかに該当する者が講師として登録解体工事業に従事するものであること。 イ 解体工事業の監理技術者となつた経験を有する者 ロ 学校教育法による大学若しくはこれに相当する外国の学校において土木工学、建築工学その他登録解体工事業に関する科目を担当する教授若しくは准教授の職にあり、若しくはこれらの職にあつた者又は登録解体工事業に関する科目の研究により博士の学位を授与された者 ハ 国土交通大臣がイ又はロに掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者	登録解体工事業講習実施機関	登録基幹技能者講習実施機関

第十八条の八	三 講義は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる内容について、合計十時間以上行うこと。	<table border="1"> <tr> <th>科目</th> <th>内容</th> </tr> <tr> <td>基幹技能一般知識に関する科目</td> <td>工事現場における基幹的な役割及び当該役割を担うために必要な技能に関する事項</td> </tr> <tr> <td>労働安全衛生法その他関係法令に関する事項</td> <td>労働安全衛生法その他関係法令に関する事項</td> </tr> <tr> <td>建設工事の施工管理、工程管理、資材管理その他の技術上の管理に関する科目</td> <td>イ 施工管理に関する事項 ロ 工程管理に関する事項 ハ 資材管理に関する事項 ニ 原価管理に関する事項 ホ 品質管理に関する事項 ヘ 安全管理に関する事項</td> </tr> </table>	科目	内容	基幹技能一般知識に関する科目	工事現場における基幹的な役割及び当該役割を担うために必要な技能に関する事項	労働安全衛生法その他関係法令に関する事項	労働安全衛生法その他関係法令に関する事項	建設工事の施工管理、工程管理、資材管理その他の技術上の管理に関する科目	イ 施工管理に関する事項 ロ 工程管理に関する事項 ハ 資材管理に関する事項 ニ 原価管理に関する事項 ホ 品質管理に関する事項 ヘ 安全管理に関する事項	別記様式第三十号	六 試験は、第三号の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる内容について、一時間以上行うこと。
科目	内容											
基幹技能一般知識に関する科目	工事現場における基幹的な役割及び当該役割を担うために必要な技能に関する事項											
労働安全衛生法その他関係法令に関する事項	労働安全衛生法その他関係法令に関する事項											
建設工事の施工管理、工程管理、資材管理その他の技術上の管理に関する科目	イ 施工管理に関する事項 ロ 工程管理に関する事項 ハ 資材管理に関する事項 ニ 原価管理に関する事項 ホ 品質管理に関する事項 ヘ 安全管理に関する事項											
第十八条の八	三 講義は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる内容について、合計三・五時間以上行うこと。	<table border="1"> <tr> <th>科目</th> <th>内容</th> </tr> <tr> <td>解体工事の関係法令に関する科目</td> <td>廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第四百四号）その他関係法令に関する事項</td> </tr> <tr> <td>解体工事の工法に関する科目</td> <td>木造、鉄筋コンクリート造その他の構造成造に於ける解体工事の施工方法に関する事項</td> </tr> <tr> <td>解体工事の実務に関する科目</td> <td>解体工事の作業の特性等の実務に関する事項</td> </tr> </table>	科目	内容	解体工事の関係法令に関する科目	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第四百四号）その他関係法令に関する事項	解体工事の工法に関する科目	木造、鉄筋コンクリート造その他の構造成造に於ける解体工事の施工方法に関する事項	解体工事の実務に関する科目	解体工事の作業の特性等の実務に関する事項	改正規則附則様式	六 試験は、受講者が講義の内容を十分に理解しているかどうかの確に把握できるものであること。
科目	内容											
解体工事の関係法令に関する科目	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第四百四号）その他関係法令に関する事項											
解体工事の工法に関する科目	木造、鉄筋コンクリート造その他の構造成造に於ける解体工事の施工方法に関する事項											
解体工事の実務に関する科目	解体工事の作業の特性等の実務に関する事項											

第十八条の八
登録基幹技能者講習修了証
登録解体工事業講習修了証

第十八号、 第九号 及び第 十八條 の十六 第一項 第四号	登録基幹技能者講習の 登録基幹技能者講習の	登録基幹技能者講習の 登録解体工事講習の
第十八 條の十 第三号	登録基幹技能者講習	登録解体工事講習
第四号 及び第 五号、 第十八 條の十 三並び に第十 八條の 十六第 四項第 一及び 第二号	登録基幹技能者講習試験の問題の作成 及び可否判定の方法に関する事項	登録解体工事講習に用いる教材の作成に関する事項
第十八 條の十 第八号	終了した登録基幹技能者講習試験の問題及び合格基準の公表に関する事項	試験の方法に関する事項
第十八 條の十 第二項 及び第 十八條 の十六 第四項	登録基幹技能者講習を	登録解体工事講習を
第十八 條の十 第三号	登録基幹技能者講習が	登録解体工事講習が
第十八 條の十	登録基幹技能者講習に	登録解体工事講習に

第六一 項	受講者の受講番号、氏名、生年月日及 受講者の受講番号、氏名及び生年月日
第十八 條の十 第六一 項第三 号	受講者の受講番号、氏名、生年月日及 受講者の受講番号、氏名及び生年月日 び可否の別
第三條	技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）第四条第一項の規定による第二次試験のうち技術部門を建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るものとするものに限る。）とするものに合格した者についての改正後の第七条の三の規定の適用については、当面の間、同条第二号の表解体工事業の項第二号中「合格した者」とあるのは、「合格した者であつて、解体工事に関し必要な知識及び技術又は技能に関する講習であつて国土交通大臣の登録を受けたものを修了したも又は当該第二次試験に合格した後解体工事に関し一年以上実務の経験を有するもの」とする。
第二項	前項の規定により読み替えて適用される建設業法施行規則第七条の三第二号の表解体工事業の項第二号の登録については、前条第二項の表の規定により読み替えられた建設業法施行規則第十八条の四から第十八条の十八まで（第十八条の八第七号を除く。）の規定を準用する。
第四條	この省令の施行の際現にとび・土工工事業に関し建設業法施行規則第七条の三第一号及び第二号に掲げる者は、令和三年六月三十日までの間に限り、解体工事業に関し改正後の建設業法施行規則第七条の三に規定する法第七条第二号ハの規定により、同号イ又はロに掲げる者と同等的以上の知識及び技術又は技能を有するものとして国土交通大臣が認定する者とみなす。
附則様式	

附則様式

登録解体工事講習修了証	
(修了証番号 第 号)	
氏 名	
(生年月日 年 月 日)	
<p style="font-size: small;">この者は、建設業法施行規則の一部を改正する省令(平成二十七年国土交通省令第八十三号)附則第二条第一項又は附則第三条第一項の規定により読み替えて適用される建設業法施行規則(昭和二十四年建設省令第十四号)第七条の三第二号の表解体工事業の項第一号又は第二号の登録を受けた講習を修了した者であることを証します。</p>	
修了年月日	年 月 日
	登録講習実施機関代表者 印
	(登録番号 第 号)

附則 (平成二八年五月九日国土交通省令第四七号)

(施行期日)
この省令は、平成二八年十一月一日から施行する。ただし、第七条の三、第七条の四、第七条の六、第七条の八、別表(二)及び別表(四)の改正規定は、平成二八年六月一日から施行する。

附則 (平成二九年一月一〇日国土交通省令第六七号) 抄
(施行期日)
1 この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成三〇年五月一六日国土交通省令第四四号)
この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成三一年三月二九日国土交通省令第一八号)
(施行期日)
1 この省令は、出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律(平成三十年法律第百二二号)の施行の日(平成三十一年四月一日)から施行する。
(経過措置)
2 この省令の施行前に作成建設業者が発注者と締結した請負契約に係る建設工事については、なお従前の例による。

附則 (令和元年五月七日国土交通省令第一号)
この省令は、公布の日から施行する。

附則 (令和元年九月一三日国土交通省令第三四号) 抄
(施行期日)
第一条 この省令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律(以下「整備法」という。)の施行の日(令和元年九月十四日)から施行する。

附則 (令和元年二月一六日国土交通省令第四七号) 抄
(施行期日)
第一条 この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年十二月十六日)から施行する。

附則 (令和二年二月二〇日国土交通省令第八号)
この省令は令和二年四月一日から施行する。

附則 (令和二年三月六日国土交通省令第一四号)
(施行期日)
第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附則 (経過措置)
第二条 技術士法施行規則の一部を改正する省令の施行前に技術士法第四条第一項の規定による第二次試験のうち技術部門の選択科目を次の表の上欄に掲げるものとするものに合格した者は、この省令による改正後の建設業法施行規則第七条の三第二号の規定の適用については、それぞれ技術士法第四条第一項の規定による第二次試験のうち技術部門の選択科目を同表の下欄に掲げるものとするものに合格した者とみなす。

技術士法施行規則の一部を改正する省令の施行前の選択科目 農業土木 熱工学 流体力学 林業 廃棄物管理	技術士法施行規則の一部を改正する省令の施行後の選択科目 農業農村工学 熱・動力エネルギー機器 流体機器 林業・林産 廃棄物・資源循環
---	---

附則 (令和二年三月三一日国土交通省令第二四号)

技術士法施行規則の一部を改正する省令の施行前の選択科目 農業土木 熱工学 流体力学 林業 廃棄物管理	技術士法施行規則の一部を改正する省令の施行後の選択科目 農業農村工学 熱・動力エネルギー機器 流体機器 林業・林産 廃棄物・資源循環
---	---

この省令は令和二年四月一日から施行する。
附則（令和二年五月二十九日国土交通省令第五二号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和二年八月二十八日国土交通省令第六九号）抄
（施行期日）

第一条 この省令は、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）の施行の日（令和二年十月一日。以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中第二十三条の改正規定 公布の日
- 二 第一条中第十七条の十四の改正規定（その日の前五年以上以内に行われた同項の登録を受けた講習を受講していなければならない）を「同項の登録を受けた講習を受講した日の属する年の翌年から起算して五年を経過しない者でなければならない」に改める部分に限る。）、別記様式第二十五号の四記載要領11の改正規定及び別記様式第二十五号の七記載要領8の改正規定 令和三年一月一日

（建設業法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条 施行日前に改正法第一条の規定による改正前の建設業法第十九条第一項に規定する書面の交付を同条第三項に規定する情報通信の技術を利用する方法により行う場合に講ずる措置が適合すべき技術的基準については、第一条の規定による改正後の建設業法施行規則（以下「新規則」という。）第十三条の四第二項第三号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第三条 施行日前に建設工事の請負契約が締結された場合における施工体制台帳、再下請通知、施工体系図及び法第四十条の三に規定する帳簿の記載事項及び添付書類については、新規則第十四条の二第一項及び第二項、第十四条の四第一項、第十四条の六並びに第二十六条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第四条 新規則第十八条の三の経営事項審査の客観的事項に関する規定は、令和三年度において行われる経営事項審査から適用するものとし、令和二年度において行われる経営事項審査については、なお従前の例による。

第五条 新規則第十八条の三第三項第二号ハの登録を受けようとするものは、施行日前においても、新規則第十八条の二十三の規定の例により、登録の申請をすることができる。
2 国土交通大臣は、前項の申請があつた場合においては、施行日前においても、新規則第十八条の二十四及び第十九条において準用する第十八条の五の規定の例により、登録をすることができる。この場合において、当該登録は、施行日にその効力を生ずる。

附則（令和二年八月三十一日国土交通省令第七〇号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（令和三年四月一日。次条において「二部施行日」という。）から施行する。

附則（令和二年二月二三日国土交通省令第九八号）
（施行期日）
1 この省令は、令和三年一月一日から施行する。
（経過措置）
2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則（令和三年三月二四日国土交通省令第九九号）
この省令は、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和三年四月一日）から施行する。ただし、第三条及び第四条の規定は、公布の日から施行する。

附則（令和三年八月三十一日国土交通省令第五三三号）抄
（施行期日）

1 この省令は、令和三年九月一日から施行する。
附則（令和三年二月二七日国土交通省令第八一八号）
（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。
（経過措置）

2 この省令による改正後の第七条の三第二号の表電気通信工事業の項第三号の規定は、令和三年四月一日以後に電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第七十三条第一項の工事担任者試験に合格し、同法第七十二条第二項において準用する同法第四十六条第三項第二号の養成課程を修了し、又は同法第七十二条第二項において準用する同法第四十六条第三項第三号の規定による認定を受けた者について適用し、同日前に同法第七十三条第一項の工事担任者試験に合格し、同法第七十二条第二項において準用する同法第四十六条第三項第二号の養成課程を修了し、又は同法第七十二条第二項において準用する同法第四十六条第三項第三号の規定による認定を受けた者については、なお従前の例による。

附則（令和四年三月三十一日国土交通省令第一九号）
（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。
（経過措置）

2 この省令による改正後の建設業法施行規則別記様式第二号、第十七号の二及び第十九号並びに公共工事の前払金保証事業に関する法律施行規則別記様式第二号別表（8）は、令和三年四月一日以後に開始した営業年度に係る決算期に関して作成すべき工事経歴書、注記表及び損益計算書並びに比較注記表について適用し、同日前に開始した営業年度に係る決算期に関して作成すべきものについては、なお従前の例によることができる。

附則（令和四年八月一日国土交通省令第六〇号）
この省令は、公布の日から施行する。ただし、第十八条の三第一項、別記様式第二十五号の四及び別記様式第二十五号の十五の改正規定は、令和五年一月一日から施行する。

附則（令和五年五月二二日国土交通省令第四三三号）抄
（施行期日）

第一条 この省令は、建設業法施行令の一部を改正する政令の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条及び第三条（建設業法施行規則第五条、第七条の十六第二項、第九条第三項、第十四条の二第一項、第三項及び第四項、第十四条の四第九項、第十七条の六第二項第一号、第十七条の十二第二号、第十七条の十六第二項、第十七条の十七第二項、第十七条の三十三第三項及び第四項、第十七条の三十六第一項第三号及び第二項、第十七条の三十八第二項、第十七条の四十四、第十八条の十六第六項、第二十一条の八第二項、第二十一条の十、第二十六条第六項から第八項まで並びに第三十条第一項第十九号から第二十一号までの改正規定に限る。）並びに附則第六条の規定 公布の日
- 二 第三条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。） 令和五年七月一日

附則（令和五年二月二八日国土交通省令第九八号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和六年三月二九日国土交通省令第二六号）抄
（施行期日）
第一条 この省令は、令和六年四月一日から施行する。

附則（令和六年四月二四日国土交通省令第五四号）
この省令は、日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和六年四月二十五日）から施行する。

記載要領

- 「 地方整備局長 「国土交通大臣
1 北海道開発局長 知事」 及び 「般 特」 については、不要のものを消すこと。
- 2 「申請者」の欄は、この申請書により許可を申請する者(以下「申請者」という。)他にこの申請書又は添付書類を作成した者がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も記載すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
- 3 本欄の枠内には記入しないこと。
- 4 □□□□で表示された枠(以下「カラム」という。)に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。数字を記入する場合は、例えば□□□□12のように右詰めで、また、文字を記入する場合は、例えばA建設工事に□□□□のように左詰めで記入すること。
- 5 □□2 「申請の区分」の欄の「許可の有効期間の調整」の欄は、この申請書により許可を申請する時に、既に許可を受けている建設業の全部について許可の更新の申請を行い許可の有効期間の満了の日を同一とする場合は「1」を、しない場合は「2」をカラムに記入すること。
- 6 □□4 「許可を受けようとする建設業」の欄は、この申請書により許可を受けようとする建設業が一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の()内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業(土)	鋼構造物工事業(鋼)	熱絶縁工事業(絶)
建築工事業(建)	鉄筋工事業(筋)	電気通信工事業(通)
大工工事業(大)	舗装工事業(舗)	造園工事業(園)
左官工事業(左)	しゅんせつ工事業(しゅ)	さく井工事業(井)
とび・土工工事業(と)	板金工事業(板)	建具工事業(具)
石工事業(石)	ガラス工事業(ガ)	水道施設工事業(水)
屋根工事業(屋)	塗装工事業(塗)	消防施設工事業(消)
電気工事業(電)	防水工事業(防)	清掃施設工事業(清)
管工事業(管)	内装仕上工事業(内)	解体工事業(解)
タイル・れんが・ブロック工事業(タ)	機械器具設置工事業(機)	

- 7 □□5 「申請時において既に許可を受けている建設業」の欄は、この申請書により許可を申請する時に既に許可を受けている建設業があれば6と同じ要領で記入すること。
- なお、更新の申請の場合は、□□4 「許可を受けようとする建設業」の欄及び□□5 「申請時において既に許可を受けている建設業」の欄の両方に記入すること。
- 8 □□8 「商号又は名称のフリガナ」の欄は、カタカナで記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばア又はアのように1文字として扱うこと。
- なお、株式会社等法人の種類を表す文字については、フリガナは記入しないこと。
- 9 □□7 「商号又は名称」の欄は、法人の種類を表す文字については次の表の略号を用いること。

(例)	種 類	略 号
□□建設	株 式 会 社	(株)
□□建設(有)	特 有 有 限 有 限 公 司	(有)
	合 名 会 社	(名)
	合 資 会 社	(資)
	合 同 会 社	(合)
	協 同 組 合	(同)
	協 業 組 合	(業)
	企 業 組 合	(企)

- 10 □□8 「代表者又は個人の氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで姓と名の間に1カラム空けて記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばア又はアのように1文字として扱うこと。
- 11 □□9 「代表者又は個人の氏名」の欄は、申請者が法人の場合はその代表者の氏名を、個人の場合はその者の氏名を、それぞれ姓と名の間に1カラム空けて記入すること。また、「支配人の氏名」の欄は、申請者が個人の場合において、支配人があるときは、その者の氏名を記載すること。
- 12 □□0 「主たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック(総務省編「全国地方公共団体コード」)により、主たる営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。「都道府県名」及び「市区町村名」には、それぞれ主たる営業所の所在する都道府県名及び市区町村名を記載すること。

- 13 □□1 「主たる営業所の所在地」の欄は、12により記入した市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区番号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については「ハイフン」を用いて、例えば□□□□2-1-113のように記入すること。
- 14 □□2のうち「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれ「ハイフン」で区切り、例えば□□□-5263-1111のように左詰めで記入すること。
- 15 □□3 「資本金額又は出資総額」の欄は、申請者が法人の場合にのみ記入し、株式会社にあつては資本金額を、それ以外の法人にあつては出資総額を記入し、申請者が個人の場合には記入しないこと。「法人番号」の欄は、申請者が法人であつて法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項に規定する法人番号をいう。)の指定を受けたものである場合にのみ当該法人番号を記入すること。
- 16 □□5 「許可換への区分」の欄並びに□□8 「旧許可番号」及び「旧許可年月日」の欄は、現在許可を受けている行政庁以外の行政庁に対し新規に許可を申請する場合にのみ記入すること。「旧許可番号」の欄の「大臣 知事 コード」の欄は、現在許可を受けている行政庁について別表(一)の分類に従い、該当するコードを記入すること。
- また、「旧許可番号」及び「旧許可年月日」の欄は、例えば□□011234又は□□11011日のように、カラムに数字を記入するに当たつて空白のカラムに「0」を記入すること。
- なお、現在以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。
- 17 「連絡先」の欄は、この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に回答できる者の氏名、電話番号等を記載すること。

記載要領

- 1 太線の枠内には記入しないこと。
- 2 []で表示された枠(以下「カラム」という。)に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように左詰めで記入すること。
- 3 []及び[]「営業しようとする建設業」の欄は、営業しようとする建設業が一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の()内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業(土)	鋼構造物工事業(鋼)	熟絶縁工事業(絶)
建築工事業(建)	鉄筋工事業(筋)	電気通信工事業(通)
大工工事業(大)	舗装工事業(舗)	造園工事業(園)
左官工事業(左)	しゅんせつ工事業(しゅ)	さく井工事業(井)
とび・土工工事業(と)	板金工事業(板)	建具工事業(具)
石工事業(石)	ガラス工事業(ガ)	水道施設工事業(水)
屋根工事業(屋)	塗装工事業(塗)	消防施設工事業(消)
電気工事業(電)	防水工事業(防)	清掃施設工事業(清)
管工事業(管)	内装仕上工事業(内)	解体工事業(解)
タイル・れんが・ブロック工事業(タ)	機械器具設置工事業(機)	

- 「変更前」の欄は、既に営業している建設業がある場合は同様の要領により記入すること。
- 4 []「従たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック(総務省編「全国地方公共団体コード」)により、従たる営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。「都道府県名」及び「市区町村名」には、それぞれ従たる営業所の所在する都道府県名及び市区町村名を記載すること。
 - 5 []「従たる営業所の所在地」の欄は、4により記入した市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については「ハイフン」を用いて、例えば[]のように記入すること。
 - 6 []のうち「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれ「ハイフン」で区切り、例えば[]のように左詰めで記入すること。

別紙二(2)

(用紙A4)

営業所一覧表(更新)

営業所の名称	所在地(郵便番号・電話番号)	営業しようとする建設業	
		特定	一般
営 業 主 たる 所			
従 た る 営 業 所			

- 1 「主たる営業所」及び「従たる営業所」の欄は、それぞれ本店、支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所のうち該当するものについて記載すること。
- 2 「営業しようとする建設業」の欄は、許可を受けている建設業のうち左欄に記載した営業所において営業しようとする建設業を、許可申請書の記載要領6の表の()内に示された略号により、一般と特定に分けて記載すること。

別紙三(第二条関係)

収入印紙、証紙、登録免許税領収証書又は許可手数料領収証書はり付け欄

記載要領

「収入印紙、証紙、登録免許税領収証書又は許可手数料領収証書はり付け欄」は、収入印紙、証紙、登録免許税領収証書又は許可手数料領収証書をはり付けること。ただし、登録免許税法(昭和42年法律第35号)第24条の2第1項又は情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第6条第5項の規定により国土交通大臣の許可に係る登録免許税又は許可手数料を納めた場合にあつては、この限りでない。

別紙四

専任技術者一覧表

令和 年 月 日

営業所の名称	フリガナ 専任の技術者の氏名	建設工事の種類	有資格区分

記載要領

1 「建設工事の種類」の欄は、建設業許可申請書(別記様式第一号)別紙二(1)「営業所一覧表(新規許可等)」又は別紙二(2)「営業所一覧表(更新)」の「営業しようとする建設業」の欄に記載した建設業のうち、記載する技術者が専任の技術者となる建設業に係る建設工事すべてについて、例えば「土・9」のように、次の分類に従い、該当する数字と次の表の()内に示された略号とを・(ハイフン)で結んで記載すること。

- ・一般建設業の場合
 - [1]・・・・・・・・法第7条第2号イ該当
 - [4]・・・・・・・・法第7条第2号ロ該当
 - [7]・・・・・・・・法第7条第2号ハ該当
- ・特定建設業の場合
 - [2]・・・・・・・・法第7条第2号イ及び法第15条第2号ロ該当
 - [3]・・・・・・・・法第15条第2号ハ該当(同号イと同等以上)
 - [5]・・・・・・・・法第7条第2号ロ及び法第15条第2号ロ該当
 - [6]・・・・・・・・法第15条第2号ハ該当(同号ロと同等以上)
 - [8]・・・・・・・・法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当
 - [9]・・・・・・・・法第15条第2号イ該当

土木一式工事(土)	鋼構造物工事(鋼)	熟練録工事(絶)
建築一式工事(建)	鉄筋工事(筋)	電気通信工事(通)
大工工事(大)	舗装工事(舗)	造園工事(園)
左官工事(左)	しゅんせつ工事(しゅ)	さく井工事(井)
とび・土工・コンクリート工事(と)	板金工事(板)	建具工事(具)
石工事(石)	ガラス工事(ガ)	水道施設工事(水)
屋根工事(屋)	塗装工事(塗)	消防施設工事(消)
電気工事(電)	防水工事(防)	清掃施設工事(清)
管工事(管)	内装仕上工事(内)	解体工事(解)
タイル・れんが・ブロック工(タ)	機械器具設置工事(機)	

2 「有資格区分」の欄は、記載する技術者が専任の技術者として該当する法第7条第2号及び法第15条第2号の区分(法第7条第2号ハに該当する者又は法第15条第2号イに該当する者については、その有する資格等の区分)について別表(二)の分類に従い、該当するコードを記載すること。

様式第二号(第二条、第十三条の二、第十三条の三、第十九条の八関係)

(用紙A4)

(建設工事の種類)		JVの別		工事名		工事(税込・税抜)		請負代金の額		工期	
						氏名	配置技術者			着工年月	完成又は完成予定年月
注文者	元請又は下請の別	工事現場のある都道府県及び市区町村名	主任技術者又は監理技術者の別(該当箇所)にレ印を記載)	主任技術者	監理技術者		うち、 ・PC ・法面処理 ・鋼橋上部				
								千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
								千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
								千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
								千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
								千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
								千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
								千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
								千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
								千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
								千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
								千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
								千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
								千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
								千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
								千円	千円	令和 年 月	令和 年 月

様式第二号(第二条、第十三条の二、第十三条の三、第十九条の八関係)

小 計	件	千円	千円	うち 元請工事	
				千円	千円
合 計	件	千円	千円	うち 元請工事	
				千円	千円

記載要領

- この表は、法別表第一の上欄に掲げる建設工事の種類ごとに作成すること。
- 「税込・税抜」については、該当するものに丸を付すこと。
- この表には、申請又は届出をする日の属する事業年度の前事業年度に完成した建設工事(以下「完成工事」という。)及び申請又は届出をする日の属する事業年度の前事業年度末において完成していない建設工事(以下「未成工事」という。)を記載すること。
記載を要する完成工事及び未成工事の範囲については、以下のとおりである。
 - 経営規模等評価の申請を行う者の場合
 - 元請工事(発注者から直接請け負った建設工事という。以下同じ。)に係る完成工事(工事進行基準を採用している場合又は会社が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合にあつては、完成工事及び未成工事。以下同じ。)について、当該完成工事に係る請負代金の額(工事進行基準を採用している場合又は会社が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合にあつては、完成工事高。以下同じ。)の合計額のおおむね7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載すること(令第1条の2第1項に規定する建設工事については、10件を超えて記載することを要しない。)。ただし、当該完成工事に係る請負代金の額の合計額が1,000億円を超える場合には、当該額を超える部分に係る完成工事については記載を要しない。
 - それに続けて、既に記載した元請工事以外の元請工事及び下請工事(下請負人として請け負った建設工事という。以下同じ。)に係る完成工事について、すべての完成工事に係る請負代金の額の合計額のおおむね7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載すること(令第1条の2第1項に規定する建設工事については、10件を超えて記載することを要しない。)。ただし、すべての完成工事に係る請負代金の額の合計額が1,000億円を超える場合には、当該額を超える部分に係る完成工事については記載を要しない。
 - さらに、それに続けて、主な未成工事について、請負代金の額の大きい順に記載すること。
 - 経営規模等評価の申請を行わない者の場合
主な完成工事について、請負代金の額の大きい順に記載し、それに続けて、主な未成工事について、請負代金の額の大きい順に記載すること。
- 下請工事については、「注文者」の欄には当該下請工事の直接の注文者の商号又は名称を記載し、「工事名」の欄には当該下請工事の名

称を記載すること。

- 「元請又は下請の別」の欄は、元請工事については「元請」と、下請工事については「下請」と記載すること。
- 「注文者」及び「工事名」の記入に際しては、その内容により個人の氏名が特定されることのないよう十分に留意すること。
- 「JVの別」の欄は、共同企業体(JV)として行つた工事について「JV」と記載すること。
- 「配置技術者」の欄は、完成工事について、法第26条第1項又は第2項の規定により各工事現場に置かれた技術者の氏名及び主任技術者又は監理技術者の別を記載すること。また、当該工事の施工中に配置技術者の変更があつた場合には、変更前の者も含むすべての者を記載すること。監理技術者補佐を置いた場合又は特定専門工事に該当し主任技術者を配置しなかつた場合はその旨を記載すること。
- 「請負代金の額」の欄は、共同企業体として行つた工事については、共同企業体全体の請負代金の額に出資の割合を乗じた額又は分担した工事額を記載すること。また、工事進行基準を採用している場合には、当該工事進行基準が適用される完成工事について、会社が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合には、当該契約に係る完成工事について、その完成工事高を括弧書きで付記すること。
- 「請負代金の額」の「うち、PC、法面処理、鋼橋上部」の欄は、次の表の(一)欄に掲げる建設工事について工事経歴書を作成する場合において、同表の(二)欄に掲げる工事があるときに、同表の(三)に掲げる略称に丸を付し、工事ごとに同表の(二)欄に掲げる工事に該当する請負代金の額を記載すること。

(一)	(二)	(三)
土木一式工事	プレストレストコンクリート構造物工事	PC
とび・土工・コンクリート工事	法面処理工事	法面処理
鋼構造物工事	鋼橋上部工事	鋼橋上部

- 「小計」の欄は、ページごとの完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計及び10により「PC」、「法面処理」又は「鋼橋上部」について請負代金の額を区分して記載した額の合計を記載すること。
- 「合計」の欄は、最終ページにおいて、すべての完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計及び10により「PC」、「法面処理」又は「鋼橋上部」について請負代金の額を区分して記載した額の合計を記載すること。

様式第三号(第二条、第十三条の二、第十三条の三関係) (用紙A4)
直前3年の各事業年度における工事施工金額 (税込・税抜/単位:千円)

事業年度	注文者の区分		許可に係る建設工事の施工金額				その他の建設工事の施工金額	合計
			工事	工事	工事	工事		
第 期 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで	元 請	公共						
		民間						
	下 請							
		計						
第 期 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで	元 請	公共						
		民間						
	下 請							
		計						
第 期 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで	元 請	公共						
		民間						
	下 請							
		計						
第 期 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで	元 請	公共						
		民間						
	下 請							
		計						
第 期 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで	元 請	公共						
		民間						
	下 請							
		計						

記載要領

- この表には、申請又は届出をする日の直前3年の各事業年度に完成した建設工事の請負代金の額を記載すること。
- 「税込・税抜」については、該当するものに丸を付すこと。

- 「許可に係る建設工事の施工金額」の欄は、許可に係る建設工事の種類ごとに区分して記載し、「その他の建設工事の施工金額」の欄は、許可を受けていない建設工事について記載すること。
- 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。
ただし、会社法(平成17年法律第86号)第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円単位をもって表示することができる。この場合、「(単位:千円)」とあるのは「(単位:百万円)」として記載すること。
- 「公共」の欄は、国、地方公共団体、法人税法(昭和40年法律第34号)別表第一に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。)及び第18条に規定する法人が注文者である施設又は工作物に関する建設工事の合計額を記載すること。
- 「許可に係る建設工事の施工金額」に記載する建設工事の種類が5業種以上にわたるため、用紙が2枚以上になる場合は、「その他の建設工事の施工金額」及び「合計」の欄は、最終ページにのみ記載すること。
- 当該工事に係る実績が無い場合においては、欄に「0」と記載すること。

様式第四号(第二条、第十三条の二、第十三条の三関係)

(用紙A4) 令和 年 月 日

営業所の名称	技術関係使用人		事務関係使用人	合計
	建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は同法第15条第2号イ若しくはハに該当する者	その他の技術関係使用人		
	人	人	人	人
合計	人	人	人	人

記載要領

- この表には、法第5条の規定(法第17条において準用する場合を含む。)に基づく許可の申請の場合は、当該申請をする日、法第11条第3項(法第17条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届出の場合は、当該事業年度の終了の日において建設業に従事している使用人数を、法第17条の2の規定に基づく認可の申請の場合は、譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割をした後に、法第17条の3の規定に基づく認可の申請の場合は、相続の認可を受けた後に建設業に従事する予定である使用人数を、営業所ごとに記載すること。
- 「使用人」は、役員、職員を問わず雇用期間を特に限定することなく雇用された者(申請者が法人の場合は常勤の役員を、個人の場合はその事業主を含む。)をいう。
- 「その他の技術関係使用人」の欄は、法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は法第15条第2号イ若しくはハに該当する者ではないが、技術関係の業務に従事している者の数を記載すること。

様式第六号(第二条、第十三条の二、第十三条の三関係)

(用紙A4)

誓約書

{申請者、譲受人、合併存続法人、分割承継法人}、
 {申請者、譲受人、合併存続法人、分割承継法人}
 の役員等及び建設業法施行令第3条に規定する使用人並びに
 法定代理人及び法定代理人の役員等は、建設業法第8条各号(同法第17条において準用される場合を含む。)に規定されている欠格要件に該当しないことを誓約します。

令和 年 月 日
 申請者
 譲受人
 合併存続法人
 分割承継法人

地方整備局長
 北海道開発局長
 知事 殿

記載要領

{申請者、譲受人、合併存続法人、分割承継法人}、
 {申請者、譲受人、合併存続法人、分割承継法人}、
 「地方整備局長、北海道開発局長、知事」
 については、不要のものを消すこと。

様式第七号(第三条関係)



常勤役員等(経營業務の管理責任者等)証明書

(1) 下記の者は、建設業に關し、次のとおり第7条第1号イ(1)(2)(3)に掲げる経験を有することを証明します。

役員名等
経験年数
証明者と被証明者との関係
備考

令和 年 月 日

証明者

(2) 下記の者は、許可申請者(の常勤の役員)本人(の支配人)で第7条第1号イ(1)(2)(3)に該当する者であることを認めます。

令和 年 月 日

地方整備局長
北海道開発局長
知事

申請者
届出者

申請又は届出の区分 (1)新規 (2)変更 (3)常勤役員等の更新等

令和 年 月 日

大臣
知事
国土交通大臣
知事
許可(般
特)
号
大臣
知事
コード
許可年月日

Form with fields for name, address, birth date, and permit details. Includes sections for '新規・変更後・常勤役員等の更新等' and '変更前'.

備考
常勤役員等の略歴については、別紙による。

記載要領

- 1 この証明書は、被証明者1人について証明者別に作成すること。
2 (1)の証明者は、被証明者に使用者がいる場合にはその使用者(法人の場合は当該法人の代表者、個人の場合は当該個人)とすること。
3 「(1)」「(2)」「(3)」は、「の常勤の役員」「本人」「の支配人」に、地方整備局長、北海道開発局長、知事、「申請者」「国土交通大臣」及び「般特」に「届出者」を記入すること。
4 「申請又は届出の区分」の欄は、次の分類に従い、該当する数字をカラムに記入すること。
5 「新規」「変更」「更新等」の欄は、次の分類に従い、該当する数字をカラムに記入すること。
6 「変更の年月日」の欄は、5により「1」「7」の「申請又は届出の区分」の欄に「2」を記入した場合に、変更をした年月日を記載すること。
7 「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、5により「1」「7」の「申請又は届出の区分」の欄に「2」又は「3」を記入した場合に、申請又は届出時に受けている許可について記入すること。
8 「氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで最初から2文字だけをカラムに記入すること。
9 「2」「0」及び「2」「1」の欄は、姓と名の間に1カラム空けて、例えば「佐藤 太郎」のように左詰めで文字をカラムに記入すること。

別紙

(用紙A4)

常勤役員等の略歴書

現住所			
氏名		生年月日	年月日
職名			
職	期	従事した職務内容	
	自	年	月 日
	至	年	月 日
	自	年	月 日
	至	年	月 日
	自	年	月 日
	至	年	月 日
	自	年	月 日
	至	年	月 日
	自	年	月 日
	至	年	月 日
	自	年	月 日
	至	年	月 日
	自	年	月 日
	至	年	月 日
賞罰	年	月 日	賞罰の内容
上記のとおり相違ありません			
令和		年	月 日 氏名

記載要領
 ※ 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

様式第七号の二(第三条関係)

様式第七号の二(第三条関係)



常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書
(第一面)

(1) 下記の者は、次のとおり第7条第1号の(1)に掲げる経歴を有することも証明します。

役職名等
 経歴年数 年 月から 年 月まで 満 年 月
 証明者と被証明者との関係
 備考
 令和 年 月 日

証明者

(2) 下記の者は、許可申請書の(常勤の役員)で第7条第1号(1)に該当する者であることに相違ありません。

地方整備局長
 北海道開発局長
 知事 職
 申請書
 提出者

申請又は届分の(1)新規 (2)変更 (3)常勤役員等の更新等

受理年月日 令和 年 月 日
 大正コード
 国土交通大臣 許可 (特) 号 令和 年 月 日

◎【新規・変更後・常勤役員等の更新等】
 氏名のフリガナ 氏名(令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M)
 氏名 生年月日 住所
 ◎【変更前】
 氏名 生年月日

備考
常勤役員等の略歴については、別紙による。

(第二面)

(用紙A4)

下記の者は、次のとおり5年以上の建設業の財務管理の業務経験を有し、上記の常勤役員等を直接に補佐する者として適切に配置するものであることに同意ありません。

地方整備局長 北海道開発局長 知事 職 申請者 届出者

役職名等 経験年数 年 月から 年 月まで 満 年 月 証明者と被証明者の関係 備考

申請又は届出の区分 (1. 新規 2. 変更 3. 常勤役員等を直接に補佐する者の更新等)

変更年月日 令和 年 月 日

大区コード 申請年月日 許可番号 国土交通大臣 官署 許可 職 号 令和 年 月 日

Form with fields for name, address, and birth date, including checkboxes for 'New/Change' and 'Direct Assistant'.

備考 常勤役員等を直接に補佐する者の略歴については、別紙による。

(第三面)

(用紙A4)

下記の者は、次のとおり5年以上の建設業の財務管理の業務経験を有し、上記の常勤役員等を直接に補佐する者として適切に配置するものであることに同意ありません。

地方整備局長 北海道開発局長 知事 職 申請者 届出者

役職名等 経験年数 年 月から 年 月まで 満 年 月 証明者と被証明者の関係 備考

申請又は届出の区分 (1. 新規 2. 変更 3. 常勤役員等を直接に補佐する者の更新等)

変更年月日 令和 年 月 日

大区コード 申請年月日 許可番号 国土交通大臣 官署 許可 職 号 令和 年 月 日

Form with fields for name, address, and birth date, including checkboxes for 'New/Change' and 'Direct Assistant'.

備考 常勤役員等を直接に補佐する者の略歴については、別紙による。

常勤役員等の略歴書

現住所			
氏名		生年月日	年月日 生
職名			
職	期	間	従事した職務内容
	自	年 月 日	
	至	年 月 日	
	自	年 月 日	
	至	年 月 日	
	自	年 月 日	
	至	年 月 日	
	自	年 月 日	
	至	年 月 日	
	自	年 月 日	
	至	年 月 日	
	自	年 月 日	
	至	年 月 日	
	自	年 月 日	
	至	年 月 日	
歴	年 月 日	賞罰の内容	
賞			
罰			
上記のとおり相違ありません。			
令和 年 月 日 氏名			

記載要領

※ 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書

現住所			
氏名		生年月日	年月日 生
職名			
職	期	間	従事した職務内容
	自	年 月 日	
	至	年 月 日	
	自	年 月 日	
	至	年 月 日	
	自	年 月 日	
	至	年 月 日	
	自	年 月 日	
	至	年 月 日	
	自	年 月 日	
	至	年 月 日	
	自	年 月 日	
	至	年 月 日	
	自	年 月 日	
	至	年 月 日	
歴	年 月 日	賞罰の内容	
賞			
罰			
上記のとおり相違ありません。			
令和 年 月 日 氏名			

記載要領

※ 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

様式第七号の三(第三条、第七条の二関係)

(用紙A4)

健康保険等の加入状況

- (1) 健康保険等の加入状況は下記のとおりです。
(2) 下記のとおり、健康保険等の加入状況に変更があったので、提出します。

令和 年 月 日

地方整備局長
北海道開発局長
知事 殿

申請者
届出者

許可年月日
許可番号 国土交通大臣 許可(般 特)第 号 令和 年 月 日

(営業所毎の保険の加入状況)

Table with columns: 営業所の名称, 従業員数, 健康保険, 厚生年金保険, 雇用保険, 事業所整理記号等. Includes a total row at the bottom.

記載要領

1 この表は、次の(1)及び(2)の場合に、それぞれの場合ごとに作成すること。

- (1) ①現在有効な許可をどの許可行政庁からも受けていない者が初めて許可の申請をする場合
②現在有効な許可を受けている行政庁以外の許可行政庁に対し新規に許可の申請をする場合
③一般建設業の許可のみを受けている者が新たに特定建設業の許可の申請をする場合又は特定建設業の許可のみを受けている者が新たに一般建設業の許可の申請をする場合
④一般建設業の許可を受けている者が他の建設業について一般建設業の許可の申請をする場合又は特定建設業の許可を受けている者が他の建設業について特定建設業の許可の申請をする場合
⑤既に受けている建設業の許可についてその更新の申請をする場合
⑥法第17条の2若しくは法第17条の3の規定により建設業者としての地位を承継した者又は法第17条の3の規定により建設業者としての地位の承継の認可の申請をする者がその加入状況提出する場合

この場合、「(1)」を○で囲み、「申請者」の「届出者」を消すとともに、「保険加入の有無」の欄は、許可若しくは承継の認可の申請の際又は建設業者としての地位の承継後の加入状況を記入すること。

- (2) ①既提出の表に記入された保険加入の有無に変更があった場合
②新たに営業所を追加した場合

この場合、「(2)」を○で囲み、「申請者」の「申請者」を消すとともに、「保険加入の有無」の欄は、変更後の加入状況を記入すること。

2 「地方整備局長 北海道開発局長 知事」、 「国土交通大臣 知事」及び 「般 特」については、不要のものを消すこと。

3 「申請者 届出者」の欄は、この表により建設業の許可の申請等しようとする者(以下「申請者」という。)の他にこの表を作成した者がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も記載すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成に係る権限を有することを証する書面を添付すること。

4 「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。

5 「営業所の名称」の欄は、別記様式第二十二号の五別紙二、別記様式第二十二号の七別紙二、別記様式第二十二号の八別紙二又は別記様式第二十二号の十別紙二に記載した順に記載すること。

6 「従業員数」の欄は、法人にあつてはその役員、個人にあつてはその事業主を含め全ての従業員数(建設業以外に従事する者を含む。)を記載すること。()内には、役員又は個人事業主(同回の親族である従業員を含む。)の人数を内数として記載すること。

7 「保険加入の状況」の「健康保険」の欄については、適用事業所となつたことについて日本年金機構又は健康保険組合に対して届出を行っている場合は「1」を、従業員が4人以下である個人事業主である場合等の健康保険法の適用が除外される場合は「2」を、健康保険法(大正11年法律第70号)第34条第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所(同条第2項の規定により適用事業所でなくなつたものとみなされるものに限る。以下同じ。)については「3」を記入すること。

8 「保険加入の状況」の「厚生年金保険」の欄については、適用事業所となつたことについて日本年金機構に対して届出を行っている場合は「1」を、従業員が4人以下である個人事業主である場合等の厚生年金保険法の適用が除外される場合は「2」を、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第8条の2第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所(同条第2項の規定により適用事業所でなくなつたものとみなされるものに限る。以下同じ。)については「3」を記入すること。

9 「保険加入の状況」の「雇用保険」の欄については、適用事業所となつたことについて公共職業安定所の長に対して届出を行っている場合は「1」を、従業員が1人も雇用されていない場合等の雇用保険法の適用が除外される場合は「2」を、労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)第9条の規定による継続事業の一括の認可に係る営業所については「3」を記入すること。

10 「事業所整理記号等」の「健康保険」の欄については、事業所整理記号及び事業所番号(健康保険組合にあつては健康保険組合名)を記載すること。ただし、健康保険法第34条第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所については、「本店(〇〇支店等)一括」と記載すること。

11 「事業所整理記号等」の「厚生年金保険」の欄については、事業所整理記号及び事業所番号を記載すること。ただし、厚生年金保険法第8条の2第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所については、「本店(〇〇支店等)一括」と記載すること。

12 「事業所整理記号等」の「雇用保険」の欄については、労働保険番号を記載すること。ただし、労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)第9条の規定による継続事業の一括の認可に係る営業所については、「本店(〇〇支店等)一括」と記載すること。

様式第十二号(第四条関係)

(用紙A4)

許可申請者 $\left\{ \begin{array}{l} \text{法人の役員等} \\ \text{本人} \\ \text{法定代理人} \\ \text{法定代理人の役員等} \end{array} \right\}$ の住所、生年月日等に関する調書

住	所			
氏	名		生 年 月 日	年 月 日生
役	名 等			
賞 罰	年 月 日	賞 罰 の 内 容		
上記のとおり相違ありません。				
		令和 年 月 日	氏 名	

記載要領

- 「 $\left\{ \begin{array}{l} \text{法人の役員等} \\ \text{本人} \\ \text{法定代理人} \\ \text{法定代理人の役員等} \end{array} \right\}$ 」については、不要のものを消すこと。
- 法人である場合においては、法人の役員、顧問、相談役又は総株主の議決権の100分の5以上を有する株主若しくは出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者(個人であるものに限る。以下「株主等」という。)について記載すること。
- 株主等については、「役名等」の欄には「株主等」と記載することとし、「賞罰」の欄及び確認欄への記載を要しない。
- 顧問及び相談役については、「賞罰」の欄及び確認欄への記載を要しない。
- 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。
- 様式第7号別紙又は様式第7号の2別紙に記載のある者については、本様式の作成を要しない。

様式第十三号(第四条関係)

(用紙A4)

建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書

住	所			
氏	名		生 年 月 日	年 月 日生
営	業 所 名			
職	名			
賞 罰	年 月 日	賞 罰 の 内 容		
上記のとおり相違ありません。				
		令和 年 月 日	氏 名	

記載要領

- 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

様式第十四号(第四条関係)

(用紙A4)

株主(出資者)調査

株主(出資者)名	住 所	所有株数又は出資の価額

記載要領

この調査は、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者について記載すること。

様式第十五号(第四条、第十条、第十九条の四関係)

(用紙A4)

貸借対照表
令和 年 月 日現在

(会社名)

資 産 の 部		千円
I 流 動 資 産		
現金預金		×××
受取手形		×××
完成工事未収入金		×××
有価証券		×××
未成工事支出金		×××
材料貯蔵品		×××
短期貸付金		×××
前払費用		×××
その他		×××
貸倒引当金		△×××
流動資産合計		××××
II 固 定 資 産		
(1) 有形固定資産		
建物・構築物		×××
減価償却累計額		△×××
機械・運搬具		×××
減価償却累計額		△×××
工具器具・備品		×××
減価償却累計額		△×××
土 地		×××
リース資産		×××
減価償却累計額		△×××
建設仮勘定		×××
その他		×××
減価償却累計額		△×××
有形固定資産合計		×××
(2) 無形固定資産		
特許権		×××
借地権		×××
のれん		×××
リース資産		×××
その他		×××
無形固定資産合計		×××
(3) 投資その他の資産		
投資有価証券		×××
関係会社株式・関係会社出資金		×××
長期貸付金		×××
破産更生債権等		×××
長期前払費用		×××
繰延税金資産		×××
その他		×××
貸倒引当金		△×××

	投資その他の資産合計	×××
	固定資産合計	×××
Ⅲ	繰延資産	
	創立費	×××
	開業費	×××
	株式交付費	×××
	社債発行費	×××
	開発費	×××
	繰延資産合計	×××
	資産合計	×××
	負債の部	
Ⅰ	流動負債	
	支払手形	×××
	工事未払金	×××
	短期借入金	×××
	リース債務	×××
	未払金	×××
	未払費用	×××
	未払法人税等	×××
	未成工事受入金	×××
	預り金	×××
	前受収益	×××
	・・・引当金	×××
	その他	×××
	流動負債合計	×××
Ⅱ	固定負債	
	社債	×××
	長期借入金	×××
	リース債務	×××
	繰延税金負債	×××
	・・・引当金	×××
	負ののれん	×××
	その他	×××
	固定負債合計	×××
	負債合計	×××
	純資産の部	
Ⅰ	株主資本	
(1)	資本金	×××
(2)	新株式申込証拠金	×××
(3)	資本剰余金	
	資本準備金	×××
	資本剰余金	×××
	その他資本剰余金	×××
	資本剰余金合計	×××
(4)	利益剰余金	
	利益準備金	×××
	その他利益剰余金	
	・・・準備金	××
	・・・積立金	××
	繰越利益剰余金	×××

	利益剰余金合計	×××
(5)	自己株式	△×××
(6)	自己株式申込証拠金	×××
	株主資本合計	×××
Ⅱ	評価・換算差額等	
(1)	その他有価証券評価差額金	×××
(2)	繰延ヘッジ損益	×××
(3)	土地再評価差額金	×××
	評価・換算差額等合計	×××
Ⅲ	新株予約権	×××
	純資産合計	×××
	負債純資産合計	×××

記載要領

- 貸借対照表は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行をしん酌し、会社の財産の状態を正確に判断することができるよう明瞭に記載すること。
- 勘定科目の分類は、国土交通大臣が定めるところによること。
- 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。
ただし、会社法(平成17年法律第86号)第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円単位をもって表示することができる。この場合、「千円」とあるのは「百万円」として記載すること。
- 金額の記載に当たって有効数字がない場合においては、科目の名称の記載を要しない。
- 流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産、流動負債及び固定負債に属する科目の掲記が「その他」のみである場合においては、科目の記載を要しない。
- 建設業以外の事業を併せて営む場合においては、当該事業の営業取引に係る資産についてその内容を示す適当な科目をもって記載すること。
ただし、当該資産の金額が資産の総額の100分の5以下のものについては、同一の性格の科目に含めて記載することができる。
- 流動資産の「有価証券」又は「その他」に属する親会社株式の金額が資産の総額の100分の5を超えるときは、「親会社株式」の科目をもって記載すること。
投資その他の資産の「関係会社株式・関係会社出資金」に属する親会社株式についても同様に、投資その他の資産に「親会社株式」の科目をもって記載すること。
- 流動資産、有形固定資産、無形固定資産又は投資その他の資産の「その他」に属する資産でその金額が資産の総額の100分の5を超えるものについては、当該資産を明示する科目をもって記載すること。
- 記載要領6及び8は、負債の部の記載に準用する。
- 「材料貯蔵品」、「短期貸付金」、「前払費用」、「特許権」、「借地権」及び「のれん」は、その金額が資産の総額の100分の5以下であるときは、それぞれ流動資産の「その他」、無形固定資産の「その他」に含めて記載することができる。
- 記載要領10は、「未払金」、「未払費用」、「預り金」、「前受収益」及び「負ののれん」の表示に準用する。
- 「繰延税金資産」及び「繰延税金負債」は、税効果会計の適用にあたり、一時差異(会計上の簿価と税務上の簿価との差額)の金額に重要性がないために、繰延税金資産又は繰延税金負債を計上しない場合には記載を要しない。
- 「繰延税金資産」の金額及び「繰延税金負債」の金額については、その差額

- のみを「繰延税金資産」又は「繰延税金負債」として投資その他の資産又は固定負債に記載する。
- 14 各有形固定資産に対する減損損失累計額は、各資産の金額から減損損失累計額を直接控除し、その控除残高を各資産の金額として記載する。
- 15 「リース資産」に区分される資産については、有形固定資産に属する各科目(「のれん」及び「リース資産」を除く。)又は無形固定資産に属する各科目(「のれん」及び「リース資産」を除く。)を含めて記載することができる。
- 16 「関係会社株式・関係会社出資金」については、いずれか一方がない場合においては、「関係会社株式」又は「関係会社出資金」として記載すること。
- 17 持分会社である場合においては、「関係会社株式」を投資有価証券に、「関係会社出資金」を投資その他の資産の「その他」を含めて記載することができる。
- 18 「のれん」の金額及び「負ののれん」の金額については、その差額のみを「のれん」又は「負ののれん」として記載する。
- 19 持分会社である場合においては、「株主資本」とあるのは「社員資本」と、「新株式申込証拠金」とあるのは「出資金申込証拠金」として記載することとし、資本剰余金及び利益剰余金については、「準備金」と「その他」に区分しての記載を要しない。
- 20 その他利益剰余金又は利益剰余金合計の金額が負となった場合は、マイナス残高として記載する。
- 21 「その他有価証券評価差額金」、「繰延ヘッジ損益」及び「土地再評価差額金」のほか、評価・換算差額等に計上することが適当であると認められるものについては、内容を明示する科目をもつて記載することができる。

様式第十六号(第四条、第十条、第十九条の四関係)

		(用紙A4)	
		損 益 計 算 書	
		自 令和	年 月 日
		至 令和	年 月 日
		(会社名)	
		千円	
I	売 上 高		
	完成工事高	×××	
	兼業事業売上高	×××	××××
II	売 上 原 価		
	完成工事原価	×××	
	兼業事業売上原価	×××	××××
	売上総利益(売上総損失)		
	完成工事総利益(完成工事総損失)	×××	
	兼業事業総利益(兼業事業総損失)	×××	××××
III	販売費及び一般管理費		
	役員報酬	×××	
	従業員給料手当	×××	
	退職金	×××	
	法定福利費	×××	
	福利厚生費	×××	
	修繕維持費	×××	
	事務用品費	×××	
	通信交通費	×××	
	動力用水光熱費	×××	
	調査研究費	×××	
	広告宣伝費	×××	
	貸倒引当金繰入額	×××	
	貸倒損失	×××	
	交際費	×××	
	寄付金	×××	
	地代家賃	×××	
	減価償却費	×××	
	開発費償却	×××	
	租税公課	×××	
	保険料	×××	
	雑 費	×××	××××
	営業利益(営業損失)		××××
IV	営 業 外 収 益		
	受取利息及び配当金	×××	
	その他	×××	××××
V	営 業 外 費 用		
	支払利息	×××	
	貸倒引当金繰入額	×××	
	貸倒損失	×××	
	その他	×××	××××
	経常利益(経常損失)		××××
VI	特 別 利 益		
	前期損益修正益	×××	

その他	×××	××××
Ⅶ 特別損失	×××	
前期損益修正損	×××	
その他	×××	××××
税引前当期純利益(税引前当期純損失)	×××	××××
法人税、住民税及び事業税	×××	
法人税等調整額	×××	××××
当期純利益(当期純損失)	×××	××××

記載要領

- 損益計算書は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行をしん酌し、会社の損益の状態を正確に判断することができるよう明瞭に記載すること。
- 勘定科目の分類は、国土交通大臣が定めるところによること。
- 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。
ただし、会社法(平成17年法律第86号)第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円単位をもって表示することができる。この場合、「千円」とあるのは「百万円」として記載すること。
- 金額の記載に当たつて有効数字がない場合においては、科目の名称の記載を要しない。
- 兼業事業とは、建設業以外の事業を併せて営む場合における当該建設業以外の事業をいう。この場合において兼業事業の表示については、その内容を示す適当な名称をもって記載することができる。
なお、「兼業事業売上高」(二以上の兼業事業を営む場合においては、これらの兼業事業の売上高の総計)の「売上高」に占める割合が軽微な場合においては、「売上高」、「売上原価」及び「売上総利益(売上総損失)」を建設業と兼業事業とに区分して記載することを要しない。
- 「雑費」に属する費用で販売費及び一般管理費の総額の10分の1を超えるものについては、それぞれ当該費用を明示する科目を用いて掲記すること。
- 記載要領6は、営業外収益の「その他」に属する収益及び営業外費用の「その他」に属する費用の記載に準用する。
- 「前期損益修正益」の金額が重要でない場合においては、特別利益の「その他」に含めて記載することができる。
- 特別利益の「その他」については、それぞれ当該利益を明示する科目を用いて掲記すること。
ただし、各利益のうち、その金額が重要でないものについては、当該利益を区分掲記しないことができる。
- 特別利益に属する科目の掲記が「その他」のみである場合においては、科目の記載を要しない。
- 記載要領8は「前期損益修正損」の記載に、記載要領9は特別損失の「その他」の記載に、記載要領10は特別損失に属する科目の記載にそれぞれ準用すること。
- 「法人税等調整額」は、税効果会計の適用に当たり、一時差異(会計上の簿価と税務上の簿価との差額)の金額に重要性がないために、繰延税金資産又は繰延税金負債を計上しない場合には記載を要しない。
- 税効果会計を適用する最初の事業年度については、その期首に繰延税金資産に記載すべき金額と繰延税金負債に記載すべき金額とがある場合には、その差額を「過年度税効果調整額」として株主資本等変動計算書に記載するものとし、当該差額は「法人税等調整額」には含まない。

(用紙A4)

完成工事原価報告書		
自	令和	年 月 日
至	令和	年 月 日
		(会社名)
		千円
I	材料費	×××
II	労務費	×××
	(うち労務外注費)	××
III	外注費	×××
IV	経費	×××
	(うち人件費)	××
	完成工事原価	××××

様式第十七号(第四条、第十条、第十九条の四関係)

(用紙A4)

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

自 令 和 年 月 日
至 令 和 年 月 日

(会社名)

千円

	株 主 資 本										評 価 ・ 換 算 差 額 等					新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	資本金	新株式申 込証拠金	資本準 備金	その 他 資本 剰余 金	資本剰 余金 合計	利益準備 金	その 他 利益 剰余 金 ××積立	繰越利益 剰余金	利益剰余 金合計	自己株式	株主資本 合計	その他有 価証券評 価差額金	繰 延 ヘッジ 損益	土地再 評価差 額金	評価・換 算差額 合計		
当期首残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	△×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
当期変動額																	
新株の発行	×××	×××	×××		×××						×××						×××
剰余金の配当						×××		△×××	△×××	△×××							△×××
当期純利益								×××	×××		×××						×××
自己株式の処分									×××	×××							×××
×××××																	
株主資本以外 の項目の当期 変動額(純額)												×××	×××	×××	×××	×××	×××
当期変動額合計	×××	×××	×××		×××	×××		×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
当期末残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	△×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××

記載要領

- 株主資本等変動計算書は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行を斟酌し、純資産の部の変動の状態を正確に判断することができるよう明瞭に記載すること。
- 勘定科目の分類は、国土交通大臣が定めるところによること。
- 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。
ただし、会社法(平成17年法律第86号)第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円単位をもって表示することができる。この場合、「千円」とあるのは「百万円」として記載すること。
- 金額の記載に当たつて有効数字がない場合においては、項目の名称の記載を要しない。
- その他利益剰余金については、その内訳科目の当期首残高、当期変動額(変動事由ごとの金額)及び当期末残高を株主資本等変動計算書に記載することに代えて、注記により開示することができる。この場合には、その他利益剰余金の当期首残高、当期変動額及び当期末残高の各合計額を株主資本等変動計算書に記載する。
- 評価・換算差額等については、その内訳科目の当期首残高、当期変動額(当期変動額については主な変動事由にその金額を表示する場合には、変動事由ごとの金額を含む。)及び当期末残高を株主資本等変動計算書に記載することに代えて、注記により開示することができる。この場合には、評価・換算差額等の当期首残高、当期変動額及び当期末残高の各合計額を株主資本等変動計算書に記載する。
- 各合計額の記載は、株主資本合計を除き省略することができる。
- 当期首残高については、会社計算規則(平成18年財務省令第13号)第2条第3項第59号に規定する⁶⁷⁹遡及適用又は同項第64号に規定する⁶⁷⁹誤謬の訂正をした場合には、当期首残高及びこれに対する影響額を記載する。
- 株主資本の各項目の変動事由及びその金額の記載は、概ね貸借対照表における表示の順序による。
- 株主資本の各項目の変動事由には、例えば以下のものが含まれる。
 - 当期純利益又は当期純損失
 - 新株の発行又は自己株式の処分
 - 剰余金(その他資本剰余金又はその他利益剰余金)の配当

- 自己株式の取得
- 自己株式の消却
- 企業結合(合併、会社分割、株式交換、株式移転など)による増加又は分割型の会社分割による減少
- 株主資本の計数の変動
 - 資本金から準備金又は剰余金への振替
 - 準備金から資本金又は剰余金への振替
 - 剰余金から資本金又は準備金への振替
 - 剰余金の内訳科目間の振替
- 剰余金の配当については、剰余金の変動事由として当期変動額に表示する。
- 税効果会計を適用する最初の事業年度については、その期首に繰延税金資産に記載すべき金額と繰延税金負債に記載すべき金額とがある場合には、その差額を「過年度税効果調整額」として繰越利益剰余金の当期変動額に表示する。
- 新株の発行の効力発生日に資本金又は資本準備金の額の減少の効力が発生し、新株の発行により増加すべき資本金又は資本準備金と同額の資本金又は資本準備金の額を減少させた場合には、変動事由の表示方法として、以下のいずれかの方法により記載するものとする。
 - 新株の発行として、資本金又は資本準備金の額の増加を記載し、また、株主資本の計数の変動手続き(資本金又は資本準備金の額の減少に伴うその他資本剰余金の額の増加)として、資本金又は資本準備金の額の減少及びその他資本剰余金の額の増加を記載する方法
 - 新株の発行として、直接、その他資本剰余金の額の増加を記載する方法
企業結合の効力発生日に資本金又は資本準備金の額の減少の効力が発生した場合についても同様に取扱う。
- 株主資本以外の各項目の当期変動額は、純額で表示するが、主な変動事由及びその金額を表示することができる。当該表示は、変動事由又は金額の重要性などを勘案し、事業年度ごとに、また、項目ごとに選択することができる。
- 株主資本以外の各項目の主な変動事由及びその金額を表示する場合、以下の方法を事業年度ごとに、また、項目ごとに選択することができる。
 - 株主資本等変動計算書に主な変動事由及びその金額を表示する方法
 - 株主資本等変動計算書に当期変動額を純額で記載し、主な変動事由及びその金額を注記により開示する方法
- 株主資本以外の各項目の主な変動事由及びその金額を表示する場合、当該変動事由には、例えば以下のものが含まれる。
 - 評価・換算差額等
 - その他有価証券評価差額金
その他有価証券の売却又は減損処理による増減
純資産の部に直接計上されたその他有価証券評価差額金の増減
 - 繰延ヘッジ損益
ヘッジ対象の損益認識又はヘッジ会計の終了による増減
純資産の部に直接計上された繰延ヘッジ損益の増減
 - 新株予約権
新株予約権の発行
新株予約権の取得
新株予約権の行使
新株予約権の失効
自己新株予約権の消却
自己新株予約権の処分
- 株主資本以外の各項目のうち、その他有価証券評価差額金について、主な変動事由及びその金額を表示する場合、時価評価の対象となるその他有価証券の売却又は減損処理による増減は、原則として、以下のいずれかの方法により計算する。
 - 損益計算書に計上されたその他有価証券の売却損益等の額に税効果を調整した後の額を表示する方法
 - 損益計算書に計上されたその他有価証券の売却損益等の額を表示する方法
この場合、評価・換算差額等に対する税効果の額を、別の変動事由として表示する。また、当該税効果の額の表示は、評価・換算差額等の内訳項目ごとに行う方法、その他有価証券評価差額金を含む評価・換算差額等に対する税効果の額の合計による方法のいずれによることもできる。
また、繰延ヘッジ損益についても同様に取扱う。
なお、税効果の調整の方法としては、例えば、評価・換算差額等の増減があつた事業年度の法定実効税率を使用する方法や繰延税金資産の回収可能性を考慮した税率を使用する方法などがある。

18 持分会社である場合においては、「株主資本等変動計算書」とあるのは「社員資本等変動計算書」と、「株主資本」とあるのは「社員資本」として記載する。

様式第十七号の二(第四条、第十条、第十九条の四関係)

(用紙A4)

注 記 表
自 令和 年 月 日
至 令和 年 月 日

(会社名)

注

- 1 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況
- 2 重要な会計方針
 - (1) 資産の評価基準及び評価方法
 - (2) 固定資産の減価償却の方法
 - (3) 引当金の計上基準
 - (4) 収益及び費用の計上基準
 - (5) 消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理の方法
 - (6) その他貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、注記表作成のための基
本となる重要な事項
- 3 会計方針の変更
- 4 表示方法の変更
- 4-2 会計上の見積り
- 5 会計上の見積りの変更
- 6 誤謬の訂正
- 7 貸借対照表関係
 - (1) 担保に供している資産及び担保付債務
 - ①担保に供している資産の内容及びその金額
 - ②担保に係る債務の金額
 - (2) 保証債務、手形遡求債務、重要な係争事件に係る損害賠償義務等の内容及び金額
 - (3) 関係会社に対する短期金銭債権及び長期金銭債権並びに短期金銭債務及び長期金
銭債務
 - (4) 取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対す
る金銭債権及び金銭債務
 - (5) 親会社株式の各表示区分別の金額
 - (6) 工事損失引当金に対応する未成工事支出金の金額
- 8 損益計算書関係
 - (1) 売上高のうち関係会社に対する部分
 - (2) 売上原価のうち関係会社からの仕入高
 - (3) 売上原価のうち工事損失引当金繰入額
 - (4) 関係会社との営業取引以外の取引高
 - (5) 研究開発費の総額(会計監査人を設置している会社に限る。)
- 9 株主資本等変動計算書関係
 - (1) 事業年度末日における発行済株式の種類及び数
 - (2) 事業年度末日における自己株式の種類及び数
 - (3) 剰余金の配当
 - (4) 事業年度末において発行している新株予約権の目的となる株式の種類及び数
- 10 税効果会計
- 11 リースにより使用する固定資産
- 12 金融商品関係
 - (1) 金融商品の状況
 - (2) 金融商品の時価等

- 13 貸貸等不動産関係
 - (1) 貸貸等不動産の状況
 - (2) 貸貸等不動産の時価
- 14 関連当事者との取引

種類	会社等の名称又は氏名	議決権の所有(被所有)割合	関係内容	科目	期末残高(千円)

ただし、会計監査人を設置している会社は以下の様式により記載する。

種類	会社等の名称又は氏名	議決権の所有(被所有)割合	関係内容	取引の内容	取引金額	科目	期末残高(千円)

- (1) 取引の内容
- (2) 取引条件及び取引条件の決定方針
- (3) 取引条件の変更の内容及び変更が貸借対照表、損益計算書に与える影響の内容
- 15 一株当たり情報
 - (1) 一株当たりの純資産額
 - (2) 一株当たりの当期純利益又は当期純損失
- 16 重要な後発事象
- 17 連結配当規制適用の有無
- 17-2 収益認識関係
- 18 その他

記載要領

- 1 記載を要する注記は、以下のとおりとする。

	株 式 会 社			持分会社
	会計監査人 設置会社	会計監査人なし		
		公開会社	株式譲渡 制限会社	
1 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況	○	×	×	×
2 重要な会計方針	○	○	○	○
3 会計方針の変更	○	○	○	○
4 表示方法の変更	○	○	○	○
4-2 会計上の見積り	○	×	×	×
5 会計上の見積りの変更	○	×	×	×
6 誤謬の訂正	○	○	○	○
7 貸借対照表関係	○	○	×	×
8 損益計算書関係	○	○	×	×
9 株主資本等変動計算書関係	○	○	○	×
10 税効果会計	○	○	×	×
11 リースにより使用する	○	○	×	×

固定資産				
12 金融商品関係	○	○	×	×
13 貸貸等不動産関係	○	○	×	×
14 関連当事者との取引	○	○	×	×
15 一株当たり情報	○	○	×	×
16 重要な後発事象	○	○	×	×
17 連結配当規制適用の有無	○	×	×	×
17-2 収益認識関係	○	×	×	×
18 その他	○	○	○	○

【凡例】○・・・記載要、×・・・記載不要

- 2 注記事項は、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の適当な場所に記載することができる。この場合、注記表の当該部分への記載は要しない。
- 3 記載すべき金額は、注15を除き千円単位をもって表示すること。
ただし、会社法(平成17年法律第06号)第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円単位をもって表示することができる。この場合、「千円」とあるのは「百万円」として記載すること。
- 4 注に掲げる事項で該当事項がない場合においては、「該当なし」と記載すること。
- 5 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の特定の項目に関連する注記については、その関連を明らかにして記載する。
- 6 注に掲げる事項の記載に当たっては、当該事項の番号に対応してそれぞれ以下に掲げる要領に従って記載する。
 - 注1 事業年度の末日において、当該会社が将来にわたつて事業を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなおその前提に関する重要な不確実性が認められるとき(当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。)は、次に掲げる事項を記載する。
 - ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
 - ② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
 - ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
 - ④ 当該重要な不確実性の影響を貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書又は注記表に反映しているか否かの別
 - 注2 重要性の乏しい事項は、記載を要しない。
 - (4) 完成工事高及び完成工事原価の認識基準、決算日における工事進捗度を見積もるために用いた方法その他の収益及び費用の計上基準について記載する。なお、会社が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、次に掲げる事項を記載する。
 - ① 当該会社の主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容
 - ② ①に規定する義務に係る収益を認識する通常の時点
 - ③ ①及び②に掲げるもののほか、当該会社が重要な会計方針に含まれると判断したもの
 - (5) 税抜方式及び税込方式のうち貸借対照表及び損益計算書の作成に当たつて採用したものを記載する。ただし、経営状況分析申請書又は経営規模等評価申請書に添付する場合には、税抜方式を採用すること。
- 注3 一般に公正妥当と認められる会計方針を他の一般に公正妥当と認められる会計方針に変更した場合に、次に掲げる事項を記載する。ただし、重要性の乏しい事項

は記載を要せず、また、会計監査人設置会社以外の株式会社及び持分会社にあっては、④ロ及びびへに掲げる事項を省略することができる。

- ① 当該会計方針の変更の内容
- ② 当該会計方針の変更の理由
- ③ 会社計算規則(平成18年法務省令第13号)第2条第3項第59号に規定する遡及適用(以下単に「遡及適用」という。)をした場合には、当該事業年度の期首における純資産額に対する影響額
- ④ 当該事業年度より前の事業年度の全部又は一部について遡及適用をしなかつた場合には、次に掲げる事項(当該会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難なときは、ロに掲げる事項を除く。)
 - イ 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表の主な項目に対する影響額
 - ロ 当該事業年度より前の事業年度の全部又は一部について遡及適用をしなかつた理由並びに当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始時期
 - ハ 当該会計方針の変更が当該事業年度の翌事業年度以降の財産又は損益に影響を及ぼす可能性がある場合であつて、当該影響に関する事項を注記することが適切であるときは、当該事項

注4 一般に公正妥当と認められる表示方法を他の一般に公正妥当と認められる表示方法に変更した場合に、次に掲げる事項を記載する。ただし、重要性の乏しい事項は、記載を要しない。

- ① 当該表示方法の変更の内容
- ② 当該表示方法の変更の理由

注4-2 次に掲げる事項を記載する。

- (1) 会計上の見積りにより当該事業年度に係る貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書又は注記表の項目にその額を計上した項目であつて、翌事業年度に係る貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書又は注記表に重要な影響を及ぼす可能性のあるもの
- (2) 当該事業年度に係る貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書又は注記表の(1)に掲げる項目に計上した額
- (3) (2)に掲げるもののほか、(1)に掲げる項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

注5 会計上の見積りの変更をした場合に、次に掲げる事項を記載する。ただし、重要性の乏しい事項は、記載を要しない。

- ① 当該会計上の見積りの変更の内容
- ② 当該会計上の見積りの変更の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表の項目に対する影響額
- ③ 当該会計上の見積りの変更が当該事業年度の翌事業年度以降の財産又は損益に影響を及ぼす可能性があるときは、当該影響に関する事項

注6 会社計算規則第2条第3項第64号に規定する誤謬の訂正をした場合に、次に掲げる事項を記載する。ただし、重要性の乏しい事項は、記載を要しない。

- ① 当該誤謬の内容
- ② 当該事業年度の期首における純資産額に対する影響額

注7 (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務は、勘定科目別に記載する。

- (2) 保証債務、手形遡求債務、損害賠償義務等(負債の部に計上したものを除く)の種類別に総額を記載する。
- (3) 総額を記載するものとし、関係会社別の金額は記載することを要しない。
- (4) 総額を記載するものとし、取締役、監査役又は執行役別の金額は記載することを要しない。

(5) 貸借対照表に区分掲記している場合は、記載を要しない。

(6) 同一の工事契約に関する未成工事支出金と工事損失引当金を相殺せず両建てで表示したときは、その旨及び当該未成工事支出金の金額のうち工事損失引当金に対応する金額を、未成工事支出金と工事損失引当金を相殺して表示したときは、その旨及び相殺表示した未成工事支出金の金額を記載する。

注8

- (1) 総額を記載するものとし、関係会社別の金額は記載することを要しない。
- (2) 総額を記載するものとし、関係会社別の金額は記載することを要しない。
- (3) 総額を記載するものとし、関係会社別の金額は記載することを要しない。

注9

(3) 事業年度中に行つた剰余金の配当(事業年度末日後に行つた剰余金の配当のうち、剰余金の配当を受ける者を定めるための会社法第124条第1項に規定する基準日が事業年度中のもを含む。)について、配当を実施した回ごとに、決議機関、配当総額、一株当たりの配当額、基準日及び効力発生日について記載する。

注10 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因を定性的に記載する。

注11 ファイナンス・リース取引(リース取引のうち、リース契約に基づく期間の中途において当該リース契約を解除することができないもの又はこれに準ずるもので、リース物件(当該リース契約により使用する物件をいう。)の借主が、当該リース物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴つて生じる費用等を実質的に負担することとなるものをいう。)の借主である株式会社が当該ファイナンス・リース取引について通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行っていない重要な固定資産について、定性的に記載する。「重要な固定資産」とは、リース資産全体に重要性があり、かつ、リース資産の中に基幹設備が含まれている場合の当該基幹設備をいう。リース資産全体の重要性の判断基準は、当期支払リース料の当期支払リース料と当期減価償却費との合計に対する割合についておおむね1割程度とする。

ただし、資産の部に計上するものは、この限りでない。

注12 重要性の乏しいものについては記載することを要しない。

注13 賃貸等不動産の総額に重要性が乏しい場合は、記載を要しない。

注14 「関連当事者」とは、会社計算規則第112条第4項に定める者をいい、記載に当たつては、関連当事者ごとに記載する。関連当事者との取引には、会社と第三者との間の取引で当該会社と関連当事者との間の利益が相反するものを含む。ただし、重要性の乏しい取引及び関連当事者との取引のうち以下の取引については記載を要しない。

- ① 一般競争入札による取引並びに預金利息及び配当金の受取りその他取引の性質からみて取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引
- ② 取締役、会計参事、監査役又は執行役に対する報酬等の給付
- ③ その他、当該取引に係る条件につき市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して一般の取引の条件と同様のものを決定していることが明白な取引

「種類」の欄には、会社計算規則第112条第4項各号に掲げる関連当事者の種類を記載する。

注15 株式会社が当該事業年度又は当該事業年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合において、当該事業年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して(1)及び(2)に掲げる額を算定したときは、その旨を追加して記載する。

注17 会社計算規則第158条第4号に規定する配当規制を適用する場合に、その旨を記載する。

注17-2 会社が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合に、次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)を記載す

る。ただし、会社法第444条第3項に規定する株式会社以外の株式会社にあつては、①及び③に掲げる事項を省略することができる。

① 当該事業年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項

② 収益を理解するための基礎となる情報

③ 当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

なお、①から③までに掲げる事項が注2の規定により注記すべき事項と同一であるときは、当該事項の記載を要しない。

注18 注1から注17-2までに掲げた事項のほか、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書により会社の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項を記載する。

様式第十七号の三(第四条、第十条関係)

(用紙A4)

附 属 明 細 表
令和 年 月 日現在

1 完成工事未収入金の詳細
相手先別内訳

相 手 先	金 額	滞留状況	
		発 生 時	完成工事未収入金
	千円	当期計上分	千円
		前期以前計上分	
計		計	

2 短期貸付金明細表

相 手 先	金 額
	千円
計	

3 長期貸付金明細表

相 手 先	金 額
	千円
計	

4 関係会社貸付金明細表

関係会社名	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘 要
	千円	千円	千円	千円	
計					—

5 関係会社有価証券明細表

銘柄	株の金額	期首残高		当期増加額	当期減少額	期末残高		摘要
		株式数	取得価格			貸借対照表計上額	株式数	
	千円		千円	千円	千円	千円	千円	
計								

銘柄	取得価額	貸借対照表計上額	当期増加額	当期減少額	期末残高		摘要
					千円	千円	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
計							

銘柄	取得価額	貸借対照表計上額	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
	千円	千円	千円	千円	千円	
計						

6 関係会社出資金明細表

関係会社名	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
	千円	千円	千円	千円	
計					—

7 短期借入金明細表

借入先	金額	返済期日	摘要
	千円		
計			—

8 長期借入金明細表

借入先	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
	千円	千円	千円	千円	
計					—

9 関係会社借入金明細表

関係会社名	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
	千円	千円	千円	千円	
計					—

10 保証債務明細表

相手先	金額
	千円
計	

記載要領

第1 一般的事項

- 「親会社」とは、会社法(平成17年法律第86号)第2条第4号に定める会社をいい、「子会社」とは、会社法第2条第3号に定める会社をいう。
- 「関連会社」とは、会社計算規則(平成18年法務省令第13号)第2条第3項第18号に定める会社をいう。
- 「関係会社」とは、会社計算規則第2条第3項第22号に定める会社をいう。
- 金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第24条の規定により、有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない者については、附属明細表の4、5、6及び9の記載を省略することができる。この場合、同条の規定により提出された有価証券報告書に記載された連結貸借対照表の写しを添付しなければならない。
- 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。
ただし、会社法第2条第6号に規定する大会社にあっては、百万円単位をもって表示することができる。この場合、「千円」とあるのは、「百万円」として記載すること。

第2 個別事項

- 完成工事未収入金の詳細
 - 別記様式第十五号による貸借対照表(以下単に「貸借対照表」という。)の流動資産の完成工事未収入金について、その主な相手先及び相手先ごとの額を記載すること。
 - 同一の相手先について契約口数が多数ある場合には、相手先別に一括して記載することができる。
 - 滞留状況については、当期計上分(1年未満)及び前期以前計上分(1年以上)に分け、各々の合計額を記載すること。
- 短期貸付金明細表

- 関係会社に対する
- (1) 貸借対照表の流動資産の短期貸付金について、その主な相手先及び相手先ごとの額を記載すること。ただし、当該科目の額が資産総額の100分の5以下である時は記載を省略することができる。
 - (2) 同一の相手先について契約口数が多数ある場合には、相手先別に一括して記載することができる。
 - (3) 関係会社に対するものはまとめて記載することができる。
- 3 長期貸付金明細表
- (1) 貸借対照表の固定資産の長期貸付金について、その主な相手先及び相手先ごとの額を記載すること。ただし、当該科目の額が資産総額の100分の5以下である時は記載を省略することができる。
 - (2) 同一の相手先について契約口数が多数ある場合には、相手先別に一括して記載することができる。
 - (3) 関係会社に対するものはまとめて記載することができる。
- 4 関係会社貸付金明細表
- (1) 貸借対照表の短期貸付金、長期貸付金その他資産に含まれる関係会社貸付金について、その関係会社名及び関係会社ごとの額を記載すること。ただし、当該科目の額が資産総額の100分の5以下である時は記載を省略することができる。
 - (2) 関係会社貸付金は貸借対照表の勘定科目ごとに区別して記載し、親会社、子会社、関連会社及びその他の関係会社について各々の合計額を記載すること。
 - (3) 摘要の欄には、貸付の条件(返済期限/分割返済条件のある場合にはその条件)及び担保物件の種類について記載すること。重要な貸付金で無利息又は特別の条件による利率が約定されているものについては、その旨及び当該利率について記載すること。
 - (4) 同一の関係会社について契約口数が多数ある場合には、関係会社別に一括し、担保及び返済期限について要約して記載することができる。
- 5 関係会社有価証券明細表
- (1) 貸借対照表の有価証券、流動資産の「その他」、投資有価証券、関係会社株式・関係会社出資金及び投資その他の資産の「その他」に含まれる関係会社有価証券について、その銘柄及び銘柄ごとの額を記載すること。ただし、当該科目の額が資産総額の100分の5以下である時は記載を省略することができる。
 - (2) 当該有価証券の発行会社について、附属明細表提出会社との関係(親会社、子会社等の関係)を摘要欄に記載すること。
 - (3) 社債の銘柄は、「何会社物上担保付社債」のように記載すること。なお、新株予約権が付与されている場合には、その旨を付記すること。
 - (4) 取得価額及び貸借対照表計上額については、その算定の基準とした評価基準及び評価方法を摘要欄に記載すること。ただし、評価基準及び評価方法が別記様式第17号の2による注記表(以下単に「注記表」という。)の2により記載されている場合には、その記載を省略することができる。
 - (5) 当期増加額及び当期減少額がともにない場合には、期首残高、当期増加額及び当期減少額の各欄を省略した様式に記載することができる。この場合には、その旨を摘要欄に記載すること。
 - (6) 一の関係会社の有価証券の総額と当該関係会社に対する債権の総額との合計額が附属明細表提出会社の資産の総額の100分の5を超える場合、一の関係会社に対する債務の総額が附属明細表提出会社の負債及び純資産の合計額が100分の5を超える場合又は一の関係会社に対する売上高が附属明細表提出会社の売上額の総額の100分の20を超える場合には、当該関係会社の発行済株式の総数に対する所有割合、社債の未償還残高その他当該関係会社との関係内容(例えば、役員兼任、資金援助、営業上の取引、設備の貸借借等の関係内容)を注記すること。
 - (7) 株式のうち、会社法第308条第1項の規定により議決権を有しないものについて

は、その旨を摘要欄に記載すること。

- 6 関係会社出資金明細表
- (1) 貸借対照表の関係会社株式・関係会社出資金及び投資その他の資産の「その他」に含まれる関係会社出資金について、その関係会社名及び関係会社ごとの額を記載すること。ただし、当該科目の額が資産総額の100分の5以下である時は記載を省略することができる。
 - (2) 出資金額の重要なものについては、出資の条件(1口の出資金額、出資口数、譲渡制限等の諸条件)を摘要欄に記載すること。
 - (3) 本表に記載されている会社であって、第2の5の(6)に定められた会社と同一の条件のものがある場合には、当該関係会社に対してはこれに準じて注記すること。
- 7 短期借入金明細表
- (1) 貸借対照表の流動負債の短期借入金について、その借入先及び借入先ごとの額を記載すること。ただし、比較的借入額が少額なものについては、無利息又は特別な利率が約定されている場合を除き、まとめて記載することができる。
 - (2) 設備資金と運転資金に分けて記載すること。
 - (3) 摘要の欄には、資金使途、借入の条件(担保、無利息の場合にはその旨、特別の利率が約定されている場合には当該利率)等について記載すること。
 - (4) 同一の借入先について契約口数が多数ある場合には、借入先別に一括し、返済期限、資金使途及び借入の条件について要約して記載することができる。
 - (5) 関係会社からのものはまとめて記載することができる。
- 8 長期借入金明細表
- (1) 貸借対照表の固定負債の長期借入金及び契約期間が1年を超える借入金で最終の返済期限が1年以内に到来するもの又は最終の返済期限が1年後に到来するものうち1年内の分割返済予定額で貸借対照表において流動負債として掲げられているものについて、その借入先及び借入先ごとの額を記載すること。ただし、比較的借入額が少額なものについては、無利息又は特別な利率が約定されているものを除き、まとめて記載することができる。
 - (2) 契約期間が1年を超える借入金で最終の返済期限が1年以内に到来するもの又は最終の返済期限が1年後に到来するものうち1年内の分割返済予定額で貸借対照表において流動負債として掲げられているものについては、当期減少額として記載せず、期末残高に含めて記載すること。この場合においては、期末残高欄に内書(括弧書き)として記載し、その旨を注記すること。
 - (3) 摘要の欄には、借入金の使途及び借入の条件(返済期限/分割返済条件のある場合にはその条件)及び担保物件の種類について記載すること。重要な借入金で無利息又は特別の条件による利率が約定されているものについては、その旨及び当該利率について記載すること。
 - (4) 同一の借入先について契約口数が多数ある場合には、借入先別に一括し、使途、担保及び返済期限について要約して記載することができる。この場合においては、借入先別に一括されたすべての借入金について当該貸借対照表日以後3年間における1年ごとの返済予定額を注記すること。
 - (5) 関係会社からのものはまとめて記載することができる。
- 9 関係会社借入金明細表
- (1) 貸借対照表の短期借入金、長期借入金その他負債に含まれる関係会社借入金について、その関係会社名及び関係会社ごとの額を記載すること。ただし、当該科目の額が資産総額の100分の5以下である時は記載を省略することができる。
 - (2) 関係会社借入金は貸借対照表の勘定科目ごとに区別して記載し、親会社、子会社、関連会社及びその他の関係会社について各々の合計額を記載すること。
 - (3) 短期借入金については、第2の7の(3)及び(4)に準じて記載し、長期借入金については、第2の8の(2)、(3)及び(4)に準じて記載すること。

10 保証債務明細表

- (1) 注記表の3の(2)の保証債務額について、その相手先及び相手先ごとの額を記載すること。
- (2) 注記表の3の(2)において、相手先及び相手先ごとの額が記載されている時は記載を省略することができる。
- (3) 同一の相手先について契約口数が多数ある場合には、相手先別に一括して記載することができる。

様式第十八号(第四条、第十条、第十九条の四関係)

(用紙A4)

貸借対照表		(商号又は名称)
令和 年 月 日現在		
資 産 の 部		千円
I 流動資産		
現金預金	××	
受取手形	××	
完成工事未収入金	××	
有価証券	××	
未成工事支出金	××	
材料貯蔵品	××	
その他	××	
貸倒引当金	△××	
流動資産合計	×××	
II 固定資産		
建物・構築物	××	
機械・運搬具	××	
工具器具・備品	××	
土地	××	
建設仮勘定	××	
破産更生債権等	××	
その他	××	
固定資産合計	×××	
資産合計	×××	
負 債 の 部		
I 流動負債		
支払手形	××	
工事未払金	××	
短期借入金	××	
未払金	××	
未成工事受入金	××	
預り金	××	
・・引当金	××	
その他	××	
流動負債合計	×××	
II 固定負債		
長期借入金	××	
その他	××	
固定負債合計	×××	
負債合計	×××	
純 資 産 の 部		
期首資本金	××	
事業主借勘定	××	
事業主貸勘定	△××	
事業主利益	××	
純資産合計	×××	
負債純資産合計	×××	

様式第十八号(第四条、第十条、第十九条の四関係)

注 消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理の方法

記載要領

- 1 貸借対照表は、財産の状態を正確に判断することができるよう明りょうに記載すること。
- 2 下記以外の勘定科目の分類は、法人の勘定科目の分類によること。
期首資本金——前期末の資本合計
事業主借勘定——事業主が事業外資金から事業のために借りたもの
事業主貸勘定——事業主が営業の資金から家事費等に充当したものの
事業主利益(事業主損失)——損益計算書の事業主利益(事業主損失)
- 3 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。
- 4 金額の記載に当たって有効数字がない場合においては、科目の名称の記載を要しない。
- 5 流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産、流動負債及び固定負債に属する科目の掲記が「その他」のみである場合においては、科目の記載を要しない。
- 6 流動資産の「その他」又は固定資産の「その他」に属する資産で、その金額が資産の総額の100分の5を超えるものについては、当該資産を明示する科目をもって記載すること。
- 7 記載要領6は、負債の部の記載に準用する。
- 8 「・・・引当金」には、完成工事補償引当金その他の当該引当金の設定科目を示す名称を付した科目をもって掲記すること。
- 9 注は、税抜方式及び税込方式のうち貸借対照表及び損益計算書の作成に当たって採用したものをいう。
ただし、経営状況分析申請書又は経営規模等評価申請書に添付する場合には、税抜方式を採用すること。

様式第十九号(第四条、第十条、第十九条の四関係)

(用紙A4)

		損 益 計 算 書		
		自 令 和 年 月 日		
		至 令 和 年 月 日		
			(商号又は名称)	千円
I	完成工事高			×××
II	完成工事原価			
	材料費		××	
	労務費		××	
	(うち労務外注費 ××)			
	外注費		××	
	経 費		××	×××
	完成工事総利益(完成工事総損失)			×××
III	販売費及び一般管理費			
	従業員給料手当		××	
	退職金		××	
	法定福利費		××	
	福利厚生費		××	
	維持修繕費		××	
	事務用品費		××	
	通信交通費		××	
	動力用水光熱費		××	
	広告宣伝費		××	
	交際費		××	
	寄付金		××	
	地代家賃		××	
	減価償却費		××	
	租税公課		××	
	保険料		××	
	雑 費		××	×××
	営業利益(営業損失)			×××
IV	営業外収益			
	受取利息及び配当金		××	
	その他		××	×××
V	営業外費用			
	支払利息		××	
	その他		××	×××
	事業主利益(事業主損失)			×××

記載要領

- 1 損益計算書は、損益の状態を正確に判断することができるよう明りょうに記載すること。
- 2 「事業主利益(事業主損失)」以外の勘定科目の分類は、法人の勘定科目の分類によること。
- 3 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。
- 4 金額の記載に当たって有効数字がない場合においては、科目の名称の記載を要しない。

様式第十九号(第四条、第十条、第十九条の四関係)

- 5 建設業以外の事業(以下「兼業事業」という。)を併せて営む場合において兼業事業における売上高が総売上高の10分の1を超えるときは、兼業事業の売上高及び売上原価を建設業と区分して表示すること。
- 6 「雑費」に属する費用で、販売費及び一般管理費の総額の10分の1を超えるものについては、それぞれ当該費用を明示する科目を用いて掲記すること。
- 7 記載要領6は、営業外収益の「その他」に属する収益及び営業外費用の「その他」に属する費用の記載に準用する。

様式第二十号(第四条関係)

様式第二十号(第四条関係)

(用紙A4)

営 業 の 治 革	
創業以後の沿革	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日
建設業の登録及び許可の状況	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日
賞罰	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日

記載要領

- 1 「創業以後の沿革」の欄は、創業、商号又は名称の変更、組織の変更、合併又は分割、資本金額の変更、営業の休止、営業の再開等を記載すること。
- 2 「建設業の登録及び許可の状況」の欄は、建設業の最初の登録及び許可等(更新を除く。)について記載すること。
- 3 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

様式第二十号の二(第四条関係)

(用紙A4)

所 属 建 設 業 者 団 体	
団 体 の 名 称	所 属 年 月 日

記載要領

「団体の名称」の欄は、法第27条の37に規定する建設業者の団体の名称を記載すること。

様式第二十号の三(第四条関係)

(用紙A4)

主 要 取 引 金 融 機 関 名

政府関係金融機関	普 通 銀 行 長 期 信 用 銀 行	株式会社商工組合中央金庫 信用金庫・信用協同組合	そ の 他 の 金 融 機 関

記載要領

- 「政府関係金融機関」の欄は、独立行政法人住宅金融支援機構、株式会社日本政策金融公庫、株式会社日本政策投資銀行等について記載すること。
- 各金融機関とも、本所、本店、支所、支店、営業所、出張所等の区別まで記載すること。
(例 ○○銀行○○支店)

- 13 38 「商号又は名称」の欄は、法人の種類を表す文字については次の表の略号を用いること。

(例) (株) A建設
B建設(有)

種類	略号
株式会社	(株)
特例有限会社	(有)
合名会社	(名)
合資会社	(資)
合同会社	(合)
協同組合	(同)
協業組合	(業)
企業組合	(企)

- 14 39 「代表者又は個人の氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで姓と名の間に1カラム空けて記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばは^ハ又は^フのように1文字として扱うこと。
- 15 40 「代表者又は個人の氏名」の欄は、届出者が法人の場合はその代表者の氏名を、個人の場合はその者の氏名を、それぞれ姓と名の間に1カラム空けて記入すること。
- 16 41 「主たる営業所の所在地市区町村コード」及び85 「従たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック(総務省編「全国地方公共団体コード」)により、営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。「都道府県名」及び「市区町村名」には、それぞれ営業所の所在する都道府県名及び市区町村名を記載すること。
- 17 42 「主たる営業所の所在地」及び86 「従たる営業所の所在地」の欄は、13により記入した市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については「ハイフン」を用いて、例えば^〇1^〇2^〇1^〇1^〇3^〇のように記入すること。
- 18 43 及び87 のうち「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれ「ハイフン」で区切り、例えば^〇3^〇5^〇2^〇5^〇3^〇8^〇1^〇1^〇1^〇のように左詰めで記入すること。
- 19 44 「資本金額又は出資総額」の欄は、届出者が法人の場合にのみ記入し、株式会社にあつては資本金額を、それ以外の法人にあつては出資総額を記入し、届出者が個人の場合には記入しないこと。
- 20 「連絡先」の欄は、この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に回答できる者の氏名、電話番号等を記載すること。
- 21 81 「区分」の欄は、次の分類に従い、該当する数字をカラムに記入すること。
「2. 営業しようとする建設業又は従たる営業所の所在地の変更」・・・既に許可を受けて営む建設業の種類を変更する場合及び従たる営業所の所在地を変更する場合

「3. 従たる営業所の新設」・・・新たに従たる営業所を追加する場合

「4. 従たる営業所の廃止」・・・従たる営業所を廃止する場合

なお、従たる営業所の名称を変更する場合には、「3. 従たる営業所の新設」により変更後の名称で当該営業所を追加するとともに、「4. 従たる営業所の廃止」により変更前の名称の当該営業所を廃止すること。

- 22 83 及び88 「営業しようとする建設業」の欄は、一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の()内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工業(土)	鋼構造物工業(鋼)	熱絶縁工業(絶)
建築工業(建)	鉄筋工業(筋)	電気通信工業(通)
大工工業(大)	舗装工業(舗)	造園工業(園)
左官工業(左)	しゅんせつ工業(しゅ)	さく井工業(井)
とび・土工工業(と)	板金工業(板)	建具工業(具)
石工業(石)	ガラス工業(ガ)	水道施設工業(水)
屋根工業(屋)	塗装工業(塗)	消防施設工業(消)
電気工業(電)	防水工業(防)	清掃施設工業(清)
管工業(管)	内装仕上工業(内)	解体工業(解)
タイル・れんが・ブロック工業(タ)	機械器具設置工業(機)	

- 23 届出の変更が従たる営業所の所在地、電話番号、営業しようとする建設業の変更の場合においては、84 「従たる営業所の名称」の欄に変更のある営業所の名称を記入するとともに、「内容」欄の変更する項目に変更後の内容を記入すること。

様式第二十二号の四(第十条の三関係)

(関係人4)
00000

廃業届

下記のとおり、建設業を廃止したので届出をします。

令和 年 月 日

地方整備局長
北海道開発局長
知事 殿

届出者 _____

届出の区分 (1. 全部の業種の廃業)
(2. 一部の業種の廃業)

大臣コード
知事 _____

許可番号 (特) _____ 号 許可年月日 令和 年 月 日

廃止した建設業 (1. 一般)
(2. 特定)

行政庁別記入欄
整理区分 _____

及帳年月日 令和 年 月 日

【備考】 ()

廃業等の年月日 令和 年 月 日

廃業等の理由 (1) 許可に係る建設業者が死亡したため
(2) 法人が合併により消滅したため
(3) 法人が破産手続開始の決定により解散したため
(4) 法人が合併又は吸収手続開始の決定以外の事由により解散したため
(5) 許可を受けた建設業を廃止したため

記載要領

- 地方整備局長 「国土交通大臣 知事」 及び 「般 特」 については、不要のものを消すこと。
- 「届出者」の欄は、この廃業届により廃業等の届出をしようとする者(以下「届出者」という。)の他にこの届出書を作成した者がある場合には、届出者に加え、その者の氏名も記載すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
- で表示された枠(以下「カラム」という。)に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。
- 54「届出の区分」の欄は、許可を受けている全部の業種の廃業の場合は「1」を、許可を受けている一部の業種の廃業の場合は「2」をカラムに記入すること。
- 55「許可番号」の欄の 「大臣 コード」の欄は、現在許可を受けている行政庁について別表(一)の分類に従い、該当するコードを記入すること。
また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば0011234又は011月01日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。
なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。
- 56「廃止した建設業」の欄は、この届出書により廃止を届け出る建設業が一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の()内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業(土)	鋼構造物工事業(鋼)	熱絶縁工事業(絶)
建築工事業(建)	鉄筋工事業(筋)	電気通信工事業(通)
大工工事業(大)	舗装工事業(舗)	造園工事業(園)
左官工事業(左)	しゅんせつ工事業(しゅ)	さく井工事業(井)
とび・土工工事業(と)	板金工事業(板)	建具工事業(具)
石工事業(石)	ガラス工事業(ガ)	水道施設工事業(水)
屋根工事業(屋)	塗装工事業(塗)	消防施設工事業(消)
電気工事業(電)	防水工事業(防)	清掃施設工事業(清)
管工事業(管)	内装仕上工事業(内)	解体工事業(解)
タイル・れんが・ブロック工事業(タ)	機械器具設置工事業(機)	

- 57「届出時に許可を受けている建設業」の欄は、この届出書により廃止を届け出る建設業を含め、許可を受けている建設業のすべてについて、6と同じ要領で記入すること。
- 太線の枠内には記入しないこと。
- 【備考】の欄は、(1)から(5)までの廃業等の理由のうち、該当するものを○で囲むこと。

様式第二十二号の五(第十三条の二関係)

(用紙A4)

譲渡及び譲受け認可申請書 (第1面)

この申請書により、建設業の譲渡及び譲受けの認可を申請します。
この申請書及び添付書類の記載事項は、事实上相違ありません。

令和 年 月 日

申請者 譲渡人 _____
譲受人 _____

地方整備局長
北海道開発局長
加藤 俊

行政庁書記人職 加藤 俊	大臣コード 知事	国土交通大臣 加藤 俊	許可年月日 令和 年 月 日
許可番号 01 00000000	大臣コード 知事	国土交通大臣 加藤 俊	許可年月日 令和 年 月 日
譲渡申請年月日 02 00 00 00 00 00	大臣コード 知事	国土交通大臣 加藤 俊	許可年月日 令和 年 月 日

譲渡及び譲受けの理由
03 令和 年 月 日

譲渡及び譲受けの理由
04

譲渡及び譲受けの経緯
05

引き継ぎ使用する許可番号
06 国土交通大臣 加藤 俊

<譲受人に関する事項>
建設業の譲渡に業として行う建設業
07 1. 一般 2. 特定

譲渡申請時において許可を受けている建設業
08 1. 一般 2. 特定

商号又は名称のフリガナ
09

商号又は名称
10

代表者又は個人
の氏名のフリガナ
11

代表者又は個人
の氏名
12 支配人の氏名

譲渡及び譲受け後の
主たる営業所の
所在地
13 都道府県名 市区町村名

譲渡及び譲受け後の
主たる営業所の
所在地
14

郵便番号
15 電話番号

ファックス番号
16

法人又は個人の別
17 (1. 法人) (2. 個人) 資本金額又は出資総額 (千円) 法人番号

業の有無
18 (1. 有) (2. 無) 建設業以外に行っている業種の種類

許可番号
19 国土交通大臣 加藤 俊

(第2面)

(用紙A4)

<譲渡人に関する事項>

譲渡業
20 1. 一般 2. 特定

商号又は名称
21

商号又は名称
22

代表者又は個人
の氏名のフリガナ
23

代表者又は個人
の氏名
24 支配人の氏名

主たる営業所の
所在地
25 都道府県名 市区町村名

主たる営業所の
所在地
26

郵便番号
27 電話番号

ファックス番号
28

法人又は個人の別
29 (1. 法人) (2. 個人) 資本金額又は出資総額 (千円) 法人番号

業の有無
30 (1. 有) (2. 無) 建設業以外に行っている業種の種類

許可番号
31 国土交通大臣 加藤 俊

役員等、営業所及び営業所に置く専任の技術者については別紙による。
連絡先
32 氏名 電話番号
33 ファックス番号

記載要領

1 「 地方整備局長 北海道開発局長 「国土交通大臣 知事」 及び 「般 特」 については、不要のものを消すこと。

2 「申請者」の欄は、この申請書により認可を申請する者(以下「申請者」という。)の他にこの申請書又は添付書類を作成した者がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も記載すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。

3 太線の枠内には記入しないこと。

4 []で表示された枠(以下「カラム」という。)に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。数字を記入する場合は、例えば [] のように右詰めで、また、文字を記入する場合は、例えば [] のように左詰めで記入すること。

5 [] 「譲渡及び譲受け年月日」の欄は、譲渡及び譲受けを行う年月日を記入すること。

6 [] 「譲渡及び譲受けの理由」の欄は、譲渡及び譲受けを行う理由を簡潔に記入すること。

7 [] 「引き続き使用する許可番号」の欄は、譲渡する建設業又は譲受人が現在有している建設業の許可番号のうち引き続き使用する許可番号を記入すること。ただし、建設業の許可を行った者と認可を行う者が異なる場合は、許可番号を引き続き使用することはできないため記入しないこと。

8 [] 「譲渡及び譲受け後に譲受人が営業する建設業」の欄は、この申請により認可を受け譲渡及び譲受けが行われた後に営業する建設業について、一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の()内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業(土)	鋼構造物工事業(鋼)	熱絶縁工事業(絶)
建築工事業(建)	鉄筋工事業(筋)	電気通信工事業(通)
大工工事業(大)	舗装工事業(舗)	造園工事業(園)
左官工事業(左)	しゅんせつ工事業(しゅ)	さく井工事業(井)
とび・土工事業(と)	板金工事業(板)	建具工事業(具)
石工事業(石)	ガラス工事業(ガ)	水道施設工事業(水)
屋根工事業(屋)	塗装工事業(塗)	消防施設工事業(消)
電気工事業(電)	防水工事業(防)	清掃施設工事業(清)
管工事業(管)	内装仕上工事業(内)	解体工事業(解)
タイル・れんが・ブロック工事業(タ)	機械器具設置工事業(機)	

9 [] 「認可申請時において譲受人が許可を受けている建設業」の欄は、譲受人が建設業者である場合に、認可申請時において許可を受けている建設業について、8と同じ要領で記入すること。

10 []又は[] 「商号又は名称のフリガナ」の欄は、カタカナで記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えば []又は[]のように1文字として扱うこと。

なお、株式会社等法人の種類を表す文字については、フリガナは記入しないこと。

11 []又は[] 「商号又は名称」の欄は、法人の種類を表す文字については次の表の略号を用いること。

(例) [] []
[] []

種 類	略 号
株 式 会 社	(株)
特 有 有 限 有 限 公 司	(有)
合 名 会 社	(名)
合 資 会 社	(資)
合 同 会 社	(合)
協 同 組 合	(同)
協 業 組 合	(業)
企 業 組 合	(企)

12 []又は[] 「代表者又は個人の氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで姓と名の間に1カラム空けて記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えば []又は[]のように1文字として扱うこと。

13 []又は[] 「代表者又は個人の氏名」の欄は、申請者が法人の場合はその代表者の氏名を、個人の場合はその者の氏名を、それぞれ姓と名の間に1カラム空けて記入すること。また、「支配人の氏名」の欄は、申請者が個人の場合において、支配人があるときは、その者の氏名を記載すること。

14 [] 「譲渡及び譲受け後の主たる営業所の所在地市区町村コード」又は[] 「主たる営業所の所在地市町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック(総務省編「全国地方公共団体コード」)により、主たる営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。
「都道府県名」及び「市区町村名」には、それぞれ主たる営業所の所在する都道府県名及び市区町村名を記載すること。

15 [] 「譲渡及び譲受け後の主たる営業所の所在地」又は[] 「主たる営業所の所在地」の欄は、14により記入した市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については「ハイフン」を用いて、例えば [] のように記入すること。

16 []又は[]のうち「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれ「ハイフン」で区切り、例えば [] のように左詰めで記入すること。

17 []又は[]のうち「資本金額又は出資総額」の欄は、申請者が法人の場合のみ記入し、株式会社にあっては資本金額を、それ以外の法人にあっては出資総額を記入し、申請者が個人の場合には記入しないこと。

「法人番号」の欄は、申請者が法人であって法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等の促進に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項に規定する法人番号をいう。)の指定を受けたものである場合にのみ当該法人番号を記入すること。

18 []又は[]のうち「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、それぞれ譲受人又は譲渡人が現在許可を受けている建設業について記入すること。
「許可番号」の欄の「大臣コード」の欄は、現在許可を受けている行政庁について別表(一)の分類に従い、該当するコードを記入すること。

別紙三

専任技術者一覧表

令和 年 月 日

営業所の名称	フリガナ 専任の技術者の氏名	建設工事の種類	有資格区分

記載要領

1 「建設工事の種類」の欄は、譲渡及び譲受け認可申請書(別記様式第二十二号の五)別紙二「営業所一覧表」の「営業しようとする建設業」の欄に記載した建設業のうち、記載する技術者が専任の技術者となる建設業に係る建設工事すべてについて、例えば「土-9」のように、次の分類に従い、該当する数字と次の表の()内に示された略号とを-(ハイフン)で結んで記載すること。

- ・一般建設業の場合
 - 「1」・・・・・・・・法第7条第2号イ該当
 - 「4」・・・・・・・・法第7条第2号ロ該当
 - 「7」・・・・・・・・法第7条第2号ハ該当
- ・特定建設業の場合
 - 「2」・・・・・・・・法第7条第2号イ及び法第15条第2号ロ該当
 - 「3」・・・・・・・・法第15条第2号ハ該当(同号イと同等以上)
 - 「5」・・・・・・・・法第7条第2号ロ及び法第15条第2号ロ該当
 - 「6」・・・・・・・・法第15条第2号ハ該当(同号ロと同等以上)
 - 「8」・・・・・・・・法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当
 - 「9」・・・・・・・・法第15条第2号イ該当

土木一式工事(土)	鋼構造物工事(鋼)	熱絶縁工事(絶)
建築一式工事(建)	鉄筋工事(筋)	電気通信工事(通)
大工工事(大)	舗装工事(舗)	造園工事(園)
左官工事(左)	しゅんせつ工事(しゅ)	さく井工事(井)
とび・土工・コンクリート工事(と)	板金工事(板)	建具工事(具)
石工事(石)	ガラス工事(ガ)	水道施設工事(水)
屋根工事(屋)	塗装工事(塗)	消防施設工事(消)
電気工事(電)	防水工事(防)	清掃施設工事(清)
管工事(管)	内装仕上工事(内)	解体工事(解)
タイル・れんが・ブロック工事(タ)	機械器具設置工事(機)	

2 「有資格区分」の欄は、記載する技術者が専任の技術者として該当する法第7条第2号及び法第15条第2号の区分(法第7条第2号ハに該当する者又は法第15条第2号イに該当する者)については、その有する資格等の区分)について別表(二)の分類に従い、該当するコードを記載すること。

様式第二十二号の六(第十三条の二関係)

(用紙A4)

誓 約 書

申請者は、第13条の2第8項の規定により読み替えて準用する第7条第2号に規定する届書を譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割の日から法令で定められた期限までに提出することを誓約します。

令和 年 月 日
申請者

地方整備局長
北海道開発局長
知事 殿

記載要領

「 地方整備局長
北海道開発局長 については、不要のものを消すこと。
知事 」

様式第二十二号の七(第十三条の二関係)

(用紙A4)

合 併 認 可 申 請 書
(第1面)

この申請書により、合併の認可を申請します。
この申請書及び添付書類に記載事項は、事実と相違ありません。

令和 年 月 日

申請者 _____

地方整備局長
北海道開発局長
知事 殿

行政庁書記入欄 大抵コード	大抵コード	許可年月日
許 可 番 号	国土地交通大臣 知事 許可 (般) 特	令和 年 月 日
認可申請年月日	令和 年 月 日	

合 併 年 月 日 令和 年 月 日

合 併 の 理 由 _____

合 併 の 額 格 _____ 円

引き続き使用する 許 可 番 号	大抵コード	国土地交通大臣 知事 許可 (般) 特	現	号
---------------------	-------	------------------------	---	---

<合併存続法人又は合併により新設される法人に関する事項>

合併後に営業しようとする種別業	1.一般	2.特定
認可申請時において合併存続法人が許可を受けている種別業	1.一般	2.特定

商号又は名称のフリガナ _____

商号又は名称 _____

代表者の氏名のフリガナ _____
代 表 者 名 _____

合併後の主たる事業所の所在地市町村 _____ 市区町村名 _____
合併後の主たる事業所の所在地 _____

郵 便 番 号 _____ 電 話 番 号 _____
ファックス番号 _____

資 本 額 等 _____ (千円) _____ 法人番号 _____

(例) (株)ABC建設
ABC建設(有)限

種 類	略 号
株 式 社 会	(株)
特例有限会社	(有)
合 名 会 社	(名)
合 資 会 社	(資)
合 同 会 社	(合)
協 同 組 合	(同)
協 業 組 合	(業)
企 業 組 合	(企)

- 12 11又は22「代表者の氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで姓と名の間に1カラム空けて記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばはは又ははのように入文字として扱うこと。
- 13 12又は23「代表者の氏名」の欄は、法人の代表者の氏名を姓と名の間に1カラム空けて記入すること。また、「支配人の氏名」の欄は、申請者が個人の場合において、支配人があるときは、その者の氏名を記載すること。
- 14 13「合併後の主たる営業所の所在地市区町村コード」の欄及び24「主たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック(総務省編「全国地方公共団体コード」)により、主たる営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。
「都道府県名」及び「市区町村名」には、それぞれ主たる営業所の所在する都道府県名及び市区町村名を記載すること。
- 15 14「合併後の主たる営業所の所在地」の欄又は25「主たる営業所の所在地」の欄は、14により記入した市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」についてはー(ハイフン)を用いて、例えば高が明2-1-13のように記入すること。
- 16 15又は26のうち「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれー(ハイフン)で区切り、例えば03-553-8111のように左詰めで記入すること。
- 17 16又は27のうち資本金額又は出資総額の欄は、株式会社にあっては資本金額を、それ以外の法人にあっては出資総額を記入すること。
「法人番号」の欄は、申請者が法人であつて法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等の促進に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項に規定する法人番号をいう。)の指定を受けたものである場合にのみ当該法人番号を記入すること。
- 18 18又は28のうち「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、それぞれ合併存続法人又は合併消滅法人が現在許可を受けている建設業について記入すること。
「許可番号」の欄の「大臣コード」の欄は、現在許可を受けている行政庁について別表(一)の分類に従い、該当するコードを記入すること。
また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば001234又は01月01日のように、カラムに数字を記入するに当たつて空位のカラムに「0」を記入すること。
なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。

- 19 19「認可申請時に合併消滅法人が許可を受けている建設業」の欄は、この申請書により合併の認可を申請する合併消滅法人が許可を受けている建設業を8と同じ要領で記入すること。
- 20 「連絡先」の欄は、この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に応答できる者の氏名、電話番号等を記載すること。
- 21 合併消滅法人(建設業者としての地位を承継させる者に限る。)が複数ある場合は、<合併消滅法人に関する事項>については、合併消滅法人ごとに記載すること。

記載要領

- 1 太線の枠内には記入しないこと。
- 2

--	--	--	--

で表示された枠(以下「カラム」という。)に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように左詰めで記入すること。
- 3

--	--

及び

--	--

「営業しようとする建設業」の欄は、営業しようとする建設業が一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の()内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業(土)	鋼構造物工事業(鋼)	熱絶縁工事業(絶)
建築工事業(建)	鉄筋工事業(筋)	電気通信工事業(通)
大工工事業(大)	舗装工事業(舗)	造園工事業(園)
左官工事業(左)	しゆんせつ工事業(しゆ)	さく井工事業(井)
とび・土工事業(と)	板金工事業(板)	建具工事業(具)
石工事業(石)	ガラス工事業(ガ)	水道施設工事業(水)
屋根工事業(屋)	塗装工事業(塗)	消防施設工事業(消)
電気工事業(電)	防水工事業(防)	清掃施設工事業(清)
管工事業(管)	内装仕上工事業(内)	解体工事業(解)
タイル・れんが・ブロック工事業(タ)	機械器具設置工事業(機)	

- 4

--	--

「従たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック(総務省編「全国地方公共団体コード」)により、従たる営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。
「都道府県名」及び「市区町村名」には、それぞれ従たる営業所の所在する都道府県名及び市区町村名を記載すること。
- 5

--	--

「従たる営業所の所在地」の欄は、4により記入した市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については一(ハイフン)を用いて、例えば

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

のように記入すること。
- 6

--	--

のうち「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれ一(ハイフン)で区切り、例えば

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

のように左詰めで記入すること。

別紙三

専任技術者一覧表

令和 年 月 日

営業所の名称	フリガナ 専任の技術者の氏名	建設工事の種類	有資格区分

(第2面) (図紙A.4)

建設の有無 0 1 2 (1, 5)

建設業は角に行っている営業の種類

大正コード
 加事コード
 国土交通大臣 知事 特 別 分 割 年 月 日
 許可番号 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

<分割継承継法人に関する事項>

認可申請時に分割継承継法人の許可を受けている建設業

認可申請時 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 (1, 一般 2, 特定)

商号又は名称のフリガナ

商号又は名称

代表者の氏名
のフリガナ

代表者
の氏名

上たる営業所の所在地(住所)
下たる営業所の所在地

郵便番号

電話番号

ファックス番号

資本金額又は出資総額 (円)

法人番号

建設の有無 0 1 2 (1, 5)

建設業は角に行っている営業の種類

大正コード
 加事コード
 国土交通大臣 知事 特 別 分 割 年 月 日
 許可番号 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

建設業、営業所及び営業所に就て専任の技術者については別紙による。

建設業
 商号
 代表者
 の氏名
 電話番号
 ファックス番号

記載要領

- 「地方整備局長 北海道開発局長 国土交通大臣 知事」と及び「**一般**」については、不要のものを消すこと。
 - 「申請者」の欄は、この申請書により認可を申請する者(以下「申請者」という。)の他にこの申請書又は添付書類を作成した者がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も記載すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
 - 太線の枠内には記入しないこと。
 - 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 で表示された枠(以下「カラム」という。)に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。数字を記入する場合は、例えば 0 1 2 のように右詰めで、また、文字を記入する場合は、例えば **建設業** のように左詰めで記入すること。
 - 0 1 「分割年月日」の欄は、分割を行う年月日を記入すること。
 - 0 1 2 「分割の理由」の欄は、分割を行う理由を簡潔に記入すること。
 - 0 1 「分割後に引き続き使用する許可番号」の欄は、分割継承法人又は分割継承法人が現在有している建設業の許可番号のうち引き続き使用する許可番号を記入すること。ただし、建設業の許可を行った者と認可を行う者が異なる場合は、許可番号を引き続き使用することはできないため記入しないこと。
 - 0 1 「分割後に営業を行う建設業」の欄は、この申請により認可を受け分割が行われた後に営業する建設業について、一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の()内に示された略号のカラムに記入すること。
- | | | |
|--------------------|--------------|------------|
| 土木工事業(土) | 鋼構造物工事業(鋼) | 熱絶縁工事業(絶) |
| 建築工事業(建) | 鉄筋工事業(筋) | 電気通信工事業(通) |
| 大工工事業(大) | 舗装工事業(舗) | 造園工事業(園) |
| 左官工事業(左) | しゅんせつ工事業(しゅ) | さく井工事業(井) |
| とび・土工事業(と) | 板金工事業(板) | 建具工事業(具) |
| 石工事業(石) | ガラス工事業(ガ) | 水道施設工事業(水) |
| 屋根工事業(屋) | 塗装工事業(塗) | 消防施設工事業(消) |
| 電気工事業(電) | 防水工事業(防) | 清掃施設工事業(清) |
| 管工事業(管) | 内装仕上工事業(内) | 解体工事業(解) |
| タイル・れんが・ブロック工事業(タ) | 機械器具設置工事業(機) | |
- 0 1 「認可申請時において分割継承法人が許可を受けている建設業」の欄は、分割継承法人が建設業者である場合に、認可申請時において許可を受けている建設業について、8と同じ要領で記入すること。
 - 0 1 又は 2 0 「商号又は名称のフリガナ」の欄は、カタカナで記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えば 0 1 又は 2 のように1文字として扱うこと。
 なお、株式会社等法人の種類を表す文字については、フリガナは記入しないこと。
 - 0 1 又は 2 0 「商号又は名称」の欄は、法人の種類を表す文字については次の表の略号を用いること。

記載要領

- 1 太線の枠内には記入しないこと。
- 2 □□□□で表示された枠(以下「カラム」という。)に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように左詰めで記入すること。
- 3 83及び88「営業しようとする建設業」の欄は、営業しようとする建設業が一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の()内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業(土)	鋼構造物工事業(鋼)	熱絶縁工事業(絶)
建築工事業(建)	鉄筋工事業(筋)	電気通信工事業(通)
大工工事業(大)	舗装工事業(舗)	造園工事業(園)
左官工事業(左)	しゆんせつ工事業(しゆ)	さく井工事業(井)
とび・土工事業(と)	板金工事業(板)	建具工事業(具)
石工事業(石)	ガラス工事業(ガ)	水道施設工事業(水)
屋根工事業(屋)	塗装工事業(塗)	消防施設工事業(消)
電気工事業(電)	防水工事業(防)	清掃施設工事業(清)
管工事業(管)	内装仕上工事業(内)	解体工事業(解)
タイル・れんが・ブロック工事業(タ)	機械器具設置工事業(機)	

- 4 85「従たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック(総務省編「全国地方公共団体コード」)により、従たる営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。
 「都道府県名」及び「市区町村名」には、それぞれ従たる営業所の所在する都道府県名及び市区町村名を記載すること。
- 5 88「従たる営業所の所在地」の欄は、4により記入した市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については一(ハイフン)を用いて、例えば828201013のように記入すること。
- 6 87のうち「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれ一(ハイフン)で区切り、例えば03-5263-8111のように左詰めで記入すること。

別紙三

専任技術者一覧表

令和 年 月 日

営業所の名称	フリガナ 専任の技術者の氏名	建設工事の種類	有資格区分

記載要領

1 「建設工事の種類」の欄は、分割認可申請書(別記様式第二十二号の七)別紙二「営業所一覧表」の「営業しようとする建設業」の欄に記載した建設業のうち、記載する技術者が専任の技術者となる建設業に係る建設工事すべてについて、例えば「土一9」のように、次の分類に従い、該当する数字と次の表の()内に示された略号とを一(ハイフン)で結んで記載すること。

- ・一般建設業の場合
 - 「1」・・・・・・・・法第7条第2号イ該当
 - 「4」・・・・・・・・法第7条第2号ロ該当
 - 「7」・・・・・・・・法第7条第2号ハ該当
- ・特定建設業の場合
 - 「2」・・・・・・・・法第7条第2号イ及び法第15条第2号ロ該当
 - 「3」・・・・・・・・法第15条第2号ハ該当(同号イと同等以上)
 - 「5」・・・・・・・・法第7条第2号ロ及び法第15条第2号ロ該当
 - 「6」・・・・・・・・法第15条第2号ハ該当(同号ロと同等以上)
 - 「8」・・・・・・・・法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当
 - 「9」・・・・・・・・法第15条第2号イ該当

土木一式工事(土)	鋼構造物工事(鋼)	熱絶縁工事(絶)
建築一式工事(建)	鉄筋工事(筋)	電気通信工事(通)
大工工事(大)	舗装工事(舗)	造園工事(園)
左官工事(左)	しゅんせつ工事(しゅ)	さく井工事(井)
とび・土工・コンクリート工事(と)	板金工事(板)	建具工事(具)
石工事(石)	ガラス工事(ガ)	水道施設工事(水)
屋根工事(屋)	塗装工事(塗)	消防施設工事(消)
電気工事(電)	防水工事(防)	清掃施設工事(清)
管工事(管)	内装仕上工事(内)	解体工事(解)
タイル・れんが・ブロック工事(タ)	機械器具設置工事(機)	

2 「有資格区分」の欄は、記載する技術者が専任の技術者として該当する法第7条第2号及び法第15条第2号の区分(法第7条第2号ハに該当する者又は法第15条第2号イに該当する者)については、その有する資格等の区分について別表(二)の分類に従い、該当するコードを記載すること。

様式第二十二号の九(第十三条の二関係)

届 出 書

令和 年 月 日

知事 殿

届出者

以下のとおり、国土交通大臣に〔 譲渡及び譲受け 合併 分割 〕の認可の申請を行いましたので届出をします。

記

1. 届出者に関する事項

名称	
許可番号	
許可を受けている建設業	

2. 譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割に関する事項

(1) 譲渡人、合併消滅法人又は分割被承継法人に関する事項

名称	
許可番号	
許可を受けている建設業	

(2) 譲受人、合併存続法人若しくは合併により設立される法人又は分割承継法人に関する事項

名称	
許可番号	
許可を受けている建設業	

(3) その他

認可の申請	申請先の地方整備局等
	申請を行った日
譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割の予定日	

記載要領

- 1 〔 譲渡及び譲受け 合併 分割 〕 については、不要なものを消すこと。
- 2 2.(2)について合併により設立される法人又は分割承継法人(新設分割により設立される法人に限る。)である場合には、許可番号及び許可を受けている建設業については記載を要しない。
- 3 2.(1)又は(2)について届出者と同一である場合には、名称の欄に「届出者と同一」と記載することで、2.(1)又は(2)の名称以外の部分については記載を要しない。

記載要領

1 「地方整備局長 北海道開発局長」「国土交通大臣 知事」及び「**特**」については、不要のものを消すこと。

2 「申請者」の欄は、この申請書により認可を申請する者(以下「申請者」という。)の他にこの申請書又は添付書類を作成した者がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も記載すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。

3 太線の枠内には記入しないこと。

4 で表示された枠(以下「カラム」という。)に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。数字を記入する場合は、例えばのように右詰めで、また、文字を記入する場合は、例えばのように左詰めで記入すること。

5 「被相続人の死亡日」欄は、被相続人の死亡の年月日を記入すること。

6 「引き続き使用する許可番号」の欄は、被相続人又は相続人が現在有している建設業の許可番号のうち引き続き使用する許可番号を記入すること。ただし、建設業の許可を行った者と認可を行う者が異なる場合は、許可番号を引き続き使用することはできないため記入しないこと。

7 「相続の認可を受けた後に相続人が営業する建設業」の欄は、この申請により認可を受け建設業者としての地位を承継した後に営業する建設業について、一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の()内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業(土)	鋼構造物工事業(鋼)	熱絶縁工事業(絶)
建築工事業(建)	鉄筋工事業(筋)	電気通信工事業(通)
大工工事業(大)	舗装工事業(舗)	造園工事業(園)
左官工事業(左)	しゅんせつ工事業(しゅ)	さく井工事業(井)
とび・土工事業(と)	板金工事業(板)	建具工事業(具)
石工事業(石)	ガラス工事業(ガ)	水道施設工事業(水)
屋根工事業(屋)	塗装工事業(塗)	消防施設工事業(消)
電気工事業(電)	防水工事業(防)	清掃施設工事業(清)
管工事業(管)	内装仕上工事業(内)	解体工事業(解)
タイル・れんが・ブロック工事業(タ)	機械器具設置工事業(機)	

8 「認可申請時において相続人が許可を受けている建設業」の欄は、相続人が建設業者である場合に、認可申請時において許可を受けている建設業について、7と同じ要領で記入すること。

9 又は「商号又は名称のフリガナ」の欄は、カタカナで記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えば又はのように1文字として扱うこと。

10 又は「個人の氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで姓と名の間に1カラム空けて記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えば又はのように1文字として扱うこと。

11 又は「個人の氏名」の欄は、申請者の氏名を姓と名の間に1カラム空けて記入すること。また、「支配人の氏名」の欄は、支配人があるときは、その者の氏名

を記載すること。

12 「相続後の主たる営業所の所在地市区町村コード」又は「主たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック(総務省編「全国地方公共団体コード」)により、主たる営業所の所在地市区町村の該当するコードを記入すること。

「都道府県名」及び「市区町村名」には、それぞれ主たる営業所の所在地都道府県名及び市区町村名を記載すること。

13 「相続後の主たる営業所の所在地」又は「主たる営業所の所在地」の欄は、11により記入した市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については「-」(ハイフン)を用いて、例えばのように記入すること。

14 又はのうち「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれ「-」(ハイフン)で区切り、例えばのように左詰めで記入すること。

15 又はのうち「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、それぞれ相続人又は被相続人が現在許可を受けている建設業について記入すること。

「許可番号」の欄の「大臣 知事」の欄は、現在許可を受けている行政庁について別表(一)の分類に従い、該当するコードを記入すること。

また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば又は月日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。

なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。

16 「被相続人が許可を受けていた建設業」の欄は、この申請により相続の認可を申請する被相続人が許可を受けていた建設業を7と同じ要領で記入すること。

17 「連絡先」の欄は、この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に応答できる者の氏名、電話番号等を記載すること。

別紙二

専任技術者一覧表

令和 年 月 日

営業所の名称	フリガナ 専任の技術者の氏名	建設工事の種類	有資格区分

記載要領

1 「建設工事の種類」の欄は、相続認可申請書(別記様式第二十二号の九)別紙一「営業所一覧表」の「営業しようとする建設業」の欄に記載した建設業のうち、記載する技術者が専任の技術者となる建設業に係る建設工事すべてについて、例えば「土-9」のように、次の分類に従い、該当する数字と次の表の()内に示された略号とを一(ハイフン)で結んで記載すること。

- ・一般建設業の場合
 - 「1」・・・・・・法第7条第2号イ該当
 - 「4」・・・・・・法第7条第2号ロ該当
 - 「7」・・・・・・法第7条第2号ハ該当
- ・特定建設業の場合
 - 「2」・・・・・・法第7条第2号イ及び法第15条第2号ロ該当
 - 「3」・・・・・・法第15条第2号ハ該当(同号イと同等以上)
 - 「5」・・・・・・法第7条第2号ロ及び法第15条第2号ロ該当
 - 「6」・・・・・・法第15条第2号ロハ該当(同号ロと同等以上)
 - 「8」・・・・・・法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当
 - 「9」・・・・・・法第15条第2号イ該当

土木一式工事(土)	鋼構造物工事(鋼)	熱絶縁工事(絶)
建築一式工事(建)	鉄筋工事(筋)	電気通信工事(通)
大工工事(大)	舗装工事(舗)	造園工事(園)
左官工事(左)	しゅんせつ工事(しゆ)	さく井工事(井)
とび・土工・コンクリート工事(と)	板金工事(板)	建具工事(具)
石工事(石)	ガラス工事(ガ)	水道施設工事(水)
屋根工事(屋)	塗装工事(塗)	消防施設工事(消)
電気工事(電)	防水工事(防)	清掃施設工事(清)
管工事(管)	内装仕上工事(内)	解体工事(解)
タイル・れんが・ブロック工事(タ)	機械器具設置工事(機)	

2 「有資格区分」の欄は、記載する技術者が専任の技術者として該当する法第7条第2号及び法第15条第2号の区分(法第7条第2号ハに該当する者又は法第15条第2号イに該当する者)については、その有する資格等の区分について別表(二)の分類に従い、該当するコードを記載すること。

様式第二十二号の十一(第十三条の三関係)

(用紙A4)

誓 約 書

申請者は、第13条の3第6項の規定により読み替えて適用する第7条第2号に規定する届書を法令で定められた期限までに提出することを誓約します。

令和 年 月 日
申請者

地方整備局長
北海道開発局長
知事 殿

記載要領

「 地方整備局長
北海道開発局長
知事 」
については、不要のものを消すこと。

様式第二十二号の十二(第十三条の三関係)

届 出 書

令和 年 月 日

知事 殿

届出者

以下のとおり、国土交通大臣に相続の認可の申請を行いましたので、相続人に関する事項について、届出をします。

1. 届出をする 相続人 被相続人 に関する事項

名称	
許可番号	
許可を受けている建設業	

2. 届出者に関する事項

名称	
許可番号	
許可を受けている建設業	

3. その他

認可の申請	申請先の地方整備局等	
	申請を行った日	
被相続人の死亡日		

記載要領

- 1 「相続人 被相続人」については、不要のものを消すこと。
- 2 1. の届出が相続人に関するものであるときは、2. の届出者に関する事項の記載は要しない。

様式第二十三号(第十七条関係)

(用紙A4)

第 回		あつせん 調 停 調 書 仲 裁	
事 件 の 表 示	日	令和 年()第 号	
期	日	令和 年 月 日 午 時 分	
紛 争 処 理 を 行 っ た 場 所			
担 当 委 員 の 氏 名			
担 当 指 定 職 員 の 氏 名			
当 事 者、証 人 又 は 鑑 定 人 の 出 欠			
次 回 期 日	令和 年 月 日 午 時 分		
処 理 状 況 の 概 要			
記載要領			
1 この調書は、紛争処理を行った日ごとに作成すること。			
2 標題の欄中不要の文字を抹消すること。			
3 「事件の表示」欄には、事件の申請の受付順に受付番号を付し、()内に記入する符号は、あつせんにあつては「あ」、調停にあつては「調」、仲裁にあつては「仲」とする。職権あつせん又は職権調停の決議をした事件については、当該決議をした順に番号を付し、()内に記入する符号は、職権あつせんにあつては「職あ」、職権調停にあつては「職調」とする。			
4 「処理状況の概要」の記載の末尾に、担当委員及び担当指定職員が記名押印すること。			

様式第二十四号(第十七条関係)

(用紙A4)

事 件 の 表 示		令 和 年 () 第 号	
証 人 調 書 鑑 定 人			
期	日	令和 年 月 日 午 時 分	
氏 名		年 齢	
職 業	住 所		
陳 述 の 要 旨			
記載要領			
1 この調書は、証人又は鑑定人が陳述を行った日ごとに作成すること。			
2 標題の欄中不要の文字を抹消すること。			
3 「事件の表示」欄には、事件の申請の受付順に受付番号を付し、()内に記入する符号は、あつせんにあつては「あ」、調停にあつては「調」、仲裁にあつては「仲」とする。職権あつせん又は職権調停の決議をした事件については、当該決議をした順に番号を付し、()内に記入する符号は、職権あつせんにあつては「職あ」、職権調停にあつては「職調」とする。			
4 「陳述の要旨」の記載の末尾に、担当指定職員が記名押印すること。			

様式第二十五号(第十七条関係)

(用紙A4)

立 入 検 査 調 査 書		事 件 の 表 示 令 和 年 () 第 号
期 日	令和 年 月 日 午 時 分	
立入検査を行った場		
担当委員の氏名		
担当指定職員の氏名		
立入検査の目的物		
検 査 の 概 況		
記載要領 1 この調査書は、立入検査を行った日ごとに作成すること。 2 「事件の表示」欄には、事件の申請の受付順に受付番号を付し、()内に記入する符号は、あつせんにあつては「あ」、調停にあつては「調」、仲裁にあつては「仲」とする。職権あつせん又は職権調停の決議をした事件については、当該決議をした順に番号を付し、()内に記入する符号は、職権あつせんにあつては「職あ」、職権調停にあつては「職調」とする。 3 「検査の概況」の記載の末尾に、担当委員及び担当指定職員が記名押印すること。		

様式第二十五号の二(第十七条の四関係)

(表 面)

(用紙A4)

講 習 登 録 申 請 書			
登録の種類	新規・更新	※登録番号	
		※登録年月日	年 月 日
この申請書により、建設業法第26条第5項の登録を申請します。			
年 月 日			
申請者 印			
国土交通大臣 殿			
フリガナ氏名又は名称			
住 所	郵便番号()	電話番号()	
講習業務を行う事務所の所在地	郵便番号()	電話番号()	
法人である場合のフリガナ代表者の氏名			
講習業務を開始しようとする年月日	年 月 日		

備考

- ※印のある欄には、記載しないこと。
- 「新規・更新」については、不要のものを消すこと。

(裏面)

(用紙A4)

講師に関する事項	
フリガナ氏名	担当する予定の科目

様式第二十五号の三(第十七条の九関係)

監理技術者講習修了履歴	修了番号：第	号	修了年月日：
	氏名：		生年月日：
	講習実施機関名：		印

備考

監理技術者講習修了後、監理技術者資格者証が発行された場合は、本ラベルを監理技術者資格者証上部に貼付すること。

「大臣・知事コード」のカラムには、所属建設業者が現在許可を受けている行政庁について別表(一)の分類に従い該当するコードを記入すること。

「国土交通大臣 知事」及び「一般 特」のカラムについては、不要のものを消すこと。

「電話番号」のカラムには、所属建設業者の電話番号を記載要領8に従って記入すること。

10 「監理技術者資格」の欄における「区分」のカラムには、資格者証に記載しようとする監理技術者資格について別表(二)の分類に従い該当するコードを記入すること。ただし、当該資格が法第15条第2号ロに該当することである場合には「06」と記入すること。

「番号」のカラムには、当該資格が法第27条第1項の規定による一級の技術検定の合格である場合には技術検定合格証明書の番号を、建築士法(昭和25年法律第202号)に基づく一級の建築士である場合には建築士登録番号を、技術士法(昭和58年法律第25号)に基づく第二次試験の合格である場合には第二次試験合格証番号を、法第15条第2号ロに該当することである場合には同号ロの指導監督的な実務の経験の基礎となる建設工事の種類に応じ下表の番号を、法第15条第2号ハに基づく国土交通大臣の認定である場合には認定番号を、それぞれ対応するカラムに例えば「112」のように右詰めで記入すること。

番号	建設工事の種類	番号	建設工事の種類	番号	建設工事の種類
03	大工工事	14	しゅんせつ工事	21	熱絶縁工事
04	左官工事	15	板金工事	22	電気通信工事
05	とび・土工・コンクリート工事	16	ガラス工事	24	さく井工事
06	石工事	17	塗装工事	25	建具工事
07	屋根工事	18	防水工事	26	水道施設工事
10	タイル・れんが・ブロック工事	19	内装仕上工事	27	消防施設工事
12	鉄筋工事	20	機械器具設置工事	28	清掃施設工事
				29	解体工事

11 「監理技術者講習修了履歴」の欄における「修了番号」のカラムには、過去5年以内の日の属する年の内に修了した監理技術者講習がある場合に限り記入すること。その際、過去5年以内の日の属する年の内に講習を複数回修了している場合にあっては、最新のものの修了番号を記入すること。

様式第二十五号の五(第十七条の三十五関係)

(表面)

	氏名	年 月 日 生
	住所	
写 真	初回交付	年 月 日 交付
	交付番号	第 号
	監理技術者資格者証	
	令和 年 月 日 まで有効	
	国土交通大臣 指定資格者証交付機関代表者	
	所属建設業者	許可番号
	有する資格	
	建設業の種類	土建大友と石屋電管タ鋼筋舗しゆ板ガ能防内機絶通漏井具水消消解
	有・無	

85.47ミリメートル以上
85.72ミリメートル以下

(裏面)

	修了番号:第 号	修了年月日:
	氏名:	生年月日:
	講習修了履歴	講習実施機関名:
資 格 者 証 備 考		

備考
磁気ストライプを埋め込むこと。

様式第二十五号の五(第十七条の三十五関係)

様式第二十五号の六(第十七条の三十六関係) (用紙A4) 資格者証変更届出書

国土交通大臣 指定資格者証交付機関代表者 殿 令和 年 月 日

下記のとおり、(1)氏名 (2)住所 (3)所属建設業者 (4)監理技術者資格 について、変更があつたので届出をします。

1. 変更届出 (1)(2)(3)(4) 2. 既資格者証 交付番号 有効期限 3. 申請者氏名 フリガナ 氏名 4. 生年月日 元号 5. 本籍 都道府県 6. 住所 郵便番号 7. 所属建設業者 商号又は名称 許可番号 電話番号 8. 監理技術者資格 (1)区分 番号 (2)区分 番号 (3)区分 番号 (4)区分 番号 (5)区分 番号 (6)区分 番号 (7)区分 番号 (8)区分 番号 (9)区分 番号 (10)区分 番号 9. 受付番号 受付場所 受付日 令和 年 月 日

記載要領

- 1 太線の枠内には記入しないこと。 2 この申請書の[]で表示された枠(以下「カラム」という。)に記入する場合には、1カラム1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。 3 「変更届出」の欄は、変更する項目の該当する区分に○を記入すること。 4 「既資格者証」の欄は、既に交付を受けている資格者証の交付番号及び有効期限を記入すること。 5 「申請者氏名」の欄は、申請者の氏名(変更があつた場合は、変更後の氏名)を記入すること。「フリガナ」のカラムには、申請者の氏名(変更があつた場合は、変更後の氏名)をカタカナで例えば、「カミタタケタケ」のように左詰めで記入すること。 6 「生年月日」の欄における「元号」のカラムには、該当するコードを記入すること。 7 「本籍」の欄は、本籍地の所在する都道府県名とその都道府県コード(変更があつた場合は、変更後の都道府県名とその都道府県コード)を記入すること。 8 住所に変更があつた場合は、「住所」「郵便番号」「電話番号」のすべてのカラムに変更後の内容を記入すること。 9 所属する建設業者を変更した場合は、「所属建設業者」の欄のうち「商号又は名称」「許可番号」「電話番号」のすべてのカラムに変更後の内容を記入すること。 10 「監理技術者資格」の欄は、既に交付を受けている資格者証に記載されている監理技術者資格を有しなくなった場合についてのみ記入すること。

Table with 2 columns: 種類 (Company Type) and 略号 (Abbreviation). Includes examples like 株式会社 (株), 合資会社 (資), etc.

「許可番号」のカラムには、所属建設業者の許可番号を記入すること。 「大臣・知事コード」のカラムには、所属建設業者が現在許可を受けている行政庁について別表(一)の分類に従い該当するコードを記入すること。 「国土交通大臣 知事」及び「一般 特」のカラムについては、不要のものを消すこと。 「電話番号」のカラムには、所属建設業者の電話番号を記載要領8に従って記入すること。 「監理技術者資格」の欄は、既に交付を受けている資格者証に記載されている監理技術者資格を有しなくなった場合についてのみ記入すること。

ラムには、資格者証から記載を削除しようとする監理技術者資格について別表(二)の分類に従い該当するコードを記入すること。ただし、当該資格が法第15条第2号ロに該当することである場合には「016」と記入すること。

「番号」のラムには、資格者証から記載を削除しようとする当該資格が法第27条第1項の規定による一般の技術検定の合格である場合には技術検定合格証明書の番号を、建築士法(昭和25年法律第202号)に基づく一般の建築士である場合には建築士登録番号を、技術士法(昭和58年法律第25号)に基づく第二次試験の合格である場合には第二次試験合格証番号を、法第15条第2号ロに該当することである場合には同号ロの指導監督的実務の経験の基礎となる建設工事の種類に応じた表の番号を、法第15条第2号ハに基づく国土交通大臣の認定である場合には認定番号を、それぞれ対応するラムに例えは「016」「017」「018」のように右詰めして記入すること。

番号	建設工事の種類	番号	建設工事の種類	番号	建設工事の種類
03	大工工事	14	しゅんせつ工事	21	熱絶縁工事
04	左官工事	15	板金工事	22	電気通信工事
05	とび・土工・コンクリート工事	16	ガラス工事	24	さく井工事
06	石工事	17	塗装工事	25	建具工事
07	屋根工事	18	防水工事	26	水道施設工事
10	タイル・れんが・ブロック工事	19	内装仕上工事	27	消防施設工事
12	鉄筋工事	20	機械器具設置工事	28	清掃施設工事
				29	解体工事

様式第二十五号の七(第十七条の三十七関係)

資格者証再交付申請書

国土交通大臣

令和 年 月 日

指定資格者証交付機関代表者 殿

(写真)
資格者証用写真
1枚を左面の写
り付けする。
顔はセンターメートル
顔はセンターメートル

1. 既資格者証 交付番号 第 [] 号 有効期限 令和 年 月 日

2. 申請者氏名 フリガナ [] 氏名 [] (日姓)

3. 生年月日 元号 [] 年 [] 月 [] 日
[] (昭和 25 年 5 月 10 日 平成 25 年 4 月)

4. 本籍 都道府県コード [] 都・道・府・県 []

5. 再交付の理由 [] (1. 紛失 2. 滅失 3. 汚損 4. 破損)
理由 []

6. 監理技術者講習修了履歴 (修了履歴がある場合のみ記載)
修了番号 第 [] 号 修了年月日 令和 年 月 日

7. 受付番号 [] 受付場所 [] 受付日 令和 年 月 日

様式第二十五号の七(第十七条の三十七関係)

記載要領

- 1 太線の枠内には記入しないこと。
- 2 この申請書の□□□□で表示された枠(以下「カラム」という。)に記入する場合には、1カラム1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。
- 3 「既資格者証」の欄は、既に交付を受けている資格者証の交付番号及び有効期限を記入すること。
- 4 「申請者氏名」の欄における「フリガナ」のカラムには、申請者の氏名をカタカナで例えば「田中 太郎」のように左詰めで記入すること。その際、濁点及び半濁点は1文字として扱うこと。また、資格者証に旧姓の併記を希望する場合は、「旧姓」の欄に旧姓を併記すること。
- 5 「生年月日」の欄における「元号」のカラムには該当するコードを記入すること。
- 6 「本籍」の欄は、本籍地の所在する都道府県名とその都道府県コードを記入すること。「都道府県コード」のカラムには、別表(三)の分類に従い該当するコードを記入すること。日本国籍を有しない者にあつては、その者の有する国籍とその該当するコードを別表(三)の分類に従い記入すること。
- 7 「再交付の理由」の欄においては、再交付を申請する理由に該当するコードをカラムに記入し、具体的な理由を記すこと。
- 8 「監理技術者講習修了履歴」の欄における「修了番号」のカラムには、過去5年以内の日の属する年の内に修了した監理技術者講習がある場合に限り記入すること。その際、過去5年以内の日の属する年の内に講習を複数回修了している場合にあつては、最新のものの修了番号を記入すること。

様式第二十五号の八(第十八条の八関係)

様式第二十五号の八(第十八条の八関係)

(表面)

53.92ミリメートル以上 54.03ミリメートル以下	<div style="text-align: center;">(登録基幹技能者講習の種目)講習修了証</div> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center; vertical-align: middle;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 80px; height: 80px; margin: 0 auto;"> 30.00 ミリメートル 24.00 ミリメートル 写 真 </div> </td> <td style="padding-left: 10px;"> 修了証番号 第 号 氏名 (生年月日 年 月 日) この者は、建設業法施行規則第18条の3第2項第2号の登録基幹技能者講習を修了した者であることを証します。 修了年月日 年 月 日 (登録基幹技能者講習実施機関の名称) 印 (登録番号 第 番) </td> </tr> </table>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 80px; height: 80px; margin: 0 auto;"> 30.00 ミリメートル 24.00 ミリメートル 写 真 </div>	修了証番号 第 号 氏名 (生年月日 年 月 日) この者は、建設業法施行規則第18条の3第2項第2号の登録基幹技能者講習を修了した者であることを証します。 修了年月日 年 月 日 (登録基幹技能者講習実施機関の名称) 印 (登録番号 第 番)
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 80px; height: 80px; margin: 0 auto;"> 30.00 ミリメートル 24.00 ミリメートル 写 真 </div>	修了証番号 第 号 氏名 (生年月日 年 月 日) この者は、建設業法施行規則第18条の3第2項第2号の登録基幹技能者講習を修了した者であることを証します。 修了年月日 年 月 日 (登録基幹技能者講習実施機関の名称) 印 (登録番号 第 番)		
	85.47ミリメートル以上 85.72ミリメートル以下		

(裏面)

備考	
----	--

備考

- 1 材質は、プラスチック又はこれと同等以上の耐久性を有するものとする。

様式第二十五号の九(第十八条の二十一関係)

(登録経理試験の名称)合格証明書			
氏名			
生年月日	年	月	日
この者は、建設業法施行規則第十八条の三第三項第二号ロの登録経理試験に合格した者であることを証します。			
登録経理試験の合格年月日	年	月	日
交付年月日	年	月	日
合格証明書番号	第	号	
(登録経理試験実施機関の名称)			印
(登録番号 第			番)

様式第二十五号の十(第十八条の二十五関係)

(登録経理講習の名称)修了証			
氏名			
生年月日	年	月	日
この者は、建設業法施行規則第十八条の三第三項第二号ハの登録経理講習を修了した者であることを証します。			
登録経理講習の修了年月日	年	月	日
交付年月日	年	月	日
修了証番号	第	号	
(登録経理講習実施機関の名称)			印
(登録番号 第			番)

様式第二十五号の十一(第十九条の三関係)

(用紙A4)

経営状況分析申請書
建設業法第27条の24第2項の規定により、経営に関する客観的事項の審査のうち経営状況の分析の申請をします。
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。
登録経営状況分析機関代表者

令和 年 月 日
申請者

申請年月日	令和 年 月 日
申請時の許可番号	大臣 知事 コード 国土交通大臣 知事 許可(許可番号) 第 号 許 可 令和 年 月 日 (特)
前回の申請時の許可番号	大臣 知事 コード 国土交通大臣 知事 許可(許可番号) 第 号 許 可 令和 年 月 日 (特)
審査基準日	令和 年 月 日
審査対象事業年度	期間 自 令和 年 月 日～至令和 年 月 日 処理の区分① ②
審査対象事業年度の前年度	期間 自 令和 年 月 日～至令和 年 月 日 処理の区分① ②
審査対象事業年度の前々年度	期間 自 令和 年 月 日～至令和 年 月 日 処理の区分① ②
法人又は個人の別	____ (1. 法人 2. 個人)
前回の申請の有無	____ (1. 有 2. 無)
単独決算又は連結決算の別	____ (1. 単独決算 2. 連結決算)
商号又は名称のフリガナ	
商号又は名称	

代表者又は個人の氏名のフリガナ	
代表者又は個人の氏名	
主たる営業所の所在地	
主たる営業所の電話番号	
当期減価償却実施額	, , , (千円)
前期減価償却実施額	, , , (千円)
(備考欄)	

連絡先 所屬等 氏名 電話番号 ファックス番号

- 記載要領
- 「申請者」の欄は、この申請書により経営状況分析を受けようとする建設業者(以下「申請者」という。)の他に申請書又は第19条の4第1項各号に掲げる添付書類を作成した者(財務書類を調製した者を含む。以下同じ。)がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も記載すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
 - 太枠(備考欄)の枠内には記載しないこと。
 - 「申請年月日」の欄は、登録経営状況分析機関に申請書を提出する年月日を記載すること。
 - 「申請時の許可番号」の欄の「国土交通大臣 知事」及び「特」は、不要のものを消すこと。
 - 「申請時の許可番号」の欄の「大臣 知事 コード」は、申請時に許可を受けている行政庁について別表(1)の分類に従い、該当するコードを記入すること。
「許可番号」及び「許可年月日」は、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可を受けた年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記載すること。
 - 「前回の申請時の許可番号」の欄は、前回の申請時の許可番号と申請時の許可番号が異なっている場合についてのみ記載すること。
 - 「審査基準日」の欄は、審査の申請をしようとする日の直前の事業年度の終了の日(別表(2)の分類のいずれかに該当する場合で直前の事業年度の終了の日以外の日を審査基準日として定めるときは、その日)を記載すること。
 - 「審査対象事業年度」の欄の「至令和 年 月 日」は審査基準日等を、「自令和 年 月 日」は審査基準日の1年前の日の翌日等を次の表の例により記載すること。
また、「処理の区分」の①は、次の表の分類に従い、該当するコードを記入すること。

コード	処 理 の 種 類
00	12か月ごとに決算を完了した場合 (例) 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの事業年度について申請する場合 自令和2年4月1日～至令和3年3月31日

01	6か月ごとに決算を完了した場合 (例) 令和2年10月1日から令和3年3月31日までの事業年度について申請する場合 自令和2年4月1日～至令和3年3月31日
02	商業登記法(昭和38年法律第125号)の規定に基づく組織変更の登記後最初の事業年度その他12か月に満たない期間で終了した事業年度について申請する場合 (例1) 合名会社から株式会社への組織変更に伴い令和2年10月1日に当該組織変更の登記を行った場合で令和3年3月31日に終了した事業年度について申請するとき 自令和2年4月1日～至令和3年3月31日 (例2) 申請に係る事業年度の直前の事業年度が令和2年3月31日に終了した場合で事業年度の変更により令和6年12月31日に終了した事業年度について申請するとき 自令和2年1月1日～至令和2年12月31日
03	事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度について申請する場合 (例) 令和2年10月1日に会社を新たに設立した場合で令和3年3月31日に終了した最初の事業年度について申請するとき 自令和2年10月1日～至令和3年3月31日
04	事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合 (例) 令和2年10月1日に会社を新たに設立した場合で最初の事業年度の終了の日(令和3年3月31日)より前の日(令和2年11月1日)に申請するとき 自令和2年10月1日～至令和2年10月1日

また、「処理の区分」の②は、別表(2)の分類のいずれかに該当する場合は、同表の分類に従い、該当するコードを記入すること。

- 「審査対象事業年度の前審査対象事業年度」の欄は、「審査対象事業年度」の欄の「自令和 年 月 日」に記載した日の直前の審査対象事業年度の期間及び処理の区分を8の例により記載すること。
- 「審査対象事業年度の前々審査対象事業年度」の欄は、「審査対象事業年度の前審査対象事業年度」の欄の「自令和 年 月 日」に記載した日の直前の審査対象事業年度の期間及び処理の区分を8の例により記載すること。
- 「前回の申請の有無」の欄は、審査対象事業年度の直前の審査対象事業年度について経営状況分析を受けた登録経営状況分析機関と同一の機関に申請をする場合は「1」を、そうでない場合は「2」を記入すること。
- 「単独決算又は連結決算の別」の欄は、申請者が会社法(平成17年法律第86号)第2条第6号の規定に基づく大会社であり、かつ、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第24条の規定に基づき、有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない者である場合は「2」を、そうでない場合は「1」を記入すること。
- 「商号又は名称のフリガナ」の欄は、カタカナで記載すること。
- 「商号又は名称」の欄は、法人の種類を表す文字については次の表の略号を用いて、記載すること。

種	類	略	号
株	式	会	社(株)
特	例	有	限(有)
合	名	会	社(名)
合	資	会	社(資)
合	同	会	社(合)
協	同	組	合(同)
協	業	組	合(業)

企	業	組	合(企)
---	---	---	------

- 「代表者又は個人の氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで記載すること。
- 「代表者又は個人の氏名」の欄は、申請者が法人の場合はその代表者の氏名を、個人の場合はその者の氏名を記載すること。
- 「主たる営業所の所在地」の欄は、都道府県、市区町村、町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については「(ハイフン)」を用いて、記載すること。
- 「主たる営業所の電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれ「(ハイフン)」で区切り、記載すること。
- 「当期減価償却実施額」の欄は、「単独決算又は連結決算の別」の欄に「1」と記入した者は、審査対象事業年度に係る減価償却実施額(未成工事支出金に係る減価償却費、販売費及び一般管理費に係る減価償却費、完成工事原価に係る減価償却費、兼業事業売上原価に係る減価償却費その他減価償却費として費用を計上した額をいう。以下同じ。)を記載すること。「2」と記入した者は、記載を要しない。
記載すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。
ただし、会社法第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。この場合、単位は千円とし、百万円未満は「0」を記載すること。
- 「前期減価償却実施額」の欄は、審査対象事業年度の前審査対象事業年度に係る減価償却実施額を19の例により記載すること。
ただし、「前回の申請の有無」の欄に「1」と記入し、かつ、前回の「当期減価償却実施額」の欄の内容に変更がないものについては、記載を省略することができる。
- 「連絡先」の欄は、この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に応答できる者の氏名、電話番号等を記載すること。

別表(1)

00	国土交通大臣	12	千葉県知事	24	三重県知事	36	徳島県知事
01	北海道知事	13	東京都知事	25	滋賀県知事	37	香川県知事
02	青森県知事	14	神奈川県知事	26	京都府知事	38	愛媛県知事
03	岩手県知事	15	新潟県知事	27	大阪府知事	39	高知県知事
04	宮城県知事	16	富山県知事	28	兵庫県知事	40	福岡県知事
05	秋田県知事	17	石川県知事	29	奈良県知事	41	佐賀県知事
06	山形県知事	18	福井県知事	30	和歌山県知事	42	長崎県知事
07	福島県知事	19	山梨県知事	31	鳥取県知事	43	熊本県知事
08	茨城県知事	20	長野県知事	32	島根県知事	44	大分県知事
09	栃木県知事	21	岐阜県知事	33	岡山県知事	45	宮崎県知事
10	群馬県知事	22	静岡県知事	34	広島県知事	46	鹿児島県知事
11	埼玉県知事	23	愛知県知事	35	山口県知事	47	沖縄県知事

別表(2)

コード	処	理	の	種	類
10	申請者について会社の合併が行われた場合で合併後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき				
11	申請者について会社の合併が行われた場合で合併期日又は合併登記の日を審査基準日として申請するとき				

12	申請者について建設業に係る事業の譲渡が行われた場合で譲渡後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
13	申請者について建設業に係る事業の譲渡が行われた場合で譲受人である法人の設立登記日又は事業の譲渡により新たな経営実態が備わつたと認められる日を審査基準日として申請するとき
14	申請者について会社更生手続開始の申立て、民事再生手続開始の申立て又は特定調停手続開始の申立てが行われた場合で会社更生手続開始決定日、会社更生計画認可日、会社更生手続開始決定日から会社更生計画認可日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日、民事再生手続開始決定日、民事再生手続開始決定日から民事再生計画認可日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日又は特定調停手続開始申立日から調停条項受諾日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日を審査基準日として申請するとき
15	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、外国建設業者の属する企業集団に属するものとして認定を受けて申請する場合
16	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、その属する企業集団を構成する建設業者の相互の機能分担が相当程度なされているものとして認定を受けて申請する場合
17	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、建設業者である子会社の発行済株式の全てを保有する親会社と当該子会社からなる企業集団に属するものとして認定を受けて申請する場合
18	申請者について会社分割が行われた場合で分割後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
19	申請者について会社分割が行われた場合で分割期日又は分割登記の日を審査基準日として申請するとき
20	申請者について事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合
21	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、一定の企業集団に属する建設業者(連結子会社)として認定を受けて申請する場合

様式第二十五号の十二(第十九条の四関係)

(用紙A4)

兼業事業売上原価報告書
自令和 年 月 日
至令和 年 月 日

(会社名)

千円

兼業事業売上原価	
期首商品(製品)たな卸高	×××
当期商品仕入高	×××
当期製品製造原価	×××
合 計	××××
期末商品(製品)たな卸高	△ ×××
兼業事業売上原価	×××
(当期製品製造原価の内訳)	
材料費	×××
労務費	×××
経費	×××
(うち 外注加工費)	(××)
小計(当期総製造費用)	×××
期首仕掛品たな卸高	×××
計	××××
期末仕掛品たな卸高	△ ×××
当期製品製造原価	×××

記載要領

- 建設業以外の事業を併せて営む場合における当該建設業以外の事業(以下「兼業事業」という。)に係る売上原価について記載すること。
- 二以上の兼業事業を営む場合はそれぞれの該当項目に合算して記載すること。
- 「(当期製品製造原価の内訳)」は、当期製品製造原価がある場合に記載すること。
- 「兼業事業売上原価」は損益計算書の兼業事業売上原価に一致すること。
- 記載すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。
ただし、会社法(平成17年法律第86号)第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。この場合、「千円」とあるのは「百万円」として記載すること。

様式第二十五号の十三(第十九条の五関係)

経営状況分析結果通知書

申請年月日

建設省建設行政評価局
建設部建設局
建設年月日 令和 年 月 日

建設省建設行政評価局

経営状況分析の結果を通知します。
この結果は建設行政評価局の調査結果は、事実と相違ありません。
注) 「地域の区分」の欄は、建設省建設行政評価局の定める「地域の区分」に基づき、経営状況分析を行った地域の区分を表示してあります。

許可番号 令和 年 月 日
審査番号 令和 年 月 日
地域の区分

課税標準額 (千円)

課税標準額に占める割合 %

課税標準額の割合 (1. 建設費, 2. 建設費)

経営状況分析

Table with 2 columns: 数値 (Number) and 数値 (Number). Rows include: 純文部利益比率, 自己資本対固定資産比率, A業種純利益, 自己資本比率, 経常基本売上総利益率, 営業キャッシュフロー, 売上高総利益率, 利益剰余金, 経営状況指数(A), 経営状況指数(Y)

Table with 2 columns: 金額(千円) (Amount in 1000 Yen) and 金額(千円) (Amount in 1000 Yen). Rows include: 固定資産, 売上高, 流動負債, 売上総利益, 固定負債, 受取利息配当金, 利益剰余金, 文部利益, 自己資本, 経常(事業主)利益, 単資本(当業), 営業キャッシュフロー, 複資本(前業), 営業キャッシュフロー

様式第二十五号の十四(第十九条の七、第二十条、第二十一条の二関係)

経営規模等評価申請書
経営規模等評価再審査申立書
総合評定値請求書

申請年月日

申請年月日

建設省建設行政評価局の26第2項の規定により、経営規模等評価の申請をします。
建設省建設行政評価局の28の規定により、経営規模等評価の再審査の申立をします。
建設省建設行政評価局の29第1項の規定により、総合評定値の請求をします。

この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

地方整備局長
北海道開発局
知事殿

Administrative header box with fields for 行政機関入欄 (Agency Entry), 申請書 (Application), 請求年月日 (Request Date), and 土木事務所コード整理番号 (Civil Engineering Office Code Management Number).

Main application form with multiple rows of input fields. Fields include: 申請年月日 (Application Date), 申請時の大区分 (Application Major Category), 前回の申請時の大区分 (Previous Application Major Category), 審査基準日 (Review Standard Date), 申請等の区分 (Application Category), 処理の区分 (Processing Category), 法人又は個人の別 (Entity Type), 商号又は名称 (Trade Name), 代表者又は個人の名 (Representative Name), 主たる営業所の所在地 (Main Business Location), 郵便番号 (Postal Code), 許可を受けている建設 (Permitted Construction), 経営規模等評価対象建設 (Evaluation Target Construction).

9 **018** 「処理の区分」の欄の左欄は、次の表の分類に従い、該当するコードを記入すること。

コード	処 理 の 種 類
00	12か月ごとに決算を完了した場合 (例) 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの事業年度について申請する場合
01	6か月ごとに決算を完了した場合 (例) 令和2年10月1日から令和3年3月31日までの事業年度について申請する場合
02	商業登記法(昭和38年法律第125号)の規定に基づく組織変更の登記後最初の事業年度その他12か月に満たない期間で終了した事業年度について申請する場合 (例1) 合名会社から株式会社への組織変更に伴い令和2年10月1日に当該組織変更の登記を行った場合で令和3年3月31日に終了した事業年度について申請するとき (例2) 申請に係る事業年度の直前の事業年度が令和2年3月31日に終了した場合で事業年度の変更により令和2年12月31日に終了した事業年度について申請するとき
03	事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度について申請する場合 (例) 令和2年10月1日に会社を新たに設立した場合で令和3年3月31日に終了した最初の事業年度について申請するとき
04	事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合 (例) 令和2年10月1日に会社を新たに設立した場合で最初の事業年度の終了の日(令和3年3月31日)より前の日(令和2年11月1日)に申請するとき

また、「処理の区分」の右欄は、別表(2)の分類のいずれかに該当する場合は、同表の分類に従い、該当するコードを記入すること。

10 **017** 「資本金額又は出資総額」の欄は、申請者が法人の場合にのみ記入し、株式会社にあつては資本金額を、それ以外の法人にあつては出資総額を記入し、申請者が個人の場合には記入しないこと。

「法人番号」の欄は、申請者が法人であつて法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項に規定する法人番号をいう。)の指定を受けたものである場合にのみ当該法人番号を記入すること。

11 **018** 「商号又は名称のフリガナ」の欄は、カタカナで記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えば「**あ**」又は「**や**」のように1文字として扱うこと。なお、株式会社等法人の種類を表す文字についてはフリガナは記入しないこと。

12 **019** 「商号又は名称」の欄は、法人の種類を表す文字については次の表の略号を用いて、記入すること。

(例) **(株)** **(有)**
(有)

種 類	略 号
株 式 会 社	(株)
特 例 有 限 会 社	(有)
合 名 会 社	(名)
合 資 会 社	(資)

合 同 会 社	(合)
協 同 組 合	(同)
協 業 組 合	(業)
企 業 組 合	(企)

13 **110** 「代表者又は個人の氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで姓と名の間に1カラム空けて記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えば「**あ**」又は「**や**」のように1文字として扱うこと。

14 **111** 「代表者又は個人の氏名」の欄は、申請者が法人の場合はその代表者の氏名を、個人の場合はその者の氏名を、それぞれ姓と名の間に1カラム空けて記入すること。

15 **112** 「主たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック(総務省編「全国地方公共団体コード」)により、主たる営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。

16 **113** 「主たる営業所の所在地」の欄は、15により記入した市区町村コードによつて表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については(ハイフン)を用いて、例えば「**03-92-53-81111**」のように記入すること。

17 **114** 「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれ(ハイフン)で区切り、例えば「**03-5253-8111**」のように記入すること。

18 **115** 「許可を受けている建設業」の欄は、申請時に許可を受けている建設業が一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を次の表の()内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業(土)	鋼構造物工事業(鋼)	熱絶縁工事業(絶)
建築工事業(建)	鉄筋工事業(筋)	電気通信工事業(通)
大工工事業(大)	舗装工事業(舗)	造園工事業(園)
左官工事業(左)	しゅんせつ工事業(しゅ)	さく井工事業(井)
とび・土工事業(と)	板金工事業(板)	建具工事業(具)
石工事業(石)	ガラス工事業(ガ)	水道施設工事業(水)
屋根工事業(屋)	塗装工事業(塗)	消防施設工事業(消)
電気工事業(電)	防水工事業(防)	清掃施設工事業(清)
管工事業(管)	内装仕上工事業(内)	解体工事業(解)
タイル・れんが・ブロック工事業(タ)	機械器具設置工事業(機)	

19 **116** 「経営規模等評価等対象建設業」の欄は、経営規模等評価等を申請する建設業(総合評定値の請求のみを行う場合にあっては、経営規模等評価の結果を受けた建設業)について18の表の()内に示された略号のカラムに「9」と記入すること。

20 **117** 「自己資本額」の欄は、審査基準日の決算(以下「基準決算」という。)における自己資本の額又は基準決算及び前回の申請時における審査基準日(以下「直前の審査基準日」という。)の決算における自己資本の額の平均の額(以下「平均自己資本額」という。)を記入し、「審査対象」のカラムに「1」又は「2」を記入すること。また、平均自己資本額を記入した場合は、表内のカラムに基準決算における自己資本の額及

び直前の審査基準日の決算における自己資本の額をそれぞれ記入すること。

記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。
 ただし、会社法(平成17年法律第86号)第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。ただし、「自己資本額」の欄に平均自己資本額を記入するときは、平均自己資本額を計算する際に生じる百万円未満の端数については切り捨てずにそのまま記入すること。カラムに数字を記入するに当たっては、単位は千円とし、例えば「1,000,000」を「1,000,000」のように百万円未満の単位に該当するカラムに「0」を記入すること。

21 「利益額(2期平均)」の欄は、審査対象事業年度における利益額及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度の利益額の平均の額を記入すること。また、表内のカラムに審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における営業利益の額及び減価償却実施額をそれぞれ記入すること。

記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。
 ただし、会社法第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。ただし、「利益額(2期平均)」を計算する際に生じる百万円未満の端数については切り捨てずにそのまま記入すること。

22 「技術職員数」の欄は、別紙二で記入した技術職員の人数の合計を記入すること。

23 「登録経営状況分析機関番号」の欄は、経営状況分析を受けた登録経営状況分析機関の登録番号を記入し、例えば「01000001」のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。

24 「連絡先」の欄は、この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に応答できる者の氏名、電話番号等を記載すること。

別表(1)

00	国土交通大臣	12	千葉 県知事	24	三重 県知事	36	徳島 県知事
01	北海道知事	13	東京都知事	25	滋賀 県知事	37	香川 県知事
02	青森 県知事	14	神奈川県知事	26	京都 府知事	38	愛媛 県知事
03	岩手 県知事	15	新潟 県知事	27	大阪 府知事	39	高知 県知事
04	宮城 県知事	16	富山 県知事	28	兵庫 県知事	40	福岡 県知事
05	秋田 県知事	17	石川 県知事	29	奈良 県知事	41	佐賀 県知事
06	山形 県知事	18	福井 県知事	30	和歌山 県知事	42	長崎 県知事
07	福島 県知事	19	山梨 県知事	31	鳥取 県知事	43	熊本 県知事
08	茨城 県知事	20	長野 県知事	32	高松 県知事	44	大分 県知事
09	栃木 県知事	21	岐阜 県知事	33	岡山 県知事	45	宮崎 県知事
10	群馬 県知事	22	静岡 県知事	34	広島 県知事	46	鹿児島 県知事
11	埼玉 県知事	23	愛知 県知事	35	山口 県知事	47	沖縄 県知事

別表(2)

コード	処 理 の 種 類
10	申請者について会社の合併が行われた場合で合併後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
11	申請者について会社の合併が行われた場合で合併期日又は合併登記の日を審査基準日として申請するとき
12	申請者について建設業に係る事業の譲渡が行われた場合で譲渡後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
13	申請者について建設業に係る事業の譲渡が行われた場合で譲受人である法人の設立登記日又は事業の譲渡により新たな経営実態が備わったと認められる日を審査基準日として申請するとき
14	申請者について会社更生手続開始の申立て、民事再生手続開始の申立て又は特定調停手続開始の申立てが行われた場合で会社更生手続開始決定日、会社更生計画認可日、会社更生手続開始決定日から会社更生計画認可日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日、民事再生手続開始決定日、民事再生手続開始決定日から民事再生計画認可日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日又は特定調停手続開始申立日から調停条項受諾日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日を審査基準日として申請するとき
15	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、外国建設業者の属する企業集団に属するものとして認定を受けて申請する場合
16	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、その属する企業集団を構成する建設業者の相互の機能分担が相当程度なされているものとして認定を受けて申請する場合
17	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、建設業者である子会社の発行済株式の全てを保有する親会社と当該子会社からなる企業集団に属するものとして認定を受けて申請する場合
18	申請者について会社分割が行われた場合で分割後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
19	申請者について会社分割が行われた場合で分割期日又は分割登記の日を審査基準日として申請するとき
20	申請者について事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合
21	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、一定の企業集団に属する建設業者(連結子会社)として認定を受けて申請する場合
22	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、その外国にある子会社について認定を受けて申請する場合

別紙一



工事種類別完成工事高
工事種類別元請完成工事高

Table with columns for '審査対象事業年度' (Audit Target Business Year), '前審査対象事業年度又は前前審査対象事業年度' (Previous or Pre-previous Audit Target Business Year), and '完成工事高(千円)' (Completion Work High (1000 Yen)). It includes sub-sections for '完成工事高(千円)' and '元請完成工事高(千円)' with detailed rows for '工事の種類' (Type of Work) and '工事' (Work).

記載要領

- 1 [] [] [] [] で表示された枠(以下「カラム」という。)に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ「順に、かつ、カラムからはみ出さないよう」に数字を記入すること。例として [0] [1] [2] のように右詰めで行うこと。
2 [3] [1] 「審査対象事業年度」の欄は、次の例により記入すること。
(1) 12か月ごとに決算を完了した場合
(例) 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの事業年度について申請する場合
自令和2年04月～至令和03年03月
(2) 6か月ごとに決算を完了した場合
(例) 令和2年10月1日から令和3年3月31日までの事業年度について申請する場合
自令和2年04月～至令和03年03月
(3) 商業登記法(昭和38年法律第125号)の規定に基づく組織変更の登記後最初の事業年度その他12か月未満の期間で終了した事業年度について申請する場合
(例1) 合名会社から株式会社への組織変更に伴い令和2年10月1日に当該組織変更の登記を行った場合で令和3年3月31日に終了した事業年度について申請するとき
自令和2年04月～至令和03年03月
(例2) 申請に係る事業年度の直前の事業年度が令和2年3月31日に終了した場合で事業年度の変更により令和2年12月31日に終了した事業年度について申請するとき
自令和02年01月～至令和02年12月
(4) 事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度について申請する場合
(例) 令和2年10月1日に会社を新たに設立した場合で令和3年3月31日に終了した最初の事業年度について申請するとき
自令和2年10月～至令和03年03月
(5) 事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合
(例) 令和2年10月1日に会社を新たに設立した場合で最初の事業年度の終了の日(令和3年3月31日)より前の日(令和2年11月1日)に申請するとき
自令和2年10月～至令和00年00月
3 [3] [1] 「審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度」の欄は、「審査対象事業年度」の欄に記入した期間の直前の審査対象事業年度の期間を2の例により記入すること。
ただし、審査対象事業年度及び審査対象事業年度の直前2年の審査対象事業年度の完成工事高及び元請完成工事高について申請する場合にあつては、直前2年の各審査対象事業年度の期間を2の例により記入し、下欄に直前2年の各審査対象事業年度の期間をそれぞれ記入すること。
4 [3] [2] 「業種コード」の欄は、次のコード表により該当する工事の種類に応じ、該当するコードをカラムに記入すること。
なお、「土木一式工事」について記入した場合においては、その次の「業種コード」の欄は「プレストレストコンクリート構造物工事」のコード「011」を記入し、「完成工事高」の欄には「土木一式工事」の完成工事高のうち「プレストレストコンクリート構造物工事」に係るものを記入することとし、当該工事に係る実績がない場合においてはカラムに「0」を記入すること。また、「元請完成工事高」の欄には「土木一式工事」の元請完成工事高のうち「プレストレストコンクリート構造物工事」に係るものを記入することとし、当該工事に係る実績がない場合においてはカラムに「0」を記入すること。同様に、「とび・土工・コンクリート工事」に記入した場合においては「業種コード」の欄に「法面地理工事」のコード「051」を記入し、「鋼構造物工事」に記入した場合においては「業種コード」の欄に「鋼橋上部工事」のコード「111」を記入し、それぞれの工事に係る完成工事高及び元請完成工事高を記入すること。

記載要領

- この名簿は、014「審査基準日」に記入した日(以下「審査基準日」という。)において在籍する技術職員(第18条の3第2項第1号から第3号までに該当する者。以下同じ。)に該当する者全員について作成すること。なお、一人の技術職員につき技術職員として申請できる建設業の種類は2までとする。
- 0101で表示された枠(以下「カラム」という。)に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように数字を記入すること。例えば01112のように右詰めして記入すること。
- 011「頁数」の欄は、頁番号を記入すること。例えば技術職員名簿の枚数が3枚目であれば003、12枚目であれば012のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。
- 「新規掲載者」の欄は、審査対象年内に新規に技術職員となった者につき、○印を記入すること。
- 「審査基準日現在の満年齢」の欄は、当該技術職員の審査基準日時点での満年齢を記入すること。
- 「業種コード」の欄は、経営規模等評価等対象建設業のうち、技術職員の数の算出において対象とする建設業の種類を次の表から2つ以内で選択するコードを記入すること。

コード	建設業の種類	コード	建設業の種類	コード	建設業の種類
01	土木工事業	11	鋼構造物工事業	21	熱絶縁工事業
02	建築工事業	12	鉄筋工事業	22	電気通信工事業
03	大工工事業	13	舗装工事業	23	造園工事業
04	左官工事業	14	しゅんせつ工事業	24	さく井工事業
05	とび・土工事業	15	板金工事業	25	建具工事業
06	石工事業	16	ガラス工事業	26	水道施設工事業
07	屋根工事業	17	塗装工事業	27	消防施設工事業
08	電気工事業	18	防水工事業	28	清掃施設工事業
09	管工事業	19	内装仕上工事業	29	解体工事業
10	タイル・れんが・ブロック工事業	20	機械器具設置工事業		

- 「有資格区分コード」の欄は、技術職員が保有する資格のうち、「業種コード」の欄で記入したコードに対応する建設業の種類に係るものについて別表(四)及び別表(五)の分類に照し、該当するコードを記入すること。
- 「講習受講」の欄は、建設業法第15条第2号イに該当する者が、法第27条の18第1項の規定により監理技術者資格証の交付を受けている場合であつて、法第26条の4から第26条の6までの規定により国土交通大臣の登録を受けた講習を受けた場合は「1」を、その他の場合は「2」を記入すること。
- 「監理技術者資格証交付番号」の欄は、法第27条の18第1項の規定により監理技術者資格証の交付を受けている者についてその交付番号を記載すること。
- 「CPD単位取得数」の欄は、第7条の3第3号若しくは第18条の3第2項第1号に規定する者又は1級若しくは2級の第一次検定に合格した者が、審査基準日から1年以内に取得したCPD(建設工事の施工の管理に従事する者を対象としてその能力の向上を目的として行われる継続学習をいう。以下同じ。)の単位数(ただし、算入できるCPD単位数は一人当たり30単位を上限とする。)を記載すること。

別紙三

その他の審査項目(社会性等)

(関係人)

建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況	
雇用保険加入の有無	0101 (1.有、2.無、3.適用除外)
健康保険加入の有無	0101 (1.有、2.無、3.適用除外)
厚生年金保険加入の有無	0101 (1.有、2.無、3.適用除外)
建設業連帯基金積立制度加入の有無	0101 (1.有、2.無)
退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無	0101 (1.有、2.無)
法定外労働災害補償制度加入の有無	0101 (1.有、2.無)
若年技術職員の継続的育成及び確保	0101 (1.該当、2.非該当) <small>技術職員数(人) 若年技術職員数(人) 若年技術職員割合(%)</small>
新規若年技術職員の育成及び確保	0101 (1.該当、2.非該当) <small>新規若年技術職員数(人) 新規若年技術職員の割合(%)</small>
CPD単位取得数	0101 0101010101 (単位) 技術者数 01010101 (人)
技能レベル向上者数	0101 0101010101 (人) 技能者数 01010101 (人) 技能対象者数 0101010101 (人)
女性職業生活における活躍の促進に関する取組に基づく認定状況	0101 (1.認定(1)認定、(2)認定、3.認定(1)認定、(2)認定、4.ブランチ認定(1)認定、5.非該当)
次世代育成支援対策推進法に基づく認定状況	0101 (1.くるみん認定、2.トイくるみん認定、3.ブランチくるみん認定、4.非該当)
若少年の雇用促進等に関する取組に基づく認定状況	0101 (1.ユースコース認定、2.非該当)
建設事業に就業する者の就業態様を確保するために必要の取組の実施状況	0101 (1.「全ての建設工事(労働)」に該当、2.「全ての公共工事(労働)」に該当、3.非該当)
建設業の営業継続の状況	
営業年数	0101 0101 (年)
民営再建又は公社更生法の適用の有無	0101 (1.有、2.無)
防災活動への貢献の状況	
防災活動の経歴の有無	0101 (1.有、2.無)
法令遵守の状況	
営業停止処分の有無	0101 (1.有、2.無)
罰金処分の有無	0101 (1.有、2.無)
建設業の経理の状況	
監事の受審状況	0101 (1.合併税理士の監査、2.会計事務所の監査)
公認会計士等の数	0101 0101 (人)
二級建設経理試験合格者等の数	0101 0101 (人)
研究開発の状況	
研究開発費(2級平均)	0101 0101010101 (円) 0101010101 (円) 0101010101 (円)
建設機械の保有状況	
建設機械の所有及びリース台数	0101 0101 (台)
国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況	
ISO9001の認証の有無	0101 (1.有、2.無)
ISO9001の登録の有無	0101 (1.有、2.無)
ISO14001の登録の有無	0101 (1.有、2.無)

記載要領

1. で表示された枠(以下「カラム」という。)に記入する場合は、1カラムに文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないよう数字を記入すること。例えば のように右詰めで記入すること。
2. 「雇用保険加入の有無」の欄は、その雇用する労働者が雇用保険の被保険者となったことについて公共職業安定所の長に対する届出を行っている場合は「1」を、行っていない場合は「2」を、従業員が1人も雇用されていない場合等の雇用保険の適用が除外される場合は「3」を記入すること。
3. 「健康保険加入の有無」の欄は、従業員が健康保険の被保険者の資格を取得したことについての日本年金機構又は健康保険組合に対する届出を行っている場合は「1」を、行っていない場合は「2」を、従業員が4人以下である個人事業主である場合等の健康保険の適用が除外される場合は「3」を記入すること。
4. 「厚生年金保険加入の有無」の欄は、従業員が厚生年金保険の被保険者の資格を取得したことについての日本年金機構に対する届出を行っている場合は「1」を、行っていない場合は「2」を、従業員が4人以下である個人事業主である場合等の厚生年金保険の適用が除外される場合は「3」を記入すること。
5. 「建設業退職金共済制度加入の有無」の欄は、審査基準日において、勤労者退職金共済機構との間で、特定業種退職金共済契約を締結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」を記入すること。
6. 「退職一時金積立若しくは企業年金制度導入の有無」の欄は、審査基準日において、次のいずれかに該当する場合は「1」を、いずれにも該当しない場合は「2」を記入すること。
 - (1) 労働協約若しくは就業規則に退職手当の定めがあること又は退職手当に関する事項についての規則が定められていること。
 - (2) 勤労者退職金共済機構との間で特定業種退職金共済契約以外の退職金共済契約が締結されていること。
 - (3) 所轄国庫法執行官に規定する特定退職金共済制度との間で退職金共済についての契約が締結されていること。
 - (4) 厚生年金基金が設立されていること。
 - (5) 法人税法に規定する退職給付年金の契約が締結されていること。
 - (6) 確定拠出年金(平成17年法律第90号)に規定する確定拠出年金が導入されていること。
7. 「法定外労働災害補償制度加入の有無」の欄は、審査基準日において、(公財)建設業福祉推進団、(一社)建設業労災互助会、全日本火災共済同組合連合会、(一社)自治労働災害補償協会連合会又は建設士会との間で、労働災害補償協会の規約に基づき保険料が賦課となつた業務災害及び通勤災害下請人員に係るものを含む。)に関する給付についての契約を、締結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」を記入すること。
8. 「若年技術職員の継続的教育及び確保」の欄は、審査基準日において、満35歳未満の技術職員の人数が技術職員の人数の合計の15%以上に該当する場合は「1」を、該当しない場合は「2」を記入すること。また、「技術職員数」の欄には別紙二の技術職員名簿に記載した技術職員の合計人数を、「若年技術職員数」の欄には、審査基準日において満35歳未満の技術職員の人数を、「若年技術職員数の割合」の欄に記載した数値を「技術職員数」の欄に記載した数値で除した数値を百分率で表し、記載すること。
9. 「新規若年技術職員の育成及び確保」の欄は、審査基準日において、満35歳未満の技術職員のうち、審査対象年内に新規に技術職員となつた人数が技術職員の人数の合計の15%以上に該当する場合は「1」を、該当しない場合は「2」を記入すること。また、「新規若年技術職員数」の欄には、別紙二の技術職員名簿に記載された技術職員のうち、「新規若年技術職員」の欄に○が付けられ、審査基準日において満35歳未満のもの的人数を、「新規若年技術職員の割合」の欄には「新規若年技術職員数」の欄に記載した数値を前項「技術職員数」の欄に記載した数値で除した数値を百分率で表し、記載すること。
10. 「中級技術者の数」の欄は、「技術者数」の欄に記載した数に含まれる者が審査基準日以前年のうちに取得したCPDの単位数(ただし、算入できるCPD単位数は1人当たり30単位を上限とする。)を記載すること。また、「技術者数」の欄は、数値の数字が若しくは第18条の第3項第1号に規定する者に該当しない場合は「1」を、第1次検定に合格した者(第18条の第3項第1号に規定される者に該当する者を除く。)の数を記載すること。
11. 「技術士(専門士)向上者数」の欄は、「技術者数」の欄に記載した数に含まれる者が審査基準日以前年のうちに国土交通大臣が定める建設技術者の能力評価制度により認定(以下以下のように「認定(段階目)」という。)の認定が審査基準日以前年のうちに受けている評価区分より1以上上位であつた技術者の数を記載すること。また、「技術者数」の欄は、審査基準日において審査基準日以前年のうちに建設工事の施工に従事した者であつて第14条の第2号号又は同条第4号号に規定する建設工事に従事する者の数から建設工事の施工の管理のみに従事した者の数を除いた数を、「段階別者数」の欄は、審査基準日以前年のうちに認定が評価区分より評価が最上位に該当する者とした者の数を記載することとする。
12. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)に基づく「えるびし認定(段階目)」を受けている場合は「1」を、「えるびし認定(段階目)」を受けている場合は「2」を、「えるびし認定(段階目)」を受けている場合は「3」を、「フクナクえるびし認定」を受けている場合は「4」を、いずれの認定も受けていない場合は「5」を記入すること。
13. 「女性活躍推進法(平成25年法律第96号)に基づく「えるびし認定(段階目)」を受けている場合は「1」を、「えるびし認定(段階目)」を受けている場合は「2」を、「えるびし認定(段階目)」を受けている場合は「3」を、「フクナクえるびし認定」を受けている場合は「4」を、いずれの認定も受けていない場合は「5」を記入すること。
14. 「青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況」の欄は、審査基準日において、青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和46年法律第98号)に基づき「ニュールー」認定を受けている場合は「1」を、受けていない場合は「2」を記入すること。
15. 「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況」の欄は、審査基準日以前年のうちに発注者から直接録け付いた建設工事のうち、国土交通大臣が定める建設工事以外の建設工事において建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置として国土交通大臣が定めるものを実施した場合は「1」を、国土交通大臣が定める公共工事以外の建設工事において当該措置を実施した場合は「2」を、いずれにも該当しない場合は「3」を記入すること。
16. 「休業年数」の欄は、審査基準日までの建設業の休業年数(建設業の許可又は登録を受けて営業を行つた年数をいい、休業等の期間を除く。ただし、平成23年4月1日以前に中絶して係る再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、かつ、再生活動終了の決定又は更生手続終了の決定を受けたから営業を行つていない年数を除く。休業等の期間を除く。)を記入し、期間の号については空欄のものとする。
17. 「民事再生又は会社更生法の適用の有無」の欄は、平成23年4月1日以前の申立てに係る再生活動開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、かつ、再生活動開始の決定又は更生手続終了の決定を受けていない場合は「1」を、その他の場合は「2」を記入すること。
18. 「防災活動に継続的の有無」の欄は、審査基準日において、国、特別自治体等公共工事の凡そ及び特別の促進に関する法律第2条第1項に規定する特殊法人又は地方公共団体の間で、防災活動に関する協定を締結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」を記入すること。
19. 「事業停止の有無」の欄は、審査対象年において、法第28条の規定による営業の停止を受けたことがある場合は「1」を、受けたことがない場合は「2」を記入すること。
20. 「指示処分の有無」の欄は、審査対象年において、法第28条の規定による指示を受けたことがある場合は「1」を、受けたことがない場合は「2」を記入すること。
21. 「経営の受容状況」の欄は、審査基準日において、会計監査人の設置を行っている場合は「1」を、会計監査人の設置を行っていない場合は「2」を、第18条の第3項第2号イに該当する者、一級登録経理試験に合格した者であつて、合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しないもの、一級登録経理講習を受講した者であつて、合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しないもの又は第18条の第3項第2号ロに該当する者(一級の登録経理講習を受講した者と同等以上と認められる者に限る。)が経理職務の適正を確保した旨の書類に自ら署名を付したものを提出している場合は「3」を、いずれにも該当しない場合は「4」を記入すること。
22. 「公認会計士等の数」の欄は、第18条の第3項第2号イに該当する者、一級登録経理試験に合格した者であつて、合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しないもの、一級登録経理講習を受講した者であつて、受講した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しないもの、二級登録経理試験合格者等の数」の欄は、二級登録経理試験に合格した者であつて、合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しないもの、一級登録経理講習を受講した者であつて、受講した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しないもの又は第18条の第3項第2号ロに該当する者(一級の登録経理講習を受講した者と同等以上と認められる者に限る。)の人数を記載すること。
23. 「研究開発費(前期平均)」の欄は、審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前期平均研究開発費の前期平均の額を記入すること。ただし、会計監査人監査以外の建設業者はカラムに「0」を記入すること。また、表内のカラムに審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前期平均研究開発費に関する研究開発費の額を記入すること。
24. 「建設機械の所有及びリース台数」の欄は、審査基準日において、自ら所有し、又はリース契約(審査基準日から1年7月以上の使用期間が定められているものに限る。)により使用する建設機械(建設業法施行令(昭和29年政令第24号)別表に規定するショベルキャブ系掘削機、ブルドーザー、トラッククレーン及びクレーンブーム、土留等の運搬する貨物自動車であつて自動車検査証(建設業車両法(昭和28年法律第165号)第40条第1項)の自動車検査証をいう。)の車体の形状が掘削機「クレーン」、クレーンブーム、クレーンブーム、クレーンブーム)と記載されているもの並びに労働安全衛生法施行令(昭和47年法律第108号)別表第4号に掲げるつり上げ荷重が3トン以上の移動式クレーン、同令第13条第3項第34号に掲げる作業高さ2メートル以上の高所作業車、同令別表第74号に掲げる締着用機械及び同表第6号に掲げる解体用機械について、台数の合計を記入すること。
25. 「エコアクション21の認証の有無」の欄は、審査基準日において、エコアクション21の認証を取得している場合(認証範囲に建設業が含まれていない場合でも当該認証の一部の範囲に限られている場合を除く。)は「1」を、取得していない場合は「2」を記入すること。
26. 「ISO9001の登録の有無」の欄は、審査基準日において、国際標準化機構9001の規格により登録されている場合(登録範囲に建設業が含まれていない場合及び登録範囲の一部の範囲に限られている場合を除く。)は「1」を、登録されていない場合は「2」を記入すること。
27. 「ISO14001の登録の有無」の欄は、審査基準日において、国際標準化機構14001の規格により登録されている場合(登録範囲に建設業が含まれていない場合及び登録範囲の一部の範囲に限られている場合を除く。)は「1」を、登録されていない場合は「2」を記入すること。

記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。

ただし、会社法(平成17年法律第96号)第2条第9号に規定する大会社にあつては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。ただし、研究開発費(前期平均)を計算する際に生じる百万円未満の端数については切り捨てずそのまま記入すること。

記入すべき割合及び率は、小数点第2位以下の端数を切り捨てて表示すること。

号に該当する者(二級の登録経理講習を受講した者と同等以上と認められる者とされる者に限る。)の人数の合計を記入すること。

2. 「研究開発費(前期平均)」の欄は、審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前期平均研究開発費の前期平均の額を記入すること。ただし、会計監査人監査以外の建設業者はカラムに「0」を記入すること。また、表内のカラムに審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前期平均研究開発費に関する研究開発費の額を記入すること。

24. 「建設機械の所有及びリース台数」の欄は、審査基準日において、自ら所有し、又はリース契約(審査基準日から1年7月以上の使用期間が定められているものに限る。)により使用する建設機械(建設業法施行令(昭和29年政令第24号)別表に規定するショベルキャブ系掘削機、ブルドーザー、トラッククレーン及びクレーンブーム、土留等の運搬する貨物自動車であつて自動車検査証(建設業車両法(昭和28年法律第165号)第40条第1項)の自動車検査証をいう。)の車体の形状が掘削機「クレーン」、クレーンブーム、クレーンブーム、クレーンブーム)と記載されているもの並びに労働安全衛生法施行令(昭和47年法律第108号)別表第4号に掲げるつり上げ荷重が3トン以上の移動式クレーン、同令第13条第3項第34号に掲げる作業高さ2メートル以上の高所作業車、同令別表第74号に掲げる締着用機械及び同表第6号に掲げる解体用機械について、台数の合計を記入すること。

25. 「エコアクション21の認証の有無」の欄は、審査基準日において、エコアクション21の認証を取得している場合(認証範囲に建設業が含まれていない場合でも当該認証の一部の範囲に限られている場合を除く。)は「1」を、取得していない場合は「2」を記入すること。

26. 「ISO9001の登録の有無」の欄は、審査基準日において、国際標準化機構9001の規格により登録されている場合(登録範囲に建設業が含まれていない場合及び登録範囲の一部の範囲に限られている場合を除く。)は「1」を、登録されていない場合は「2」を記入すること。

27. 「ISO14001の登録の有無」の欄は、審査基準日において、国際標準化機構14001の規格により登録されている場合(登録範囲に建設業が含まれていない場合及び登録範囲の一部の範囲に限られている場合を除く。)は「1」を、登録されていない場合は「2」を記入すること。

様式第二十五号の十五(第十九条の九、第二十一条の四関係)

経営規模等評価結果通知書
総合評価値通知書

許可 一 号
令和 年 月 日
審査基準日
電話 番号
資本金 額
完成工事高/売上高 (%)
行政 記 入 欄

経営規模等評価の結果 を通知します。
総合評価値

令和 年 月 日

印

Table with columns for construction types (e.g., concrete, steel, etc.), completion rates, and evaluation scores. Includes a sub-table for technical staff counts.

(参考)

Financial summary table with columns for items (e.g., fixed assets, liabilities) and calculated ratios (e.g., debt-to-equity ratio).

[金額単位: 千円]

Table for self-capital and profit/loss ratios.

Large table for various social and labor-related indicators, including employee benefits, training, and safety.

様式第二十五号の十六(第二十一条の五関係)

(用紙A4)

Registration application form for business status analysis, including fields for applicant name, address, and business start date.

備考

- 1 ※印のある欄には、記載しないこと。
2 「新規・更新」については、不要のものを消すこと。

様式第二十五号の十八(第二十一条の九第一項関係)

(用紙A4)

経営状況分析結果報告書
建設業法施行規則第21条の9第1項の規定により、経営状況分析の結果を報告します。

令和 年 月 日

登録経営状況分析機関名
登録番号

国土交通大臣 殿

結果通知日	申請者名
許可番号	申請者番号
審査基準日	審査基準日
法人又は個人の別	法人又は個人の別
単独決算又は連結決算の別	単独決算又は連結決算の別
特記事項	

経営状況	
純支払利息比率	点
負債回転期間	数
総売上総利益率	
売上高経常利益率	
自己資本対固定資産比率	
自己資本比率	
営業キャッシュフロー	
利益剰余金	
経営状況の評点(Y)	

勘定科目等		審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度	審査対象事業年度
受取	形			
完成工事未収入	金			
未成工事支出	品			
材料貯蔵	金			
販売期費用	産			
前払税金	金			
繰延税金	用			
未立戻金	産			
仮払流動資産	金			
貸倒引当金(「流動資産」の部に計上されたものに限る。)	産			
繰延税金	金			
貸倒引当金(「投資その他の資産」の部に計上されたものに限る。)	産			
固定資産	計			
支払	計			
工事未払	形			
買有	金			
未払	債			
	金			
	用			

* 繰延税金	繰延税金	繰延税金	繰延税金	繰延税金	繰延税金
* 未成工事受取	未成工事受取	未成工事受取	未成工事受取	未成工事受取	未成工事受取
* 前当金(「流動負債」の部に計上されたものに限る。)	前当金(「流動負債」の部に計上されたものに限る。)	前当金(「流動負債」の部に計上されたものに限る。)	前当金(「流動負債」の部に計上されたものに限る。)	前当金(「流動負債」の部に計上されたものに限る。)	前当金(「流動負債」の部に計上されたものに限る。)
* 仮払流動負債	仮払流動負債	仮払流動負債	仮払流動負債	仮払流動負債	仮払流動負債
* 繰延税金	繰延税金	繰延税金	繰延税金	繰延税金	繰延税金
* 前当金(「固定負債」の部に計上されたものに限る。)	前当金(「固定負債」の部に計上されたものに限る。)	前当金(「固定負債」の部に計上されたものに限る。)	前当金(「固定負債」の部に計上されたものに限る。)	前当金(「固定負債」の部に計上されたものに限る。)	前当金(「固定負債」の部に計上されたものに限る。)
* 固定負債	固定負債	固定負債	固定負債	固定負債	固定負債
* 負債	負債	負債	負債	負債	負債
* 利益剰余金	利益剰余金	利益剰余金	利益剰余金	利益剰余金	利益剰余金
* 少数株主持分	少数株主持分	少数株主持分	少数株主持分	少数株主持分	少数株主持分
* 純負債	純負債	純負債	純負債	純負債	純負債
* 受取	受取	受取	受取	受取	受取
* 売上	売上	売上	売上	売上	売上
* 売上総利益	売上総利益	売上総利益	売上総利益	売上総利益	売上総利益
* 営業外	営業外	営業外	営業外	営業外	営業外
* 営業外	営業外	営業外	営業外	営業外	営業外
* 経常利益又は経常損失(申請者が個人の場合は事業主利益又は事業主損失)	経常利益又は経常損失(申請者が個人の場合は事業主利益又は事業主損失)	経常利益又は経常損失(申請者が個人の場合は事業主利益又は事業主損失)	経常利益又は経常損失(申請者が個人の場合は事業主利益又は事業主損失)	経常利益又は経常損失(申請者が個人の場合は事業主利益又は事業主損失)	経常利益又は経常損失(申請者が個人の場合は事業主利益又は事業主損失)
* 特別	特別	特別	特別	特別	特別
* 法人税	法人税	法人税	法人税	法人税	法人税
* 住民税	住民税	住民税	住民税	住民税	住民税
* 所得税	所得税	所得税	所得税	所得税	所得税
* 及び	及び	及び	及び	及び	及び
* 事業	事業	事業	事業	事業	事業
* 損失	損失	損失	損失	損失	損失
* 税額	税額	税額	税額	税額	税額

- 6 「報告先」の欄は、第21条の6第4号の規定に基づいて国土交通大臣又は都道府県知事に報告を行った場合における地方整備局若しくは北海道開発局又は都道府県の名称を記載すること。
- 7 申請者ごとに区分して記載すること。

様式第二十六号(第二十三条の三関係)

(用紙A4)

建設業者監督処分簿

1. 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称			代表者氏名	
主たる営業所の所在地				
許可番号	国土交通大臣 知事	(般 一) 特	第 号	許可を受けている建設業の種類

2. 処分に関する事項

処分年月日	令和 年 月 日	処分を行った者	
根拠法令	該当		
処分の内容			
処分の原因となつた事実			
その他参考となる事項			

様式第二十七号(第二十四条関係)

<p>建設業法第三十一条第二項において準用する同法第二十六条の第二十二項の規定による立入検査証</p> <p>所属部局課名 身分及び職名 氏 名 生 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">都 道 府 県 知 事 印</p>	<p style="text-align: center;">第 号 令和 年 月 日交付</p> <p style="text-align: center;">建設業法摘要</p> <p>第二十六条の二十一 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。</p> <p>3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。</p> <p>第三十一条 国土交通大臣は、建設業を営むすべての者に対して、都道府県知事は、当該都道府県の区域内で建設業を営む者に対して、特に必要があると認めるときは、その業務、財産若しくは工事施工の状況につき、必要な報告を徴し、又は当該職員をして営業所その他営業に關係のある場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>2 第二十六条の二十二第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。</p>
--	--

様式第二十八号(第二十五条関係)

建設業の許可を受けた建設業者が標識を店舗に掲げる場合

建設業の許可票			
商号又は名称			
代表者の氏名			
一般建設業又は特定建設業の別	許可を受けた建設業	許可番号	許可年月日
		国土交通大臣 知事 許可()第 号	
		国土交通大臣 知事 許可()第 号	
この店舗で営業している建設業			

35cm以上

40cm以上

記載要領

「国土交通大臣知事」については、不要のものを消すこと。

様式第二十九号(第二十五条関係)

建設業の許可を受けた建設業者が標識を建設工事の現場に掲げる場合

25cm以上	建設業の許可票			
	商号又は名称			
	代表者の氏名			
	主任技術者の氏名	専任の有無		
	資格名	資格者証交付番号		
	一般建設業又は特定建設業の別			
	許可を受けた建設業			
	許可番号	国土交通大臣 知事	許可()第	号
許可年月日				
35cm以上				

記載要領

- 1 「主任技術者の氏名」の欄は、法第26条第2項の規定に該当する場合には、「主任技術者の氏名」を「監理技術者の氏名」とし、その監理技術者の氏名を記載すること。
- 2 「専任の有無」の欄は、法第26条第3項本文の規定に該当する場合に、「専任」と記載し、同項ただし書に該当する場合には、「非専任(監理技術者を補佐する者を配置)」と記載すること。
- 3 「資格名」の欄は、当該主任技術者又は監理技術者が法第7条第2号ハ又は法第15条第2号イに該当する者である場合に、その者が有する資格等を記載すること。
- 4 「資格者証交付番号」の欄は、法第26条第3項の規定により専任の者でなければならない監理技術者(特例監理技術者を含む。)を置く場合に、当該監理技術者が有する資格者証の交付番号を記載すること。
- 5 「許可を受けた建設業」の欄には、当該建設工事の現場で行っている建設工事に係る許可を受けた建設業を記載すること。
- 6 「国土交通大臣知事」については、不要のものを消すこと。

様式第三十号(第二十九条関係)

<p>建設業法第四十一条の二第五項において準用する同法第二十六条の第二十二項の規定による立入検査証</p> <p>所屬部局課名</p> <p>身分及び職名</p> <p>氏名</p> <p>生年月日</p>	<p>第 号</p> <p>令和 年 月 日交付</p> <p style="text-align: right;">都道府県 知事 印</p>	<p style="text-align: center;">建設業法摘要</p> <p>第二十六条の二十一</p> <p>2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。</p> <p>3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。</p> <p>第四十一条の二</p> <p>4 国土交通大臣又は都道府県知事は、前三項の規定の施行に必要な限度において、その許可を受けた建設業者(都道府県知事にあつては、その許可を受けた建設業者又は当該都道府県の区域内で建設業を営む者)に建設資材を引き渡した建設資材製造業者等に対して、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、事務所、工場、倉庫その他の場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>5 第二十六条の二十一第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。</p>
---	--	---

職 業 能 力 開 発 促 進 法		消 防 法	水 道 法	通 信 事 業 法	電 気 通 信 事 業 法	電 気 工 事 法	電 気 工 事 法	電 気 工 事 法
7 5	給排水衛生設備配管 (1級)							衛生工学「廃棄物・資源循環」・総合技術監理 (衛生工学「廃棄物・資源循環」)
7 4	冷凍空気調和機器施工・空気調和設備配管 (1級)							
6 C	ウエルポイント施工 (1級) (附則第4条該当)							
6 6	ウエルポイント施工 (1級)							
7 A	コンクリート圧送施工 (1級) (附則第4条該当)							
7 3	コンクリート圧送施工 (1級)							
5 B	とび・とび工 (1級) (附則第4条該当)							
5 7	とび・とび工 (1級)							
7 2	左官 (1級)							
6 B	型枠施工 (1級) (附則第4条該当)							
6 4	型枠施工 (1級)							
7 1	建築大工 (1級)							
6 9	乙種							
6 8	甲種消防設備士							
6 5	給水装置工事主任技術者 1年							
3 5	工事担任者 3年							
5 9	電気通信主任技術者 5年							
5 8	電気主任技術者 (第1種) (第3種) 5年							
5 6	第一種電気工事士							
5 5	第二種							
5 4								

9 3	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工 (1級)							
9 2	畳製作・畳工 (1級)							
6 7	路面標示施工							
9 1	噴霧塗装 (1級)							
9 0	金属塗装・金属塗装工 (1級)							
8 9	建築塗装・建築塗装工 (1級)							
8 8	塗装・木工塗装・木工塗装工 (1級)							
8 7	ガラス施工 (1級)							
8 6	かわらぶき・スレート施工 (1級)							
8 5	板金・板金工・打出し板金 (1級)							
8 4	板金「建築板金作業」・建築板金「内外装板金作業」・板金工「建築板金作業」 (1級)							
8 3	工場板金 (1級)							
8 2	鉄筋組立て・鉄筋施工 (1級)							
8 1	鉄工・製罐 (1級)							
8 0	石工・石材施工・石積み (1級)							
7 9	ブロック建築・ブロック建築工 (1級)・コンクリート積みブロック施工							
7 8	築炉・築炉工 (1級)・れんが積み							
7 7	タイル張り・タイル張り工 (1級)							
7 0	建築板金「ダクト板金作業」 (1級)							
7 6	配管・配管工 (1級)							

501	土木工事業についてその他の技術者と同等以上の潜在的能力があると国土交通大臣が認定した者に該当
502	建築工事業
503	大工工事業
504	左官工事業
505	とび・土工事業
506	石工事業
507	屋根工事業
508	電気工事業
509	管工事業
510	タイル・れんが・ブロック工事業
511	鋼構造物工事業
512	鉄筋工事業
513	舗装工事業
514	しゅんせつ工事業
515	板金工事業
516	ガラス工事業
517	塗装工事業
518	防水工事業
519	内装仕上工事業
520	機械器具設置工事業
521	熱絶縁工事業
522	電気通信工事業
523	造園工事業
524	さく井工事業

412	鉄筋工事業
413	舗装工事業
414	しゅんせつ工事業
415	板金工事業
416	ガラス工事業
417	塗装工事業
418	防水工事業
419	内装仕上工事業
420	機械器具設置工事業
421	熱絶縁工事業
422	電気通信工事業
423	造園工事業
424	さく井工事業
425	建具工事業
426	水道施設工事業
427	消防施設工事業
428	清掃施設工事業
429	解体工事業

525	建具工事業
526	水道施設工事業
527	消防施設工事業
528	清掃施設工事業
529	解体工事業

601 登録基幹技能者講習を修了した者と同等以上の潜在的能力があると国土交通大臣が認定した者に該当

備考 1級技術者：法第15条第2号イに該当する者
 2級技術者：法第27条第1項の技術検定その他の法令の規定による試験で当該試験に合格することによって直ちに法第7条第2号ハに該当することとなるものに合格した者又は他の法令の規定による免許若しくは免状の交付（以下「免許等」という。）で当該免許等を受けることにより直ちに同号ハに該当することとなるものを受けた者であつて1級技術者及び登録基幹技能者講習を修了した者以外の者
 その他の技術者：法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は法第15条第2号ハに該当する者で1級技術者、登録基幹技能者講習を修了した者及び2級技術者以外の者
 登録基幹技能者講習を修了した者：第18条の3第2項第2号の登録を受けた講習を終了した者で1級技術者以外の者